阿見 町議会会議録

平成28年第4回定例会 (平成28年12月8日~12月22日)

阿見町議会

平成28年第4回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
◎会期日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
◎第1号(12月8日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
〇出席,欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○議事日程第1号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○開 会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
• 会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
• 会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
• 諸般の報告	1 0
• 常任委員会所管事務調査報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 1
• 議員派遣報告	1 7
議案第106号(上程,説明,質疑,委員会付託)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
議案第107号(上程,説明,質疑,委員会付託)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
・議案第108号から議案第112号(上程、説明、質疑、委員会付託) ・・・・・・・	2 3
・議案第113号から議案第119号(上程,説明,質疑,委員会付託) ・・・・・・・	2 5
議案第120号(上程,説明,質疑,委員会付託)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
議案第121号(上程,説明,質疑,委員会付託)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
• 請願第 5 号(上程,委員会付託) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 6
決議案第1号(上程,説明,質疑,討論,採決)····································	3 8
・追加日程第1 水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する	
特別委員会の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 2
・追加日程第2 水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する	
特別委員会の委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
・追加日程第3 水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する	
特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9
○散 会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
◎第2号(12月9日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5 3
○出席. 欠席議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5.3

○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		5	3
○議事日程第2号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	,	5	5
○一般質問通告事項一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	,	5	6
○開 議		5	7
• 一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	,	5	7
海野 隆	,	5	7
永井 義一	,	8	2
高野 好央	. 1	0	5
石引 大介	. 1	1	1
○散 会	1	2	1
◎第3号(12月12日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	. 1	2	3
〇出席,欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 1	2	3
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 1	2	3
○議事日程第3号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2	5
○一般質問通告事項一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2	6
○開 議	. 1	2	7
・諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2	7
・議案第122号から議案第123号(上程,説明,質疑,委員会付託)・・・・・・・	. 1	2	7
• 一般質問 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	. 1	2	8
難波千香子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 1	2	9
栗原 宜行 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	. 1	5	3
柴原 成一·····	. 1	7	7
倉持 松雄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 1	8	5
久保谷	. 1	8	9
休会の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	1	5
○散 会	. 2	1	5
◎第4号(12月22日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	. 2	1	7
○出席,欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	1	7
○出席説明員及び会議書記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	1	7
○議事日程第4号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	1	9

○開 議	2 2 1
• 行政報告·····	2 2 1
•議員提出議案第2号(上程,説明,質疑,討論,採決)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2 1
議案第107号(委員長報告,討論,採決)	2 2 2
・議案第108号から議案第112号(委員長報告、討論、採決)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2 5
・議案第113号から議案第119号(委員長報告,討論,採決)・・・・・・・・・・・	2 2 7
議案第120号(委員長報告,討論,採決) ····································	2 3 3
議案第121号(委員長報告,討論,採決) ····································	2 3 4
・議案第122号から議案第123号(委員長報告、討論、採決)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3 5
請願第5号(委員長報告, 討論, 採決) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2 3 6
意見書案第3号(上程,説明,質疑,討論,採決) ····································	2 3 7
・水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3 8
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査	
	2 3 9
○閉 会	2 4 0

第4回定例会

阿見町告示第276号

平成28年第4回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年11月30日

阿見町長 天田 富司男

1 期 日 平成28年12月8日

2 場 所 阿見町議会議場

平成28年第4回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	12月8日	(木)	午前10時	本会議	・開会・議案上程・提案理由の説明・質疑・委員会付託
第2日	12月9日	(金)	午前10時	本会議	• 一般質問 (4名)
第3日	12月10日	(土)	休	会	• 議案調査
第4日	12月11日	(日)	休	会	• 議案調査
第5日	12月12日	(月)	午前10時	本会議	• 一般質問 (5名)
第6日	12月13日	(火)	午前10時	委員会	総務(議案審査)
77 O L	12月10日		午後2時	委員会	・民生教育(議案審査)
第7日	12月14日	(水)	午前10時	委員会	• 産業建設 (議案審査)
第8日	12月15日	(木)	休	会	• 議案調査
第9日	12月16日	(金)	休	会	• 議案調査
第10日	12月17日	(土)	休	会	• 議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	12月18日	(日)	休	会	・議案調査
第12日	12月19日	(月)	休	会	• 議案調査
第13日	12月20日	(火)	休	会	• 議案調査
第14日	12月21日	(水)	休	会	• 議案調査
第15日	12月22日	(木)	午前10時	本会議	・委員長報告・討論・採決・閉会

第 1 号

[12月8日]

平成28年第4回阿見町議会定例会会議録(第1号)

平成28年12月8日(第1日)

○出席議員

1番 紙 井 和 美 君 2番 石 引 大 介 君 3番 井 田 真 一 君 4番 高 野 好 央 君 5番 口達哉君 樋 6番 栗 原宜行君 7番 口雅弘君 野 永 井 義 一 君 8番 9番 海 野 隆 君 10番 平 岡 博 君 11番 久保谷 充 君 川畑秀慈君 12番 難 波 千香子 君 13番 14番 柴 原 成 一 君 15番 久保谷 実 君 16番 吉田憲市君 17番 倉 持 松 雄 君 佐藤幸明君 18番

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

 町
 長
 天
 田
 富司男
 君

 教
 育
 長
 菅
 谷
 道
 生
 君

 町
 長
 公
 室
 長
 條
 崎
 慎
 一
 君

 総
 務
 部
 長
 小
 口
 勝
 美
 君

町民生活部長 篠原尚彦君 保健福祉部長 野 利 明 飯 君 產業建設部長 湯 原 幸 徳 君 教育委員会教育次長 大 野 利 明 君 会計管理者兼 佐 藤 吉 君 会 計 課 長 政策秘書課長 佐 藤 哲 朗 君 総 務 課 長 青 公 雄 君 山 財 政 課 長 大塚芳夫 君 税 務 課 長 菊 池 彰 君 収 納 課 長 村 田敦志 君 民 長 山 裕見子 町 課 飯 君 高齢福祉課長兼 湯 原 勝行君 福祉センター所長 国保年金課長 柴 山 義一 君 道路公園課長 大 塚 康夫 君 博 上下水道課長 坪 田 君

○議会事務局出席者

 事 務 局 長 吉 田 衛

 書 記 大 竹 久

平成28年第4回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成28年12月8日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会所管事務調查報告
- 日程第5 議員派遣報告
- 日程第6 議案第106号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第7 議案第107号 阿見町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の 制定について
- 日程第8 議案第108号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 議案第109号 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 の一部改正について
 - 議案第110号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条 例の一部改正について
 - 議案第111号 阿見町税条例等の一部改正について
 - 議案第112号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第113号 平成28年度阿見町一般会計補正予算(第3号)
 - 議案第114号 平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
 - 議案第115号 平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3 号)
 - 議案第116号 平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3 号)
 - 議案第117号 平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)
 - 議案第118号 平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2 号)
 - 議案第119号 平成28年度阿見町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第120号 阿水新工第17号福田工業団地内浄水場新設工事請負契約につ

いて

- 日程第11 議案第121号 町道路線の廃止について
- 日程第12 請願第5号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を 求める請願
- 日程第13 決議案第1号 水道事務所に導入された追尾型太陽光発電システムの調査に関する決議
- 追加日程第1 水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会 の設置について
- 追加日程第2 水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会 の委員の指名について
- 追加日程第3 水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会 の委員長、副委員長の互選結果報告

午前10時00分開会

○議長(紙井和美君) おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成28年 第4回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了 承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長(紙井和美君) 日程第1,会議録署名議員の指名について,本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって,

18番 佐藤幸明君 2番 石引大介君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長(紙井和美君) 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にいたします。

本件については、去る12月1日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○議会運営委員会委員長(佐藤幸明君) 皆さん、おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成28年第4回定例会につきまして、去る12月1日、議会運営委員会を開催いたしました。 出席委員は5名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から12月22日までの15日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、 提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目,12月9日は午前10時から本会議で一般質問,4名。

3日目から4日目までは休会で議案調査。

5日目,12月12日は午前10時から本会議で一般質問,5名。

6日目,12月13日は委員会で,午前10時から総務常任委員会。午後2時からは民生教育常任 委員会。

7日目,12月14日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8日目から14日目までは休会で議案調査。

15日目,12月22日は最終日となりますが,午前10時から本会議で委員長報告,討論,採決,閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願い申し上げまして、報告といたします。

昨日が二十四節気の1つ大雪に当たるそうです。大変寒くなってまいりました。皆さん方, それぞれですね、健康に留意され、この定例会に臨んでいただきたいと思うところでございま す。

○議長(紙井和美君) お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から12月22日までの15日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月22日までの15日間と決定いたしました。

諸般の報告

- ○議長(紙井和美君) 次に、日程第3、諸般の報告を行います。
- ○議長(紙井和美君) 議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第106号から議案第121号のほか、奨学金制度の 改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願、以上17件であります。

次に、本日までに受理した陳情書は、要望書(一般社団法人茨城県建築士事務所協会)の1 件です。内容は、お手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、監査委員会から平成28年8月分から平成28年10月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は お手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

次に、閉会中における委員会・協議会等の活動状況はお手元に配付しました参考資料のとお

りです。

次に、平成28年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、12月7日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調査報告

○議長(紙井和美君) 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員会では、閉会中における事務調査を実施いたしました。

ここで,委員長より調査結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長(吉田憲市君) 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、先月行いました総務常任委員会事務調査について御報告申し上 げます。

私たちは、阿見町の中間処理施設霞クリーンセンターが平成9年4月に稼働して以来約19年が経過をし、施設の老朽化が進んでいることから、次期施設の整備検討の時期に入っているとの認識のもと、将来施設更新の際に、より実効性の高い効率のよい施設運営を可能にすることを目的とし、すぐれた先進地であります滋賀県大津市、大津市北部クリーンセンター及び大阪府枚方市、枚方市東部清掃工場を、去る11月10日から11月の11日の2日にかけて、議員6名、町民生活部長、事務局1名で視察研修をしてまいりました。

まず、1日目に訪れた大津市北部クリーンセンターでは、主にプラスチック製容器包装類の 資源化についてを研修させていただきました。

大津市の人口は約34万人で、1日当たり5トンから6トンの収集があるということです。リサイクルしているプラスチック製容器包装類はプラマークのついたものに限るということで、分別が必要となり、当施設では作業人により手選別で行っているとのこと。実際の現場を拝見しましたところ、6名の作業員が長年の経験のみと素早い身動きで選別作業をこなしておりました。本当に感心をいたしました。

大津市のプラスチック容器資源化施設は直営ではなく、手選別は再生資源協同組合が、機械 運転については川重環境エンジニアリングに委託をしているとのことでした。

プラスチックの分別を開始した後、日本容器包装リサイクル協会が年に1回、年度品質調査を行い、AからDランクに分けられ、Bランク以下が続くと、最悪に場合、プラスチックごみ

を出さないでくれという厳しい処理を受けるそうです。

ちなみに大津市では、直近5年間、95%以上のプラスチックで構成されているということで、 Aランクの評価だそうです。

大津市では、人口の増加とともにごみの量が年々増え続け、ごみ処理施設の能力が限界に近づいていることもあり、可燃ごみに含まれるプラスチック製容器包装を分別収集することによって、焼却ごみの減量につながると、それに伴って焼却施設の延命化が図れるとともに、プラスチック製容器包装分別収集することで、リサイクル率も上がるということで、平成19年2月から本格的に開始したとのことですが、ここには課題があるということです。

その課題は、プラスチック製容器包装のリサイクルの状況、容器包装のリサイクルの制度上の問題、経費負担が大きいという、この3つだそうです。

大津市では、施設ができて20年が経過しているということで、新施設の計画があり、33年度と34年度と順次新施設が稼働する。その施設では、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収して高効率発電を行うサーマルリサイクルが可能になることから、現行のリサイクル方式を改めて、焼却ごみの処理も視野に入れて検討を行って、今進めているとのことです。

大津市では、今現在、収集にかかる費用は大体1億と400万円、施設運営に大体6,000万円、リサイクル協会に一部負担金を拠出、合計1億9,000万円がかかっております。もしこれを焼却してしまったならば、収集費用がかかるだけで、大体3,600万円でおさまると。市としては、1億5,000万円ほどの経費が浮くと試算でき、それに売電費用、施設で使う電力を自分でできますので、施設が使う電力消費も減ります。市としては、財源も助かるメリットがあり、大津市としては、焼却処理に変更するかもしれないということでありました。

実際,近隣市の和歌山市では、今年度からプラスチック製容器包装については分別収集をやめ、一般の可燃ごみと一緒に焼却し、それによる熱回収で発電して売電しているとのことです。 全国的にそういった流れになっているとのことをお聞きいたしました。

2日目に、大阪府枚方市東部清掃工場では、焼却排ガスの廃熱利用発電及び希少金属等の資源回収並びに灰の溶融処理・固化による焼却残渣の減容化等について研修をさしていただきました。

当工場は、平成20年12月に稼働した、敷地面積8万6,000平米の敷地に建つ超近代的な施設でありました。当施設の経緯は、一般廃棄物の焼却を穂谷川清掃工場第2プラント300トン、第3プラントで200トン処理していますが、この第2プラントの老朽化が進んだため、第2プラントの代替施設として東部清掃工場の建設事業を平成16年から始めていたもので、現在は穂谷川清掃工場第3プラントと東部清掃工場の2カ所の清掃工場でのみ、ごみ処理を行っているとのことでありました。

主に施設は廃棄物の適正処理、公害防止対策の強化、エネルギーの効果的利用を図った施設で、環境に配慮した高度な設備を備えており、焼却施設は全連続焼却式ごみ処理のストーカ式で、1日120トンの炉が2基、交互運転をしているということでございます。

発電設備は、発電能力4,500キロワット。周期腹水タービンを備えております。主な建築物は、管理棟、焼却棟、破砕棟、計量棟、洗車場、守衛棟、煙突があります。この煙突が、非常に高い煙突で、なんかイベントがありまして、煙突を上るという、近隣のですね、子供たちと煙突を上るツアーとか、そういうものを考えてですね、この清掃工場のあり方を理解していただいているということもお聞きをいたしました。

本施設の排ガスの基準は,ばいじん,塩化水素,硫黄酸化物,ダイオキシン類,水銀,それぞれ法令より厳しい自主基準を設けて,環境への負荷低減においては,設計時点で世界最高基準と自負しておりました。

発電施設に要した費用は、建設費は約3億円、ごみ1トン当たりの建設費は4,838万7,000円だそうです。売電収入は年間約3億円。山元還元により処理した飛灰の量は591.19トン。処分費用が2,357万1,000円ですと。飛灰の量を600トンと算出して、銅が約6トン、鉛が6トン、亜鉛が約23トン採取されるそうです。売電収入は、これからも大体年間2億5,000万円ほどは見込んでいきたいということをお話ししておりました。

さらに、当工場の灰溶融炉では、炉床下にメタル成分が付着するので、二、三年に1回取り除いているとのことです。取り除いた炉床メタルの中には金やプラチナが含まれており、平成20年から23年度までに売り払い額が2,235万8,000円の収入があったということです。

1日目の視察と2日目の視察では雲泥の差がありました。施設的にも、手選別と世界最高水準の機械を用いた施設と。これがですね、圧倒的にですね、大差があったような気がいたします。現実と将来を視察研修させていただいたような気がいたします。

阿見町のクリーンセンター次期施設整備に関しては、まだまだ先進地視察研修を重ねていく 必要があると。施設更新の際には、阿見町の人口等を考慮した適度の実効性のある施設整備運 営ができれば幸いかなと思いました。

最後に、大津市北部クリーンセンター、居場所長さんを初め関係職員の皆様と、枚方市東部 清掃工場、永田所長さんを初め関係職員の皆様に、この場をおかりしまして御礼を申し上げま す。ありがとうございました。

申しおくれましたが、このようなすばらしい研修場所を手配してくれました霞クリーンセンター、センター長、石神所長に感謝を申し上げ、以上、委員長報告とさしていただきます。

○議長(紙井和美君) 次に、民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

〇民生教育常任委員会委員長(川畑秀慈君) 皆さん、おはようございます。

それでは、民生教育常任委員会所管事務調査について御報告申し上げます。

民生教育常任委員会は、去る11月16日から17日にかけて、石川県七尾市にある障がい福祉サービス事業所、就労継続支援B型、ゆうの丘と、石川県金沢市にあるシェア金沢に視察に行ってまいりました。参加者は、委員会6名全員と保健福祉部長の飯野部長、それと議会事務局から湯原主任の合計8名でございました。

初日16日は、午後1時から3時まで、障がい福祉サービス事業所ゆうの丘に、地域に根ざした障害福祉サービス事業の取り組みについて視察研修をしてまいりました。

ゆうの丘は,石川県七尾市の旧七尾商業高等学校同窓会館にあり,理事長の本田さんにより 丁寧な説明がございました。

施設の概要は、平成19年に自立支援基盤事業により旧七尾商業高等学校同窓会館を改修した ものでした。構造は鉄筋3階建て、障害者トイレの設置、スロープ、手すり及びバリアフリー 化をされています。平成28年4月現在の利用人数は、定員30名に対して37名、知的、精神、身 体の3障害に対応しています。職員体制は、支援員12名です。

理事長の本田さんは、御自身が障害者の支援を始めるきっかけになったところから話をされました。それは、ある40代前半の友人が精神的に病んでいると聞いておったところ、その友人と町で出会い、話をされたそうです。友人は元気になったから大丈夫だと言い、その場は別れました。ところが、翌日、友人が自ら命を絶ったことを知り、本田さんは悲しみに暮れたそうです。そして、障害を抱えている人たちの居場所づくりをしなければとの思いに立ち、郵便局定年間近の郵便局の仕事をしておりましたが、障害者の支援をするために、さまざまなところで研修をし学んだそうです。そして、行政及び市民の偏見と無知から来る差別と闘い、多くの障害を乗り越えて、平成19年に国からの補助金を使い、施設の改修を行い、平成20年3月末に工事が完了し、施設が運営を開始されました。

開設当初は、利用者の中には親を亡くして1人で生活している人もおり、持ってくるお弁当は白い御飯におかずは梅干しだけだったそうです。本田さんはそれを見て、翌日から御自身も同じ白い御飯と梅干しだけのお弁当を持って行ったそうです。そして、御自身でさまざまなことに挑戦し、現在に至った。そして、行政、地域住民の意識を大きく変え、障害者の社会参加を大きく推進してこられました。

ここの施設の利用者は、全員が地域のボランティア活動をしています。冬は高齢者のお宅の前の雪かき、また側溝の泥上げ、高齢者施設での地元和太鼓の演奏、学校でのグリーンカーテンづくり等々、皆さんが地域社会の中で生き生きと活動していることを伺い、大変感動をいたしました。本田さんいわく、自宅と施設の往復では施設にいるのと余り変わらない。どんどん

外に出ていくことで、みんなの意識、考え方が変わっていくと言っておられました。地元の自 治会にも入っており、地域の人たちからも評判がよく、大変頼りにされていると伺いました。

また、利用者の工賃を少しでも増やそうと、さまざまな事業に取り組んでおられます。原木シイタケの栽培。これは直径10センチ以上、厚さが5センチから6センチ以上のものができ上がりますと、1個数万円で取引される。そういう「のと115」の栽培と販売、アルミ缶回収プレス、クッキー、パウンドケーキ製造販売、ビーズ製品等々、さまざまなことに取り組まれています。また、公園、庭園の清掃、出前喫茶等、さまざまな施設や地域のイベントで行っておられます。今、工賃は1人2万円弱から3万円くらいだそうです。

なお、ここで、施設でつくられているクッキーは絶品で、地元のお祝い事などでも使われているそうです。施設で働いている支援員の方たちの優しさや、利用者の皆さんの明るく生き生きと仕事をしている姿が、今でも思い浮かびます。理事長の本田さんを初め、支援員の皆さんの利用者の皆さんには大変お世話になりました。また、おかげですばらしい研修ができたことを、この場をおかりして御礼を申し上げます。

さて、翌17日は、金沢市、シェア金沢を視察してまいりました。

シェア金沢では、高齢者、若者、病気の人、障害のある人が、つながり、支え合い、ともに暮らすまちづくり、これをテーマに行っております。ここは1,100坪ほどの敷地内に、障害者施設、児童養護施設、ケア付き高齢者住宅など、さまざまな福祉関連の施設が混在する、そのような取り組みです。

事務長の西田さんに御挨拶をし、本部棟の施設内と街の中を見てまいりました。天候が悪いせいか、街の中での人通りがありませんでした。本部棟内では、福祉法人の概要説明のスライド、映像等の紹介があり、それを見てまいりました。

当初スタートしたときとは少し趣が変わっているような感じを受けました。人と人との触れ合いを見ることができなかったのが残念でした。ここでは、温かいコミュニティーをつくることの難しさを感じました。

シェア金沢の職員の皆様には、お忙しい中、施設内の視察をさせていただき、大変ありがと うございました。この場をおかりして御礼申し上げ、民生教育常任委員会所管事務調査の報告 を終わります。

以上です。

○議長(紙井和美君) 次に、産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(倉持松雄君) それでは、命によりまして、先日行いました産業建設常任委員会所管事務調査について御報告を申し上げます。

去る平成28年11月24日,25日の両日,地産地消及び新商品開発を学ぶために,委員6名,産業建設部長,議会事務局1名で,地域産業の活性化,農産物ブランド事業の先進地である栃木県塩谷町及び福島県白河市へ視察研修してまいりました。

1日目の、栃木県塩谷町は、栃木県の北部に位置し、西は日光市、東は矢板市、南は宇都宮市に接しており、東西18キロメートル、南北21キロメートルの三角の形に広がり、総面積は175.99平方キロメートル、人口は1万2,000人の町ということでございます。

塩谷町は、昭和60年に、当時の環境庁より全国名水百選の認定を受け、尚仁沢の水として販売しており、町のシンボル高原山の中腹にある原生林に覆われた湧水群から清らかに澄んだ湧水が日量6万5,000トンも湧き出しており、全国名水百選の中でも有数の数量を誇っているとのことでございました。先日、皆様に御賞味いただきました水でございます。あれはお土産にもらってきた水です。

また、特産品では、県内随一の生産量を誇る菊や、産地化を目指しているところでございま すトマト、さらには町の伝統産業で、正月飾りに欠かせないしめ縄の生産量は関東随一という ことでございます。

それから、次に、道の駅を視察してまいりました。道の駅は、担当が今年度から総務常任委員会でございますので、私どもの委員会では、中身の農産物の販売のほうを視察してまいりました。道の駅の「湧水の郷しおや」という名前の道の駅は、平成24年6月にオープンし、農産物直売所は農村レストランが併設され、年間の来場者は41万人で、直売所の年間の売り上げ額は1億7,000万円。

運営形態はJAしおのやに委託し、農産物等の出荷に関しては、JAの組合員であること、 栽培履歴があること、安心安全であることのほかに、低価格ということで、売り上げが1年目 と比較して、現在は5倍となっているとのことでした。付加価値をつけて高く売るより、同じ 品物ならば、やや安いほうが売れるのではないかということでございました。

また、農村レストランの売上額は2,300万円とのことでした。

高齢化の問題や冬場の作物の確保等が課題でありますが、年間15回ぐらいのイベントを開催 し、来場者の増加を図り、売り上げを伸ばす努力を重ね、現在に至っているとのことでした。

当町でも平成32年度には道の駅の開業が予定されており、新商品の開発などは喫緊の課題であり、地域産業の活性化の観点から、大変参考になりました。

次に、2日目の、福島県白河市は、那須連峰を望む福島県の南部中央に位置し、市の中心部から県都福島市まで約90キロメートル、東京都心までは185キロメートルの距離にあります。 地域は、東西に約30キロメートル、南北に約30キロメートル広がり、総面積は305.32平方キロメートルとなっております。約半分を山林が占めています。市内には、阿武隈川を初めとする 多くの河川が縦横に流れ、これらの源流域には優良農地が広がり、豊かな田園風景を形成しています。また、市の中心部には、阿武隈川に沿った東西にコンパクトな市街地が広がっています。平成17年の平成の大合併により、1市3村が合併し、新しい白河市が誕生しました。合併前の白河市と私どもの阿見町を比べてみますと、人口や農業者数、農業産出額と、阿見町と同じくらいな規模であることでございました。

白河市は、現在、白河ラーメンや白河そば、白河だるまなどの、全国的にある程度の知名度を有していますが、米やトマトなどの農産物やその加工品等については、すぐれた産品があるにもかかわらず、消費地においてはその知名度は低く、消費者等へその魅力を伝えきれないのが現状であるとのことであります。そのため、白河の誇れるすぐれた産品を白河ブランドとして認証し、内外に向けPRしていくということで、認知度の向上や新規販路、需要の拡大による地域産業の振興、地域の活性化を目指しているとのことでした。

白河ブランドとして認証した商品は、ジャムやジュース、米など、現在30品目あり、今後は、 白河市農産物ブランド戦略委員と事業者が連携し、直売所などに白河ブランドコーナーを設置、 事業者間の連携を深め、6次商品試食品評会や売れるポップづくり研修会を開催するなど、販 路拡大に向けて取り組んでいくとのことでありました。

当町でも,新商品の開発に向け,今回の視察研修は大変参考となるところの研修でありました。

最後になりましたが、研修を受け入れてくださった栃木県塩谷町及び福島県白河市の関係者の皆様には大変お世話になりました。この場をおかりして厚く御礼を申し上げまして、産業建設常任委員会所管事務調査の報告といたします。

○議長(紙井和美君) 以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議員派遣報告について

○議長(紙井和美君) 次に、日程第5、閉会中に行われました議員派遣報告を行います。 地方自治法第100条第13項及び阿見町議会会議規則第121条第1項の規定により、別紙のとおり議長において決定した議員派遣報告を行います。

初めに、議会だより編集委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

[議会だより編集委員会委員長難波千香子君登壇]

○議会だより編集委員会委員長(難波千香子君) それでは、議会だより編集委員会における 町村議会広報研修について御報告申し上げます。

当委員会は、去る10月25日、委員5名と議会事務局より1名で、砂防会館で開催されました、

平成28年度町村議会広報研修会に参加させていただきました。北海道から沖縄まで199町村議会からの参加でありました。

まず、赤羽博之氏による「分かりやすく、伝わる広報誌の表記」、続いて、豊田健一氏による「読まれて、伝わる議会広報誌 ドラッカーに学ぶ【10のkeyword】」、最後に、 芳野政明氏による「第30回広報コンクール紙面クリニック」と「優秀賞受賞紙から学ぶ企画編集」と題しての研修でありました。

伝わる文章を書く3つのマナーとして、1、短く書く。2、重複を省く。3、具体的に書く についての文例を通しての御説明をいただきました。

また、広報とは、組織と社会との望ましい関係づくりであり、読者につながりを感じてもら う内容を切り口にし、住民を登場させ、議会、地域づくりについて語ってもらう。そして、読 んでもらえる紙面とはと題して、さまざまな角度からの御説明をいただきました。

議会広報誌には、議会改革の一環として、住民に開かれた議会実現を目指す取り組みが進む中で、議会の活動状況を広く住民に提供するための広報機能のみならず、住民の声を酌み取り、住民と議会の意思疎通を図るための広報機能であるべく、住民と議会とのかけ橋になれるよう、阿見町議会だより編集に当たり、今後取り組むべき課題が見え、充実した研修を終了いたしました。

以上をもちまして、町村議会広報研修会についての御報告を終了いたします。

○議長(紙井和美君) 次に、副議長野口雅弘君、登壇願います。

[副議長野口雅弘君登壇]

○副議長(野口雅弘君) 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、議員派遣報告をさせていただきます。

去る11月8日,利根町公民館多目的ホールにおいて,平成28年度県南町村議会議員大会が開催されました。これは、県南地区の議員の情報交換と資質の向上及び研さんを目的とするものです。阿見町からは議長を初め議員17名,議会事務局からは3名,そして来賓として天田町長が出席されました。

まず、大会宣言の後、決議が採択されましたので、読み上げさせていただきます。

- 1つ、東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興と大規模災害対策の確立を期する。
- 1つ、地方創生のさらなる推進を期する。
- 1つ、道州制導入阻止と分権型社会の実現を期する。
- 1つ、町村財政の強化を期する。
- 1つ、議会の機能の強化を期する。
- 1つ、農業、農村振興対策の強化を期する。

- 1つ、中小企業対策の強化を期する。
- 1つ、環境保全対策の推進を期する。
- 1つ、情報化施策の推進を期する。
- 1つ、地域保健医療の向上及び医療保険制度の改善を期する。
- 1つ,介護,高齢者福祉の充実を期する。
- 1つ, 少子化対策の推進及び社会福祉対策の強化を期する。
- 1つ、教育・文化の振興を期する。
- 1つ,交通体系及び生活環境の整備促進を期する。
- 1つ、消防体制の強化を期する。

以上15項目の決議を採択し、平成28年度県南町村議会議員大会を閉会いたしました。

続きまして、「夢の実現 ツキの10カ条」をテーマに、横浜ブリキのおもちゃ博物館館長北 原照久氏の講演がありました。

北原氏は、ブリキのおもちゃコレクターの第一人者として世界的に知られており、現在、テレビ東京「開運なんでも鑑定団」に鑑定士として出演。また、ラジオ、CM、各地での講演等で活躍中です。

講演では、夢の実現は、たった3つとのことです。

まず1つ目は、夢は絶対に1人では実現できませんとのことでした。では、どうやって実現できたのかというと、自分の夢を熱く情熱的に楽しそうに語ったそうです。そうすると、100人に1人、1,000人に10人が力を貸すという人がいたそうです。

2つ目は、夢が実現した後のことをイメージするとのことでした。

3つ目は、やり続ければいいとのことでした。

夢は実現するまでやり続ければ、必ず実現できるとのことでした。

そして、最後に、ツキの10カ条を教わりました。

- 第1条,プラス発想をする。
- 第2条, 勉強好きになる。
- 第3条、素直である。
- 第4条, 関心を持つ。
- 第5条, 感動する。
- 第6条、感謝する。
- 第7条,ついてる人とつき合う。
- 第8条,親孝行をする。
- 第9条、褒める。

第10条,ついてると思い込む。

このように、常にプラス思考で生きていくことが、夢を実現していくことだと講演しておられました。我が阿見町でも、夢を持ち、実現していかなければならないことがたくさんあるので、この講演を糧に進められたらと思います。

以上、議員派遣報告を終了いたします。

- ○議長(紙井和美君) 次に、議会報告運営委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。
 - 〔議会報告運営委員会委員長佐藤幸明君登壇〕
- ○議会報告運営委員会委員長(佐藤幸明君) 議会報告運営委員会より、御報告いたします。 去る11月12日、土曜日、委員5名、事務局2名で、取手市議会報告会を視察してまいりました。

当日は、取手市議会全議員の出席のもと、市民の方々約50名くらいの参加で議会報告会が開催されておりました。初めに、議会運営委員会委員長より議会組織の説明、次に、各常任委員会及び決算審査特別委員会から9月定例会の報告がありました。その後、各常任委員会ごとに分かれ、意見交換会を実施し、前回の調査結果報告を最初のテーマとして、参加者の皆さんから活発な御意見が出されておりました。

今後予定されている当町議会報告会開催に向けて、参考とさせていただきたいと考えております。

最後に、御多忙にもかかわらず、今回の視察を快く受け入れてくださいました取手市議会議 長を初め議員の皆様方及び取手市議会事務局の職員の皆様には、大変お世話になりました。こ の場をおかり申し上げまして厚く御礼を申し上げます。

以上、御報告とさせていただきます。

○議長(紙井和美君) 以上で、議員派遣報告を終わります。

議案第106号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)

○議長(紙井和美君) 次に、日程第6、議案第106号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君, 登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長(天田富司男君) 皆さん、おはようございます。

本日は、平成28年第4回定例会、招集しましたところ、議員各位には、お忙しい中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の新聞等で皆さん見ているとおり,前議員でありました藤井孝幸氏より,オンブズマンという形の中で監査請求がなされました。非常に町民の皆様方には,大変お騒がせして,執行部を代表いたしまして深くお詫びを申し上げたい,そう思います。

この監査請求は、粛々と法にのっとってやっていただければなと、そう思っております。

また、先ほどから、委員会で視察をしていただいたと。総務常任委員会においては、クリーンセンターの焼却炉の問題と、やはり、あと15年ぐらいの耐用年数は町にはありますけど、そういう中で本当にきちんとした焼却炉をつくっていかないといけないんだなと、最初からそういう感じをさせていただきました。

また、民生教育常任委員会においては、今、阿見町が進めているCCRC、やはりプラチナタウン構想、これは日本で10カ所を指定されたわけでありますが、この問題等も、今、町と民間との形で、いい方向に行くのかなという期待はしております。今までにないことをやるわけですから、そういう面では、議員各位にも御支援、御協力をよろしくお願いしたいなと、そう思います。

産業建設常任委員会においては、2020年の道の駅っていうことでですね、やっぱりその地域 地域に合った特産品をどう売っていくかということが、やっぱり一番の課題かなと。阿見町に は、物はあるんですけど、これはっていうものがまだ見つかってないという状況で、何とかそ ういうものを見つけて、やはり、地域の活性化、町の活性化につなげていきたい、そう思って おります。

議員大会においては、本当に北原先生の話は、非常に、私も聞いてて、すばらしかったなと。 ついつい私も立ってしまって、今から町も事業をしたいなっていうことで、何とか取り組んで、 町で、なんでも鑑定団を呼んでいきたいなって、そういう思いをしております。

そういう中で、議案第106号、損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて、 提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年6月7日午前10時30分ごろ、阿見町役場庁舎1階ロビーにおいて、総合窓口の番号発券機の脇を通過しようとした際に、発券機とコンセントをつなぐ電源コードを覆うモールにつまずきまして転倒したことにより、相手方に右膝骨折のけがを負わせたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定め、同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げました。慎重審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長(紙井和美君) 以上で提案理由の説明は終わりました。 これより質疑に入ります。

質疑を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 ただいま議題となっております議案第106号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。 これより、討論に入ります。討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第106号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認めます。よって、議案第106号については、原案どおり承認することに決しました。

議案第107号 阿見町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の制 定について

○議長(紙井和美君) 次に、日程第7、議案第107号、阿見町介護予防・日常生活支援総合 事業の実施に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君, 登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) 議案第107号の阿見町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法第115条の45第1項に基づき、平成29年4月より実施する介護予防・日常生活支援総合事業の実施について、必要な事項を定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げました。

○議長(紙井和美君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、 質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第107号については、会議規則第39条第 1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では付託案件を審査の上,来る12月22日の本会議において審査の結果を 報告されるようお願いいたします。

議案第108号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第109号 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の 一部改正について

議案第110号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 の一部改正について

議案第111号 阿見町税条例等の一部改正について

議案第112号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長(紙井和美君) 次に、日程第8、議案第108号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第109号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第110号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、議案第111号、阿見町税条例等の一部改正について、議案第112号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、以上5件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君, 登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) 議案第108号から議案第112号までの条例の一部改正について、提案 理由を申し上げます。

議案第108号の阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、本年度の人事院勧告に基づく給与改定に関する取り扱いが、去る10月14日に政府で 閣議決定され、第192回臨時国会で可決成立したことに伴い、当町におきましても国に準じ、 給与条例の改正について提案をするものであります。

この条例改正の主な内容は、給料月額の改定、勤勉手当の支給月数の改定であります。

まず、一般職の職員の給料月額の改定でありますが、世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いた引き上げであり、国ベースで平均0.2%の引き上げとなります。

次に、勤勉手当の支給月数の改定でありますが、12月の勤勉手当を0.1月分引き上げるものであります。

また,確定拠出年金法が改正され,個人型確定拠出年金の加入対象者に公務員等共済加入者 が追加されたことに伴い,所要の改正を行うものであります。

議案第109号の阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第110号の阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について申し上げます。

これらは、一般職の職員の条例改正に準じ、町長及び教育長の期末手当、任期付職員の給料 及び期末手当についての改正を行うものであります。

議案第111号の阿見町税条例等の一部改正について申し上げます。

本案は、平成28年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことを受け、阿見町税条例等の一部改正を行うものであります。

主な内容としましては、町民税関係で、所得税の修正申告書等の提出に係る延滞金の計算期間の改正、特定一般用医薬品等に係る医療費控除の特例の新設などの理由で、所要の改正を行うものであります。

議案第112号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

本案は、日本と台湾の間で二重課税を回避する等の措置を講ずるため、日台民間租税取り決めが締結されたことを受け、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容としましては、個人町民税で分離課税される特例適用利子等の額及び特例適用配当 等の額を、町国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるもの であります。

以上、提案理由を申し上げました。

○議長(紙井和美君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案5件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第108号から議案第112号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会,民生教育常任委員会では付託案件を審査の上,来る12月22日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長(紙井和美君) それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第113号 平成28年度阿見町一般会計補正予算(第3号)

議案第114号 平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第115号 平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第116号 平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3 号)

議案第117号 平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第118号 平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第119号 平成28年度阿見町水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(紙井和美君) 次に,日程第9,議案第113号,平成28年度阿見町一般会計補正予算(第3号),議案第114号,平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号),議案第115号,平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号),議案第116号,平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号),議案第117号,平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号),議案第118号,平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号),議案第119号,平成28年度阿見町水道事業会計補正予算(第2号),以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君, 登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) それでは、議案第113号から第119号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

議案第113号,一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に10億3,298万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ181億564万円とするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第15款国庫支出金では、民生費国庫負担金で、給付費の増加に伴い、障害児施設措置費負担金を増額するほか、介護保険事業に係る低所得者保険料軽減負担金を新規計上。教育費国庫負担金で、額の確定に伴い、公立学校施設整備費負担金を増額。政府補正予算による財政措置に伴い、民生費国庫補助金で、経済対策臨時福祉給付金給付事業費補助金を新規計上。土木費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金を増額。教育費国庫補助金で、学校施設環境改善交付金を増額。商工費国庫補助金で、地方創生推進交付金を新規計上。

第16款県支出金では、民生費県負担金で、給付費の増加に伴い、障害児施設措置費負担金を 増額するほか、介護保険事業に係る低所得者保険料軽減負担金を新規計上。民生費県補助金で、 新制度移行に伴い、すこやか保育応援事業費補助金を皆減し、多子世帯保育料軽減事業費補助 金を新規計上。

第20款繰越金では、財源調整のため、前年度繰越金を増額。

第21款諸収入では、道路路面復旧に係る水道事業者負担金を増額。

第22款町債では、政府補正予算による財政措置に伴い、防災安全交付金事業債及び学校施設 整備事業債を増額するものであります。

次に、3ページからの歳出でありますが、全般的に、人事院勧告に準じた給与条例の改正に伴う職員給与関係経費等の補正及び政府補正予算による財政措置に伴う事業費を追加計上しております。

第2款総務費では,財政管理費で,震災復興特別交付税の過年度精算に伴う返還金を新規計上。地域安全対策費で,額の確定に伴い,追原地区の急傾斜地崩壊対策事業負担金を増額。

第3款民生費では、社会福祉総務費で、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計への繰出金を補正するほか、政府補正予算による財政措置に伴い、所得の少ない方に対し、1万5,000円を支給するための経済対策臨時福祉給付金に係る経費を新規計上。老人福祉費で、介護サービス事業所の介護ロボット導入に係る地域介護・福祉空間整備補助金を新規計上。障

害者福祉費で、サービス利用者の増に伴い、障害児給付費及び訪問入浴サービス事業委託料を 増額。児童福祉総務費で、第3子以降の3歳未満児に係る保育料負担を軽減するための多子世 帯保育料軽減事業補助金を新規計上。保育所費で、子ども・子育て支援新制度の公定価格改定 に伴い、地域型保育給付費を増額。

第5款農林水産業費で、農地集積総合支援事業に係る機構集積協力金を新規計上。

第6款商工費で、地方創生推進交付金を活用した自転車イベント開催に向けた企画調整に係る町観光協会補助金を増額。

第7款土木費で、政府補正予算による財政措置に伴い、道路維持費で、町道4路線及び橋梁 1橋に係る道路橋梁維持補修工事費を増額。道路新設改良費で、町道4路線に係る排水路工事 費を増額。都市計画総務費で、広域路線バスネットワーク事業に係る県南地域広域交通対策協 議会負担金を新規計上。公園費で、阿見吉原地区街区公園整備委託料を増額。そのほか、開発 費で、荒川本郷地区まちづくり事業に係る町有地不動産鑑定委託料を新規計上。

第8款消防費では、常備消防費で、稲敷地方広域市町村圏事務組合消防費分賦金を増額。

第9款教育費では、政府補正予算による財政措置に伴い、小学校管理費で、阿見小学校の空調、トイレ等の設備改修工事費及び阿見小学校ほか2校の屋内運動場天井等落下防止対策工事費並びに新設小学校のグラウンド整備工事費を新規計上。中学校管理費で、全中学校の屋内運動場天井等落下防止対策工事費を新規計上するものであります。

次に、5ページの第2表、繰越明許費につきましては、経済対策臨時福祉給付金事務費ほか 8件について、年度内に事業完了とならないため、また、政府補正予算に伴う計上のため、翌 年度に繰り越すものであります。

次に、6ページの第3表、債務負担行為補正につきましては、議会だより印刷製本業務ほか9件について、平成29年4月から円滑に業務が進められるよう、3月までに入札等を執行し、契約を締結するため、債務負担行為の期間と限度額を追加設定するものであります。

7ページの第4表,地方債補正につきましては,防災安全交付金事業債及び学校施設整備事業債の起債限度額を変更するものであります。

次に,議案第114号,国民健康保険特別会計補正予算につきましては,既定の予算額に6,553万2,000円を追加し,歳入歳出それぞれ62億5,546万1,000円とするものであります。

その主な内容としましては、職員給与関係経費等を補正するほか、保険給付費で、給付費の 増に伴い、一般被保険者高額療養費を増額。諸支出金で、療養給付費等負担金及び調整交付金 の実績精算に伴い、国庫支出金等返還金を増額するもので、その財源につきましては、一般会 計繰入金及び前年度繰越金を充てるものであります。

次に、議案第115号、公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に1

億884万3,000円を追加, 歳入歳出それぞれ24億818万2,000円とするものであります。

その主な内容としましては、職員給与関係経費等を補正するほか、政府補正予算による財政 措置に伴い、下水道事業費で、社会資本整備総合交付金を活用し、荒川本郷地区の管渠・舗装 工事費等を増額するもので、その財源調整のため、社会資本整備総合交付金、前年度繰越金及 び公共下水道事業債を増額するものであります。

次に、3ページの第2表、繰越明許費につきましては、政府補正予算に伴う公共下水道整備 事業について、翌年度に繰り越すものであります。

4ページの第3表,債務負担行為につきましては、公共下水道等管理システム構築及び公営 企業法適用化業務について、法適化スケジュールの見直しに伴い、変更契約の必要が生じたた め、債務負担行為の期間と限度額を設定するものであります。

5ページ第4表,地方債補正につきましては、公共下水道事業債を増額するものであります。 次に、議案第116号、農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に 10万2,000円を追加、歳入歳出それぞれ1億7,544万2,000円とするものであります。

その内容としましては、一般管理費で、職員給与関係経費を補正するもので、その財源調整 のため、一般会計繰入金を充てるものであります。

次に,議案第117号,介護保険特別会計補正予算につきましては,既定の予算額に3,111万8,000円を追加,歳入歳出それぞれ30億3,605万円とするものであります。

その主な内容としましては、職員給与関係経費等を補正するほか、一般管理費で、介護台帳管理システム導入に係る経費を新規計上。高額介護サービス費で、サービス利用者の増に伴い増額。償還金で、介護給付費負担金の実績精算に伴い、国庫支出金等返還金を増額するもので、その財源調整のため、介護給付費負担金、介護給付費繰入金、事務費等一般会計繰入金及び前年度繰越金を増額するものであります。

次に,議案第118号,後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては,既定の予算額に1,267万円を追加,歳入歳出それぞれ7億9,669万5,000円とするものであります。

その主な内容としましては、職員給与関係経費等を補正するほか、実績精算に伴い、療養給付費等負担金を増額するもので、その財源については、療養給付費等負担金繰入金を充てるものであります。

次に、議案第119号、水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ1,472万4,000円を増額するもので、その内容としましては、道路路面復旧負担金並びに、給料、職員手当、法定福利費を増額するものであります。

また、水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、支出について566万

4,000円を増額するもので、その内容としましては、量水器の購入費を増額するものであります。

なお、増額により資本的収入額が資本的支出額に対し不足する566万4,000円については、過 年度分損益勘定留保資金から補填をいたします。

次に、債務負担行為につきましては、次亜塩素調達業務が平成29年4月から円滑に進められるよう、債務負担行為の期間と限度額を今回設定するものであります。

以上、提案理由の説明であります。

○議長(紙井和美君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案7件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

9番海野隆君。

- ○9番(海野隆君) 何点かお伺いしたいんですが、まずね、一般会計補正予算のね、27ページ、土木費でですね、先ほどね、町長が早口でね、御説明されていたようですけれども、今まで説明がなかったもんですから、改めて、4路線というふうにおっしゃってましたけれども、この4路線の中身。比較的金額がね、大きいもんですから、あらかじめね、私、委員会所属してないので、お聞きしておきたいと思います。4路線の内容について教えてください。
- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を行います。産業建設部長湯原幸徳君。 ○産業建設部長(湯原幸徳君) はい、お答えをいたします。まず、その4路線、道路維持費の道路橋梁維持補修事業の4路線ということになりますが、これは社会資本総合整備交付金、都市再生整備計画の中部地域に該当するところでございまして、路線でいうとわかりづらいんですけれども、上郷地内の道路修繕工事、それから上長地内の道路修繕工事、それから若栗宿地内の道路修繕工事、それから中央北地内の道路修繕工事、この4路線でございます。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) はい、ありがとうございます。あとは、委員会のほうで。

それからですね,同じくね,一般会計補正予算で,30ページ,31ページ2つの御説明がございました。

まず1つはね,施設整備事業,2億9,330万6,000円ですね。空調及び天井の関係だということはわかったんですけど,阿見小と,何かその他というふうにおっしゃってましたけれども,これの箇所を教えてください。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。30ページの1122学校施設整備事業で ございますけども、その請負費維持補修費は、阿見小学校の改修工事でございます。これは、

エアコンとかトイレの改修でございます。それから,建築土木工事の天井等落下防止対策でございますが,阿見小学校と阿見第一小学校と阿見第二小学校でございます。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) それとね、31ページ、新設小学校のグラウンド整備ということで外構工事、1億7,920万、ごめんなさい、2万1,000円かな、計上されているようですけれども、先日ね、地鎮祭っていうのかな、があって、私も改めてグラウンドを見渡してきました。で、私も近いもんですから、今クレーンがね、林立して、本当にもう、つち音高くてね、30年4月にいよいよ開校するんだなあというふうに思いましたが、近隣にね、本郷のふれあいセンターがございます。ここ及びこの小学校の周辺というのは、非常に住宅がね、密集しているところでございますね。本郷ふれあいセンターは、区画整理で整備したものですけども、一面芝生が張ってあってですね、芝生をグラウンドにして、高齢者のグラウンドゴルフとか、子供たちもね、非常に遊んでます。それで、今度の小学校のグラウンドの整備で、当然予想されるのは、広いグラウンドですし、あそこは風が吹き抜けるところになりますので、いわゆる、特に冬の風じんかな、対策ってのは非常に重要だと思いますけども、このグラウンドの整備では、そういった整備のことについては考慮しているのか、それとも内容そのもの、それについて教えてください。まず、内容そのもの。それから、そういった風じん対策っていうのかな、そういうものについて、どういうふうなことを考えているかってことを教えてください。
- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。手元に、すいません、詳しいものはないんですけども、記憶ですいません。外構工事につきましては、一部舗装、芝生の部分がございます。それとあと、トラックとかいう校庭部分については、普通のクレイ舗装ということになります。

当然, 風じん対策につきましても考慮していかなきゃなんないと思ってますけども, その, ちょっと具体的な, 今, 図面が手元にございませんので, また後日お伝え申し上げます。

- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) そうすると、いわゆる、冬ですね、季節風が吹き荒れるときに、その周辺の住宅街に、ちりですよね、そういったものが、土砂っていうのか、何つうんだ、土埃か、これが飛散しないような、そういった。全然飛散しないってことはね、ないと思いますけれども、芝生を張ってもね、相当、本郷ふれあいセンターの芝生なんかも、相当まき上がってますけれども、そういった対策はとられるということで理解していいですか。
- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大野利明君。

○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。やはり、周りが住宅地でございますので、そういう対策はせざるを得ないと思ってます。

以上です。

○議長(紙井和美君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 質疑なしと認めます。

[「挙げてるよ」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) ごめんなさい。

8番永井義一君。

- ○8番(永井義一君) まず、15ページお願いします。
- ○議長(紙井和美君) 何号ですか。
- ○8番(永井義一君) 一般会計の。
- ○議長(紙井和美君) はい。
- ○8番(永井義一君) この中で、地域安全対策費1313の防災管理費。この中で、時間外手当が今回190、約200万出てるわけですけども、この内容について、ちょっと教えてください。

それと、その下のですね、1312災害対策費。この中で、負担金ですか、急傾斜地の負担金なんですけども、これが101万。これに関しては、昨年の27年度の決算で見ますと、108万という決算が出てるわけなんですよ。で、本年度予算で99万ついてるわけで、あえてこの補正で101万だから、ちょうど200万になると思うんですけども、その辺が、ちょと増えた理由をお願いします。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。
- ○町民生活部長(篠原尚彦君) はい、お答えいたします。

まず,時間外勤務手当のほうですけれども,8月の台風9号のときの災害対策本部のほうの対応をした職員の分を補正しております。そういうことです。

それから、急傾斜地の崩壊対策事業費ですけれども、これ県事業で、対策事業、追原の公民館、公会堂を挟んで道路、道路を挟んだ反対側のお宅の裏側というようなあたりになりますけども、急傾斜地がありまして、そこの土留工事なんですけれども、1期工事と2期工事というふうに区分がされていて、昨年は1期工事です。で、2期工事、今年度2期工事の一部について入っております。で、今回、工事費のほうが確定した関係で、町が負担金を出しているんですね。県のほうが9で町が1、10分の1、町が負担しているんですけれども、その工事が全体で今年度分2、000万ということになりました。で、その10分の1の200万を町が負担するわけですけれども、その当初予算との差額分を今回補正しているということでございます。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) 最初の時間外手当,ちょっと私,勘違いしてるかもしれないんですけども,これ9月の補正でありませんでしたっけ。ちょっと今,8月の台風の話でしたよね。台風9号。ちょっと私,勘違いしてる,ちょっと思い違いしているかもしれませんけども,そんな記憶もちょっとあるんですよ。ちょっとそれ,今じゃなかったら,後でちょっと調べてください。

それで、急傾斜地のほうなんですけども、確かこれ、町の中で今、実際、前聞いたとき17カ 所って聞いた記憶がちょっとあるんですけども、箇所数は変わってないですか。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。
- ○町民生活部長(篠原尚彦君) お答え申し上げます。急傾斜地の17カ所は変わりありません。で、その中で、今回工事の対象になっている名称がですね、危険区域、ちょっと今、資料すぐ 出なくなっちゃって、すいません。危険区域のその工事の対象になっている地区というのは、町内で追原地区だけということです。

それから、9月の時間外の補正は、してないということです。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) わかりました。それとですね、公共下水道のところなんですけども、その中の9ページ。よろしいでしょうか。この中で、一番最後の公共下水道整備事業の中での下水道工事ということで、工事請負費が8,632万5,000円あるわけなんですけども、これ年初予算で見ますと、6,000万。で、9月補正でこれ1,530万入っているかと思うんですけども、それで今回8,632万5,000円と。合計で1億6,162万5,000円という数字になるわけなんですけども、かなり昨年、平成27年度の決算から見ても増えているわけなんですけども、今、公共下水道のほうですね。よく水道のほうに関しては、布設率何%行ってるとかいう話はいろいろありますけども、今回この補正も含めまして、大体下水道の普及率何%ぐらいになってんのか、お願いします。
- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) 今ちょっと資料探しますんで、お時間をください。
- ○8番(永井義一君) では、もう1つ出してもいいですか。
- ○議長(紙井和美君) はい,8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) 水道のほうなんで、もしかしたら。
- ○議長(紙井和美君) どうぞ。
- ○8番(永井義一君) いいですか。わかったみたい。

- ○議長(紙井和美君) 上下水道課長坪田博君。
- 〇上下水道課長(坪田博君) はい、お答えいたします。公共下水道の普及率なんですが、平成27年度末で68.7%ということになります。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) わかりました。こちらのほうも、普及率はね、上げていきたいかと思います。

もう1つですね、水道のほうのやつなんですけども、上水道のほうですね。4ページお願い します。

その中で、この支出の中の配水及び給水費の中の負担金というとこがありますね。先ほどの 町長のほうの話でも、この道路路面復旧の話がちょっと出たかと思うんですけども、負担金と して道路路面復旧負担金。これ、昨年の決算書見ても、今年の予算書を見てもですね、予算書 で見ますと、負担金ということで、施設管理費へっていうような書き方になってますし、昨年 の決算書見ましても、負担金565万とあるだけなんですよ。で、今回、この道路路面復旧負担 金ってことで1、370万計上されてるわけなんで、ちょっとこの内容を教えてください。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長坪田博君。
- 〇上下水道課長(坪田博君) はい、お答えいたします。先ほど、一般会計のほうで質問があったと思うんですが、道路公園課のほうで、緊急対策の補助が増えたということで、で、その路線の中の2路線、水道工事を行った路線で、水道工事に伴って傷んだ分の相応の負担をということで、道路公園課のほうに支払うことになります。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) なるほど。じゃあ、要するに道路公園課のほうへの負担金という形で、こういった項目、名目になっているわけですか。ということは、予算の中では、施設管理課へということで、1,790万予算が計上されてますけれども、これと同じような感覚で考えていいわけですか。
- ○議長(紙井和美君) 上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) はい、おっしゃるとおりです。
- ○議長(紙井和美君) よろしいですか。ほかに質問ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 お諮りします。ただいま議題となっております議案第113号から議案第119号については、会 議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月22日の本会議において審査の結果を報告 されるようお願いいたします。

議案第120号 阿水新工第17号福田工業団地内浄水場新設工事請負契約について

○議長(紙井和美君) 次に、日程第10、議案第120号、阿水新工第17号福田工業団地内浄水 場新設工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君, 登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) それでは、議案第120号の阿水新工第17号福田工業団地内浄水場新設工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本工事は、福田工業団地内に浄水場の新設工事を行うものでありますが、地方自治法並びに 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決 を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成30年3月31日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げました。

○議長(紙井和美君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいた します。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第120号については、会議規則第39条第 1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託するこ とに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月22日の本会議において審査の結果 を報告されるようお願いいたします。

議案第121号 町道路線の廃止について

○議長(紙井和美君) 次に、日程第11、議案第121号、町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君, 登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) それでは、議案第121号の町道路線の廃止について提案理由を申し上げます。

本案は、飯倉地区で民間会社が計画している太陽光発電事業区域内にある道路の払い下げに 伴う路線の廃止であります。

以上、提案理由を申し上げました。

○議長(紙井和美君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいた します。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第121号については、会議規則第39条第 1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月22日の本会議において審査の結果 を報告されるようお願いいたします。

請願第5号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願

○議長(紙井和美君) 次に、日程第12、請願第5号、奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お 手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託いたします。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月22日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

- ○17番(倉持松雄君) 動議。
- ○議長(紙井和美君) はい。17番倉持松雄君。
- ○17番(倉持松雄君) 動議を提出いたします。

阿見町水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会の設置 を求める動議を提出いたします。

- ○議長(紙井和美君) 申しわけありません。もう一回,案件名を読んでいただいてよろしいですか。動議の案件。
- ○17番(倉持松雄君) 提出の理由ですね。
- ○議長(紙井和美君) 題名を。題名をちょっともう一回いいですか。
- ○17番(倉持松雄君) 阿見町水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に 関する特別委員会の設置を求める動議を提出いたします。
- ○議長(紙井和美君) ただいま、17番倉持松雄君から、阿見町水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会の設置を求める動議が提出されました。

ここで, 動議提出の簡単な理由の説明を求めます。

17番倉持松雄君。

○17番(倉持松雄君) 当町の水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムについて、新聞紙上に報じられました。町民は大変心配していると思いますので、早急に議会といたしましても真相を町民の前に明らかにしなければならないと思いまして、提出するものであります。 ○議長(紙井和美君) 以上で説明は終わりました。 動議については、会議規則第16条の規定により、1名以上の賛成者が必要でありますが、賛成者はおられますか。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

- ○議長(紙井和美君) この動議は所定の賛成者がありますので、成立いたしました。 お諮りいたします。
- ○15番(久保谷実君) 議長,進行について聞きたいです。
- ○議長(紙井和美君) 進行についての動議ですか。
- ○15番(久保谷実君) はい。
- ○議長(紙井和美君) はい,どうぞ。15番久保谷実君。
- ○15番(久保谷実君) これは、日程第13に、決議案第1号として、今から議論をしようと してる案件ですよね。今から。
- ○議長(紙井和美君) それはわかりません。
- ○15番(久保谷実君) それを動議として出すことは、どうなんですか。これ、順序行けば、このとおりやっていくわけですよ。これ動議出さなくても、次、出てくるわけですから、動議の必要はないかと思います。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

- ○15番(久保谷実君) では、それ調べたほうがいいよ、議長。これちゃんと日程第13にのってるんだもん。
- ○議長(紙井和美君) 次にある決議に関しては、百条委員会の日程であるというふうに。 〔「どうして、今、百条委員会のことだってわかんないのに、どうして議長しってんの」と呼 ぶ者あり〕
- ○15番(久保谷実君) 議長,いいですか。
- ○議長(紙井和美君) 15番久保谷実君。
- ○15番(久保谷実君) 日程第13,決議案第1号,水道事務所に導入された追尾型太陽光発電システムの調査に関する決議。今から出てくるわけでしょうよ。それをわざわざ何でここで動議として取り上げるんですか。これ動議じゃなくて、もう淡々と進めていけばいいわけでしょ。これ議長の責任だよ、淡々と進めてくという。何でわざわざここで動議として取り上げるんですか。その意味を説明してください。
- ○議長(紙井和美君) それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は12時とさせていただきます。

午前11時51分休憩

午後 0時19分再開

○議長(紙井和美君) それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの,特別委員会設置の動議に関しては,成立いたしました。

ただし、日程第13、決議案第1号、水道事務所に導入された追尾型太陽光発電システムの調査に関する決議を先に、先議でさせていただきたいと思います。

決議案第1号 水道事務所に導入された追尾型太陽光発電システムの調査に関する決議

○議長(紙井和美君) それでは、日程第13に入ります。

次に、日程第13、決議案第1号、水道事務所に導入された追尾型太陽光発電システムの調査 に関する決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。9番海野隆君、登壇願います。

[9番海野隆君登壇]

○9番(海野隆君) それでは、提出者を代表いたしまして趣旨説明を行います。

地方自治法による百条委員会の提案は、平成28年9月議会では、残念ながら動議が否決となりました。私及び同僚議員は、明日、一般質問でこの問題を取り上げますが、下請負業者が許可登録のない無許可登録業者だったこと、長の親族企業との関係など、この問題を調査すればするほど、さまざまな問題点が出てきており、100条に基づく調査特別委員会でなければ十分な解明はできません。

昨日,前議員を中心とする方々によって,監査委員に対し監査請求が提出され,新聞各紙が 大きく報道をしております。この監査請求は,情報公開制度を使って得られた大量の公文書を 分析することによって請求されていることがわかりました。

議会は、行政をチェックするのが大きな仕事であるにもかかわらず、大きな疑惑のある行政 執行を解明できなければ、議会の存在意義は全く失われると思います。町民の皆さんの代表と して、何のために議会議員となったのかという自覚を持って議会活動を行うべきだと思います。 それでは、提案理由を読み上げて、提案理由にかえます。

水道事務所における追尾型太陽光発電システムは、議会への説明のないまま、いつの間にか 導入され、導入直後から太陽を追尾しないことを議会からたびたび指摘されている。決算委員 会では、担当した上下水道課長から、そもそも竣工検査直後から不具合が発生しており、保険 にも加入できない事態だったことが明らかになった。さらには、その後もたびたび修理はする ものの、不具合が解消せず今日に至っていること。台風9号時には、風速20メートルではパネ ルが水平になり、風圧を減殺するという仕様だったにもかかわらず、水平にならず、風圧の直撃を受けて、パネルが落下損壊するという事態になったとの説明がありました。

その後,追尾型太陽光発電システムは,全基が取り外されて,発電もしておりません。製造した業者は既に倒産をしているという説明もありました。また,下請負工事を行った業者は,許可登録のない無許可業者であったこと。製品保証についても,保険加入についても,メンテナンス契約についても,明確な説明はなく,導入から損壊に至る全ての過程で不透明であります。

本議会は、議会の責任を果たすために、特に不透明な水道事務所における追尾型太陽光発電システムについて、地方自治法第100条の規定による事務の調査を行うため、特別委員会を設置し、客観的なデータ及び事実関係の確認を行う。それにより、行政に対する信頼の回復を行わなければならない。

以上、議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長(紙井和美君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

17番倉持松雄君。

- ○17番(倉持松雄君) あ、質疑じゃないですね。質疑じゃないです。すいません。
- ○議長(紙井和美君) よろしいですか。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まずは、原案に反対者の方の発言を許します。

17番倉持松雄君。

○17番(倉持松雄君) 私がこれ知ってたわけじゃないんですが、「大山鳴動ネズミ1匹」という言葉があるようでございますけれども、これは私が知ってたわけじゃございません。かの有名な東京都知事の小池百合子先生から、私は聞きました。私が会って聞いたわけじゃございませんが、テレビの向こうから、私と直接お会いして伺ったことでございます。大騒ぎして、ネズミ探し、ぼろ探しをしても、たったネズミ1匹、小さいネズミ1匹しか出てこねえのかということになったら笑われますということを、小池知事が言っておりました。

このことについて、今まで議会に何の相談もなくやってたということが再三ありましたけれども、平成26年から何度となく執行部からは説明がございました。それで、最後には、悪かったことは悪かったということを町長も謝罪したこともございますし、でありますから、ここで調査をして、やっぱり究明できない点があるということが明確になったら、それは百条委員会

の力を借りるほかはありませんけれども,現在の段階で百条委員会というのもはつくる必要は ないと,私はこのように考えます。

○議長(紙井和美君) 次に,原案に賛成者の発言を許します。 8番永井義一君。

○8番(永井義一君) 今ね, 倉持議員が, 東京都のね, 小池さんの話を出したんですけれども, ただ実際のところ, これは税金を使ってるっていうのは, 皆さん, しっかり考えてください。我々の税金をどうやって使うか。で, 町は, 最低の支出で最高の利益を, 利益っていうか成果を上げるっていうことでやってると思うんですけれども, 実際のところ, 今, 話が出た太陽光の追尾, これはもう皆さん方御承知のとおり, 全然太陽光に向かない。で,途中で壊れてしまっている。

その中で、この税金を使ってやるっていうことに関しまして、やはり私はね、非常にこれは 大きい問題じゃないかと思うんですよ。で、今、倉持さんがおっしゃったように、委員会をや って、それでも解明できなかったらって話ありましたけども、この間、実際のところ、解明が できていないってのは、私はね、非常に思うんですよ。ですから、ここはですね、しっかりは っきり、町民の方にも理解されるように。で、新聞にもね、読売新聞とか茨城新聞出てました よね。町民の方、非常に疑問を持ってる。ですから、これはもうしっかりとした調査が必要じ ゃないかと私は非常に思います。

で、この太陽光だけじゃなくてもね、ソーラーの給食センターの話なんかでも、私は一般質問しましたけども、やはり町のお金を使ってやることに関しては、これはもうね、しっかりと透明性がなきゃいけない。私は非常にそう思います。

ですから、今回これを曖昧にしてしまうと、これからどうなるのか、阿見町はどうなってしまうのか。これは町民の方は非常に大きく思ってるかと思います。ですから、私は今回これをしっかりですね、百条委員会をつくって、しっかりと原因を究明して、今後、町の施策としてこういったことがね、ないようにやりたいと思いますので、私はこれについて賛成をいたします。

○議長(紙井和美君) ほかに討論ございませんか。 12番川畑秀慈君。

○12番(川畑秀慈君) 私は、この決議案に反対の立場から討論させていただきます。

この百条委員会,この権限を発動するに当たっては、非常に特別の強権発動であります。まずは質疑、質問、資料の請求、検査権、監査請求権の行使等の手段を十分に行った上で、その上で百条にするかどうか考えるべきであると。これは議員必携にも載っております。そこまでのことは、まだされていないのが現実ですので、まずは、この百条委員会をつくるということ

に関しては,一歩待って,特別委員会のほうをつくるべきだと思うことで,私は反対をいたします。

- ○議長(紙井和美君) ほかに討論ございませんか。 15番久保谷実君。
- ○15番(久保谷実君) 私は賛成をいたします。

永井議員が言ったように、新聞に出たと。今、川畑議員が言ったのは、新聞に出なければ、そういうことも考えられる。ただ、あのような形に新聞に出て、出てしまったという言葉がいいか悪いかわかりませんけども、出たということは、町民の人もそれなりにいろんな関心を持っている。あの新聞だって、今日、私のところも電話ありましたよ。町でこんなことやってんのっつう話。で、やはり、議員ですから、その町民の声をきちんと受けて、何もなければなかったっていいでしょうよ、調べて。ネズミ1匹の話が出たけども、調べて何もなかった。それはそれでいいことだと思うよ。ただ、やっぱりあんだけ、町民がみんなが見てる中で、あんだけ新聞に出ても、議会が何もやらなかったと。これ議員として恥ずかしいと思いますよ。きちんと調べて、きちんとした答えを出すと。そのためには、私は、百条委員会でやるのが一番いいことだと思いますので、賛成をいたします。

○議長(紙井和美君) ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

決議案第1号については、この決議のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議ありという声がありますので、起立によって採決をいたします。 この決議のとおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

- ○議長(紙井和美君) 起立少数であります。 よって決議案第1号は、否決されました。
- ○議長(紙井和美君) それでは、日程第13の前に、水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会の設置を求める動議が成立しておりますので、追加日程に追加するために、議案書の提出を求めて、暫時休憩を挟んで、再開後、追加日程第1として議題とすることをお諮りいたします。

それでは、暫時休憩といたします。会議の再開は12時50分といたします。

午後 0時33分休憩

午後 0時59分再開

○議長(紙井和美君) それでは、50分と言っていた休憩時間が少し延びまして、大変に申し わけございませんでした。

ただいまより、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 10番平岡博君。

- ○10番(平岡博君) 議長,議長の今,謝りになったことは,認められるんですけど,ここの2の9分間,これだけの大人を待たしといて,事務局はね,御苦労さまでしたって,謝っちゃうけど,だけどこれはおかしいじゃないですか。だってこれ,小学校低学年じゃないんだよ。それをこんなに,約10分も待たしといてさ。それでは議長の権限がなくなっちゃうよ。やっぱり50分は50分なんです。今後ともよろしくお願いします。
- ○議長(紙井和美君) それでは、ただいまから、次の議題に入らせていただきます。

水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会の設置についての動議は、成立しております。

ここでお諮りいたします。

水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会の設置について、会議規則第22条の規定により、日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認めます。

水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会の設置についてを追加日程第1として直ちに議題といたします。

水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会の設置 について

○議長(紙井和美君) 追加日程第1,水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの 調査に関する特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者から,動議提出の説明を求めます。

17番倉持松雄君、登壇願います。

[17番倉持松雄君登壇]

○17番(倉持松雄君) 水道事務所に設置された追尾型太陽光発電のシステムの調査に関す

ることについて、提出者の提案理由を説明いたします。

阿見町水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムについて,発電が不能になったので,この発電システムについて,設置から今日に至るまでの経緯を調査し,議会として町民に説明責任を果たすため,水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会を議員全員で設置する。

以上です。

○議長(紙井和美君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

11番久保谷充君。

○11番(久保谷充君) 今日,動議をなされてね,それで調査特別委員会っていうことなんですが,これ,委員会のそれで決まってからね,それで暫時休憩して,この調査事項なんか書いても,今後はいいっていう話に,議長なりますよね。その暫時休憩して,これ今まで書いてきたわけですから,これからもそういう形でもいいんですねっていうことを,私は聞いているんです。それで,これやってんのも,事務局にお手伝いしてもらいながらやってるっちゅうことは,やはり,これからもそういう形で運営っちゅうか,そういうことでもいいっていう話ですよね。はい。

○議長(紙井和美君) 今後,このような件になった場合には,議会運営委員会に諮りながら 行動をしていきたいと思っています。

ほかに質問はございませんか。

9番海野隆君。

○9番(海野隆君) なかなか時間がかかってね、動議を提出してから提案理由もつくるのに時間をかかってたようですけども、私はね、基本的にね、私は百条委員会でやるべきだというふうに、先ほどのね、決議の趣旨説明で申し上げました。というのは、今までも、各議員、それから決算委員会等でもですね、こうした調査と、当然調査もしました。大量の公文書も請求してですね、それをもとに我々は分析して、それで一般質問にもやってきたし、決算でもやって、その結果、百条委員会でやらなければ解明できないと、こういう思いでね、先ほど決議を提出したんですが、倉持議員は、この特別委員会でね、この追尾型太陽光発電システムの、具体的にどういうところが問題であって、何をこの調査特別委員会で調査をするのか。そのときに、どういう、例えば証人を呼ぶとか、そういうことについて、当然、提案者で、しかも動議を出しておりますので、頭の中にあってお話になっていると思いますが、そのことについてよく説明をしてください。

○議長(紙井和美君) 17番倉持松雄君。

○17番(倉持松雄君) 私は、これは町民の貴重なお金を使って発電システムをつくったわけですから、発電不能になってしまえば、当然この経過を町民に知らせなければならないと、私はそう思います。どうしてあれが導入されたのか。どういう経過で工事をしたのか。どういう経過で発電できなくなったのか。そして撤去したのか。これは議会として町民にその点を報告しなくちゃならないと思います。それで、この設置を提案したわけでございます。それが全員でですよ。全員でないと、やはり1人では見落としもあっては困りますから、18人でやれば、きめ細かな調査ができると思います。

それから……。とりあえずそこが第一点ですね。

- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 私が提案者に御質問したことはですね、もうちょっと幾つか論点があったと思うんですけれども、そのことについて、再度御説明いただけますか。もう一度説明、私がね、質問をしてくれっていうことは、なしですよ。時間の無駄だ。
- ○議長(紙井和美君) 17番倉持松雄君。
- ○17番(倉持松雄君) 私は提案しました。そして、そういうわからない細かいことを、十分にその委員会をつくって、委員会でやったらどうかということを提案したんですから、ここで海野議員と私が委員会のまねごとをやっちゃうわけにはいきません。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) この問題はですね、さき9月のね、決算委員会でもですね、やりとりが ございました。この内容については、倉持議員は御承知ですか。
- ○議長(紙井和美君) 17番倉持松雄君。
- ○17番(倉持松雄君) 全てのことは、その委員会をつくってやろうと、私、言ってるんですから。ここで、今日、そういうことをやろうといって提案したわけではございません。今日は今日でございます。あすはあす。
- ○議長(紙井和美君) ほかに質疑はございませんか。
- ○9番(海野隆君) あのね、議長、申しわけないんですけど、いいですか。
- ○議長(紙井和美君) 議長から申し上げます。
- ○9番(海野隆君) あの、議長、申しわけないんですけども。
- ○議長(紙井和美君) すいません、ちょっとよろしいですか。
- ○9番(海野隆君) 質問にね、答えるようにお願いをいたします。
- ○議長(紙井和美君) ちょっとよろしいですか。議長から申し上げます。先ほど、17番倉持議員から提案された動議ですけれども、これは詳しい内容について特別委員会の中で調査してはどうかという内容の動議でありました。この場で、その内容についてやる場ではございませ

んので、この特別委員会を設置するかどうか、そういったことについての質問を、どうかお願いいたします。

ほかに質問ございませんか。

9番海野隆君。

○9番(海野隆君) 議長がね、提案者の代弁をしてですね、内容をね、説明をするというのは、いかがなものかなとは思いますけれども、私が先ほど、倉持議員にですね、質問したこと。このことについては、まだ倉持議員は回答していないので、そのこと。私は具体的に話しておりますので、そのことについて答弁をするように、議長のほうからですね、提案者に言ってください。お願いします。

○議長(紙井和美君) ちょっとお待ちください。9番海野隆君に申し上げます。17番倉持松雄君の代弁をしてるとおっしゃいましたが、それは非常に憤慨する内容でございます。私の言ってること間違ってるでしょうか。特別委員会を設置するかどうかの、今、動議であります。ここで内容について詳しくやるということは、本会議の中で話した内容は、議事録にしっかり載ります。いいかげんなことは発言できません。そういうところをついていくっていうのは、どうなんでしょうか。

先ほどの分は訂正していただきたいと思います。

17番倉持松雄君。

○17番(倉持松雄君) 海野隆君に、あ、議長にですか。じゃ、申し上げますね。そういう 細かいことをきめ細かく、もう平成26年からずっと話し合いはしておりまして、その内容について、話はしてたんだが、今の部分では、まだまだ町民に説明が足りないということでございますので、もっとよく町民に説明できるように、この委員会をつくって調査をしようということで、皆さんの御賛同を願えるよう、提案したわけでございますから、その私の調査委員会の意味を、よく海野議員に御理解をしていただいて、お願いします。

○議長(紙井和美君) それでは、特別委員会を設置するかどうかということに対しての質疑を許します。

ほかに質疑ございませんか。

8番永井義一君。

○8番(永井義一君) ちょっとね、なしというのがね、早過ぎる、タイミング的に。手を挙げてんのにね、言っている人がいるんで、それ議長、ちょっとね、注意してください。

で、私はですね、ここに書いてある提出理由のね、中で、設置から今日に至るまでの経緯を 調査し、書いてありますけども、実際、この間、スタートは、はっきり言って議員が知らない 間にスタートしたっていうのは、これはもう皆さんの共通認識だと思うんですよね。それで、 いろんなことを、決算委員会とかそういった中でいろんな話が出てきて、聞いてる。ですから、 経緯っていうのはある程度聞いてるかと思うんですよ。で、私が言いたいのはですね、それを 聞いて、調査をして、それでわかんない場合はどうすんのかということを、ちょっと提案者の 人に聞きたいんですよ。それで……。まだまだ。

先ほど動議のしたときの話の中で、この調査特別委員会、その前に否決されてしまった百条 委員会のやつが、これでわかんなかったら、その後に百条ね。ちょっと言葉尻までは正式にわ かんないんで、後で議事録のほうは確認してもらいたいと思うんですけども、倉持議員がそう いったような形で発言をなさってます。ですから、これが調査をして、やはりこれを調査がな かなかできない、わからないという場合には、次のステップとしてどう考えてるのかをお答え ください。

- ○議長(紙井和美君) 17番倉持松雄君。
- ○17番(倉持松雄君) 先ほど申し上げましたように、今の段階では、まだまだ皆様方であっても、きめ細かな、本当に絶対間違いないかということは、調べがまだついてないと、この議会としては。そう思います。それですから、さっき私が申し上げましたように、ネズミ1匹しか出ないかもしれないし、ネズミ1匹だって、間違ってることは間違ってんですよ。しかし、議会として、その割に効果が上がらないことではしようがないから、ここをもう一歩押せば、もっとわからない点、ここを解決すればいいという、その的を絞れたら、その委員会でその的を絞れたら、それから百条委員会。そんで議員の力でどうにもならないことは、百条のお力を借りて解明しようと。それが私の考えです。
- ○議長(紙井和美君) ほかに質問はございませんか。 16番吉田憲市君。
- ○16番(吉田憲市君) 提案者の理由の中でね、これが最初から設置されたいきさつから、 今の現在に至るまでのを調査するんだということで、再三言われております。それはね、決算 委員会でもですね、上下水道課長からもですね、私らには見当もつかないような回答も出てき てるわけですよ。最初から動かないでね、それで追尾型で保険にも入れなかったという、この 事実なんかもね、詳しく回答いただいているんですよ。

ですから、これはですね、倉持さんの言うことも、私は一理あると思います。要するに、時期尚早だからね。だから、とりあえず特別委員会をつくって、それで解決できなければ、百条委員会持っていくと。これは間違いないことなんですか。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問の内容について。17番倉持松雄君,よろしくお願いします。
- ○17番(倉持松雄君) それは、そのときに決めます。

- ○議長(紙井和美君) ほかに質問はありませんか。 16番吉田憲市君。
- ○16番(吉田憲市君) 倉持さんに言いますがね、倉持さんも、もう7期だっけか、やってる議員なんだよね。それが、この本議会の中で、今言ったこの提案理由の中でね、それで、刻々と調査をして、百条の力を借りなければできなければ、そのとき百条委員会を立ち上げますって、あなた言ったんだよ。それが、そのとき考えますとか、そんなこと言った覚えないとかね、そういう話になっては困るんですよ。1人の議員として。だから、特別委員会つくるのは、私は賛成です、これ。百条委員会の前にね。倉持さんの意見もよくわかるよ。もっと調べて、その中でという話、いいこと言ってるの。だから、それはきちんとね、ここで明言してください。
- ○議長(紙井和美君) 17番倉持松雄君。
- ○17番(倉持松雄君) いや、余り吉田議員がしつこいもんで、そう言ったわけで、私は最初から、永井議員の質問のとき言われたように、どうしてもこれで納得できないとか、まだ真相ではないというような場合には、それから百条委員会をつくるべきだと、そう言いました。それが本当です。
- ○議長(紙井和美君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に 関する特別委員会の設置については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を 省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) それでは、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(紙井和美君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会の設置について、 賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(紙井和美君) 全議員が起立であります。

よって、水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会の設置については可決することに決しました。

お諮りいたします。

この際、ただいま設置されました水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会の委員の指名及び委員長、副委員長の互選結果報告について会議規則第22条の規定により、それぞれ追加日程第2並びに追加日程第3として、日程に追加の上、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議がありませんので、水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会委員の指名及び委員長、副委員長の互選結果報告についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会の委員 の指名について

○議長(紙井和美君) 追加日程第2,水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの 調査に関する特別委員会の委員の指名についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により指名いたします。 事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(吉田衛君) それでは、先ほど提案理由の中で議員全員というお話がありましたので、読み上げさせていただきます。

紙井和美議員,石引大介議員,井田真一議員,高野好央議員,樋口達哉議員,栗原宜行議員, 野口雅弘議員,永井義一議員,海野隆議員,平岡博議員,久保谷充議員,川畑秀慈議員,難波 千香子議員,柴原成一議員,久保谷実議員,吉田憲市議員,倉持松雄議員,佐藤幸明議員。 以上でございます。

○議長(紙井和美君) お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。 それでは、ここで暫時休憩といたします。 水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会の委員は、全 員協議会室において委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

会議の再開は終了後にさせていただきたいと思います。

午後 1時26分休憩

午後 1時37分再開

○議長(紙井和美君) それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会の委員 長、副委員長の互選結果報告

○議長(紙井和美君) 追加日程第3,水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの 調査に関する特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を行います。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(吉田衛君) それでは、御報告いたします。

阿見町水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会の委員 長は、倉持松雄議員。同じく副委員長は、栗原宜行議員です。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの朗読のとおり、以上で水道事務所に設置された追尾型太陽 光発電システムの調査に関する特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を終わります。 15番久保谷実君。
- ○15番(久保谷実君) 先ほど、この動議の問題でいろいろあった。その中で、事務局の説明の中で、重要度が高いから、日程第13を先やって、その後に動議をやります説明があったよね。仮にこの逆だとしたら。動議のほうが重要度が高いというときには、その動議を最優先するんですか。
- ○議長(紙井和美君) 違う,違う,その話じゃない。百条委員会の話,ちょっとやってもらえますか。動議の内容じゃないの。
- ○15番(久保谷実君) 百条委員会でもいいですよ。百条委員会のほうが重要度が高いから、 これを先やって、動議を後にやりますっつう説明をしたよね。で、この今日のこれでいうと、 これが逆の場合はどうなんですか。
- ○議長(紙井和美君) 違う,違う,内容違う。間違えてる。そういうことじゃない。
- ○15番(久保谷実君) 違うよ。聞いてんだから。だめだよ,聞かれたこと,説明してくれ

よ。

○議会事務局長(吉田衛君) それでは、お答えさせていただきます。先ほど、急遽全国町村議会議長会のほうに電話にて照会いたしました。で、今、久保谷実議員がお話しなられたことについては、まだ確認をとっておりませんので、今後、全国町村議会議長会のほうに確認をして、御返答させていただきたいと思いますので。よろしいですか。今現在、ちょっとまだ確認はできておりませんので。

- ○議長(紙井和美君) 15番久保谷実君。
- ○15番(久保谷実君) じゃあ、その逆の場合は確認がしてないと。だけど、今日の場合には、それはちゃんと言ったよね。重要度が多いから、これを先やりますって。それだけは確認しときます。

それともう1点。動議。今まで随分私も議会やって、動議を聞きました。で、動議の場合は、必ず趣旨説明の文書をもって、動議を出した人がそれをやってると。今日みたいに、何もなくて動議をかけると。それで後からつくると。それはちょっと異常だよね。まあ、議長はさっき、そのたびに議運で相談してやりますって言いましたけど、で、阿見町議会は、その動議の趣旨説明の文書がなくても、動議は出すことができる。そして、それは議運でまた諮ると。そういう解釈でいいんですか。

- ○議長(紙井和美君) 先ほどお答えしたとおりです。その都度、今後とも、議会運営委員会の中で諮っていきたいと思います。緊急性を要するものは、資料が不備な点があるかもしれませんので、そのことも含めて、今後、きちんとした動議に関する話し合いも、全協の中でさせていただきたいというふうに思っています。
- ○15番(久保谷実君) もう1点確認。
- ○議長(紙井和美君) 確認,はい。15番久保谷実君。
- ○15番(久保谷実君) そうすと、議長は、今日の動議は緊急性があるという判断をしたんですね。それだから議運を開いたんですね。そういう解釈でいいんですね。
- ○議長(紙井和美君) じゃあ、事務局どうぞ。
- ○議会事務局長(吉田衛君) すいません,お時間をとらせまして。先ほど私が申し上げましたとおり、全国町村議会議長会に急遽確認をしたところ、動議は既に成立しているので、議案書となるべきものを提出して、追加日程に加えるかどうかを判断してほしいということを言われましたので、それに従って進行させていただきました。

で、動議につきましては、議員必携を見ますと、口頭でいい場合と文書をもって提出する必要性がある場合と分かれておりまして、今回の特別委員会設置については、議事に関するものとして、案を備えていない動議として、必ずしも案は必要ないというようなことが必携に書か

れておりますので、ちょっと御確認をいただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

散会の宣告

○議長(紙井和美君) それでは、以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本当に長い時間、お昼もとらないで、申しわけありませんでした。執行部の皆さんも、大変 お疲れさまでした。

本日は、これで散会いたします。大変に御苦労さまでした。ありがとうございました。 午後 1時44分散会 第 2 号

[12月9日]

平成28年第4回阿見町議会定例会会議録(第2号)

平成28年12月9日(第2日)

○出席議員

1番 紙 井 和 美 君 2番 石 引 大 介 君 3番 井 田 真 一 君 野 好 央 君 4番 高 5番 口達哉君 樋 6番 栗 原宜行君 7番 口雅弘君 野 永 井 義 一 君 8番 9番 海 野 隆 君 10番 平岡 博 君 11番 久保谷 充 君 川畑秀慈君 12番 難 波 千香子 君 13番 14番 柴 原 成 一 君 15番 久保谷 実 君 16番 吉田憲市君 17番 倉 持 松 雄 君 佐藤幸明君 18番

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

 町
 長
 天
 田
 富司男
 君

 教
 育
 長
 菅
 谷
 道
 生
 君

 町
 長
 公
 室
 長
 條
 崎
 慎
 一
 君

 総
 務
 部
 長
 小
 口
 勝
 美
 君

町民生活部長 篠原尚彦君 保健福祉部長 野 利 明 飯 君 產業建設部長 湯 原 幸 徳 君 大 野 教育委員会教育次長 利 明 君 会計管理者兼 佐 藤 吉 一君 会 計 課 長 政策秘書課長 佐 藤 哲 朗 君 総 務 課 青 山公雄 長 君 財 政 課 長 大塚芳夫君 管 財 課 長 飯 村弘一君 交通防災課長 白 石 幸 也 君 農業振興課長 村 松利一 君 上下水道課長 坪 田 博 君 学校教育課長兼 朝 日 良 一 君 新小学校準備室長 学校給食センター所長 田恭久君 吉 生涯学習課長兼 松本道雄君 中央公民館長

○議会事務局出席者

 事 務 局 長 吉 田 衛

 書 記 大 竹 久

平成28年第4回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成28年12月9日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成28年第4回定例会

一般質問1日目(平成28年12月9日)

発 言 者	質問の趣旨	答	弁	者
1. 海野 隆	1. 高齢運転者の現況と運転免許自主返納を後押しする制度について	町		長
	2. 水道事業における追尾型太陽光発電システムの問題点について	町		長
	3. 指定校変更(通学区特認)の弾力的運用について	教	育	長
	4. 学校 I C T 環境の整備推進について	教	育	長
2. 永井 義一	1. 水道料金の改定について	町		長
	2. 給食センターの外灯について	教	育	長
	3. 防災行政無線について	町		長
3. 高野 好央	1. 町内LED防犯灯の管理はどのようになっているの	町		長
	カ・			
	2. 小・中学校の体育館トイレの改修について	教	育	長
4. 石引 大介	1. 農業後継者・新規就農者への支援について	町		長
	2. 阿見町の体育施設におけるAED設置などについて	教	育	長

午前10時00分開議

○議長(紙井和美君) おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を 開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、 御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長(紙井和美君) 日程第1,一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問をしてください。

初めに、9番海野隆君の一般質問を行います。

9番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

[9番海野隆君登壇]

○9番(海野隆君) 皆さん、おはようございます。

今年も内外ともにいろんなことがございました。熊本県、大分県地方では、震度7を2度記録するという大きな地震が発生し、改めて2011年東日本大震災のことを思い起こしました。減災、自助という基本原則を一層推進しなければならないと痛感いたしました。

昨日は、真珠湾に旧日本海軍が奇襲攻撃をした日米開戦の日でございました。今年75年目にして、アメリカのオバマ大統領が原爆投下の広島を訪れ、真珠湾には安倍首相が訪れるという、日米和解が図られるということは高く評価したいと思います。アジアでも、そうした和解が図れるよう祈念したいと思います。

そういう状況の中で、1年納めの質問をしたいと思います。

まず最初にですね、高齢運転者の現況と運転免許自主返納を後押しする制度について質問をいたします。本質問については、ちょうど1年前、平成27年12月議会で、同僚の永井義一議員が、免許証自主返納を促す支援制度を実施するべきではないかと、熱心に質問をされておりました。今回の私の質問も、全く同じ趣旨で行います。今回は、当時執行部が答弁していた調査

検討の進展具合をお聞きしながら、阿見町の支援制度実現を提言するものでございます。

先日,茨城新聞の県民の声欄に,61歳の方が,悲惨な事故前に免許返納を考えてという題で 投稿をされておりました。この投稿者の方のお父様は81歳まで運転をしていましたが,家族と 相談して,8年前に免許証を自主返納したということでした。この1年間,繰り返して報道さ れる高齢者の悲惨な事故に接しますと,非常に適切な判断だったと思います。

私は、この投稿にある、本人が自主返納を決断するためには、いかに大変な説得や家族の事情があるということを理解する1人でございます。私の父は92歳になりますが、この10年間、家族が説得に説得を続け、ようやくやっと年度内で運転を卒業して免許証を自主返納することを決断をいたしました。本人は比較的丈夫な体を持っておりますので、これまで大きな事故もなく過ごしてきておりましたが、自動車を運転できなくなるということは、半人前になってしまうというような気持ちになるようで、非常に抵抗しておりました。今でも農作業をしているという事情もあって、なかなか説得が進まないまま10年が過ぎてしまったということでございます。それでも、ようやく決断に踏み切ったのは、もちろん本人の体力の衰えを自覚したということがあったと思いますが、ここ何年か、そして最近の1年間では、頻繁に報道される高齢者による悲惨な事故の報道が影響したと思われます。もちろん報道側が警告を発するという意味で大きな記事にしているという一面はあると思います。高齢者による事故は、被害に遭われた方はもちろんですが、本人にとっても穏やかに人生の終末期を過ごすはずだったのに、取り返しのつかないことになってしまう事故による、思わぬ老後になってしまう可能性があります。

自主返納は、現行では、あくまでも御本人の決断に任せるしかありません。しかし、家族の 説得を後押しして、御本人の移動の自由を尊重しながら自主返納の決断を促す必要があります。 安全な地域社会をつくるという観点からも、行政の配慮すべき重要な政策となっていることを 自覚すべきだと思います。

そこで、1番、阿見町における高齢者の運転免許所有の現状について。

- 2番,全国及び県内,阿見町の高齢者の事故発生状況。
- 3番, 県内の運転免許自主返納の状況。
- 4番、県内の自主返納支援事業の状況について。
- 5番目,阿見町における運転免許自主返納を後押しする制度の創設について質問をいたします。

残余の質問は、質問席で行います。

○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長(天田富司男君) 皆さん、おはようございます。

本当に世界情勢もトランプ旋風で非常に毎日のように新聞をにぎわしているところでございます。国際関係が非常によくなればいいなと、そういう考えを持っております。

それでは、高齢者運転者の現況と運転免許自主返納を後押しする制度についての質問にお答 えいたします。

どこでも、年寄りを持っている家族は大変だなというのを、私のほうも、もう亡くなった父が、やっぱり87歳ぐらいまで車を乗っていたということで、非常にどこの家族も、そういう面での心配あるのかなと、そう思います。

そういう中で、1点目の、高齢者の運転免許所有の現状についてであります。

平成27年12月31日現在で、県内の免許人口は205万7,651人で、そのうち65歳以上は46万8,146人となっており、その割合は22.75%であります。

また, 阿見町での免許人口は3万3,277人で, そのうち高齢者は7,552人, 22.69%の割合となっております。

2点目の,全国及び茨城県内,阿見町の高齢者の事故発生状況についてであります。

平成27年の末現在で、65歳以上の交通事故死者数は全国では2,247人、そのうち茨城県では69人、阿見町では1人となっております。負傷者数については、全国では10万1,515人、そのうち茨城県では2,123人、阿見町では48人となっております。

3点目の, 県内の運転免許自主返納の状況についてであります。

牛久警察署に確認したところ, 平成27年は4,105件, また平成28年は10月までで3,800件の自 主返納があったとのことでした。

4点目の、県内の自主返納支援事業の状況についてであります。

県内の12市町村において自主返納者に対する支援事業を実施しており、路線バスの回数券等 交通チケットの支給を実施している状況であります。

5点目の, 阿見町における運転免許自主返納を後押しする制度の創設についてであります。 現在, 町として新たな制度を創設することは考えておりません。

この自主返納制度は、高齢者の交通事故が増加していることを踏まえ、始まったものでありますが、高齢者の交通事故防止対策としては、引き続き、警察等関係団体と連携を密にして、 交通安全施設の整備や交通環境の改善、啓発活動などに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。

○9番(海野隆君) 今の答弁のね、確認をちょっとさせていただきたいんですが、今、答弁ではですね、町として新たな制度を創設することは考えていないと、高齢者の交通事故防止対

策としては、引き続き、警察等関係団体と連携を密にして、交通安全施設の整備や交通環境の 改善、啓発に取り組んでいくと、こういうふうに答弁されています。

ただね、永井議員、ちょうど1年前ですが、答弁では、先進市町村の情報収集に努め、高齢 福祉対策等と連携しながら調査検討していくという答弁でございました。今の答弁聞くと、ち ょっと後ろ向きになっちゃったような感じがするんですが、再度、調査検討の状況や、高齢者 福祉対策等との連携について、もう少し詳しく説明をしてください。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。 ○町民生活部長(篠原尚彦君) おはようございます。お答え申し上げます。
- まず、この自主返納の制度ですけれども、それを後押しするということを考える場合、公共 交通の整備の視点ですとか、あるいは福祉的支援の視点ですとか、あるいは交通安全の確保の 視点として啓発活動等、あるいは先ほど議員さん言われてたように、家族の後押しというか、 そういったこともいろいろあるかと思います。

それで、町民生活部のほうとしては、交通防災課のほうで交通安全の関係を所管しておりますので、どういったことをこれまでやってきたかという点で申し上げれば、情報の収集と、それから高齢者向けに交通教室等を開催しておりますので、そういった中で自主返納についての促しを、これまでしてきたと。で、他市町村の例等を見たときに、今の阿見町の中で取り入れられる状況かどうかということは検討しているところです。

で、現時点においては、町長答弁のとおり、新たな制度を設けることは考えていないという ことになっております。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) ありがとうございました。ホームページで見るとね、警視庁、警視庁は、これやっぱり全国の中心ですから、警視庁で、協賛企業を募集してね、さまざまな自主返納した方々にですね、利用する方に特典をつけるということをやっているようです。で、千葉県、神奈川県もね、これ県警全体、県全体としてね、取り組むと、こういうものをやっているようなんですでれども、残念ながら茨城県ではね、県全体でそういうことを取り組むというふうにはなっていないようでございますね。

例えばね、いやすごいんですよね、国内旅行の割引、修理・自転車購入費割引、天然温泉割引、信用金庫の金利サービスですね、眼鏡購入、補聴器割引、食事割引、ソフトドリンクサービス分等の支援メニュー云々と、さまざまなね、協賛企業を募集してやっていると。私はね、ぜひね、まず、まずですよ、まず、茨城県県警ですね、県警に取り組みをね、促すようなね、形で提言をされたらいいんじゃないかと思うんです。で、たまたま今日ね、茨城新聞を見てお

りましたらね,今,県議会をやられていて,島田さん,これは小美玉かどっかの議員だったですね。この方がね,やっぱり免許証返納のことが書いてあります。それでね,県警本部長がね,こういうふうに言ってるんですよ。自主返納された高齢者の移動手段を確保するため,市町村などに支援事業の拡充をお願いしていると。で,これお願いされてるんですか。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。 ○町民生活部長(篠原尚彦君) はい、お答えいたします。これは1つの例ですけれども、県のほうで、交通安全県民運動の推進要綱っていうのがありまして、いろいろな部署あるいは民間も含めてですけれども、いろいろな取り組みを、こんなふうにしていきましょうというような提起がされているんですが、そういった中で、市町村の取り組みの事業の1つとして、その自主返納の支援をするという項目が入っております。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 県に働きかけてくれるかどうかということは、ちょっと後でまた答弁していただいて、それでね、私がこれを言ってるのは、県警もね、そういうふうに市町村に期待している部分があると思うんですね。私は、県全体がまず取り組めよと、こういうことで、ぜひ言っていただきたいんですけれども、その先鞭になるわけですね。まだ県内でも、多数派ではありませんね、支援制度をつくっているのは、多分。で、その先鞭になる制度をね、自主返納をした高齢者にね、例えばデマンドタクシーあみまるくん、及び関鉄でしたっけ、民間バスの回数券を支給するとか、とにかく免許なし生活を支える特典とかサポート、そういうものを用意して、それで高齢者が自ら返納する、あるいは家族が説得をする。そういうね、後押しをぜひね、していただきたいと思うんです。

そのことを、ちょっと答弁していただいて、この問題を終わりにしたいと思います。2つね。 〇議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 今の質問ですけど、まず、県のほうに働きかけるということ。これ は誰もできますから、それはやることはできると思います。

そしてまた、自主返納に対して、また、今デマンド交通あみまるくんもやっております。そういう中で、やはり、きちんとしたね、やっぱりそういう免許証を持ってない人が、そういう形でデマンド交通を使っているわけですから、やはり返納された方も、きちんとした形でデマンド交通を使っていただくという、これが私の考え方であります。

- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) はい。じゃあ、そういうことでよろしくお願いしたいと思います。ぜひね、県のほうに働きかけてください。

じゃ,次の質問に移りたいと思います。2番目はね,水道事業における追尾型太陽光発電シ

ステムの問題点について質問をいたします。

昨日ですね、地方自治法による百条委員会による調査は、残念ながら否決となってしまいました。この問題は、調査すれば調査するほど、さまざまな問題点が出てきており、本来は100条に基づくですね、調査特別委員会でなければ、十分に解明できないと思っております。しかしながら、109条に基づく特別委員会は全会一致で設置されましたので、参考人を呼ぶなどして、全力を尽くしていきたいと思います。

前議員を中心とする方々によってですね,一昨日,監査請求が提出されております。新聞各紙で報道されております。この監査請求の内容をお聞きしますと,情報公開によられた大量の公文書,これを分析することによって請求されていることがわかります。

本来,議会は行政をチェックするのが大きな仕事であるにもかかわらず、大きな疑惑のある 行政執行を解明できなければ,議会の存在意義は全くありません。今回,私も情報公開制度を 使って得た多くの公文書に基づいて質問をいたしたいと思います。

- 1番、役場庁舎前駐車場に設置された太陽光風力外灯の寄贈の経緯について伺います。
- 2番,水道事務所における追尾型太陽光発電システム工事下請業者の各業種の許可状況について伺います。
 - 3番, 町長, 長の親族企業との関係について伺います。
 - 4番、瑕疵担保特約における元請業者への不具合修正交渉について伺います。

以上4点、お願いいたします。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) それでは、水道事業における追尾型太陽光発電システムの問題点に ついての質問にお答えいたします。

1点目の、役場庁舎前駐車場に設置された太陽光風力外灯の寄贈の経緯についてであります。 役場庁舎の正面玄関前は、通路部分に夜間照明設備がなかったこともあり、電源工事が不要 である風力及び太陽光発電システムのLED外灯を、寄附により、平成24年10月に設置したも のであります。

寄附をしていただいた方は、福島県郡山市の株式会社ジョイワース並びに有限会社ラッサムの2社です。当該会社から当該外灯のデモンストレーションを兼ねて風力及び太陽光発電システムのLED外灯を施工して寄附したいとの申し出を受けましたので、町としては内容を精査検討して寄附を受け入れたものであります。

2点目の,水道事務所における追尾型太陽光発電システムの工事下請業者の各業種の許可状況についてですが,太陽光発電設備設置工事の請負業者である株式会社ナカジマは,有限会社ラッサムを下請業者として,太陽光発電設備設置工事を実施しました。

しかし、後に、下請負人通知書の建設業の許可内容を記載する欄が空欄となっていることに 気づき、下請負人について調査したところ、建設業の許可を受けていない業者であることが判 明しました。

建設業法において、ある一定の金額以上の工事を施工しようとするものは建設業の許可を受けなければならないと定められており、株式会社ナカジマ並びに有限会社ラッサムの建設業法違反を見逃したことになります。その原因の1つとして、請負業者である株式会社ナカジマ並びに上下水道課の確認不足がありますので、その後はこのようなことがないよう、チェック体制の強化を図っております。

なお、株式会社ナカジマの処遇につきましては、現在その対応を検討中であります。

3点目の,長の親族企業との関係についてですが,阿見町政治倫理条例において,町の工事等に関する遵守事項が定められております。私の親族企業が今回の太陽光発電設備設置工事の請負業者または下請業者になっていた事実はありません。

4点目の、瑕疵担保特約における元請業者への不具合修正交渉についてですが、先月、請負業者である株式会社ナカジマより、撤去費用及び固定式による太陽光発電設備の復旧費について全額負担するとの申し入れがありました。

それを受け、町としましては、今回の落下は自然災害によるものであったこと、また施工に 当たっては町が承認した製品を使用していたことなどを考慮し、元請業者には、申し入れのあ った撤去費用及び復旧費のみを負担してもらい、それ以外の損害賠償等については請求しない と考えております。

- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 再度質問する前に、資料を配付したいと思うんですけれども。
- ○議長(紙井和美君) どうぞ。

[資料配付]

- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 再質問をします。まずですね、この有限会社ラッサム、これは外灯を寄附した会社ですけれども、福島県郡山の業者で、阿見町とはあんまり縁のない業者だと思われますが、外灯寄附申し入れに際してですね、どなたか仲介者はありましたか。
- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。
- ○総務部長(小口勝美君) 仲介者はなかったと聞いております。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 町長自身が仲介者, 寄附受け入れに, 仲介者とか関与をしていたという 事実はありませんか。

- ○議長(紙井和美君) 総務部長小口勝美君。
- ○総務部長(小口勝美君) はい、お答えいたします。今回の寄附に関しましては、管財課が窓口になっておりますので、管財課に寄附申し入れの方が来た時点からになりますので、それ以前の話については存じ上げておりません。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 庁舎内のね、LED照明の件についてもお聞きしたんですけども、当時の総務部長にお聞きしましたか。
- ○議長(紙井和美君) 総務部長小口勝美君。
- ○総務部長(小口勝美君) これについては、現在、担当していた管財課の職員から確認して おります。要するに管財課に来た時点からの手続になるということで、それ以前の関係につい ては存じ上げてないということです。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) いや、当時の部長に聞き取りをしたかということを聞いてるの。
- ○議長(紙井和美君) 総務部長小口勝美君。
- ○総務部長(小口勝美君) 確認はしておりません。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 平成25年6月の定例会でですね、引退された藤井孝幸議員がね、この外 灯寄附の件について質問しております。その中でね、寄附する人は何らかの目的があって寄附 すると。しっかりとした基準を設ける必要があると述べておりました。

今回, ラッサムはですね, 現在問題になっている水道事務所の追尾型太陽光発電システムで, 元請であるナカジマより下請負人として届け出がされております。担当課長は, 外灯を寄附し た業者だったという認識はありましたか。部長でもいいですよ, 課長でも。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) はい、お答えいたします。そういう認識はございませんでした。 ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 先ほどの答弁でね、後に、下請負人通知書の建設業許可内容を記載する欄が空白となっていることに気づいたとしています。で、現物はね、各議員に見ていただいていると思いますけれども、これはすぐに気づくことのできる様式になっています。私もね、ISOの審査員としてね、多くの自治体の現場、文書を見てきましたけれども、これを見逃すというのはね、どのような仕事をしているのか、非常に疑問です。通常あり得ないことだと思いますが、いつ気がついたんですか。
- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長坪田博君。

- ○上下水道課長(坪田博君) はい、お答えいたします。見逃しについては、大変申しわけないと思っております。で、気がついた時期につきましては、最近、書類の見直しをしておりまして、その中で、表記がないということに気がつきました。 以上です。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 総務部長,管財課を所管しています。それから,産業建設部長,土木建設を所管しています。この下請負人通知書,この欄が空白になっているのは,見たことありますか。2人の部長に,答えてください,2人の部長。
- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。
- ○総務部長(小口勝美君) はい、お答えいたします。私は、見たことございません。
- ○議長(紙井和美君) 産業建設部長湯原幸徳君。
- ○産業建設部長(湯原幸徳君) 先ほど課長が答弁したとおり、それを確認したのが、今回、 事故があってから、いろいろ書類の精査をしたということで、それを下請人の体系図を確認し ております。空欄になっておりました。
- ○9番(海野隆君) これまでに。
- ○産業建設部長(湯原幸徳君) すいません, それまでには, そういう, 私, 4月からなんですけれども, 以前の部分については存じておりません。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 答弁にもありましたけれどもね,ラッサムは,本社のある福島県にも,支店のある茨城県にも,工事建設業許可登録のない無許可の登録業者,無許可登録業者です。 公共工事をね,下請負人とはいえ,無許可の業者が行ったということになり,極めて問題のある工事だったと思います。建設業違反ということになります。確認しましたが,そうした理解,認識でいいですか。
- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。
- ○総務部長(小口勝美君) はい、答弁にもございますとおりでございます。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) この下請負人届,議員の皆さん見てると思いますけども,この元請であるナカジマは,無許可登録業者のラッサムにですね,土木工事一式,機器設置工事一式,電気設備工事一式と,工事のね,一括丸投げを行っています。無許可登録業者であるにもかかわらずですね,ラッサムは,注文請書をナカジマに提出し,特約事項までつけております。で,特約事項の4項,6項,ここにはですね,今回の不具合や損壊に至る事項にかかわることではないかと思われることが書いてあります。このことについては,どのように思いますか。

○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

私語は慎んでください。

産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長(湯原幸徳君) はい,すいません。ラッサムさんとナカジマさんの特約事項については,私ちょっと把握してなかったもんで,今ちょっと資料を秘書からいただいたんですけども,その部分について,今,見たんですけれども,多分,欠陥による瑕疵の生じたときは,無償で保障するというふうなことだというふうに理解してよろしいでしょうかね。その部分についてということでよろしいんですね。はい。その部分については,不良が,海野議員も十分御存じだとは思いますけれども,設置してから,なかなかその太陽光発電,追尾型が追尾できないような状況になってますので,そのメーカーと担当課のほうで,何度となく,その機器の調整を無償でしていただいているというふうな状況でございます。

- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) これね、元請業者そしてね、工事の一括下請業者がですね、もしこのことに責任をとらないとすれば、これはね、町としては、どういうふうに考えるかってのは、非常に大きな問題だと思います。

で、次に行きますね。この施工体系図っていうのがあります。施工体系図を見るとね、ラッサムの担当工事は空白となってるんですね。つまり、担当する工事はないというふうに思われます。つまりね、下請負人であるにもかかわらず、その全ての工事をまた下請に出す。孫請ですね。これがね、トンネル会社っていう認識じゃないですか。これ必要なかったんじゃないですか、このラッサムに下請をするのは。どのように考えますか。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。 ○産業建設部長(湯原幸徳君) 海野議員が言うように、ラッサムさんの下請に、またその下 にずっとやってるわけですけれど、通常、そういうふうな施工体系図が出てくる工事もあると いうふうな認識は持ってございますので、この部分については、その体系図的には、特に問題 ないんじゃないかなというふうには思っております。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 工事の一括丸投げって禁止されてますよね、まずね。

それでね、次に移ります。元請であるナカジマ、これはね、なぜ工事もしない会社を下請負人にしたのか。ナカジマは、なぜ無許可登録業者であるラッサムを必要としたのか。私には非常に不可解です。このことについて、どういうふうに考えますか。これ、町長がいい。部長がいいかな。

○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長(湯原幸徳君) ナカジマさんへの発注については、正規の一般競争入札で行ってございます。その部分について、施工体系図の中でラッサムさんが入ってきたということで、その時点で、先ほど海野議員が言われた、町の太陽光と風力発電を寄贈していただいたというふうなところでラッサムさんという認識は、担当課としても全くございませんでした。その中で、そういうふうなことで、ラッサムさんと施工体系図の中で、工事の資格ですね、建設業法の資格を持ってないということを職員が見逃がしてしまったというふうなことで、その下請を認めてしまったというふうなことだというふうに、私は認識しております。

ですので、その点については、やっぱり非常に問題があったんじゃないかなというふうには 思っておりますけれども、下請に出したというふうな部分については、その施工体系の中では、 特に親元から普通、下請に出すというのはあるというふうには認識しておりますので、問題な かったんじゃないかなというふうには思っております。

- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 大きな問題があると、私は思いますけどね。隣村のですね、優秀な業者であるナカジマね、これはね、本当にね、下請負人として工事を任せる。これね、タッグマッチを組むわけでしょ。その下請負人が工事で事故を起こしたり、不良な工事をやったらば、元請が必ず責任を問われるという、こういう立場ですよ。そういう業者がね、下請負人がね、無許可業者であるかどうかっていうことをね、見逃すはずもないんですよ、と思います。で、ラッサムをね、担当課長あるいは担当部長あるいはどなたかが、ナカジマに下請負人として推薦をするなどという行為はありませんでしたか。
- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。
- ○産業建設部長(湯原幸徳君) 担当部長,当時の人も、今まで、それと担当課の人も、ラッサムという認識は、会社の名前自体がわかっておりませんので、それを推選したということはございません。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) ナカジマもね、県許可登録業者として、あってはならないことをね、今回の工事で行ったということになります、そういうことであればね。ナカジマの責任でしょ、これ、全面的に。でね、建設業違反ということになるようですけども、処分、いろんな段階あるようですけども、これ国土交通省にも照会していますか。
- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。
- ○総務部長(小口勝美君) 国土交通省へは、照会はしておりません。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) ぜひね、国土交通省にも照会をして、適正な処分をね、するべきだとい

うふうに私は思います。

次の質問に移ります。ラッサムのね、この施工体系図に書いてありますけども、ラッサムの 主任技術者に鴻巣勝男さんという方がおります。この方は、どのような技術を持っている主任 技術者ですか。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。
- ○産業建設部長(湯原幸徳君) すいません,承知しておりません。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 書類に書かれているとおりだというふうに理解しているということです よね。町長にお聞きしたいんですけれども、町長はね、親族企業であるドリームドットキャッ チ、ニューステージ、これにはどのような関与を今、されてますか、現在。
- ○議長(紙井和美君) 町長天田富司男君。
- ○町長 (天田富司男君) それは息子の会社で、私はほとんど何の関与もしてないというのが 事実です。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 町長は、この先ほど言ったね、ラッサムの主任技術者である鴻巣勝男さんという人物とは面識ありますか。
- ○議長(紙井和美君) 町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) 面識はあります。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 鴻巣勝男さんはね、平成20年から24年まで、町長の親族企業であるドリームドットキャッチ、ニューステージの取締役だったようです。そうした方が取締役だったということは認識していましたか。
- ○議長(紙井和美君) 町長天田富司男君。
- ○町長 (天田富司男君) 認識はしておりません。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 鴻巣勝男さんはね、平成25年に、今ここで話題になっているね、有限会社ラッサムの取締役に就任しております。ラッサムはね、平成26年2月に、この下請負人として、この工事を行っているというのかな、実際には下に出しちゃってるから、本当は工事一切行ってないんだけども、まあ、行っていますと。私からするとね、町長の親族企業の取締役だった人物、これがね、取締役を務め、しかも無許可登録業者であるね、ラッサムが、よくこの下請負人になれたなあと。で、この下請負人となれたのは、ナカジマに対して、何らかの推薦行為があったのではないかと疑問が湧きます。推薦行為というようなことはありませんか。

- ○議長(紙井和美君) 町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) ありません。それでは、私のほうもですね、議長、反問権を使わしていただきたい。
- ○議長(紙井和美君) はい、内容を教えてください。
- ○町長(天田富司男君) はい。これは私の長のね、親族企業がどうのこうのっていう話ですから、これは私もそうだし、うちの、まあ息子はほとんど会ってないんですけど、息子の、やっぱりきちんとした名誉にもかかわることです。そういう中で……。
- ○議長(紙井和美君) はい,反問権を許します。
- ○町長(天田富司男君) はい、よろしいですか。
- ○議長(紙井和美君) はい。
- ○町長(天田富司男君) そういう中で、昨日もですね、この水道事務所の追尾型システムの 調査に関する決議において、決議文の中にない、長のどうのこうのっていう話がありました。 これは、この決議文に対しての提案理由の中で、なぜそういう文面を入れたんですか。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 非常に疑問が湧くからです。政治倫理上,疑問が湧く。今,私が質問をして,やりとりをしている内容が,私には非常に疑問があるということを申し上げて入れたんです。おかしいことありますか。
- ○議長(紙井和美君) 町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) 大体ね,騒がせるっていう感じで,きちんとした対応ができてんならいいですよ。じゃあ,うちの息子の親族企業が,どういう事業をしたんですか。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 私はね、定款でしかですね、親族企業はどういうことをやってるかわかりません。しかし、その取締役だった鴻巣勝男さんが、今回の非常に問題のある工事を行った下請負人として工事の一括下請をした会社の取締役だったと。これはちょっと何か政治倫理上おかしいんじゃないかと、こういう話をしてるんですよ。何のおかしいこともないじゃないですか。
- ○議長(紙井和美君) 町長天田富司男君。
- 〇町長(天田富司男君) ただただおかしいっていうね、本当にそういう状況であるならば、いくらそれは言ってもいいですよ。ただただおかしいだけでね、やっぱり、人を。あなたはそういう面がありますよ。この間もね、ワールド・ワイド・エンジニアリングの社長に対してもね、そういう質問をしました。やはりね、もう少しね、人権。あなた、人権、人権ってよく言いますけど、人のことを、やっぱりきちんと考えて、やっぱり質問をしていただきたい。きち

んとした証拠があって、それであなたは、町長はこうだと。それじゃあ、あなたの責任として どうなんだという話ならわかりますよ。何だかわからないね、ただただ、うちの息子の役員だ ったからどうのこうの。じゃあ、役員だったら、みんなそういう状況になるんですか。請負の ね、請負になって、全然やってない。うちの息子なんて、全然阿見町になんて来てないし、ほ とんどね。それで、町の事業もしてないし、入札業者でもありません。そういうものを、ただ 単に、長の親族企業だなんだっていうね、そういうことでね、やはり質問をする。そういう形 でね、人をばかにしたような形のものをつくるっていうね。あなたの手法はいつもそうじゃな いですか。自分でやってなくたって、あなたやってないでしょうって、そういう質問ばっかり ですよ。もう少しきちんとした内容の中で、私は質問をしていただきたい。特に、海野議員は、 それだけのね、県会議員もやりました。那珂町の議員もやりました。ここ阿見町の2期議員や ってるわけですから、それで、議員として、非常にね、いろんな面で指導的な立場っていう、 そういう立場だと、私は思ってますから。

○議長(紙井和美君) 海野隆君に申し上げます。正式な根拠に基づいた内容で答弁を、どうかよろしくお願いいたします。

○9番(海野隆君) 百条委員会やればね,一発でわかります。私は警察ではありませんのでね,国家権力に基づいて調べることはできません。公開された情報の中でやっている。百条委員会やれば,一発でわかります。

はい、次に行きます。でね、最後にね、4項目に入ります。先日のね、全員協議会でも、今回の答弁でも、町はパネル落下損壊の原因が、機器の不具合あるいは欠陥製品ではなくて、自然災害であるとしていますが、そうした認識ですか。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。 ○産業建設部長(湯原幸徳君) 結果的には、機器が不具合であったというふうなことが大きな原因だというふうに認識をしております。ですので、最終的に、大きな風力になるときのシステムが故障していたために、それが風力が強いために落下してしまったというふうな認識をしております。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。ちょっとお待ちください。11番久保谷充君,次,私語を言ったら,退場していただきますので。
- ○9番(海野隆君) はい。この答弁は、非常に問題のある答弁だと思います。原因が自然災害でないことは明らかなんです、明らか。当時の土浦市、土浦管内のですね、最大風速は11.3メートルですよ、11.3メートル、最大風速。20メートルにも全然達してない。そういう中でね、落下したっていうのは、これね、機器の欠陥以外の何物でもないんですよ。そういう認識に立ってますか。もう一回答弁してください。

- ○議長 (紙井和美君) 産業建設部長湯原幸徳君。
- ○産業建設部長(湯原幸徳君) 今,私が答弁したとおり,海野議員が言われるように,機器の欠陥が大もとはそれが原因がなるんだろうというふうには認識しております。ただ,自然災害が,その風速が強かったために,それが機器の欠陥に基づいて落ってしまったというふうなことでございます。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 町内に30基ほどね、この追尾型の太陽光発電システムを稼働している発電所がありますけども、これはきちんと正常にですね、台風にも、自然災害にも遭ってないということですけれども、それはそうとしてね、もう1つ、答弁ではね、施工に当たって、町が承認した製品を使用していたとあります。先ほど答弁しました、町長が。これはね、どういう意味ですか。追尾型太陽光発電システムで、町が、メーカーとか機種、この指定をしたというふうに理解していいですか。
- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) 機種の選定に当たって、指定というのはしておりません。ただ、 仕様書を出しまして、2軸、上下左右に動くもの、そういうものを設置してくださいとか、そ ういう仕様は出しておりますが、機種の選定というか、決定というか、それはしておりません。 以上です。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) そうするとね、答弁で先ほどね、町長が言っていたね、町が承認した製品を使用していたということを考慮するってのは、これどういう意味ですか。
- ○議長(紙井和美君) 上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) はい、お答えいたします。先ほどお話ししたように、2軸で稼働をして、太陽を追尾するもの、そういう仕様に基づくものを設置をお願いしますということで、上がってきたものが、そういう仕様に基づくもの、そういうものだということで上がってきたので、それを承認したと、そういうことになります。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) そうすると、この実施設計をつくった東洋設計に、非常に問題があった ということですか。
- ○議長(紙井和美君) 上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) 2軸で動くものということで、実際、動かなくて、こういうことにはなったんですが、2軸できちんと動くものが入ってれば、設計会社にも問題はないし、

設置した会社にも問題はないと、そういう認識をしております。

- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 先ほどもね、述べましたけども、阿見町内にもですね、30基ぐらいの追尾型太陽光発電システムが稼働している発電所――民間の発電所ですけれども、があるようです。視察をされた方――私は直接行ってないんですけども、視察をされた方にお聞きしますとですね、全く正常に稼働していると。太陽がこっちに行けば、こっちになると。こっち向いたり、あっち向いたり、下向いたり、上向いたりしてないと、こういう話をお聞きしております。それと、姿形もというかな、後ろにきちんと補強するものがあって、撤去されたシステムを見るとですね、非常にひ弱な感じがしますよね。あれじゃあ、風速20メートルで水平になって、風よけるから何もないなんていうことはあり得ないような感じがしますけどね。実際、11.3メートルで落下しちゃったんですからね。それで、さらに聞くとね、町のシステムと比較してね、設置費用も大分安かったと、こういうふうに聞きます。

で、質問ですけれども、復旧のことについて書いてあります。先ほどね、答弁で町長が復旧のことについて触れておりました。復旧はね、私は原則は、これ基本計画をね、予算を通して作成をして、その結果、最もパフォーマンスがいいということで、追尾型の太陽光発電システムを採用するということになったわけですね。そうするとね、これは、実施設計を行った、最もパフォーマンスがいいという結論を出した追尾型太陽光発電システムとしてね、復旧する必要があると、私は思います。

なぜ、全面復旧を求めないで、これ固定式か、固定式の太陽光発電、どうも試算によるとね、53%あるいは58%の照度でも、いずれも全体の投資額を下回ってしまう。500万とか1,000万とか、多分マイナスになってしまうと、こういうことになっているようですけれども、なぜ完全復旧を求めないのか。それについてお伺いさしてください。で、続いて質問します。

- ○議長(紙井和美君) 上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) 確かにおっしゃるとおり、2軸式の追尾式で完全に復旧するのがよろしいかとは思います。ただ、今回の件を受けまして、ちょっと私ども、追尾式に関して懐疑的というか、果たして2軸の追尾式で復旧をして動くんだろうかというような疑問もございます。これで復旧して、また動かないということになると、何回同じ間違いをおまえたちは繰り返しているんだというようなことにもなりかねません。
- で、町内で動いてるものもあるということなんですが、話を聞いてみると、大体1軸式で東西にしか動かない。で、風をもろに受けるんで、風を受けても大丈夫なように、フレームまたは柱がかなり強固なものになっています。これは、海野さんの出身のところの那珂町にも大きなものが1つありまして、私もびっくりしたんですが、物すごく頑丈な柱で、フレームも頑丈

になっております。で、あれは最初から風を受けるという設定で、ああいうふうにつくられて おりまして、うちで採用したのは、より効率のいい2軸ということで、で、風を受けると水平 になって、風をやり過ごすというようなものを採用はしてます。

で、先ほど、当時の風力の話が出たんですが、土浦でということで、私ども、つくばのものをちょっと調べたんですが、つくばでは26メートルくらいの風が吹いておりまして、風というのは場所場所で違うものですから、一概に11メートルで落っこったのかということになると、じゃあ、あのときあの場所で、一体何メートルの風が吹いたんだというのは、ちょっと確証が難しいと思いますので、そういうことになります。

よろしくお願いします。

- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 私は、気象庁の発表に基づいて言ってるんですけども、あそこにね、風力計でもあればね、わかったんでしょうけどもね。

残余の質問があるので、今回はね、いろいろ疑問あります。例えば、ナカジマがどうしてね、 損害復旧の費用をね、全額負担するというね、申し入れをしたのか。そうすると、ナカジマは、 自分たちが欠陥の工事をしていたということになるのか。いろいろとね、疑問はあります。あ るいは、その発電しなかった期間の損害については請求しないということを言っているようで すけども、なぜ損害しないのかと。やっぱりいろいろありますが、残余で究明できなかったも のについては、同僚議員もやりますし、委員会もあるようですから、そこでやっていただきた いと思います。

とにかく,今回の水道事務所に設置したですね,追尾型太陽光発電システムはね,聞けば聞くほど,ますます疑問が膨らむばかりだと申し上げて,次の質問に移りたいと思います。

○議長(紙井和美君) はい、それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11 時 5 分といたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

- ○議長(紙井和美君) それでは、休憩前に引き続き、海野議員の一般質問を再開いたします。 上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) 大変申しわけありません。先ほど答弁した内容の訂正をお願い したくて、挙手をさしていただいたんですが。
- ○9番(海野隆君) この内容ですか。
- ○上下水道課長(坪田博君) はい。

- ○9番(海野隆君) この内容。
- ○上下水道課長(坪田博君) ええ。先ほど、海野さんの質問の中で、ラッサムという業者を知っていたかという質問があったかと思うんですが、私は存じ上げてないということで答弁をしたんですが、担当者のほうが、設計を組む段階で、見積もりを依頼するのに、管財課のほうと打ち合わせをして、寄附してもらった業者はどこでしょうというようなことで、ラッサムですということで、ラッサムから見積もりをとっていたようですので、私自身はちょっと承知上げてなかったんですが、全く組織として知らなかったということではないということで、訂正さしていただきたいと思います。失礼しました。
- ○議長(紙井和美君) それでは,9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 肝心なところで、そういう答弁修正になると、そのことについて、また やらざるを得ないような形になりますが、これはね、わかりました。今後ね、ということで、 非常に問題だと思いますよ。
- で、次の質問に移りたいと思います。 3 項目ですね。指定校変更、通学特認の弾力的運用について質問をいたします。

本郷地区では、今、新小学校の基礎をつくるためのコンクリートを打ち込む大きな機械が動いております。11月7日に安全祈願祭に私も出席しましたが、こうしてだんだんとね、基礎が打たれるのを見ていますと、いよいよ平成30年4月開校に向けて進んでいることを、改めて感じました。工事の安全をお祈りしたいと思います。

さて、新小学校では、現在、通学区の調整が進んでいると思います。そこで、4点ほど質問をしたいと思います。

- 1, 新小学校整備における通学区割りの検討状況について。
- 2番, 新小学校通学区に関する通学区特認の要望について。
- 3番, 現在までの阿見町小中学校指定校変更の現状について。
- 4番,指定校変更,通学区特認の基準の弾力化について。
- 以上、4項目について伺いたいと思います。
- ○議長(紙井和美君) 教育長菅谷道生君,登壇願います。

[教育長菅谷道生君登壇]

- ○教育長(菅谷道生君) それでは、指定校変更、通学区特認の弾力的運用についてお答えします。
 - 1点目の、新小学校整備における通学区割りの検討状況についてであります。

本郷地区新小学校の通学区域を決定するに当たり、幅広い御意見を伺うため、本郷小学校区 の区長代表、育成会代表及び議員代表等を委員とする阿見町立学校再編検討委員会を設置して おります。

7月には第1回検討委員会を開催し、学校規模の適正化を基本に、地域の実情を踏まえた望ましい通学区域について総合的に検討していただくよう諮問いたしました。以降、本郷地区の2行政区での住民説明会を各1回、本郷小学校地区の全体説明会を1回開催しており、検討委員会につきましては計3回実施しております。先月開催された第3回検討委員会においては、各委員から地域としてのより具体的な意見をお話しいただき、総合的な判断で通学区域案の絞り込みを行いました。

今後は、年度内での通学区域の決定を目標に、順次検討委員会等を開催していく予定です。 2点目の、新小学校通学区に関する通学区特認の要望についてであります。

1点目の御質問でもお答えしたとおり、検討委員会において通学区域の検討を行っているところです。

検討委員会の中で、1代表委員から、通学区域についての特例を検討してほしいという意見が出され、検討委員会からの要望という形で教育委員会に提案されたため、現在、教育委員会で弾力的な対応について検討を行っているところです。

3点目の,現在までの阿見町小中学校指定校変更の現状についてであります。

指定校変更については、学校教育法施行令第8条に基づき、町教育委員会で定めた児童生徒 の就学認可基準によって、指定した小学校または中学校を変更することができます。

指定校変更の認可基準は、町ホームページにも提示しておりますが、地理的条件により通学の危険性等によりやむを得ないと認められる場合、小学校6年生の住所変更に伴い従来の学校に就学を希望する場合、中学校3年生の住所変更に伴い従来の学校に就学を希望する場合、住宅購入に伴う諸手続のため実際の居住地が異なっている場合で実際の居住地の学校へ就学を希望する場合、阿見町内に住民登録せず事実上阿見町内に居住している場合、学期途中の転出に伴い学期終了まで従来の学校へ就学を希望する場合、学期途中の転入に伴い学期当初より転入地の学校へ就学を希望する場合、上記以外の理由で指定校変更を希望する場合、その他となっております。

その他は、帰宅後に保護・監督者が不在の場合、部活動がない場合、いじめ・不登校・家庭 内暴力等の場合、教育的配慮による場合等となっております。

指定校変更の理由として多いものは、指定校学区より他の学区への転居による場合、指定校 に部活動がない場合、帰宅後に保護・監督者が不在による場合となっております。

4点目の、指定校変更、通学区特認の基準の弾力化についてであります。

基準の弾力化については、検討委員会の議論や学校再編を進める中で、保護者からの御意見なども伺っております。これらを踏まえるとともに、他の自治体においても、新たに小学校を

開校する際の通学区域の決定には特例を設けている事例もありますので、調査をしながら、どのような形で弾力化ができるのか検討しております。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) ありがとうございました、御答弁。ちょっとね、1点、答弁の確認をさせていただきたいんですが、指定校変更の基準の中で、いろいろと述べられておりまして、その最後はその他かな。最後の前の、上記以外の理由で指定校変更を希望する場合という項目があると思うんですね。上記以外だから、それに該当しないんだけれども、指定校変更をしなければならないという事情があると、こういうふうに理解はしますが、いただいた資料によるとね、ここ5年ぐらいはそういう該当はないと。具体的には、どんな……。具体的にというか、ケース・バイ・ケースだということになるのかどうかわかりませんが、そのことについて、ちょっと、どんなケースがあり得るのかを説明してください。
- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。
- ○教育長(菅谷道生君) 指定校変更で、部活動とか住居とか、明確な理由がある場合には、こちらもスムーズに対応できるんですが、子供の教育環境としてふさわしくない、あるいは個別の親御さんの事情だとか、そういうものを直接面接をすることによって、実際、具体的には申し上げられませんが、涙を流しながら、ここまでだったんだと。私たちも基準がありますので、基準でできませんと、最初はお答えします。しかし、話を伺って、なるほどと。これは子供の教育環境としてふさわしくない、認めるべきだと判断した場合。ちょっと具体的なお話をしてしまうと、ケースも少ないので、特定されて御迷惑かけたりしますので、申しわけありませんが、細かいところについては御容赦いただきたいというふうに思います。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) ケース・バイ・ケースということで理解したいと思います。

それで、次にですね、これもちょっと確認させていただきたいんですが、その他ということで、幾つかその他の内容が書かれておりますけれども、過去5年ぐらいを見ますとですね、部活動がないことによるということが比較的、その他の中では多い人数だというふうに理解します。24年8人、25年度7人、26年度6人と。で、27年度は2人と。で、28年度はいなかったということになっていますが、これは教育委員会として、教育長としてというのかな、部活動を担う教員の人事配置に配慮したというふうに理解していいのか、それともたまたまだったのか、これについてちょっと教えてください。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい,お答え申し上げます。24年度から28年度までの統計がござ

いまして、28年度は0ということでございますけども、まだ年度途中ということもあるし、たまたまということがあるかと思います。

以上です。

- ○9番(海野隆君) そうですか。わかりました。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) ありがとうございます。全体のね、教育長が御答弁になったものというのは、私の質問趣旨に答えていただきですね、また、その保護者の方々も理解できるものだというふうに思われます。

新たな小学校や再編の過程ではね、通学の特例を弾力的に運用している自治体、例が多いというふうに聞いています。で、新小学校に行きたいと、通学から外れてもね、新小学校に行きたいと考える児童や保護者もいるし、逆にね、新小学校の通学区だけれども、もともと現在の学校に残りたいと希望する児童や保護者もいるというふうに聞いています。可能な限りですね、児童や保護者の希望がかなうように、なによりね、子供たちの教育環境にとっていいと思える場合はですね、弾力的運用をお願いをしたいと。このお願いしてですね、この質問を終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) それでは、最後の質問に移りたいと思います。

次は、学校ICT、これはインフォメーション・コミュニケーション・テクノロジーですかね、環境の整備推進について質問をいたします。

この問題につきましては、今年の6月議会で、高野好央議員が熱心に質問をしておりました。 高野議員はね、PTA活動の経験をもとに、ICT教育環境の整備が、近隣の市町村に比較し て阿見町はおくれているように感じると述べてですね、電子機器、特に電子黒板の導入をね、 促しておりました。

私も、隣接自治体の美浦村やつくば市等の状況をお聞きする機会がありまして、そのときにですね、高野議員と同様な、近隣市町村に比較して阿見町はおくれているように感じるなあという認識があります。今回改めてね、予算措置や目標設定などについて質問をしたいと思います。

- 1番、平成28年度末における阿見町立学校ICT化の達成水準について。
- 2番,国の第2期教育振興基本計画目標と比較して,阿見町はっていうことですけども,どのような水準にあるのか。
- 3番,総合教育会議の中で、ICT環境整備計画についての議論については、どういう議論が行われているのか。

4番, ICT環境整備に関して, 阿見町に措置された財政額——交付税措置がされているということですけども, どの程度の交付税措置がされているのか。

5番,教育委員会からのですね,ICT予算要望額によって,阿見町の学校ICT化は,国の環境整備4カ年計画を満たすものとなるのか。

以上, 5点についてお伺いしたいと思います。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。
- ○教育長(菅谷道生君) お答えします。

1点目の、平成28年度末における阿見町立学校ICT化の達成水準、及び2点目の、国の第 2期教育振興基本計画目標と比較してどのような水準にあるかについてであります。

第2期教育振興基本計画で目標とされる水準に対する阿見町立学校の平成28年度の状況は、教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数3.6人に対し7.9人、電子黒板・実物投影機の整備1学級当たり1台に対し、電子黒板機能つきのプロジェクターを含めてとなりますが、1学級当たり0.56台、超高速インターネット接続率100%に対し接続率100%達成、無線LAN整備率100%に対し整備率が25.6%、校務用コンピューター教員1人1台については1人1台達成という状況であります。

これらは、おおむね全国や県平均を上回っておりますが、教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数では、県平均を下回っております。

また、県内においても自治体間の格差が拡大していることから、一層のICT環境の整備や 教員のICT活用指導力の向上が求められています。

3点目の、総合教育会議の中でICT環境整備計画についての議論についてであります。

これまでに開催した総合教育会議では議論されておりませんが、阿見町教育振興基本計画においても、重点事項としてICT社会に対応した教育や環境整備が位置づけられておりますので、今後議論の必要な内容であると考えております。

4点目の, I C T環境整備に関して阿見町に措置された財政額は, どの程度かについてであります。

ICT環境整備費は、普通交付税の算定における基準財政需要額のうち、教育情報化関係経費に係る単位費用に含まれる形で交付税措置がされております。

国の教育のIT化に向けた環境整備4カ年計画がスタートした平成26年度から平成28年度までの教育情報化関係経費措置額は約2,600万円となります。これに対し、3年間の支出額は約5,500万円となっております。

5点目の,教育委員会からのICT予算要求額により,阿見町のICT化は国の環境整備4 カ年計画を満たすものとなるかについてであります。 前述のとおり、現状では教育のIT化に向けた環境整備4カ年計画の水準には至っておりません。しかしながら、今年度は、全小中学校のパソコン教室等のパソコンの更新に際し、電子 黒板機能つきプロジェクターを各学校のクラス数に応じて、2台から6台に増設しております。 パソコンは、キーボード脱着型タブレット端末に変更し、普通教室でも使用できるように、移 動式の無線LANアクセスポイントを整備しております。また、デジタル教科書や学習用ソフトウェアも整備しております。

このように、順次整備を進めているところですが、文部科学省からは平成28年8月に、平成27年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果から、地方公共団体間の整備状況の差がますます拡大しており、このような状況は新たな教育格差を生みかねないとし、市町村別の整備状況についても公表した上で、ICT環境の整備充実について通知が出されているところです。

この目標水準を達成するためには、さらに、ハード面では、全小中学校で教育用コンピューター約650台、電子黒板約60台の導入や、無線LANの整備率向上などの整備が必要となり、ソフト面では、授業を充実させるための教職員の研修やICT支援員の配置などが必要になります。これらの概算所要額は約2億4,000万円で、5年リースの単年度では約4,800万円の予算化が必要となります。

ただし、御承知のとおり、ICT機器の導入は、あくまでもさまざまな形で授業を行う上での道具の1つであると考えております。これらの状況を踏まえ、国の目標とする水準を一挙に整備することは財政的にも困難であることや、学校現場での利活用上の課題なども十分に調査するとともに、次期学習指導要領が今年度改訂される予定となっていることもあわせて、どのような整備が必要か検討してまいりたいと考えております。

○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。

○9番(海野隆君) ありがとうございました。3点目ですけれどもね,総合教育会議での議論についてお伺いしたいと思います。

教育委員会制度はですね、これまでの独立行政委員会から、総合教育会議が設置されて、町長――首長ですね、町長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、町長が公の場で教育政策について議論することが可能になったと、こういう制度改革が行われております。ここで何が話し合われるかということが非常に重要になると思います。

文部科学省のね,先ほど少し出ておりましたけれども,教育のIT化に向けた環境整備4カ年計画では,大見出しで,このICT環境整備経費は地方交付税措置されており,各地方自治体で予算措置することが必要だと書かれておりますし,さらに,総合教育会議において,首長――当町では町長ですね,と教育委員会が協議・調整を行い,教育行政の大綱にICT環境整

備計画を位置づけることも有効、指摘しております。

答弁ではね、教育振興基本計画があって、そこに重点事項として入れている。しかし、大綱には書いていないと、こういうことだと思いますけれども。私も大綱、読ましていただきましたけれども。そうするとね、つまり、学校ICT化ということが非常に重要であるということが、果たして、総合教育会議、教育委員会、町長部局、この中の共通認識となっているのかどうか、お伺いしたいと思うんですが、総合教育会議は定例会、臨時会議があるようですけれども、開催状況と、さきに述べたような議論の内容について教えていただければありがたいと思います。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。平成28年度については、残念ながら、まだ総合会議、開いてございませんが、27年度の第1回総合教育会議の協議内容としましては、阿見町総合教育運営要綱の案の協議、それから阿見町教育大綱の案の協議をしてございました。今後、開催される教育会議については、ICT関係の協議もしていきたいというふうに思ってございます。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 多分これ資料として配付されて、私、ホームページからとりましたけど、教育大綱、案になってますけれども、そこにね、いろいろ書いてあって、ただこれはあくまでも教育振興基本計画のをね、少し写したという状況になっていて、文部科学省が想定しているというかな、求めているものとは、ちょっとね、少し足らないというふうに思います。

それで、実際には、その場ではなかなか具体的なことについては入りこんでいないということなんですけれども、今年の7月にね、文部科学省が、教育の情報化加速化プランというのを策定してね、公表しております。で、先ほどのね、教育長の答弁にもありましたけども、平成27年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査で、地方格差、地方公共団体の格差が拡大しているという実態になっているとしています。

それで、5点目の答弁でね、最後の答弁の中でですね、これは6月にね、高野議員が質問した答弁と全く同じ文言が入っていて、どう入ってるかというと、次期学習指導要領が今年度改訂になるので、あわせてどのような整備が必要か検討していくというふうに書いてあります。で、私も議事録を見てね、ああ同じこと書いてるなあと思っていたんですけども、しかしですよ、信州大学の東原義訓教授っていうのかな、相当文部科学省にですね、影響力のある方だというふうにお聞きしていますけども、彼がですね、ICT環境整備は、次期学習指導要領の実現に必要不可欠な条件整備だと。少しずつ広めるといったテンポでは、次の学習指導要領が想

定している学校の必須化ですね、必須化にとても対応できないと述べております、新聞に書いております。で、自治体関係者、学校現場の先生方は、そこを認識しなければいけないと、こういうふうに言っておりますけれども、もう一度、再度、ICT教育環境の整備が、近隣市町村に比較して阿見町はおくれているように感じるというようなことがないようにですね、目標水準の達成のために、来年度以降も予算措置をしっかりと行うという決意をですね、町長と教育長にですね、お願いしたいと思います。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) 皆さんも御存じのとおり、この補正予算で相当、町の10億の上で、7億からの設備投資っていうか、そういうものをやっております。やはり、そういうものであるならばね、国が本気になって、このICT化を進めるというのであるならば、やっぱり文科省がもう少し指導的な立場に立って、それでやっぱり予算措置をしていく。それをやっぱり地方自治体がね、それに向かってやるという、そういう状況じゃないと、なかなか今の状況の中で、町がお金をそこに費やすということは難しいんじゃないかなと。まだまだ設備投資がね、学校の環境整備っていうのが、非常に大事な点になってるのでね、それをやっぱり先にやらないと、という思いを、私はしております。
- ○議長(紙井和美君) 教育長菅谷道生君。
- ○教育長(菅谷道生君) 答弁を求められてるのかどうか、わかんなかった。お願いしますは あったので、一応、機会いただいたということで、お話しさせていただきます。

1つは、総合教育会議の話がありましたが、多分議事録読まれてると思いますが、その中で も、私は、首長は予算を握っている。教育委員会は教育の中身を担っていると。その中で、私 たちは私たちの立場で、町長部局に予算要望をしていく。そういう姿勢は持っております。

それから、もう1つですが、ICT環境整備ですが、よく他市町村と比較されるんですが、 お隣の村と、うちの児童生徒数の数が違う、財政状況が違う、その辺は議員各位にも御理解い ただきたいというふうに思います。

それから、ICT関係につきましては、学校現場の状況、職員の意識、今、海野議員からありましたように、意識、あるいはネットワーク環境の整備状況、あるいは予算の膨大さ。ICTは生ものです。整備したからそれで終わりではありません。どんどん進化して、ソフト進化して、5年単位では、今、遅い。そういうものを、総合的な予算のことを、みんなで考えていかないと、そのときになって整備されていない。何でなんだと。ですから、生ものという意識をいただいて、常にこういう予算が必要なんだと。これはもちろん文科省もそうですが、国レベルでも、町長から話あったように、やりなさいやりなさいじゃなくて、やるんだったら、こういう支援をするからやりなさいと、そういうことが必要かなと思います。

それから、投資効果だと思います。それだけ、皆さんよくおっしゃる、町民の税金を使って、 子供たちにそれが、子供たちの姿に行ってるかどうか。そのためには、教育委員会もしっかり 指導していきたいというふうに思います。

後押しをいただくような一般質問、ありがとうございました。

- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君。
- ○9番(海野隆君) 一言申し上げるとね、学校の施設整備の予算とですね、このICT教育環境の整備はですね、文部科学省では明確に分けてね、交付税措置しておりますので、そのことを理由にね、このICT環境整備ができないということはね、できないと思います。

それから、町長にも教育長にもお願いしたいんですけども、我々議員はなかなかね、直接文部科学省の方々とお会いすることはありませんが、県も通じてながらというのかな、県も通じてながら、つまり、こういうところが、今、現場で困っているよ、あるいは、もっと出さなくちゃ、あなたたちが進めるようなものはできないよということをね、ぜひね、提言をしていただきたいんですよ。ある市町村ではね、本当にね、国に対して、特区も含めてですよ、いろんな政策提言をしてですね、それが特区として認められたところもあるし、こういうね、地方からね、中央に、政策あるいは予算措置なんかも含めて、提言をすると、そういう態度をね、しっかりと持っていただきたいと思うんです。もう国がだめだ、何がだめだじゃなくて、もう国にどんどんどん政策提言をしていくと、こういうことをお願いをしてですね、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長(紙井和美君) これで、9番海野隆君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時からといたします。

午前11時42分休憩

午後 1時00分再開

○議長(紙井和美君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、一般質問を再開いたします。

次に、一般質問、8番永井義一君の一般質問を行います。

8番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

[8番永井義一君登壇]

○8番(永井義一君) 皆さん,こんにちは。日本共産党の永井義一でございます。午前中に一般質問が1つでもできるかなと思っていたんですけども、いろいろありまして、結局、午後になってしまいました。この間に、一般質問の前にね、こういったことがあると、気勢をそがれるというか、そんな感じもあるんですけども、精いっぱいやらさせていただきますので、よ

ろしくお願いいたします。

じゃあ、1問目ですね、水道料金の改定について御質問いたします。

今まで、過去2回にわたり水道料金改定の質問をしてまいりましたが、今回改めて料金体系の改定を求めて質問をいたします。

御承知のとおり、年金が生活の柱になっている高齢者の家庭が多くありますが、その年金さえも今、目減りしています。今国会で審議されている年金カット法案と言われる国民年金法等改定案、これは物価が上がっても、賃金が下がれば年金額が引き下げられるようなルールがあります。安倍首相自身も、賃金にあわせて、名目の年金額は下がることになると認めています。このような中、自民、公明、維新の3党は、衆議院の本会議で、この年金カット法案を強行採決いたしました。また、厚生労働省は、社会保障審議会医療保険部会で、70歳以上の医療費の自己負担の引き上げや、後期高齢者医療の保険料特例軽減を廃止するという動きも出ています。このような形で、高齢者世帯や生活弱者の世帯において、医療費などの負担増とともに年金などがどんどん削られていくという、高齢者切り捨て、弱者切り捨ての世の中になっていると

このような状況の中で、今、阿見町として何ができるのか。少しでも暮らしやすい阿見町にするために何が必要なのか。これを考えなくてはいけないと思います。国の制度が住民にとって暮らしにくいものならば、それを改善することが地方自治体の役目ではないでしょうか。

今回,水道料金の改定について質問をいたしますが,一月の水道使用量が10立方メートル未満の家庭が多くあります。料金体系を10立方メートルまでの一律にするのではなく,1立方メートルから段階的に算定する体系の変更を求めます。

以上です。

思います。

○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長(天田富司男君) 水道料金の改定についての質問にお答えをいたします。

昨今,各地方自治体では、水道料金の値上げっていうのがほとんどであります。それはやはり、水道施設の老朽化とか、また人口減少という。つくば市でも、水戸市でも、非常に大きな値上げをしている。そういう状況を踏まえてもらったらよろしいのかなと、そう思います。

そういう中で、基本料金の従量制導入については、平成28年第1回定例会において川畑議員の一般質問で答弁しているとおりであります。水道料金の大幅な増収のための大口需給者による受水量増量並びに地下水の継続使用許可取得が条件となっておりました。これも、本当に水道事務所の課長初め、大いに努力をしていただきまして、地下水の継続資料許可をいただいた

ということであります。これまで大口需給者との協議を重ね、条件の1つである今後の受水量 増量についての見通しが立ちました。

また、地下水の使用許可水量についても、これまでどおりの1日4,000立方メートルを確保できる方向で県との協議が進んでおります。

このようなことから、今年の8月から上下水道料金改定実施支援業務を委託し、料金改定に向けての作業を進めているところであります。この作業では、将来の料金収入を水道整備や施設更新による支出の収支バランスの検討をしております。その検討の結果、収益が十分確保され、料金の見直しをしても健全な経営ができるということになれば、具体的に基本料金の従量制の導入や料金の見直しの検討を進めることとなります。

なお、料金改定をする場合の時期としては、住吉地区の水道を土浦市から町給水に切り替える予定となっている平成30年4月を目標にしております。

○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。

○8番(永井義一君) この水道料金のね、改定に関しましては、私も今回3回目になるんですかね。で、ちょっといろいろ過去のを調べたら、私の前の共産党の議員の細田さん、細田前議員も2回やっておりますし、やっと、この間ずっとね、話をしていたことが、どうにか鍵をこじあけられたのかなという感想があります。

で、幾つか質問をしたいんですけども、それとあと、今たまたま町長おっしゃったつくば市の話ありましたね。つくば市、この前、市長選がありましたけども、最初32%の値上げを、なんか言ってたらしいんですね。

[「38%」と呼ぶ者あり]

○8番(永井義一君) 38%。それがね、少し落ちついたって話は聞きましたんで、やはり、前回の市原市長からかわったってことでね、私も市議選のほうはね、共産党として応援に行きましたけども、そういった形でね、やっぱり上がかわれば変わってくるんだなっていう気はいたしました。

それはさておいてですね、まず質問なんですけども、まず、ここに書かれている答弁の中で、 大口受給者ですね、受水量が増加したということを書いてありますけども、それに伴うですね、 収入増っていうのは幾らになるか、お願いします。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) はい、お答えいたします。前回の全員協議会で、柴原さんから同じ質問をいただいて、1億1,500万ほどということで、私、答弁したと思うんですが、ちょっと訂正させていただいたのを、1億1,200万強ということになります。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- 〇8番(永井義一君) そうすると、1億1,500万じゃなくて、1億1,200万ということで。わかりました。この前の全協で、そういったね、質問もあったとは思うんですけども、わかりました。

それで、今回ですね、私もこの間ずっと、1立方メートルからどうにかなんないかっていう話で、大分させていただきました。で、やはり、町民の方々のお話をいろいろ聞きますと、やはり10立方メートルも使っていない町民が多々あるということを聞いております。その中で、ちょっと質問なんですけども、これは前々回になるのかな、私が、この水道料金の改定のときも質問をさせていただいたかと思うんですけども、その10立方メートル未満のですね、利用者、全体でどのぐらいの割合になっているのかということが1つと、その人たちがね、今回のこの従量制で、1立方メートルからっていうような形に、もしなった場合には、どのぐらいの収入減になるのか、ちょっとお願いします。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) はい、お答えいたします。全体でということになりますと、32.83%で、家事用だけということになりますと33.61%ということになります。

で、収入減ということなんですが、30年度から住吉も取り込むということで計算をしておりますので、住吉の分も合わせてということになりますと、3,930万ほど、4,000万弱収入減ということになります。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) 住吉も含めて3,930万円の減ということですね。この回答の中でも,住吉地区の話が下のほうに出ておりますけども,実際,この住吉地区は土浦からの切り替えっていう形になるかと思うんですけども,今現在,この従量制で,町のほうとしては,どういった形を考えているのかなと,ちょっと思うんですよ。で,土浦の場合ですと,今,基本料金が450円だと思うんですよね。それで,115円の段階的な1立米からの値上がりだと思うんですけども,町としては,どういった形で,ちょっと考えてるのか,お願いします。
- ○議長(紙井和美君) 上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) はい、お答えいたします。土浦と同じような形で、基本料金を全く0ということでなくて、300円とか400円とか500円とか、少し残しながら、1立米使うごとに100円なり110円なり120円なり上げてくというような方法を考えております。

以上です。

○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。

- ○8番(永井義一君) ということは、具体的に基本料金が幾ら、加算分が幾らと、まだ具体的に案というのは出てないわけですか。
- ○議長(紙井和美君) 上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) はい、お答えいたします。それを今、コンサルタントのほうに委託をしてまして、で、増収分は当然あるんですが、それをそのまんま皆さんに還元全部しちゃって、その後、じゃあ経営的にやっていけるのか、これからいろいろ更新とか出ていく中で、大丈夫なのかという問題もありますので、そこらも含めて、先々の経営を考えた中で、どのくらい、還元できるものであれば、皆様に還元できるのかというようなことを、今から細部を詰めたいと考えております。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) ということは、住吉地区との整合性というのは、どういった形で考えればいいんですかね。今まで土浦から、今度は移ってくるということを考えると、その辺なんかで考えたことがあればお願いします。
- ○議長(紙井和美君) 上下水道課長坪田博君。
- 〇上下水道課長(坪田博君) 住吉地区は、今、土浦で給水をしていただいてまして、もう既に従量制が導入されております。その中で、今、私どもの料金体系で住吉を取り込むということになると、人によっては1,000円以上の値上げみたいな話にもなりかねませんので、住吉地区を取り込むときには、我々も導入するに踏み込まざるを得ないだろうというようなことを考えておりまして、30年の4月に住吉地区を取り込むのと同時に、料金のほうの改定もできたらということで、今、作業を進めております。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) ということは、住吉地区の方々に不利益にならないような形で考えているのかどうかを、ちょっとお願いします。
- ○議長(紙井和美君) 上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) はい、お答えいたします。不利益にならないような形で考えております。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) 実際,細かい体系というのは、これから決める部分だとは思うんですよ。すぐにね、いろいろな計算式が、私もちょっと前回の質問のときに、いろいろ計算式を自

分なりにつくってね、どこのラインになるのかなと見ながらやったんですけども、それはぜひともですね、今現在の部分で不利にならないような形でね、町全体として、高齢者ですとか単身者ですとか、そういった方が、先ほど、33.6%ですか、いるということなので、ぜひともそれはひとつお願いします。

それとあと、ちょっとこの回答書を読んで気になったことがあるんですけども、この中で、 今年の8月から上下水道料金改定実施支援業務を委託しというくだりがあるかと思うんですよ ね。その中で、これは上下水道課ということで答えたのか、または上水道、下水道という2つ のことについてを言ったのか。ちょっとそこはね、気になったんで、お願いします。

- ○議長(紙井和美君) 上下水道課長坪田博君。
- 〇上下水道課長(坪田博君) はい、お答えいたします。上水道につきましては、先ほど来、お話ししているとおり、大幅な収入増が見込めますので、それを皆様に還元するような形で料金を決められたらということで考えております。
- 一方,下水道については,毎年6億からの一般財源が投入されてるということで,下水道については,その一般財源の投入が少なくなる方向で,料金のほうを改定できたらということで考えております。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) 今回ね、水道料金の改定についてのね、質問ですんで、あんまり深くは突っ込みませんけども、下水道もね、特別会計でなってて、今の課長の話の中で、6億円一般財源からと。あれも確か企業会計にね、移ってくということなんで、実際、下水道に関しては、自ら利益を生むっていうのは非常に難しい部分だと思うんですけども、その辺、ちょっと私も素人であれなんですけども、企業会計に水道が移ってて、ちょっと私も分析してて、非常にわかりづらい会計の形なんですけども、今度、下水道関係が企業会計に移るということで、実際のところ、下水道として、そういった今回みたく、大口受給者だとか、そういうのが増えて、こういった問題になるとか、そういった収入減というのは、具体的にどういうのがあるんですかね。これちょっと、後学のためにお伺いしたいんですけども。
- ○議長(紙井和美君) 上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) 上水道と同じように、下水道に関しましても、東部工業団地に 大型工場が操業始まって、大幅増収にはなってます。ただ、まだまだ一般財源の投入が6億前 後ということで、収入的にはかなり欠損している部分がございます。

今後,今,吉原地区の開発とかいろいろありますので、その中で、大型の工場が来て、水道なり下水道なりを大量に使うということになれば、下水道のほうも大幅な収入増ということに

なりますので、大幅な収入増となっても、6億は上がらないでしょうから、大幅な収入増になったらどうのこうのということはないんですが、ただ、その一般財源の投入は圧縮はされていくと思います。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) なかなか大幅な増収というのは、あれかもしれませんけども、下水道は下水道でね、やっぱりしっかり……。この前ちょっとね、下水道の普及率なんかもね、お伺いしましたので、そういった形でね、なるべく増収ということをね、見込む形の中で、町民の負担をね、少しでも減らしていっていただきたいと思います。

この水道のね、問題に関しては、先ほど言ったように、ちょっと私の知る限りでは、平成22年の細田さんの一般質問なんかをね、この前ちょっと議会だよりに、ずっと見てたらあって、今回28年ですから、六、七年かけっていうことでね、一歩前進したかと思いますので、これはひとつよろしくお願いいたします。

以上で1問目を終わります。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) じゃあ、2問目の、給食センターの外灯についてお伺いします。

今期の予算委員会の中で、水道事業所の追尾型ソーラーパネルの話、昨日も出ましたけども、こういった話が出ました。これに関して、先ほどね、海野議員の質問にもありましたけども、私たち議員の知らないところで問題が起きていました。結果として、今、問題になっていますが、町としては、税金の使い方の問題、予算が余ったからといって、または契約差金だからといってね、そういうことで議員のわからないところで、さまざまなことを行っています。

この給食センターの外灯工事も、まさにそれではないでしょうか。町は、行政として、税金 をいかに有効に使うかを考え、議会は、その使われ方に対してチェックを行うことが大きな仕 事です。その考え方から、今回の質問を行います。

まず、なぜあのように金額の高いエコルーナを導入したのか。その経緯についてお伺いします。

次に、現在7基中3基が点灯していませんが、設置後、いつ何基が切れて、現在に至っているのかを、時系列で示してください。

また,正常な1基を,元請の施工業者が分解していると聞きましたが,このエコルーナの製造元はどのようになっているのか、保証期間も含めてお答えください。

当該工事の落札業者と下請業者などの施工体系も教えてください。

最後にですね、これからのこの給食センターの外灯をどのようにするのか。今回の修理費や、

修理がだめな場合の責任なども含めた回答をお願いします。

○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君,登壇願います。

[教育長菅谷道生君登壇]

○教育長(菅谷道生君) 給食センターの外灯についてお答えをします。

エコルーナの導入経過についてですが、平成26年6月議会で永井議員の質問に回答したとおり、給食センターは、阿見町の食の発信基地として、とても重要な役割を担っております。平成26年の開所にあわせて、児童生徒への公募により決定した愛称「ぱくぱくセンター」とともに、外灯についても給食センターのシンボルとして親しんでもらえるよう、みんなの心に残るようなデザインを重視しました。

このような考えのもと検討している際に、エコルーナが神栖市給食センターに設置されているとの情報により視察を行いました。視察を踏まえ、エコルーナがシンボル、またデザイン性、さらには町の目玉となると判断して採用しております。

次に、設置後の3基分の不点灯状態を時系列でお示しいたします。

平成26年3月に設置後、同年6月にセンター敷地内南側にある1基が早期消灯しましたが、 後日修理しております。

その後、今年の2月に南西側の外灯、4月に平成26年6月に早期消灯した外灯、7月には出入り口付近の外灯の3基分の不点灯を確認しており、現在は取り外しております。

エコルーナの製造元は,東京都大田区にある株式会社緑洲で,現在は連絡がとれない状態で あるとの情報を得ております。

エコルーナの保証期間につきましては、保証書がないため確認ができませんが、契約約款では瑕疵担保期間が1年となっております。

当該工事は、平成25年阿見町新給食センター外構整備工事で、落札した業者は、有限会社丸 隆建設、下請業者に株式会社須藤電気商会という施工体制で施工しました。

これからの給食センターの外灯はどのようにするのにつきましては、現在の修理中の3灯は、 請負業者からの修理の申し出があり、12月中には修理を完了します。これに対する費用の負担 はありません。

それ以外の4灯及び修繕後の3灯につきましては、瑕疵担保期間が経過しておりますので、 町で管理していくこととなります。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) この給食センターのね、外灯に関しては、当時教育長も違うし、次長

も違う、担当課長も違うというわけなんですけども、前回26年だったかな、私が一般質問したとき、いろいろ、当時の次長とやりとりをしました。その中でですね、今回回答に出ている神栖市の給食センターの話が一切出てきませんでした。実際、私も、その神栖っていうのは、ちょっと別なところから、ちょっと聞いてはいたんですけども、実際、それはもう最近で、この26年当時は全然知らなかったんですよ。ですから、ちょっとこれについてお伺いしたいんですけれども、まず、この神栖ですね、市に視察に行ったということなんですけども、これはいつ、何人で行かれましたか。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい,お答え申し上げます。平成25年の5月の27日に視察に行ってございます。で,行った職員は,当時の教育次長,学校教育課長,担当で行ってございます。 以上でございます。
- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) 3人ですね,じゃあ。はい。それでですね,その話をね,26年のときに,次長もすればよかったとは思うんですけども,その話が全然ないんで,ちょっと改めてお伺いするんですけども,これは神栖のほうにですね,視察に行かれて,先方さんなんかと,もちろんお話しされたかと思うんですけども,どういった話をしたのか,ちょっとお願いします。 ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。詳しい引き継ぎはございませんけど も、当時の給食センターの所長さんと話し合いをして、外部のエコルーナについても、日没を 待って、明るさ等も確認して、帰ってきてから報告をしたということで引き継いでございます。 以上です。
- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) 要は、神栖市の給食センターにエコルーナが先に設置されてるんで、視察に行ったわけですよね。ですから、向こうの給食センターの所長さんと、どういった話をしたのか。今回の町で問題になっている、こんなに早く不点灯になっちゃうだとか、そういったことを神栖市のほうではあったのかどうなのかも含めて、視察ですから、いろんな話してくると思うんですよ。そういうような報告書、残ってるかと思うんですけども、どうなんでしょうか。引き継ぎがなかっただけじゃなくて、議員でもね、視察行ったときに、しっかり、昨日の初日、報告してました。ですから、もちろん役場のほうとしても、そういった形で視察するんだったら、ちゃんとした文書が残ってるかと思うんですけども。それを読めばわかるんじゃないかと思うんですけども、それをお願いします。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。

○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。神栖市の視察については、私どもも、今年になって聞いた話なんですけども、私どもも、全員スタッフかわっておりますので、当時の教育次長に聞いてきました。で、内容については、先ほど申し上げましたように、具体的な記録はございませんが、日没を待ってエコルーナを視察してきたというところまでの引き継ぎでございます。で、書類は残ってございません。

○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。

○8番(永井義一君) 町としては、そういったときに、報告書みたいなのないんですか。普通ね、あるでしょ。仕事で行ってるわけですから。これは全然教育委員会だけじゃなくて、町全体のね、いろんな形で、そういった、これからね、それこそ26年の話ですと、金額もはっきり言わなかったけども、いろんなやりとりの中で、1基120万じゃないかなって話も、当時の次長とね、話しして、そんだけのものを7基導入するわけですから、やっぱりこれはちゃんと話をして、その報告書を書くってのが、これ、どこの議会っていうよりも、仕事でやるにしても、当たり前のことじゃないかと思うんですよ。私もサラリーマンずっとやってましたけども。ただ行ってきましたよっていうんで、報告も何もなくってことはあり得ないと思うんですよ。その辺、町のシステムとして、そういうのありなんですか。ちょっとそれを、こっちになるのかな、総務関係になるのかわかんないけど、そういった報告書ないっていうのはあるんですか。ちょっとお答えください。

○議長(紙井和美君) 総務部長小口勝美君。

○総務部長(小口勝美君) はい,お答えいたします。まず,出張に行った場合には,出張復命書というのを書きます。それからあと,必要に応じて上司に上げる報告書,出張の内容によっては報告書というものを上げて,出張の内容を報告するということで行っております。 以上です。

○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。

○8番(永井義一君) ということは、出張復命書というのを書いて、その後、必要があればっていう前提になるのかな、上司に対して報告書を上げるというのが、町のシステムなわけですか。じゃあ、今回に関しまして、さっき言ったように120万だから840万と、当時の次長がおっしゃってましたけども、その840万のものを入れるのに、やっぱりこれは普通考えたら高額だと思うんですよ。報告書があってしかるべきじゃないかと思うんですけども、実際、報告書は、当時の次長は、または担当課長は、書かなかったわけですか。

○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。

○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。先ほど、総務部長が復命書という話をしてございます。すいません、手元に今、あったんですけども、内容については、先ほど申

し上げたとおりの復命でございます。

- ○8番(永井義一君) 何があったんですか。
- ○教育次長(大野利明君) 復命書です。で、書類についてです。書類についてですね。書類については、これも探しました、大分。ないので、前任者にヒアリングをして、どういうような経緯だったのかということを聞いて、私どもで記録をしてあるだけでございます。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) 確認しますけれども、その報告書はないので、前任者に聞いたって、 今、次長おっしゃいましたよね。そのとき、前任者の人に、報告書は書きましたかって聞きま したか。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) お答え申し上げます。書いたかどうかについては聞かなかったんですけども、書類は残っているのかどうか、探したんだけどないんだよということは聞いています。ですから、現在残っている書類の中にないので、記録は残ってないというように判断しました。
- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) ということは、前次長とのやりとりの中で、探したんだけど、ないんだけどって問いかけたら、普通だったら、書いてませんよって言いますよね。普通の会話だったら。要は書いてないわけですね。結果的には。はい。

それで、私も同僚の議員等々で、いろんな書類を見せていただいたんですけども、さっき出 張復命書って話ありましたけど、私の手元にあるのが、旅行命令書っていうのがあるんですけ ども、これとは違いますか。

- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい,お答え申し上げます。大変失礼しました。旅行命令簿というもの,こういうものがあるんですけども,その中に,全体では旅行命令簿といいます。その中に,復命要領といいまして,どんな会議をしてきた,どんな視察をしたという,書く欄がございます。そこが復命ということでございます。大変失礼しました。
- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) 今,同じやつが私の手元にもあるんですけども,先ほど次長のほうの答弁でね,給食センターの方とお話をして,日没を待ってって話ありましたよね。ここにあるのは,先方の神栖市の給食センターの人と話をしたという記述が一切ないんです。普通だとあるでしょ。話をしてきたんだから。それで,どういう話ししたのかなと,普通あると思うんで

すよ。綿密な報告書は書いてないけども、いついつ向こうの給食センターの誰々さんとエコルーナのことについてお話をしたと。それはどうなんですかね。そういうのは書かなくていいんですか。それとも、話をしなかった、会わなかった。どっちですか。

- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) お答え申し上げます。本来であれば、やはり話をした内容とかですね、上司に報告するわけですから、話とか会話をしたことは、記録しなければならないと思ってございます。ですから、話はしてるというふうに思ってございます。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) 話をしてるんだったら、ぜひともその内容を書いてくださいと、私は言いたいです。それが普通でしょ。先ほど、前任者の方にヒアリングしたって次長おっしゃいましたよね。そのときには、今言った、この旅行命令簿っていうのは確認はしてあったわけですか。してなかったんですか。どうですか。話をしたとき。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) 前教育次長とそういうお話をしたかということですね。
- ○8番(永井義一君) 要は、話をしたときに、前教育次長と話をしたときに、この命令簿っていうのはあるけど、話の内容が書いてないんだけどということを、前次長と話した中で、これを確認しましたか。
- ○議長(紙井和美君) 大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) すいません、そういう会話はしてございません。
- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) 会話をしてないわけですね。ということは、実際のところ、そのヒアリングを行ったとしても、どうだったの、いやあエコルーナがついてたよというぐらいの会話しかなかったんじゃないかと思うんですよ。で、なおかつ、ここにね、3名行った中の3枚あります。これに関しても、誰のを見てもっていうのかな、向こうの給食センターの所長さんの名前も書いてないし、給食センターの所長さんとお話をしましたということは一切書いてないんですよ。ですから、私は、これを見たら、ただ神栖市にエコルーナのやつを見にいっただけだなと思いましたよ。それで、正直言って、えっと思いましたけどもね。外灯エコルーナ7灯を確認。月明り程度。外灯としては問題ないことを確認。水星や金星のように光っていた。

これをね、当時の上司の教育長、もちろん見たかと思うんですけれども、どう思ったかっていうのは、これは今いませんので、何とも言えませんけども、それで、実際、私の認識としては、向こうの給食センターの人とは話ししてないんじゃないかと思うんですよ。それはあくま

でも私の認識ですけども。

それで、実際、私も神栖市の共産党の議員がいますので、そちらのほうにちょっと問い合わせてみたんですよ。で、その人の議員は、その当時のことは、その人は具体的に給食センターの人と話したか、話してないかまではわからないんですけども、で、その人の話ではですね、当時を知る職員の話では、設置当初から照度が低く、周辺が暗く感じていたと言ってるんですよ。当時の職員が。

実際、その照度が暗いエコルーナ、いいですか、それを導入した経緯、私は最初聞きましたけども、その導入した経緯は何ですかと。今回の回答の中でも、ぱくぱくセンターのシンボル、書いてあります。これも26年にさんざんもう見たり聞いたりしました。私は今回ね、あえてその質問をしたのはですね、この私の質問書の中にもありますけども、なぜあのように金額の高いエコルーナを導入したのか。それを私は聞きたいんですよ。シンボル云々かんぬんじゃないんですよ。一般的に、26年の話を再度蒸し返すようですけども、外灯というのは、はっきり言って、そんなにばか高い、100万以上するものっていうのは、そうはないと思うんですよ。一般的には大体50万、60万ぐらいあれば十分なわけですよね。当時の回答の中ではね、やれコンサートをやるだとか夏祭りやるだとか、わけのわかんない答弁がありました、はっきり言って。それはもう論外としましても、そういった形で、なぜあんだけ高額なものを取りつけたのか。それをちょっと答弁してください。

○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。

○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。まず、当時のですね、状況からお答え申し上げたいと思います。皆さん御存じのように、平成23年の3月11日の東日本大震災で、福島第一原子力発電所の放射能漏れがありまして、当町にも3月21日前後の雨により、放射能が降着した。政府を初めとする東京電力も、国民も初めての経験から、大分混乱したということは、皆さんも御存じだと思います。その中で、当時の民主党政権は、自然エネルギー発電を推奨しておりました。太陽光発電や地熱あるいは風力発電に力を入れたことは、皆さんも御存じかと思います。当町でもエコロジーをコンセプトとして、各施設に現在もLED化を進めてございます。

同じ答弁になってしまいますが、当センターは町の食の発進基地として、生徒から募集した、 先ほど申し上げた「ぱくぱくセンター」という形で決まったわけですけども、その際に、外灯 につきましても、新給食センターのシンボルと。先ほどと同じお答えで申しわけないんですが、 親しんでいただけるような、また心に残るようなデザインを重視して設置したわけでございま す。

外灯の選定につきましては、当時の状況から、太陽光発電パネル及び蓄電池まで内蔵したL

ED照明というのは、いわゆる停電時にも点灯するなどするだろうし、そういうことから画期 的な開発と捉えていたわけでございます。で、先ほど申し上げましたように、3人で神栖市の 給食センターへ行って、会議を開いて決定したということでございます。

で、新給食センターにつきましては、1つの教育施設です。阿見町の教育施設です。ですので、施設や調理室を見学できるようにしつらえてございます。小学生の見学にも、より教育にも貢献できるということで設置したものでございまして、現在も給食センターは年間に300人から500人の見学者がございます。また、地球温暖化対策や施設を強く印象づけるために、そのような形でデザインを優先して設置したという経緯でございます。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) 東日本大震災から始まったお話。放射能に関してはね、私も非常に問題があったと思って、あの当時、質問しましたけども、ちょうどそのときは次長でしたね、答弁者がね。今ね、話を聞いた中で、金額の高いあれをあえて入れたっていうくだりが、シンボル、エコ、そのぐらいですよね。はっきり言って、町の税金、それを使うのに、もちろんエコとかそういうの大事だと思います。ただ、上限というのは常識的に考えるでしょう。あのエコルーナ、じゃあ、このエコルーナにしようと、当時決めた人は誰ですか。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。今年のですね、平成28年の9月の民 教常任委員会決算特別委員会のときに、町長から回答したとおりでございます。

- ○議長(紙井和美君) 町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) 最後に判こ押すのは私ですから、私の責任です。ただですね、今、120万だなんだと言いますけど、やはりあそこには、あのものが必要だったと、私は、次長だなんだ、いろいろ話を聞いてね、それで選定をさせていただきました。高いっていえば、あなたにとってみれば高いかもわかんない。ただ、私たちは、あそこをやっぱりそれだけのものにしていきたい。あのときどういう状況だったかっていうとね、PFIを民設公営にして、あるいは米飯ラインをつくるという、そういう中で、じゃあ、あのまま殺風景ではね、やはり何かシンボリックなものが、本当に必要だという思いでやりました。やはり、ただ単にね、安けりゃいいっていう問題じゃありません。また、今回だってそうですよ。ここの小学校のやっぱり児童館にしたってね、今まではプレハブだったけど、やはり木を、やっぱり温かい感じで、やっぱり木を使ったね、児童館とか。今後も、道の駅等もあるでしょう。やはり、何かきちんとした目玉っていうか、シンボリックなもの、そういうものは、やはりお金をかけていかないと

いけないと,私は思ってます。私は,次長にしても,その時分の次長にしても,教育長にして も,全然間違った選択はしていないと,自信を持って,ここで言いたい。そう思います。

○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。

○8番(永井義一君) いやあ、驚きました。給食センターのシンボルだったら、外灯じゃなくて、もっと給食センターの中身に関して考えたらどうですか。で、はっきり言って、あの外灯、何時間ついてますか。3時間ですよ、ついてんのが。知ってます。まあ、いいや。いいです。3時間なんですよ、ついてるの。6時ぐらいについて9時ぐらいに消えるという。もちろんね、知ってるかと思うんですけども。その3時間のための外灯、それが120万ぐらいする。それでシンボルになります。ちょっとね、私はね、ちょっとその辺の発想、判断を疑いたくなります。いいです、答弁は、時間ないから。実際、答弁されても、それこそ26年と同じ会話になると思うのでね。

それで、改めて質問しますけども、いいですか、いいですね。改めて質問しますけども、先ほど、神栖の中でね、共産党のね、市議の人がいろいろ調べてくれて、その中で、金額。これ私は逆にびっくりしたんですけどね、あの当時、私、26年のときに、これ金額幾らなんですかってことで、かなりやりとりして、ぱっとちゃんと答えてなかったわけなんですよね、当時の次長が。で、神栖の場合には、すっと教育委員会のほうからの返答が来てまして、これびっくりしたんですけども、1基当たり175万8、000円。そんな高いのかな。じゃあ、私の120万というのはもっと高かったのかなって思うぐらいなんですよ。175万8、000円という金額が出てんですよ。1基。トータルで1、230万。だから、はっきり言って、こんな高い……。安けりゃいいって、そういう問題じゃないんですよ、町長。だから、実際のところ、だから私は120万じゃなかったのかなって。あれ120万というの、正確にちゃんと文書として出てきたわけじゃないですから。一般質問のやりとりの中で120万って出てきたわけですから。ですから、もっと高かったかなって、逆にびっくりしちゃいますよ。

で、今、町長のお話の中で、さっきあったけど、金額の高じゃない。私はそんなことないと 思うんですよ。町のね、税金を使ってやるわけですから、そういうことやっちゃだめなんです よ。

それで、やはりその神栖のほうでもですね、今7台あって、やっぱり3台は不点灯。で、残り4台についても、規定の照度が出ていない。ですから、これははっきり言って、まがいもんですよ、これ、言ってしまえば。

で、この回答書の中にね、同年6月にセンター敷地内南側にある1基が早期消灯しましたが、 後日修理しておりますとありますね。これ修理したのはどこですか。

○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。

- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。製造元の緑洲でございます。 以上でございます。
- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) ここにね、メーカー、エコルーナの製造元の緑洲。緑洲ってのは、さっき、最初の質問でもありましたね。皆さん、覚えてますか。水道事務所でも緑洲って出てきたの。覚えてません。さっき議員みんなに配られた中に入ってましたよ、緑洲って。何なの、これ。非常にこれ疑問がありますよ。何かあるんじゃないかなって、逆にね。

それはいいや、それは置いといたとして、じゃ、この緑洲なんですけども、現在は連絡がとれない状態であるとの情報を得ております。書いてますよね。これどうなってんですか、現在。 〇議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。

○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。元請業者のほうに確認したところ、そういうような回答だったものですから、そういう回答になってますけども、とにかく連絡がとれない状況でした。ですから、1基目、不点灯のときは、連絡がとれて直してもらったんですけども、その後、2基目が平成28年に不点灯になった時点では、既にもう連絡がとれない。もう何カ月も連絡もとれないという状況でございます。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) 先ほどの水道事務所のとこでも緑洲が出てきて、倒産したんじゃないかと話がありましたよね。教育委員会のほうとしては、倒産したのかなって思います。確認はしました。その連絡とれない、とれないだけじゃなくて。どうなんですか。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。請負業者のほうからの情報だけでございまして、直接連絡はとってございません。

以上です。

- ○8番(永井義一君) とってない。
- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) じゃ、それは、はっきりするまで連絡とってください。やっぱりそうでしょ。今現在、前回6月の上旬にね、点灯を直したっていうの、緑洲だって言ってましたよね。ですから、それはもう連絡しっかりとってください。それで、今現在、この前、センター長なんかにもちょっとお伺いしたんですけども、やっぱり切れてるのがあって、それで新品って言い方おかしいな。切れてないやつを持っていってもらって、分解して、見てもらってるって話はありましたけども、それはどこに出したんですか。

- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。28年になりましてから、1灯、2灯、3灯と続けて不点灯になったものですから、請負業者のほうで何回か連絡をして、請負業者のほうから、3灯につきましては直させていただきますということで連絡がありましたので、請負業者の関係する電気屋さんに、現在、修理を依頼しているところでございます。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) 確認しますと、最初に壊れたときは緑洲が直した。その後、壊れたときは、緑洲に連絡をとったけども、連絡がつかないんで、丸隆ですか、に直しに出しているという経緯でいいわけですか。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) 今年,何度も同じ回答になってしまいますけども,28年の2月に第1灯目がまた不点灯になったときに,丸隆のほうに連絡をしたと。で,2灯,3灯と切れて,その間も,丸隆のほうで直してくれよという話をして,そのときに,緑洲と連絡がとれないという情報があって,で,現在は,丸隆のほうから修理の申し出が出てまいりましたので,3灯については、丸隆に直していただくということでやってございます。
- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) ということは、この回答書の中で、請負業者からの修理申し出があり、12月中には修理完了します。今月ですね。完了するわけですか。これに対して費用の負担はありません。ということは、この修理の費用は丸隆が出すということでいいわけですか。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。 3灯につきましては、丸隆の費用というか、責任というか、好意でもって、既にこの3灯につきましては、瑕疵担保期間も過ぎてございますので、無理やり私のほうからの発注者のほうから直してくれとは言えなかったわけなんですけども、申し出があったんで、丸隆のほうに直してもらっているということでございます。
- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) 今回は丸隆が直すということで、今、話ありましたけども、丸隆の費用でっていうのかな。それ以外の4灯に、修理に関しては、瑕疵担保期間が経過しており……。これ1年間ですよね。普通考えて、これは前の管財のほうの話の中で、こういうような何もない場合は1年なんだよっていう話がありましたので、実際、普通こういうものを購入すると、ある程度の保証書っていうのは5年とか何年とかあると思う。保証書がないっていう話でした

よね。それは最初からなかったわけだとは思うんですけども、そういうのはちょっと私は、こういうシステムであるのかなっていうのは、ちょっと非常に不安なというか、疑問に思うんですけども、とりあえずないということで、ですから、これからも、今現在の3灯が返ってくるわけですから、残りの4灯、これが、もしまた壊れた場合には、今度は町で負担して直すわけですか。

○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。

○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。今回のエコルーナの不点灯につきましては、教育委員会の事務方の責任者として、また私、建築技術者なんですが、建築技術者として、極めて痛恨のきわみでございまして、お詫び申し上げるしかありません。今後、襟を正して事務執行に努めたいと思ってございます。まことに申しわけございませんでした。

で、先ほど教育長の答弁にもありましたように、3灯は瑕疵担保を過ぎてございますので、で、元請業者の善意で正常な状態に、12月いっぱいに終了するわけでございますが、それ以外の4灯については、現在ついてございますので、4灯と修理後の3灯につきましては、既に瑕疵担保期間を過ぎているということでございますので、今後は町の管理をしていくということでございます。

以上でございます。

○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。

○8番(永井義一君) 次長も、このタイミングで教育委員会の次長になって、そういった形でね、大変だとは思うんですけども、私が今、話した中で、これからの給食センターの外灯、とりあえず今現在直していくっていうことが書かれているんですけども、先ほどから出ている神栖市の現在の状況の中で、やっぱり非常に寂しいことが書いてあるんですよ。当該外灯は、デザイン的にはすぐれており、設計費用も高価であったことから、既存の照具――照明の具ですね、の外装を有効利用し、新たに電源工事を行って、照明をLED化する計画です。こういう寂しいことが書いてあるんですよ。何のためのソーラーパネルなんだと。結局、これだけを残して、中のソーラーを取っ払って、LED電球を入れてというのが現実なんですよ。

ですから、私は、阿見のあそこのやつも、はっきり言って、今4灯あるけど、暗いのもありますよね。ですから、そのうちこういうことになってしまうと思うんですよ。ですから、私は、 先ほど何回も言ったように、前次長がどういう話をしてきたのかっていうのを聞きたかったんですよ。その神栖に行ったときに。ですから、もしあれでしたらね、今の教育委員会で神栖に視察に行ってもらっても構いませんし、現実こうなってんだと。

ですから、やっぱりこれは税金を使ってやってるってことは、本当に頭に入れてください。無駄な税金は使わない。はっきり言って、私、これは非常に高い買い物だったと思いますよ。

町長が最終的に判こ押したってね、先ほどおっしゃいましたけども、非常に高い買い物をした と思います。ですから、このことに関してもね、まだまだいろんな改善の余地があると思いま す。先ほどの水道事務所じゃないですけども、やはり今現在のソーラーパネルに関しては、ま だまだ問題が多いと思うんで、ぜひともこれはね、しっかりと今の体制の中で注視していただ きたいと思います。

これで2問目を終わります。

○議長(紙井和美君) それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は2時20分といたします。

午後 2時11分休憩

午後 2時20分再開

- ○議長(紙井和美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) じゃ,3つ目の質問に移ります。防災行政無線についてです。

これも以前質問いたしました項目ですが、地元住民の方々から、聞きづらい、聞こえないというと声が寄せられています。前回の回答では、まだ設置したばかりなので、少し様子を見てくださいと言っていましたが、あれから1年半以上が経過しました。県外の市町村ですが、防災無線の設置後、やはり聞きづらいという声から、家庭用の戸別受信機を設置しているケースも多々あります。町としては、抜本的な対策として何か考えていることがあればお聞かせください。また、暴風雨のときなどは窓を閉め切るため、防災無線は全く役に立ちません。改めて、戸別受信機の各家庭への設置を求めます。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) それでは、1点目の、聞きづらい、聞こえないことへの抜本的な対 策案についてであります。

防災行政無線は音で情報を伝達するという特性上、気象状況や交通状況等の周辺環境の影響を受けやすく、聞こえづらい地域が発生しているものと考えられます。今後、もう少し状況を 見ながら、難聴地域の状況を検証し、音達の調整を図っていきたいと考えております。

現在はこれらの難聴地域への対策として、屋外子局の補完措置である、あみメールや町ホームページによる文字での告知及びフリーダイヤルによる電話での音声案内を実施しております。 2点目の、戸別受信機の各家庭への設置についてであります。

現在,戸別受信機は阿見町防災行政無線戸別受信機取扱要綱にのっとり,町内土砂災害警戒

区域の居住者,各小中学校等の学校施設,各地区の公会堂等の集会施設,各福祉関連施設,大規模小売店や工業団地企業などに、計223個を貸与しております。

デジタル対応型の戸別受信機の場合,1機当たり約10万円の費用がかかる見込みですので, 町内全世帯約1万9,000世帯へ貸与となりますと,計算上は約19億円の費用を要することとなります。財政的に厳しいものであるため,土砂災害警戒区域以外の各家庭への設置は考えておりません。

防災行政無線で放送する情報の伝達手段の補完対策につきましては、無線以外の手段も含めて今後検討を進め、町の情報を伝達する環境の構築に努めてまいります。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) まずですね、回答の中で、もう少し状況を見ながらっていうくだりがあるかと思うんですけども、これに関して、実際、もう1年半たっているわけなんですけど、町としては、どのぐらい状況を見て判断するのかお聞かせください。
- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長白石幸也君。 ○交通防災課長(白石幸也君) はい、お答えします。議員御指摘の、状況を見ながらという ことですけども、無線の運用に関しては、今年度で2年目を迎えております。で、前回の答弁 で、もう少し状況を見ながらというお答えをしまして、まだ2年目ということで、確かに無線 を放送するたびに、聞こえづらいとか、何をちょっと言っているのかわからないとか、問い合 わせがあることは事実でございます。その問い合わせ等に関しては、その都度ですね、我々担 当のほうで、どちらの地区のどういう方からどういう内容で問い合わせがあったということで、 こちらで記録はしてございます。で、その中で、あと答弁にもありましたように、あと少しで すね、そういった声がどういう方面から、どういう内容の声が多いのか、そういったところを 検証しながら、難聴地区の解消に努めていきたいと思っております。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) 今の回答の中で、いろんな方々からいろんな話が、聞きづらいって来てるっていう話ありましたけども、具体的に町として押さえているのは、どういった地域が聞きづらいとか、そういった意見が出てるか、それをちょっとお聞かせください。
- ○議長(紙井和美君) 交通防災課長白石幸也君。
- ○交通防災課長(白石幸也君) はい,お答えします。例えばどの地域でどのような問い合わせの内容が多いとか,データを何件とかとっているわけではなくて,その都度,問い合わせがあったたびに,どこどこ地区の,名前をおっしゃられる方については,名前まで記して,どういう内容を問い合わせてきたかということで捉えております。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) じゃ、そういったのをね、1年半、2年近くたつのに、蓄積してないわけですか、データとして。やはり、前回の話の中で、やっぱりあれから1年半、2年近くたっているわけですから、これはぜひともそういうのを蓄積するべきだと思います。毎回苦情が来るっていう話があるんで、そこをしっかりやって、蓄積して、どのエリアが聞こえないのか、どこがおかしいのかっていうのを、しっかりそれは蓄積してください。それ1つお願いします。でですね、あと、あみメールのことなんですけども、前回もね、あみメールの話がありましたけども、ちょっと今、あれから1年半以上たつんですけども、このメール登録者数、これちょっと教えてください。
- ○議長(紙井和美君) 交通防災課長白石幸也君。
- ○交通防災課長(白石幸也君) はい、お答えします。あみメールの防災情報の登録者情報ですけども、今年の11月現在の数字で、登録者数が1,986人。人口4万7,000弱と想定しまして、登録割合は5.14%となっております。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) 前回聞いたときよりも増えてますけども。それとあとですね、私が今回質問のポイントにしてるのは、この戸別受信機の件なんですけども、これ今、223戸ですか、貸与しているということがあるんですけども、この223戸にかかった費用はどのぐらいあります。
- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長白石幸也君。
- ○交通防災課長(白石幸也君) はい、すいません、お答えします。戸別受信機の整備にかかった費用ということでよろしいですね。工事費で4,050万円でございます。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) これは受信機の本体価格も含めての金額ですか。
- ○議長(紙井和美君) 交通防災課長白石幸也君。
- ○交通防災課長(白石幸也君) はい,工事費と機械の費用込みでございます。 以上でございます。
- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) 先ほどの、聞きづらいっていう話があったわけなんですけども、やはり、阿見町は違いますけども、ほかの行政なんかで、全部は調べてませんけども、いろいろ貸

与だとか、あと上限を決めて価格、販売しているというのがあります。ここで、1機当たり10万円という費用が書いてあるんですけども、ちょっと私がいろんな地域を調べた中では、10万円というのはない、もっと安いんですよね、言ってしまえば。ですから、この10万円の根拠っていうのは何ですか。

- ○議長(紙井和美君) 交通防災課長白石幸也君。
- ○交通防災課長(白石幸也君) はい、お答えします。戸別受信機の費用に関しましては、機械本体は4万から5万円という数字でございます。機械をですね、屋内に設置するということで、100ボルトの電源につないで、本体だけのアンテナを伸ばして聞こえればいいんですけども、阿見町の場合は、万全を期すために、設置箇所について、本体だけではなくて、屋外のアンテナを設置するとこにはあわせてつけるということにしておりますので、アンテナの工事代、アンテナ代と、あと戸別受信機の本体分、これを含んで約10万円ということになっております。以上でございます。
- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) その屋外のアンテナは、必ずつけなきゃならないんですか。いろいろ見ていると、屋外アンテナあり、なし、いろいろあると思うんですけども。で、町の場合には、そんなに高い山があるわけでもなく、そんなにぶつかるとかないと思うんですけども、その辺はどうなんですか。
- ○議長(紙井和美君) 交通防災課長白石幸也君。
- ○交通防災課長(白石幸也君) はい、お答えします。確かに、交通防災課の執務室内にも防災戸別受信機1台置いております。役場本庁舎ですので、本体のアンテナ実際に立っているんですけども、メーカーのほうに確認をしたところ、やはり戸別の世帯等に設置する場合は、屋外のアンテナもセットして設置をしたほうが望ましいということに言われてましたので、阿見町の場合はそのように施工しております。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) 実際,やってることがですね,各町民に対して戸別の受信機を置こうという前提でやってるんじゃなくて,いかにやらないようにするためにはどうしたらいいのかって考えてんじゃないかと,極端に言えばね,そんな感じがします。アンテナを設置したほうがいいっていうのは,それは言うでしょう,メーカーは。でも,実際,設置しなくても聞こえると思うんですよ。その辺どうですか。
- ○議長(紙井和美君) 交通防災課長白石幸也君。
- ○交通防災課長(白石幸也君) はい、お答えします。確かに、役場本庁舎から戸別受信機に

対して電波を飛ばすもので、役場本庁舎に近いところは、屋外のアンテナを立てなくても聞こ えるところはあるかと思います。ただ、町全体で考えますと、屋外のアンテナをつけないと、 完全に可聴ができないというところもありますので、そういったところをトータル的に考えて、 阿見町の場合は、屋外アンテナをセットで設置するというところでございます。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- 〇8番(永井義一君) そうなると10万円で,19億円とこの回答に出てますね。そうなるわけなんですよ。ですから,もっと,どうやったら町民に対してそういうのができるかっていうのを,まず考えるのが町の役目でしょう。メーカーから言われて10万かかりますよ。はいそうですか。じゃあ1万9,000世帯だから19億円ですよ。これじゃあね,考えない,考えてないでしょ,行政のほうで。言われたまんまでしょ。ですから,いかに,先ほどの税金の使い方じゃないけども,やっぱり必要なところに必要なことをやるっていうことで,しっかりやっていただきたいんですよね。これは1つ要望として言っときます。

それと、あと質問なんですけども、前回私が質問したときにですね、国からの補助金とかい う話が質問しました。その中で、それを確認するという話があったわけなんですけども、その 辺はどうなっているでしょうか。

- ○議長(紙井和美君) 交通防災課長白石幸也君。
- ○交通防災課長(白石幸也君) はい、お答えします。戸別受信機の導入に関して、国の補助等ということでよろしいですかね。国の補助のほうで、緊急防災減災事業という事業がございます。で、こちらの内容については、戸別受信機の設置に関するところに関しての助成ということなんですけども、ちょっと年々内容が変わってきております。というのは、平成27年度では、戸別受信機について全戸配布するという条件であっても該当オッケーだったんですけども、平成28年度に、この緊急防災減災事業を使って全戸配布ということでは適用ならなくなっているということでございます。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) 全戸に配布するには適用にならないというわけですね。というと、必要な方が手挙げ方式でやるっていう場合は、どうなんですか。
- ○議長(紙井和美君) 交通防災課長白石幸也君。
- ○交通防災課長(白石幸也君) はい,お答えします。必要な方に設置する場合の状況はどうかというところでございますけども、この緊急防災減災事業に関して申し上げれば、国のほうでは、土砂災害警戒区域の世帯もしくは高齢者や障害者等、音が聞こえにくい方への、避難に

時間がかかるような方への設置については認めるということになっております。 以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) ちょっと今のわかりづらいんで、再度ちょっと確認してみてください。 ちょっと今、私も時間ないんでね、もう一回聞くのは、なんですけども、要は一般家庭だと、 今の答弁でいうと、一般家庭だとだめですよというふうには聞こえるんで、それがどうなのか。 それだけ、最後1つ答えてください。
- ○議長(紙井和美君) 交通防災課長白石幸也君。
- ○交通防災課長(白石幸也君) ちょっと調べ上げている限りで申し上げます。この緊急防災減災事業,戸別受信機の購入費用に対して国からの助成があるということなので,この内容については,先ほど申し上げた土砂災害警戒区域に住んでいる世帯の方,阿見町の場合は,そちらの世帯に設置しておりますけども,また難聴世帯等の整備の必要性が高い地域,世帯のみが対象ということで,緊急防災減災事業の中では定められております。全戸配布は対象外ということになっております。
- ○議長(紙井和美君) 8番永井義一君。
- ○8番(永井義一君) じゃあ、そのことについてね、ちょっと後日、個別にお伺いしたいと 思いますので、よろしくお願いします。

あと、今回質問全般を通じてですね、やはり町として、税金の使い方の問題ですとか、やはり、どうやったら暮らしやすい町にするのかな、町民が喜ぶ町にするのかなというのをね、町長なんかは思ってると思うんですけども、それをしっかりね、頭に入れて、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長(紙井和美君) これで8番永井義一君の質問を終わります。

次に、4番高野好央君の一般質問を行います。

4番高野好央君の質問を許します。登壇願います。

[4番高野好央君登壇]

○4番(高野好央君) よろしくお願いします。通告に従いまして,一般質問をさせていただきます。

東京電力福島原発の事故を受け、エネルギー政策の大きな転換が課題となりました。電力消費が多大な我が国におきまして、近年、LED照明の導入が急速に進み、省エネ、CO $_2$ の削減など、地球温暖化対策にも効果があることには、御承知のとおりであります。当阿見町でも公共施設はもちろん、道路の防犯灯などがLEDに変わり、電気料金や維持管理費の削減にな

っているかと思います。特に防犯灯は蛍光灯に比べ明るくなり, 虫も集まりにくいという効果 もあるようです。

それでは、質問させていただきます。町内LED防犯灯の管理はどのようになっているかのかということで、まず、1つ、町内に設置されている防犯灯の本数と年間修理の件数をお願いします。

2つ、防犯灯の維持管理は、町でしょうか、各行政区でしょうか。

よろしくお願いします。

○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長 (天田富司男君) 町内LED防犯灯の管理はどのようになっているのかについての質問にお答えをいたします。

1点目の、町内に設置されている防犯灯の本数と年間修理の件数についてであります。

防犯灯が各行政区の負担でなくね、今、町が全面的に管理してるということでありますので、 昨年度末の実績で、防犯灯の本数は5,465灯です。修理件数については、やはりLED化とい うことで36基を修理しているということで、修理の件数も非常に少なくなっているという、そ ういう状況です。

2点目の, 防犯灯の維持管理は町でしょうか, 各行政区でしょうかについてであります。

阿見町防犯灯設置要綱に基づき、町が維持管理を行うものとなっております。しかしながら、 防犯灯の状態を常時、町で監視することは難しく、不点灯等の故障があった場合は、地域の方 等から連絡をもらい、町で対応しているところであります。

- ○議長(紙井和美君) 4番高野好央君。
- ○4番(高野好央君) 防犯灯の本数が5,465灯とありましたが、LED防犯灯に交換する工事費はどれぐらいかかったのでしょうか。LEDだけじゃなく、細かいものも含めた工事の総額で結構です。
- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。
- ○町民生活部長(篠原尚彦君) はい、お答えいたします。26年度の事業になりますので、決算額で申し上げますと、工事費が約7,150万円、それからLED防犯灯の購入費として約1,300万円、合計で8,450万円でございます。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 4番高野好央君。
- ○4番(高野好央君) LEDに変えたことによって、電気代は年間どれぐらい削減になって

いるのでしょうか。

- ○議長(紙井和美君) 町民生活部長篠原尚彦君。
- ○町民生活部長(篠原尚彦君) はい、お答えいたします。LED化の前の電気料、年間で申し上げますと約2,090万円、そしてLED化後ですけれども、年間で約940万円。その差でいいますと1,150万円が減額になっていると。率で申し上げますと約55%ということになります。
- ○議長(紙井和美君) 4番高野好央君。
- ○4番(高野好央君) 工事費が8,450万かかっても、電気代が年間1,150万削減になっているのであれば、費用対効果としては、皆さんの税金で非常にいいものが設置できたんではないかと思います。そうすると、余計に管理のほうが気になってしまいます。せっかくいいものをつけたのに、管理が十分でないと、よさが半減してしまいますので、維持管理を改善というか、今までとは違う方法などは考えていますか。
- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。 ○町民生活部長(篠原尚彦君) はい、お答えいたします。維持管理につきましては、地域の 方等から連絡をもらって、町のほうで対応しているということでございますが、修理に関して は、町の電気工事業者さんのほうに、その都度発注してございます。で、修理工事によっては、 額によっては入札という手続をとらなければならないケースもないわけではありませんが、多 くの場合は、入札の手続をしないで発注ができる。1基当たり2万3,000円程度という額です ので、連絡があれば、速やかに工事業者さんのほうに修理を依頼しているという現状でござい ます。
- で、維持管理を今までと違う方法で考えていけないかということなんですけれども、例えば、維持管理のほうを委託業者さんに委託するというようなこともあるとは思うんですけれども、新たにその契約を結ぶということになると、新たな費用が発生するということもありますので、基本的には、現状どおりで、地域の方等から連絡を。地域の方等の中には区長さんとかも含みますけれども、そういう連絡をいただいて、対応していきたいというふうに考えております。以上です。
- ○議長(紙井和美君) 4番高野好央君。
- ○4番(高野好央君) 地域の方からの連絡待ちでは、先ほどおっしゃった連絡待ちでは、対応が遅いと思うんですね。管理の面で、私が気になっているのは、町中心部のほうでは、ほぼ見られないんですけど、中心部から少し離れると、防犯灯が木の枝とかツタとかで隠れてしまっていて、照らされてない防犯灯、何本も見かけます。冬は大丈夫なんですけど、夏は結構ひどいものも見かけます。先ほど答弁にもあったように、職員だけでは全てを把握できないと思いますので、LEDに交換した施工業者であれば、場所も把握しているだろうし、例えば定期

点検も兼ねて、クモの巣などの掃除、防犯灯を覆っている木の枝、ツタなんかをとってもらう 点検管理を年に1度ぐらいは依頼してもよろしいんじゃないでしょうか。

○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長篠原尚彦君。 ○町民生活部長(篠原尚彦君) 点検管理を年1度くらいはということなんですが、5,000灯 以上ある防犯灯を定期的に点検するとなると、やはり経費的な問題というものは、ちょっと無 視できない現状がありますので、現在、地域の方から連絡をいただいて、それに対応していく ということを基本にはしたいと思うんですけれども、町職員も、町内にかなり住んでいるとい う現状もありますから、地域の不点灯になっているような街路灯を見つけた場合には、交通防 災課のほうに連絡をいただくなんていうような、そういうことも含めて、そういう情報を常に とれるような体制は考えていきたいと思っております。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 4番高野好央君。
- ○4番(高野好央君) やはり、連絡が来てから対応よりは、普段からの点検がですね、非常に重要だと思います。なので、せっかくお金をかけていいものをつくっても、やっぱりついてないのがあったりとか、そういうのがあるとですね、やっぱり住民の方も、何であそこいつもついてねえんだっていうふうになってしまいますので、もう一度、管理の仕方をですね、検討していただいて、定期的な点検をですね、私のほうからお願いしまして、1問目のほうを終わりにしたいと思います。
- ○議長(紙井和美君) 4番高野好央君。
- ○4番(高野好央君) 次の質問をさせていただきます。

体育館トイレの改修についてですが、町内小中学校では、校舎や体育館の耐震化工事が終わり、今後は体育館の落下による被害が想定されるバスケットゴールや照明器具等の非構造部材の耐震化工事を予定しているということで、耐震化対策も全て終了するかと思います。

そして、次は教育環境の向上のため、校舎内のエアコン、トイレの工事が計画的に行われていると思います。今の子供たちは和式トイレが苦手なので、トイレを我慢したりすることで健康被害を及ぼす場合があります。1日の半分以上を過ごす校舎内が優先というのはわかるのですが、体育館にもトイレがあることを忘れてはいないでしょうか。体育館は子供たちはもちろん、スポーツ少年団や社会体育、地区の行事など、幅広い年代の団体が利用しています。これら大勢の人が利用することを踏まえ、質問いたします。

体育館トイレの洋式化などの改修工事は、どのようにお考えでしょうか。

○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君,登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長(菅谷道生君) 小中学校体育館トイレの改修についてお答えをします。

学校体育館につきましては、学校教育はもちろんのこと、スポーツ少年団や社会体育、地区の行事など幅広い年代の団体が利用しております。

こうした中、昨今の地震の発生状況を鑑みますと、当町においてもこのような大きな災害がいつ発生するとも限りません。こうした場合、避難所となる体育館で長期間にわたり過ごすことも考えられます。

このような状況から、体育館トイレの洋式化など改修の必要性につきましても十分認識をしているところであります。

しかしながら、議員も御承知のとおり、現在町では、教育環境の向上の観点から、小中学校の校舎内のトイレ改修とエアコンの整備を進めているところで、平成27年度は朝日中学校、平成28年度は本郷小学校と順番に実施しているところです。他の学校につきましても、優先順位をつけた中で、計画的に順次整備を行っていきたいと考えております。

今後は、校舎のトイレ改修やエアコンの整備のほかにも、校舎の外壁やプールの改修なども 実施しなければならない状況にあり、現時点としては、体育館のトイレの洋式化改修工事につ いては、財政状況を踏まえた中で、優先順位を考慮しながら、検討していきたいと考えており ます。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 4番高野好央君。
- ○4番(高野好央君) 財政状況が厳しいのはわかるんですが、一般財源から持ってくるのは 難しいと思いますので、補助金を活用するなどの方法は考えられませんか。
- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。事業を実施する場合には、財源となる国県等の補助金が対象になるかどうか調査した上で行ってございます。体育館トイレの単独改修につきましては、文部科学省の補助制度の対象にはなってございませんけども、それ以外の可能性についても、引き続き調査をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 4番高野好央君。
- ○4番(高野好央君) 文部科学省の管轄では当てはまる補助金がなくても、体育館であれば、toto宝くじのスポーツ振興助成の対象になるかと思うんですが、このtoto助成金のほうは御存じでしょうか。そして工事費のほうが3分の2まで助成されるそうなんですが。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。

○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。toto助成スポーツ宝くじについては 承知してございます。この助成は、国においても、身近にスポーツが親しめる環境整備や国際 競争力の向上のために環境整備など新たなスポーツ振興政策を実施するため、totoとかBIG などのスポーツくじを財源として導入しているものでございます。独立財団法人日本スポーツ 振興センターがスポーツくじの実施主体となって、その収益を財源としてスポーツ団体や地方 公共団体等が行うスポーツ振興事業に対して助成をしているというものでございまして、その 中に、学校開放によるスポーツ活動に供する施設、いわゆる教育施設でございますが、の中に 助成事業がございます。1,000万以上の事業について3分の2の、議員がおっしゃるとおり3 分の2の補助で助成しているという内容でございます。

対象となるのは、シャワー室とか更衣室、トイレなど、新設または改造とされてますけれど も、今後、当町の体育館のトイレ改修についても助成対象となるか調査をした上で考えていき たいと、そう思ってございます。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 4番高野好央君。
- ○4番(高野好央君) 先ほどの答弁にもあったように、幅広い年代が体育館を使用します。 そして、災害が起こったときの避難所にも指定されています。災害のときに、まず問題になる のが食べ物とトイレです。その古くなった体育館のトイレで何日も過ごすことを考えれば、優 先順位はおのずと上がってくると思うんですが、どうでしょうか。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。議員おっしゃるとおり、災害時の避難生活の状況については、テレビなどの報道を通して十分に認識してございます。快適なトイレの整備は、当然、優先順位は高いと考えております。

これまで教育委員会では、耐震化対策を優先して実施してまいりましたけども、避難所となる体育館についても、建物本体の耐震化対策が終了して、この後、平成29年、30年度には非構造部材といいまして、天井の上からつってあるですね、バスケットゴールとか照明器具が上から落ちてくるおそれがありますので、こういうものの落下防止の対策工事を実施する予定でございます。

先ほど教育長の答弁にもありましたとおり、教育委員会としましても、前に全員協議会で3 カ年実施計画で御説明したように、日常的に多くの時間を過ごす子供たちの教育施設の教育環境の向上が非常に重要でございますので、校舎のエアコンの設置やトイレの改修を先行して進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長(紙井和美君) 4番高野好央君。

○4番(高野好央君) 阿見町は、この先、大きい事業が幾つかあるので、財源の確保は大変厳しいかと思います。財源がないからとばっさり切らずですね、体育館トイレも私は優先順位が非常に高いと思っております。文部科学省の補助金だけにこだわらず、もっといろいろな補助、助成を探してですね、ぜひ前向きな検討をお願いします。そして、このことを私が一般質問でしたことで、皆さんの体育館トイレへの関心が高まり、行政が動かざるを得ない状況になることを期待して、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長(紙井和美君) これで、4番高野好央君の質問を終わります。

次に、2番石引大介君の一般質問を行います。

2番石引大介君の質問を許します。登壇願います。

[2番石引大介君登壇]

○2番(石引大介君) 皆様,改めましてこんにちは。また,長い時間お疲れまさでございます。一般質問,1日目最後の質問をさせていただきます石引です。

本日,お忙しい中,議会傍聴へ足を運んでいただきました皆様,そして,いらっしゃれば大変光栄なんですが,1階フロアの中継テレビの前で足をとめていただいた皆様へ,厚く御礼申し上げます。皆様,お疲れのことかと思いますが,私も一生懸命,元気いっぱいに頑張りますので,最後までおつき合いよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、通告に従い、質問に移らせていただきます。

今回は、国、県そして阿見町において根幹産業であります農業についてです。今日、日本において農業に従事している農業就農人口は年々減少、そして高齢化が進んでいます。ここ10年で農業就農人口は335万人から209万人と、約126万人減少し、平均年齢は63.2歳から66.4歳と、3.2歳高齢化が進んでいます。

農業就農人口減少と高齢化が進む中、食料の安定供給を確保し、農業の持続的発展を図っているためには、新規就農者を確保し、その育成を図ることが課題となっています。阿見町も決して例外ではないと考えます。また、高齢化している農業従事者の方々への支援も、とても大切な課題であります。そこで、今後の阿見町の農業において、持続的発展のために、どうお考えなのか、次の2点をお伺いいたします。

- 1つ、農業後継者、新規就農者への助成体制はどうなっているのか。
- 2つ、農業従事者への助成体制はどうなっているのか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) それでは、農業後継者、新規就農者への支援についてお答えいたします。

1点目の、農業後継者、新規就農者への助成体制であります。

農業後継者に関する助成体制としましては、町単独事業として、農業後継者等支援対策事業 補助金の制度があります。この事業は、国の新規就農支援事業に認定されない、経営引き継ぎ 初期段階の農業後継者の意欲ある取り組みに対して補助金を交付して支援するものであります。

具体的な内容としましては、農業経営に必要な機械・施設の導入に要する経費に関して、それぞれ事業費の2分の1、上限50万円の助成、農業大学校またはそれに準ずる公的研修機関の受講料に関して上限2万円の助成しております。

交付の要件につきましては、補助事業申請時において45歳未満、町内在住の認定農業者または認定農業者と同等の農業経営を引き継ぐ農業者で、5年以内に認定農業者を目指す者、町税の滞納がない者、前年の総所得が250万円以内で、過去5年以内に就農した者、阿見町「人・農地プラン」に位置づけられているまたは見込みのある者等の規定があります。

平成27年度までの実績としましては、7人に対して320万7,000円を助成しており、内訳では、機械購入が5人、施設購入が2人であります。

なお、今年度につきましては、機械購入と施設購入に関して、2人からの相談を受けている ところであり、今後も地域連携推進員による戸別訪問等を行いながら、制度の活用を促進して まいります。

次に新規就農者に関する助成内容であります。

新規就農者に関する助成体制としましては、国の青年就農給付金の制度があります。この事業は、新規就農を目指す青年等に対して、国が補助金を交付して支援する制度であり、準備型と経営開始型に分類されております。

1つ目の準備型につきましては、農業技術及び経営の習得のために研修に専念する就農希望者を支援するもので、都道府県が認めた研修機関、先進農家、農業法人で研修を受ける就農希望者に対して、最長2年間、年間150万円を給付するものであります。

給付要件としましては、就農予定者時の年齢が45歳未満、独立・自営就農をまたは雇用就農 を目指すこと等の規定があります。

2つ目の経営開始型でありますが、経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまで、最長で5年間、年間150万円を給付するものであります。

給付要件としましては、独立・自営就農時の年齢が45歳未満の認定新規就農者であること、 青年等就農計画が農業経営基盤強化促進法に基づく町の基本構想の基準に適合していること、 阿見町「人・農地プラン」に位置づけられている者または見込まれる者等の定めがあります。 平成27年度までの給付状況としましては、5人に対して1,190万60円が給付されております。 今年度につきましては、継続者と新規対象者を含めた4名が給付を受けており、そのほか1 名が給付に向けての書類整備等を行っております。

なお,準備型の認定機関については県が,経営開始型については町の審査会が,適正に審査・決定の判断を行っております。

2点目の、農業従事者への助成体制であります。

助成体制としましては、町単独事業による阿見町農業振興対策事業補助金の制度があります。 この事業は、農業者個人を対象としたものではなく、営農組合・認定農業者等が組織する生 産組合・農業協同組合等の農業団体が農業振興を図るために取り組む事業に関して、補助金を 交付して支援するものであります。

具体的な内容としましては、機械・施設の購入費、研修経費、イベント参加経費、水稲共同 防除経費等に関して、経費の2分の1以内、上限を20万円と定め、支援を図っております。

昨年度は、農協の各生産部会、認定農業者の各生産倶楽部等からの申請が17件あり、179万 4,000円を助成して支援を図っております。

その他の支援策としましては、今年度より運用しております、農業へルパー活用事業があります。この事業は、農業者の補助労働不足の解消と、町民に雇用機会や農業に触れる機会を創出し、農業者と町民の交流を図ることを目的としており、その雇用賃金の一部を助成するものであります。

具体的な内容としましては、農業者が農業用へルパーを活用し、年間支払った総賃金の10分の1、上限を20万円と規定して助成するものであります。

交付の要件としましては、町内在住の農業者または農業生産法人で、阿見町「人・農地プラン」に位置づけられている者、農業ヘルパーが傷害保険に加入していること、町税の滞納がない者であります。

このように、町では、農業者の実情に即した補助事業を運用して支援を図っているところで ございます。

○議長(紙井和美君) 2番石引大介君。

○2番(石引大介君) 町長,御丁寧な御答弁,どうもありがとうございました。農業後継者 支援について,国の支援事業が適用されない方までですね,阿見町独自の支援事業として体制 がしっかりと整えられていることをお伺いいたしまして,安心させていただきました。

では、新規就農者に関する支援についてお伺いしたいと思います。御答弁の中に、今年度4 名が給付をお受けになっており、1名が給付に向けて書類整備を行っているとございましたが、 そのほかには、窓口相談に来られている方は、現在、何名ぐらいいらっしゃるか、もしわかれ ば教えていただければと思います。

○議長(紙井和美君) 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長(湯原幸徳君) はい、お答えいたします。今年度11月末まででございますが、11人、11件の相談に来られている方がいるというふうに聞いております。中身につきましては、営農類型別、どういうものをつくっていきたいというふうなことなんですけれども、野菜が3件、未定が2件、レンコン、イチゴが1つずつということで、合計7件ということでございます。ただ、まだ具体的な整備、書類までには至っていないというふうなことですので、今後、さらにその7名が来られたときには、その相談については、十分対応していきたいなというふうには思っております。

○議長(紙井和美君) 2番石引大介君。

○2番(石引大介君) ありがとうございます。相談に来られる方はもちろんだと思いますが、 今後、阿見町において農業を行っていこう、行っていきたいと、しっかりとした就農計画など を考えている方がいらっしゃるかと思います。しかし、先ほどの御答弁の中にもありましたが、 給付要件には、就農時の年齢が45歳未満などという規定がありますが、お勤めになっていた会 社を定年されてから農業へ携わりたいという定年就農者などを考えると、もう少し条件を見直 して、農業就農への門を広げていったほうが、より多くの方が農業への道を踏み出しやすくな ると思うんですけれども、町としてはどうお考えでしょうか。

○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。 ○産業建設部長(湯原幸徳君) 確かに、先ほど町長が答弁した青年就農給付金、これは国の制度に基づく給付事業ということになりまして、国のほうから対象者に、町のほうに1回県を通して入って、そのままストレートに新規就農者に支援をするということで、その条件については、いろいろ先ほど説明したとおり、5年間の間に年間所得を250万円に上げる営農計画をつくるとか、それと、年間の就労時間が2,000時間、あるいは先ほど言われました45歳とかっていう、いろいろその制約がございます。ただ、新規就農の相談の中には、確かに定年をされた方、あるいは45歳以上の方も来られているというふうなことで、そういった部分については、国の支援は受けられないというふうな状況になっているところでございます。

ただ、今後ですね、町単独でそういったものを拾っていくという形になろうかと思いますけれども、定住促進ですとか、あるいは定年者の今後の就農機会の場の確保ですとかって、そういったものを考えると、やはりそういった部分についても、将来的にはやはり考えていく必要性も、やっぱり出てくるのかなというふうには思っております。

ただ、今、現状の中では、具体的にまた出てきている部分ではないので、そういった問題提

起をいただきましたので、近隣の市町村ですとか、国の動向、県の動向、そういったものも含めてですね、いろいろ情報を入れながら、将来的にそういったものが必要になるといった判断の中では、やっぱり考えていかなければならないのかなというふうには思っております。 以上です。

- ○議長(紙井和美君) 2番石引大介君。
- ○2番(石引大介君) どうもありがとうございます。さきにも述べましたが、農業就農人口の高齢化が進む中、年齢的、体力的問題などにより農業をおやめになる方が増えていく。そこから活用されない土地、つまり耕作放棄地の増加など、悪いスパイラルになってしまうと思うんです。そうならないように、耕作放棄地問題もしっかりと捉えていただきまして、先ほど申し上げたように、各近隣市町村の動向などを伺いながらという御答弁でしたが、ぜひ近隣市町村の中でも先頭に立って進めていただければと思っておりますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

次に、農業従事者への助成体制ですが、町単独事業による阿見町農業振興対策事業補助金の制度があるとお伺いをいたしました。その中で、農業者個人を対象としたものではなく、営農組合、認定農業者などが対象となることでしたが、私が独自で調べさせていただいたところ、お隣の牛久市では、農業者個人を対象として、農業用資材購入補助金という支援制度がございました。阿見町において、農業者個人への支援制度ではなく、営農組合などの団体への支援制度を行っている理由、また、農業者個人への周知やPRなどはしっかり行われているのかお伺いいたします。

- ○議長(紙井和美君) 産業建設部長湯原幸徳君。
- ○産業建設部長(湯原幸徳君) 先ほど、町長の答弁の中で、農業対策補助金については、先ほど言われました営農団体ですとか、あるいはJAですとか、1つの団体に対する補助が原則ということになってございます。その理由としましては、ある程度、生産体制の構築をした中で、安定した農産物の出荷、生産、そういった取り組みに対して支援をしていきましょうという1つの考え方があるわけなんです。先ほど、石引議員も冒頭の質問の要旨の中に、農業の、阿見町ばかりではなく、全国の農業の状況、これは非常に高齢化が進んできて、担い手の不足になってきているというふうな状況があるということで、それは阿見町でも十分にそういった現象になっているというふうな状況がございます。

で、国では農業経営基盤強化法というのがございまして、その6条の中に、市町村における 役割として、基本的な農業基盤強化に対する基本的な方針、構想を立てなさいというようなこ とになってございます。で、阿見町でもその構想の中、もちろん構想をつくってあるんですけ れども、中で、効率的、安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確 立に向け、意欲と能力のある担い手の育成確保に向け、積極的に取り組む、その者に対して支援をしていくというふうな1つの基本的な構想がございます。それに基づいて、町はある程度の認定農業者の抱える部会ですとか、農協の部会ですとか、JAですとかっていう、そういう生産力のある農業者に対して、ある一定の支援をしているというふうなことでございます。

で、先ほど、農家離れといいますか、担い手不足ということも含めてですね、阿見町として も、その認定農業者の確保あるいは農業後継者の確保、新規就農者の確保、これが一番大きな 1つの課題の中で進めていかなければならない施策なんだろうというふうには思っております。

で、その中で、町では、先ほどPRというふうな形の中で、平成26年度から、国の補助金を活用しまして、地域連携推進員を配置をしている。2名配置をしてございます。これは町の制度、例えば補助金の内容の制度ですとか、町が進めているいろんな施策の制度、農業振興に対する制度の周知等についてを、町の農家に回っていただいて、そういうPRをしているというふうなこともございます。

さらに、認定農業者、対面でお話をした中で、ぜひ認定農業者に入っていただけるような農家さんがいれば、ぜひ積極的に認定農業者になっていただいて、いろんな支援策を活用できますよというふうなPRもしてございます。そういった中で、平成26年の末、27年当初、50名程度の認定農業者だったものが、今28年現在で80名の認定農業者が町のほうから認定を受けたというふうな状況もございます。

そういった中で、その推進を活用した中で、いろんな町の支援制度の内容についてPRしていくというふうなことも、やっぱり必要だというふうに思っております。

ですので、今現在、各農家、個人に対して、牛久市さんでは、資材を購入するものについては、そういった半額補助をしているというふうな話も聞きますけれども、どこまでが農業者に対する支援ですとか、そういった部分がなかなか難しいところもございますので、今の段階で、全ての農業者といわれるか、いわれないかわからない、例えば市場出しの人と直売所出しの人、高齢者の人が家庭菜園的な部分で出している人まで農業者と見るのかどうかと、いろいろそこら辺のすみ分けもちょっと難しい状況がありますので、まずはそういった阿見町の農業を振興する上で、認定農業者ですとか新規就農者ですとか農業後継者をしっかり育てた中で、阿見町の農業の振興を進めていくというのが大事なのかなというふうには思っております。

すいません。

○議長(紙井和美君) 2番石引大介君。

○2番(石引大介君) どうもありがとうございました。今、御答弁の中にですね、お話ありましたが、やはり農業に携わる方っていうのは、本当にいろんな方がいらっしゃると思うんです。町のほうとして、今、御答弁いただいたように、営農組合などの組織化が本当に重要だと

いうふうに捉えているのであれば、阿見町におきまして個人で頑張られている農業者の方々へ、 今後もですね、しっかりと、その意義を説明していただきまして、さらにPRを行っていただいて、農業従事者の方々が上手に支援制度を活用できるように、今後とも取り組みのほうをお願いをしたいと思います。

それでは、最後の、その他の支援策のところなんですけれども、阿見町も今年度から農業へルパー活用事業を展開されたとお伺いをいたしました。この制度は、牛久市や龍ケ崎でも、もう既に取り入れられている事業でございまして、繁忙期など農家の方々への支援として、非常に重要で大切な支援だと、私も思っておりました。そのような支援をですね、しっかりと阿見町において展開していただいたことに改めて御礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

ここで、少しだけ私の経験話をちょっと聞いていただきたいと思うのですが、私は東京農業大学の出身でございます。学生時代、所属ゼミにおいて全員で長野県の農家さんへ、2人組となって泊まり込みで農業体験に行かせていただきました。そこでは、実際に農業に触れ、そして農業の楽しさ、時には厳しさ、そして農業に対する熱意など、机上では気づけないたくさんの学びをいただいた思い出がございます。

ここで、阿見町にはですね、茨城大学農学部がございます。また、連携協定をしている東京 農業大学がございます。ぜひ、この農業へルパー活用事業に学生さんたちのインターンシップ 制度などを取り入れて、学生さんたちに学びの場を提供されてはいかがかと思うんですが、ど うでしょうか。

○議長(紙井和美君) 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長(湯原幸徳君) はい、お答えします。石引議員が今言われたとおり、阿見町では茨城大学と医療大学と、それと阿見町にはありませんけど、東京農業大学と連携協定を結んでございます。で、インターンシップの考え方ですけれども、実際に茨城大学と医療大学さんの学生さんのサークルの中で「楽農人」っていうサークルをつくりまして、認定農業者の圃場に出向いて、農業体験をしているというふうな実例もございます。

それから、東京農大さんに関しましては、東京農大さんが企業と連携しているアルビオンという化粧品の会社があるんですが、そのアルビオンが君島の圃場を借りて、米の収穫体験等をしているときに、農大の学生さんも来て、一緒に収穫体験等をやられているというふうな実例もございます。

そういった意味からもですね、阿見町の学生、東京農大の学生さん、それ以外にもあるんで すけれども、インターンシップ的な考え方っていうのは非常に重要だというふうに私も考えて おりますので、ぜひそういったインターンシップについて、受け入れてもらいたいという話が あればですね、町としても、認定農業者ですとか、そういった農家の方を紹介させていただきまして、積極的に推進していければなというふうには思っております。

- ○議長(紙井和美君) 2番石引大介君。
- ○2番(石引大介君) ありがとうございます。ぜひよろしくお願い申し上げます。

これから、先々に向けて、就農から定着まで、しっかりとしたきめ細やかな支援を行い、多様な担い手の確保、育成に取り組んでいただきたい。また、ここ阿見町で長年農業を営んでこられた諸先輩方が安心して農業を続け、その経験を若い世代へ継承してもらえるように、これからもしっかりとした支援制度を整備していただきたい。阿見町の農業発展には、このどちらが欠けてもだめだと思います。

執行部の皆様へ, 御理解と御協力を心からお願いを申し上げまして, この質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

- ○議長(紙井和美君) 2番石引大介君。
- ○2番(石引大介君) それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

2つ目は、阿見町の体育施設におけるAED設置などについてです。

今日、AEDの普及も進み、多くの方々に認識されてまいりました。また、当議会において も、多くの先輩議員が質問をされております。

私がここでAEDについて説明することもないかとは思いますが、心肺停止になってから処置を開始するまで1分経過するごとに10%蘇生率が落ちると言われています。つまり、心肺停止から10分が経過すると、蘇生率は0%になってしまうのです。AEDを設置していても、その設置場所がしっかり認識されていなかったら意味がありません。また、設置場所についても、事故が起きてしまった現場から遠くては意味がありません。阿見町においても、公共施設などの設置が進んでいますが、屋内設置に限られています。では、屋外で行われるイベントや心臓に負担の大きいスポーツシーンを想定した場合、屋内への設置でよいのでしょうか。そこで、確認を含めてお伺いいたします。

- 1つ、阿見町体育施設におけるAED設置状況について。
- 2つ、AED機器の貸し出しについて。

以上2点,よろしくお願い申し上げます。

○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君,登壇願います。

[教育長菅谷道生君登壇]

○教育長(菅谷道生君) 阿見町の体育施設におけるAED設置などについてお答えします。 1点目の,阿見町体育施設におけるAED設置状況についてお答えをします。 阿見町の体育施設には、社会体育施設として総合運動公園と町民体育館、学校体育施設として各小中学校体育館と校庭があります。AEDの設置状況ですが、総合運動公園内管理棟に1基、町民球場本部席に1基、町民体育館に1基、各小中学校の職員室等に11基の合計14基を設置しているところです。

2点目の、AED機器の貸し出しについてですが、AEDは、体育施設のほかに、公民館や ふれあいセンター等の利用者が多い公共施設にも設置していますが、いずれの施設でも貸し出 しはしていないのが現状です。

今後は、3カ年実施計画で御説明したとおり、平成29年度から新たに貸し出し用として中央公民館に1基を備えておくとともに、各小中学校体育館に1基ずつ設置する予定となっております。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 2番石引大介君。
- ○2番(石引大介君) 菅谷教育長、どうもありがとうございました。菅谷教育長は、私の学生時代の恩師でございます。こうしてですね、今おりますと、当時御指導いただきました学生時代を思い出しまして、大変緊張しておりますが、何点か再質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、御答弁の中に、総合運動公園管理棟に1基、町民球場本部席に1基、町民体育館に1 基設置されてるとございましたが、場所の周知はどこでされているのでしょうか。個人的にですね、ホームページで確認したところ、小中学校の設置案内は見つかったんですけども、ちょっとそちらが見つけられなかったので、教えていただければと思います。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。ホームページ等ではですね、学校施設等の掲載だけしか掲載してございませんでした。この運動公園とかについても、今後、ホームページ等、あるいはかなり敷地が広うございますので、看板等も含めて周知をしていきたいなと思ってございます。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 2番石引大介君。
- ○2番(石引大介君) ありがとうございます。冒頭にも述べましたが、設置場所が認識されていなければ、全く意味がありませんので、早急に改善をしていただくようにお願いを申し上げます。

また,運動競技場は,言うまでもなく広大な敷地となっております。毎週のようにサッカー やグラウンドゴルフ,そして野球などが行われております。ぜひとも現地へ,その現場へ設置 場所が初めて行ったとしてもわかるようなくらいまでの看板の設置,つまり最善の対策をお願いをできればと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、29年度から貸し出し用として中央公民館に1基を備え置くとございましたが、具体的に設置日、また貸し出し方法がわかっていれば、教えていただけますか。

- ○議長(紙井和美君) 生涯学習課長松本道雄君。
- ○生涯学習課長兼中央公民館長(松本道雄君) 貸し出しの方法でございますが、中央公民館に29年度から、4月1日を目途に、今進めているところでございます。貸し出しする内容としましては、町の主催事業であります、例えば、親子ハイキングとかウオーキング、それと歩け歩け事業とか、比較的、そういった高齢者が多いものでは、やはりグラウンドゴルフとか、いろいろございますので、そういったところで、ちょっと決まり事を決めまして、団体からの要望っていうものにも応えていきたいと、そのように考えてございます。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 2番石引大介君。
- ○2番(石引大介君) ありがとうございます。いろんなシーンが想定されるかと思いますので、ぜひ慎重に御審議いただきまして、貸し出しのほうを早急に行っていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次にですね,各小中学校の体育館に1基ずつ設置をする予定という御答弁がございましたが, こちらも具体的な設置日がわかれば、教えていただいてよろしいでしょうか。

- ○議長(紙井和美君) 生涯学習課長松本道雄君。
- ○生涯学習課長兼中央公民館長(松本道雄君) お答えします。これも先ほど同様に、貸し出しと同様に、29年4月を目途に、今進めているところでございます。ちょっと予算の審議はこれからなんですけど、29年度の4月からということで、進めているところでございますが、この学校開放ということになりますと、いろいろ団体の方、スポーツ少年団とかいらっしゃいますんですけど、今現在ですね、学校開放につきましては、いろんな生涯スポーツの中で、学校施設を開放しまして、そういった活動の場に……、してるわけなんです。それで、そういった団体の方に、利用していただくわけなんですけど、今現在、小学校、中学校のほうでは、職員室等に、教育長答弁にありましたけど、職員室の中とか保健室なんかにあるわけなんです。で、学校開放の団体の人が、いざというときにですね、困らないような形をとりたいと思いまして、体育館の中に1基を置くという形で進めてまいりたいと思っているんです。

で、利用団体も屋外と屋内の利用団体、スポーツ少年団、あとミニバスケットボールとかいろいろありますけど、今、学校開放の規則の中で、利用団体の人には、利用日誌を与えて、門 扉の鍵がついているんですけど、その鍵をちょっと使って、利用していただくような、そうい う流れにはなるんです。

で、この関係もですね、予算がまとまった時点で、審議された時点で進めるもんですから、早ければ29年4月に、ちょっと今、予定しているところということでございます。 以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 2番石引大介君。
- ○2番(石引大介君) ありがとうございます。設置日に関しては、一応予定ということで、 予算のほうがつけばということで、お間違いないでしょうかね。であれば、ぜひとも前向きに お願いをできればと思いますので、こちらもよろしくお願い申し上げます。

私もですね、この後、ちょっとお伺いしようと思ってたんですが、今回、体育館のほうにですね、設置のほうを進めていくということだったんですが、先ほどですね、生涯学習課長さんのほうからもお話がございましたように、体育館でバスケットボールの練習などですね、ハードなスポーツが行われている反面ですね、外のグラウンドでも野球などのですね、少年野球など行われていることが多いかと思います。なので、そういったですね、屋外で行われるスポーツ、野球もですね、やはりボールが、例えば胸に当たった衝撃で心肺停止に陥るということもあるそうなんです。なので、そういったときに、冒頭に述べました、10分以内に蘇生をしなければ、蘇生率が0%になってしまう。このことを決して忘れることなく、体育館であっても、屋外であっても、ちょっと中でも言いましたが、どこで事故が起きたとしても、そういった対応にきちんと応えられるように、町としてしっかりと取り組んでいっていただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

阿見町では、生涯スポーツが大変盛んでございまして、スポーツ少年団から大人の方の利用 団体まで、多くの方が活発にイベントなどに参加されたり、スポーツを行われていると思いま す。皆さんが安心して活動できるよう、そして不慮の事故により悲しむ方が出ないよう、しっ かりと整備に取り組んでいただきたい。心よりお願いを申し上げて、今回の一般質問を終わら せていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(紙井和美君) これで、2番石引大介君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長(紙井和美君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時35分散会

第 3 号

[12月12日]

平成28年第4回阿見町議会定例会会議録(第3号)

平成28年12月12日(第3日)

○出席議員

1番 紙 井 和 美 君 2番 石 引 大 介 君 3番 井 田 真 一 君 野 好 央 君 4番 高 5番 口達哉君 樋 6番 栗原宜行君 7番 口雅弘君 野 永 井 義 一 君 8番 9番 海 野 隆 君 10番 平 岡 博 君 久保谷 充 君 11番 川畑秀慈君 12番 難 波 千香子 君 13番 14番 柴 原 成 一 君 15番 久保谷 実 君 16番 吉 田 憲 市 君 17番 倉 持 松 雄 君 18番 佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

 町
 長
 天
 田
 富司男
 君

 教
 育
 長
 菅
 谷
 道
 生
 君

 町
 長
 公
 室
 長
 篠
 崎
 恒
 一
 君

 総
 務
 部
 長
 小
 口
 勝
 美
 君

町民生活部長 原尚彦 君 篠 保健福祉部長 野 利 飯 明 君 産業建設部長 湯 原 君 幸 徳 教育委員会教育次長 野 利 明 君 大 会計管理者兼 藤 佐 吉 君 会 課 計 長 政策秘書課長 佐 藤 哲 朗 君 総 務 課 長 青 Щ 公 雄 君 財 政 課 長 大 塚 芳 夫 君 交通防災課長 石 幸 也 君 白 環境政策課長 柳 生 典 昭 君 社会福祉課長 煙 Ш 栄 君 高齢福祉課長兼 湯 原 勝行 君 福祉センター所長 商工観光課長兼 畄 野 栄 君 消費生活センター所長 上下水道課長 坪 博 君 田 学校教育課長兼 朝 良一君 日 新小学校準備室長 学校給食センター所長 吉 田 恭 久 君 指 導 室 長 島 清 君 前 農業委員会事務局長 中 村 政 人 君

○議会事務局出席者

 事務局長吉田衛

 書記大竹久

平成28年第4回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成28年12月12日 午前10時開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第122号 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につい

7

議案第123号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第3 一般質問

日程第4 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成28年第4回定例会

一般質問2日目(平成28年12月12日)

発 言 者	質問の趣旨	答	弁	者
1. 難波千香子	 地方創生の実現を目指した取り組みについて 高齢者や障がい児・者が安心して外出できる取り組みについて 雨水の利用推進について 	町町町		長長長
2. 栗原 宜行	 阿見町の防災体制や整備は整っているか 新小学校の建設や次期学習指導要領の準備は進んでいるか 	町教	育	長長
3. 柴原 成一	 事業仕分けを受けてその結果は現在の施策にどう反映されているか 阿見町西部地区への救急・消防車両の出動はどこか 農地法第5条等の届出の事務処理期間を短縮することはできないか 	町町町		海 海 海
4. 倉持 松雄	1. 安心できる学校生活	教	育	長
5. 久保谷 充	1. 町施設の太陽光発電及び自然エネルギーに対する現状について	教育	長•□	町長

午前10時00分開議

○議長(紙井和美君) おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を 開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。 本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思います。御 了承願います。

これより議事に入ります。

諸般の報告

○議長(紙井和美君) 日程第1、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

本日町長より議案第122号から議案第123号の2件が追加議案として提出されました。 この追加議案につきましては、12月8日に議会運営委員会において協議をいただいております。

お手元に配付いたしました日程表により進めたいと思いますので、御了承願います。 以上で諸般の報告は終わります。

議案第122号 阿見町職員の勤務時間,休暇等に関する条例の一部改正について 議案第123号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長(紙井和美君) 次に、日程第2、議案第122号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第123号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

「町長天田富司男君登壇」

○町長(天田富司男君) 皆さんおはようございます。それでは、早速議案第122号の阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第123号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、関連しますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族 介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が、第192回臨時国会で可決成立 したことに伴い、所要の改正を行うものであります。 議案第122号,阿見町職員の勤務時間,休暇等に関する条例の一部改正についての主な内容は,育児・介護等の対象となる子の範囲を拡充,介護休暇を分割して取得できることとする見直し,介護休暇とは別に介護のために1日2時間の範囲内で勤務しないことができることとする介護時間の創設であります。

議案第123号,阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての主な内容は,育児休業をすることのできない非常勤職員の範囲の見直し,育児休業等の対象となる子の範囲の拡充であります。

以上、提案理由を申し上げました。慎重審議の上議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(紙井和美君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案 2 件については委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいた します。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 お諮りします。

ただいま議題となっております議案第122号から議案第123号については、会議規則第39条第 1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託すること に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では付託案件を審査の上,来る12月22日の本会議において,審査の結果を報告されるようお願いいたします。

一般質問

○議長(紙井和美君) 次に日程第3,一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどよろしくお願い いたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の

許可を得てから反問してください。

初めに、13番難波千香子君の一般質問を行います。

13番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

[13番難波千香子君登壇]

○13番(難波千香子君) 皆様おはようございます。

通告に従いまして、まず地方創生の実現を目指した取り組みについて、質問させていただきます。

国においては進行する人口減少に歯どめをかけ、加速する若年層の東京一極集中を是正していくため、地方における雇用の創出を初め新しい人の流れを生み出し、にぎわいの創出を図る地方創生の取り組みが、平成26年より進められているところであります。1億総活躍社会の実現には、地方創生なくしてはあり得ないと考えます。

阿見町は第六次総合計画を平成25年度に作成し、昨年10月地方創生を着実になし遂げるため、まち・ひと・しごと創生法にのっとり、向こう5年間の阿見町「人と自然が織りなす、輝くまち創生」総合戦略が作成されました。今年度より地方創生は事業推進の段階に入っていきます。地方創生こそが1億総活躍社会の実現の鍵と捉え、さらなる推進を図るべきと考えます。

人口ビジョンにおいては、阿見町は目標人口5万人程度の実現と安定的な人口推移を目指すとして、転入者が年間371人の上積みの必要があるなど、ハードルの高いものと考えます。阿見町人口ビジョンの将来目標を達成するために、総合戦略の中に4つの基本目標が示されており、戦略期間に達成すべき数値目標を設定してあります。

今回は2つ目の阿見町へ新たな人の流れをつくるために、観光振興という角度で御質問をさせていただきます。

阿見町の観光振興に視点が置かれるようになったのは、ここ数年ではないかと私は思っています。阿見町のイメージアップのためにも、また交流人口の拡大という視点からも、観光振興は重要な課題と考えます。また何より町の魅力が増せば、流出人口を抑え定住人口の増加も期待できます。阿見町としても観光協会の設置、6次産業化、分配機能の拡充など推進してこられたことは承知しており、これまでの御努力に敬意を表するものであります。

これまでも観光振興策について、何度も質問で取り上げてまいりました。あみプレミアム・アウトレット、予科練平和記念館などの観光資源に加え、道の駅の整備や霞ヶ浦湖岸のサイクリングコースの整備等も進められております。観光を阿見町の成長戦略の柱と位置づけ、戦略的な観光施策をどのように推進していくのか、以下7点についてお伺いいたします。

- 1, 観光振興基本計画の進捗状況について。
- 2、町民とともにつくる観光資源をどのように推進していくのか。祭り・イベント等の現状

と課題、今後の取り組み、支援体制について。

- 3,新たな観光をどのように考えているのか。阿見町ならではの観光地域づくりの推進はどうなのか。
 - 4、 JA・商工会・大学等と連携した新商品の開発、地産地消の取り組みはどうか。
 - 5, 農産物新商品の販路拡大はどのようにしていくのか。
 - 6, 1年間を通した阿見ブランド化のイメージづくりについてどのように推進していくのか。
- 7,誘客のためのPR,観光情報の発信,阿見町への新たな人の流れをつくるための施策について,町長にお伺いいたします。御答弁よろしくお願いいたします。
- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) それでは、地方創生の実現を目指した取り組みについての御質問に お答えをいたします。

1点目の、観光振興基本計画の進捗状況についてであります。本年6月に策定委員会を立ち上げ、これまで2回の委員会を開催しております。委員会では、阿見町の観光振興に向けた課題について協議し、新たな観光振興の基本方針案について検討を重ねてまいりました。

今後のスケジュールにつきましては、年末に3回目の会議を開催し基本方針に基づいた個別 施策の検討を行い、4回目の委員会において重点事業及び実施プログラムを策定する予定であ ります。

2点目の, 町民とともにつくる観光資源をどのように推進していくのか。祭り・イベント等の現状と課題, 今後の取り組み, 支援体制についてであります。

観光振興を図る上で重要なことは観光資源を数多くつくることです。町にはまい・あみ・まつりやさくらまつり、さわやかフェアなど、町を挙げて行う大きなイベントや各地区で行う祭りがあります。どこの祭りにおいても、少子高齢化により継続することが難しい現状にあります。このような現状を改善するため、観光の視点から町外からの誘客を促す取り組みが必要と考えております。観光振興基本計画では、地域との連携を図り、多くの町民が観光まちづくりに参加する契機になるような施策の検討を進めているところであります。

3点目の、新たな観光の考え方、阿見町ならではの観光地域づくりについてであります。

阿見町には霞ヶ浦を初めとした恵まれた自然環境と予科練の歴史,まだまだ紹介されていない地域の伝統芸能や祭り等が数多くあります。これらを整理し,目を向けることで,新たな観光につなげていきたいと考えております。

4点目のJA、商工会、大学等と連携した新商品の開発、地産地消の取り組みはどうかにつ

いてであります。

商工会との連携により開発した「予科練の街クッキー」は、多くの皆様に購入されており、またJAや町内店舗等と連携した、阿見産イチゴやメロンのスイーツフェアについても、継続的な取り組みを実施することで年々認知度を高めております。今年度は町の新商品開発補助金を活用してJAと製麺業者、茨城大学及び県立医療大学の学生で組織する「楽農人」が連携し、ヤーコンの葉の粉末やJAが作成したレンコン粉末を練り込んだ3種類の乾麺を商品化しております。乾麺はさわやかフェアで試食販売やアンケート等を実施いたしました。昨日はJAが銀座の茨城マルシェでPR・販売を行っております。今後もさまざまな機会を利用して、認知度を高める取り組みを実施してまいります。

また別事業者が開発に取り組んでいるレンコン粉末を使用したパウンドケーキについては、 茨大農学部と医療大の文化祭において、学生による試食・PR・販売を実施しておりますので、 学生の意見等を今後の商品開発の参考にしたいと考えております。

このほかには、町内のサツマイモ生産者・洋菓子店・東京農業大学生物産業学部の連携による地域商品として、「さつまいものタルト」が11月23日より本格的に販売されております。

いずれの商品開発におきましても、地元の食材を使用して実施しておりますが、今後も引き続きこのような地産地消の取り組みを継続してまいりたいと考えております。

5点目の農産物,新商品の販路拡大はどのようにしていくのかについてであります。

農産物についてはJA及び認定農業者連絡会等が連携を図りながら、戦略的な出荷体制の構築、さらには産地化に向けた良質な農産物の生産拡大に向けて、積極的に支援を図ってまいります。新商品については、事業者に対しマッチング商談会などへの参加あっせんを行っておりますが、今後販売力のある事業者には、他事業者の販路拡大の協力を求めるなど、事業者間の商品の販売・活用の橋渡しを行ってまいります。

6点目の1年間を通したあみブランド化のイメージづくりについてでありますが、今後当町においても道の駅を整備することから、年間を通して販売力のある町の特徴ある商品が必要と考えております。商工会やJA、大学、事業者と連携し、阿見町をイメージできるような商品開発に努めてまいりたいと思います。

7点目の誘客のためのPR, 観光情報の発信, 阿見町への新たな人の流れをつくるための施 策についてであります。

昨年の茨城県内における阿見町の観光誘客順位は第5位で、トップクラスの誘客数となって おります。しかしながら、その大きな要因は郊外のあみプレミアム・アウトレットであり、町 内施設や飲食店に流動を図ることが課題であります。

観光振興基本計画では,これら集客力のある施設をマグネット施設と位置づけ,これらの施

設から町内への誘客を図ることに主眼を置いています。具体的なマグネット施設としてはあみ プレミアム・アウトレット、予科練平和記念館、道の駅、霞ヶ浦等が挙げられます。町内への 誘客を促す観光資源を発掘することが、新たな人の流れと観光資源の創出であります。その方 策については、今後の観光振興基本計画策定委員会の審議の中で十分に検討されるものと期待 しております。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 13番難波千香子君。
- ○13番(難波千香子君) 大変にありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。まず初めに観光振興の基本方針について、4回目の委員会において重点事業及び実施プログラムを作成するとの御答弁でございましたが、今現在構成人数と構成員、また今後の阿見町における観光振興ビジョンについて、また観光振興基本計画におきましてもあると思いますが、既に県内市町村におきましても、DMOによる地域の稼ぐ力を引き出す観光地域づくりに向けた取り組みも進められております。まず将来の展望をお聞かせください。

○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。 ○産業建設部長(湯原幸徳君) それでは、お答えをさせていただきます。

まず観光振興計画の策定委員からですけれども、識見を有する方ということで、流通経済大学、それから東京農業大学の先生、それから茨城大学の先生等の方、それから商工会、農協といった方、それと農業者、それから漁業関係の方、それからJTBですとか予科練平和記念館、それと一般の公募というふうな、大体大まかにはこういう方たちで16名の方で審議をしていただいてるというふうなことでございます。

先ほどの質問の中で、今後の方向性っていうことですけれども――観光振興基本計画ですけれども、先ほど町長が答弁したとおり、町にはその資源となる、これほかの市町村もそうだと思うんですけれども、誘客できる施設――アウトレット、予科練平和記念館、霞ヶ浦、今後できる道の駅を1つのマグネット施設というふうな形で考えてございます。その施設は、そこにだけ来るというふうなことではなく、阿見町にはもっともっといろんな資源があるというふうに思っております。

で、観光振興基本計画の中でもその辺の、マグネット施設以外のそういう観光施設を明らかにし、例えばそれは食べ物でもそうですし、農業に関してでもそうですし、あるいはそれは民族・文化いろいろ福田の馬鹿祭りとか、いろんな芸能関係もそうですし、いろんな広範囲にわたってそういう観光の資源が介在しておりますので、商店もそうですけれども、そういった部分に、町のほうに来た来客の方をいかに町内に誘導させるといいますか、そういった方策を基

本的にはしていくべきだろうなというふうなことで、振興計画の考え方を整理しているというふうなことでございます。

基本的には、課題はいろいろあるんですけれども、方針としましては4つほど方針を載せて ございます。1つは町民参加による観光まちづくりの展開というふうなことでございます。や はり行政あるいは各種団体ということばかりではなくて、町民を巻き込んだ観光振興をする必 要性があるだろうというふうなことが1つ上げられるんじゃないかということ。

それから、あとは霞ヶ浦に目を向けた阿見町らしい観光交流の創出ということでございます。 日本第2位である霞ヶ浦がここにありまして、沿岸14市町村も含めてですけれども、霞ヶ浦認 知度は高いんですけれども、活用方法がなかなかできてないというふうなことで、そういった 霞ヶ浦を活用した観光資源、観光を何とかしていかなくちゃならないというのが1つございます。

それから、歴史や風土を活かした観光資源の広域観光への展開ということでございます。予 科練平和記念館を核とした部分の歴史的な、何ていうか、近代化遺産ですとか、そういった部 分の観光資源ですとか、民族あるいはその地域にあるものですね。そういった部分の資源をど う活かしていくかというふうなことが1つだと思います。

それから4つ目として、最後なんですけれども、観光空間としての雰囲気づくりとプロモーションの強化ということで、町内及び周辺観光情報の発信母体の整備とマーケットアクセスだとか観光情報媒体の整備、マネジメントの強化と。そういったものを力を入れていかなければならないんだろうというふうには思ってございます。そういったひとつの、4つの基本方針の中で今観光振興計画を組み立てていこうということで、委員会の中で整理をしているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 13番難波千香子君。
- ○13番(難波千香子君) 大変にありがとうございます。

ただいまの4つの基本方針ということで、今後の……。まだまだかなという感じなんですけれども、楽しみもあるという考え方でしっかりと阿見町の、また売りをぜひ一緒につくり出してまいりたいなとは思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、次にかなり具体的にお聞きいたしたいと思います。今の中からですけれども、町を挙げて行う大きなイベントや各地区で行う祭りにおいても継続することが難しい現状で、施策の検討を進めているところとの御答弁でありましたが、新たに支援を検討しているイベント、また地域の祭りはあるのかどうかお伺いいたします。

○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長(湯原幸徳君) はい、お答えをいたします。

イベントといいますと、先ほど町長の答弁の中でまい・あみ・まつり、さくらまつり、それからさわやかフェアと合わせた商工祭りというのがございます。今まい・あみ・まつりには実行委員会の中で支援をしてございますし、商工祭りについても支援をしておりますけれども、さくらまつりにつきましては、商工会の青年部が独自の工夫をしながら4月に開催をしているイベントでございます。町としてもその3つイベントをできれば三大祭りにしたいなというふうなことで、商工会の青年部の方が一生懸命やられているということですので、そういった部分については大きな――大きなといいますか、支援をしながらまい・あみ・まつり、さくらまつり、それから商工祭りとさわやかフェアですか、を三大祭りにしていきたいなというふうな考え方を持ってございます。

それと、地域の部分ですけれども、先ほど福田の馬鹿祭りですとか、あるいは、何ていうか、ひょっとこですね、そういった部分が1つ地域、なかなか人口が少なくなって後継者がいなくなってきて、衰退してしまっている、そういう祭りの部分についてですか、それをどういうふうに観光資源につなげていこうかというふうなことを、やっぱり検討していかなければならないんだろうというふうには思っております。ですので、そういった地域の祭り――これは生涯学習課の伝統芸能祭りですとか、そういった文化財の関係ですとか、そういったものも含めてですね、今後地域の大切な資源ですので、どういうふうな形の支援になるかは別としましても、ある程度そういうのを観光資源として捉えていく、何ていいますか、活発に活動ができるような形の中で進められればいいんじゃないかなというようなことで考えていこうかなというふうな思いはございます。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 13番難波千香子君。
- ○13番(難波千香子君) ありがとうございます。ぜひ、育てていただきたいと思う次第でございます。

先ほどお話しされていましたけれども、何かB1グランプリをやるんだということで、話してまして、いよいよかなという……。そういった三大祭りを、ぜひまた後押しをお願いしたいなと思う次第でございます。

そして、あと……。先ほど今御答弁にありましたマスコミで、この間私も情報をいただいて 福田に行ったところ、九州から来たとか、あとは何かこう九州っていうか、ネットで……。だ から、今はそういうネット時代なんだなって考えたんですけれども。もう本当にそういったマ スコミを通じてですかね、その日のうちにテレビに出たりとか、そういった盆綱もそうですけ れども、テレビで……。 阿見町にはそういった無形民俗文化財の、そういったものがありますよね。やっぱりそういうものを知らなくて、かえってマスコミが取り上げてくださっている事実もありますので、そういったことをしっかりまた阿見の1つの売りにしていただければいいかなと思うんですけれども、そういったことをやるにしても、また地域資源発掘プロジェクトっていうか、何かそういったものを立ち上げて、観光も多くの人を呼び込む、そういった強化をしていただくことも必要なんではないかなと思うんですけれど、いかがでしょうか。それとも、どういう方向でそういったものを集めていかれるんでしょう。

○議長(紙井和美君) 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長(湯原幸徳君) はい、地域発見プロジェクト――地域発見プロジェクトといいますか、今観光振興基本計画を策定する中で、いろんなそういった資源の掘り起こしをしているところでございます。で、先ほど言いました福田の馬鹿祭りもそうですけれども、それ以外にも例えば民俗文化として、酒盛りうたとかですね、そういったもの――無形のものもございます。ですのでね、そういったものを含めて、いろんな形の中で教育委員会とも協力をいただきまして、そういった伝統的な継承されているものについては、掘り起こしていきたいなというふうには思ってございます。

ですので、ちょっと地域発見プロジェクトといいますか、何かそういうふうなものをつくる とかっていう考え方は今持ってはいないんですけれども、観光振興基本計画策定上ではそうい う地域の資源を掘り起こしているというふうなことですので、随時そういったものが見つかれ ば、それが観光にどういうふうに結びつけるかっていうふうな検討はされるというふうには思 っておりますので、そういう考え方で進めていきたいなというふうに思ってます。

○議長(紙井和美君) 13番難波千香子君。

○13番(難波千香子君) わかりました。今後期待したいと思います。そういった、私言ったのは地域資源発掘プロジェクトです。そういったのが多々自治体で精力的に、計画のほかにもう現にこう、結びつけるっていうか、実働部隊ですね、そういったものをやってるところがありますので、ぜひそういったものも加味しながら、これからだと思いますので、期待しております。また協力もしたいと思います。

で、次に商品開発について質問したいと思います。本当に連携してさまざまな取り組みを継続していただいておることに関しまして、本当に敬意を表する1人であります。また再度答弁書もつけ加えていただいて、もうその勢いを感じますね。また昨日は銀座の茨城マルシェでPRをしていただいたということで、どんなものを売っていただいたんでしょうか。済いません、お願いします。

○議長(紙井和美君) 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長(湯原幸徳君) はい、銀座のマルシェですか、は、先ほど町長が答弁したJ Aが新商品開発で手がけたヤーコンの葉を練り込んだパスタですとか、あとはJAでつくって るレンコンパウダーを練り込んだうどんとパスタとソバの乾麺ですね、を売り込んできたとい うふうに聞いております。

○議長(紙井和美君) 13番難波千香子君。

○13番(難波千香子君) わかりました。みんな売れたんでしょうかね。もうとにかくPRをしっかりまた数多くしていただければなと思う次第でございます。

それから、大学との連携で商品化も、今おっしゃったように期待するところでありますけれども、さらに阿見町には霞ヶ浦高校がございますよね。で、今土浦でカレーフェスティバルっていうの毎年あるんですけれども、私のお友達の知り合いもそこで出してるんですけれども、大変好評なんですよね。せっかくそういった若い、そういった高校生もいらっしゃるので、そういった方も巻き込んで、ぜひまたお菓子をつくったりしてらっしゃいますのでね、また新しい発見できるかなと思うので、ぜひ阿見町の掘り起こしに連携していただければなと思います。これ、要望でございます。

そしてまた、今回新聞にも取り上げたりされておりますけれども、農業加工研究会の女性団体の皆さん、役場で販売を始めたということで、本当にいろいろ販売ルートがもうちょっとあればいいとかね、あと人数がとか、いろいろお聞きはしておりますけれども、本当に期待するところであります。また、おふくろの味とか、やはりふるさとの味ですかね。やっぱり女性のネットワークっていう、これからその辺もぜひ拡大していくべきではないかなと、もう切に思います。

そこで販路拡大ということで、御答弁書のほうで事業者間の商品の販売、活用の橋渡しを行 うとの御答弁でございましたけれども、どういった形で始めていかれるのでしょうか。

○議長(紙井和美君) 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長(湯原幸徳君) はい、農産加工研究会ですけれども、これ平成26年の10月に 稲敷改良普及センターの加工研究の勉強会がございまして、その中で町内の農家の御婦人方に 出席をしていただいて、その後にですね、阿見町農産加工研究会っていうのを、リーダーの方何人かがいて、つくりましょうということでつくって、9名ですかね、9名で今現在そういう加工をしながら、町のほうの昼休みとか、農大マルシェとかに出品して活動しているということなんですけれども、毎週その……。毎週というか、毎月第三水曜日の昼休みですかね、阿見町の役場で販売をしてるんですけれども、まだまだいろんな試作品、課題、それとなかなか売ってる人はやっぱり素人ですので、その販売方法ですとか、そういったものを今手がけながらなれていくというふうなのが今の状況でございます。

今後の予定としましては、いろんな加工品の部分について、町の直売所での販売、そういったものも検討しなくちゃいけない。確かに個人個人でつくってますので、大量にできるわけではないので、いろんなところに販路を拡大するというわけにはいきませんので、そういったところ、それからやはり道の駅というのは大きなものですので、そこには必ずその加工研究会の人たちも……。最終的には今ターゲットにしてるのは、道の駅を目指しているというふうなところなんでございます。ですので、いずれにしても加工研究会、自らが立ち上げた研究会ですので、町としても十分に支援をしながらですね、農業者の所得の向上につなげられるように支援をしていきたいなというふうには思っております。

- ○議長(紙井和美君) 13番難波千香子君。
- ○13番(難波千香子君) ぜひ, また期待するところでございます。

私質問したのはそのことと、あとはいろんな商品開発をしまして、それはお店で売ったりしてますけれども、それは事業者間の商品の、そういった開発されてるものがありますけれども、それをこっちの店でも売るとか、そういう考えで、1つのそういったコーナーを設けて、そのお店、お店じゃなくって、そういう形で、私答弁でね、やられていくのかなという……。連携してお互いのそういったブランド、今後していく、そういうのもあるかと思うんですけれども、そういったブースですかね、そういうことを始められるのかななんて、答弁のお答えを見て考えたんですが、そういうことではないんですか。

- ○議長(紙井和美君) 産業建設部長湯原幸徳君。
- ○産業建設部長(湯原幸徳君) 農産加工研究会の今後の販路ですとか、そういった話という ふうな私認識をしたもんですから……。難波議員が言われるように、新商品開発を手がけた――商品開発とか、これ商工観光課でやっている新商品開発の補助事業、それから産官学連携の 商品開発――地産地消を含めたですね、新商品開発, 両方――農業振興課と商工が手がけてる んですが、いずれにしましても、先ほど町長が答弁したとおり事業者間でマッチング商談会で すとか、販売力のある事業者には他の事業者の販路拡大の協力を求めていくというふうな、そういったお願いもしていく必要性があるでしょうし、それはそういったつくった方が違う物を 販売するとかっていうふうな考え方は十分にできるんじゃないかなというふうには思っております。

とにかく、そういった町のですね、商品を多くつくりながら、その中でいろいろ販売力を高めていく方策を検討していきたいと思います。ですから、今難波議員が提案されたようなことも1つは考えられるじゃないかなというふうには思っておりますので、そういった取り組みはしていく必要性があると思います。

○議長(紙井和美君) 13番難波千香子君。

○13番(難波千香子君) ありがとうございました。もう,ぜひ皆さんにそういったコーナーをつくって,また品物をまずぜひつくっていただければなと期待するところであります。

次の質問ですけれども、年間を通じて販売力のある関係団体と連携して商品開発に努めるとの御答弁もいただき、大変期待するものでございますけれども、今回11月の冬のまい・あみ・マルシェですね、町長主導でやっていただいておりますけれども、もう大盛況でありました。もう私も思わず北海道のシャケを半額にしていただいて、つい何か、買わないはずが買ってしまいました。もう本当に、今港区との交流もございますけれども、逆に交流人口の拡大という視点からも、今後北海道に阿見町のものを販路拡大という、そういうことも考えられないでしょうか。お聞きします。

- ○議長(紙井和美君) 産業建設部長湯原幸徳君。
- ○産業建設部長(湯原幸徳君) はい,ありがとうございます。

今回,冬のマルシェということで,アウトレットで北海道物産展も含めて去年も開催しましたんで,これの経過につきましては,御承知のように阿見町に雪印メグミルクができたのをきっかけにですね,北海道に6町――6つの町に雪印の工場がございまして,その地域協議会ってのを北海道で立ち上げまして,昨年度から町長が地域協議会のほうにオブザーバーとして出席したのがきっかけで,ぜひ町のほうでも北海道物産展を開こうじゃないかということの話し合いになって,この一年の中で来ていただいたわけでございます。

非常に好調ございまして、ぜひ北海道展はずっと続けていきたいなというふうに思ってますし、町の考え方としても向こうにないものを阿見町のものを、ぜひですね、北海道のほうに販売をしていただいて、向こうでもいろんなやっぱりイベントがあるらしいので、そういったところにいろんな米ですとか、野菜ですとか、そういったものをぜひ販売を、販路を――販路っていいますか、PRを……。販路というわけにはなかなかいかないと思いますけれども、PRをですね、阿見町産っていう、阿見町っていうPRをできたらなというふうには思っておりますので、そういった取り組みは今後していこうかなというふうには思っております。

- ○議長(紙井和美君) 13番難波千香子君。
- ○13番(難波千香子君) ありがとうございました。今後,交流人口ということでね,そういったことも非常に広域にはなりますけれども,非常に大切かなと思います。期待するところであります。

次にマグネット施設から町内の施設や飲食店に流動を図ることが課題という,何度も先ほど 御答弁ございますけれども,具体的なんですけれども,予科練平和記念館から茨大通りですね, ずっと動線なんですけれども,春となると桜が見事にきれいなわけですけれども,予科練通り といいますけれども,以前フラッグがあったかと思うんですけれども,町民からも要望が出て おりますけれども、もっと阿見町につけてにぎやかにできないものか。今検討……。見当たらないのですけれども、そういったことも大切な1つではないかなと思うんですけれど、その辺はいかがでしょうか。

- ○議長(紙井和美君) 産業建設部長湯原幸徳君。
- ○産業建設部長(湯原幸徳君) はい、お答えします。

先ほどちょっと訂正さしていただきまして、北海道の地域協議会に町長がオブザーバーで行ったのは昨年からではなくて一昨年——その前の年になりますので、済いません、訂正お願いします。

予科練道路ですね、あそこは旧海軍の海軍道路というふうなことで言われたところでございます。で、町でもですね、平成25年3月に霞台交差点から東京医大西交差点までの間――商工会前の通りですね、そこまでの外灯にですね、予科練の街フラッグを設置をし、あの通りをにぎやかにしようということで事業を進めてきたわけでございますが、ちょっと3年経過してしまったということで、汚損――汚くなってしまったというふうなところもございますので、今年度内にですね、そのフラッグをもう一度改めて新しく取りかえる予定でございます。で、ただ路線全体の設置についてはですね、霞台交差点から坂下、予科練平和記念館には、設置可能な外灯がないということと、その支柱の設置も必要となるということで、ちょっと費用がかかってしまうということで、現時点ではそこまではちょっとなかなか難しいのかなというふうに思っております。

とはいっても、いろいろ町ばかりではなくて、いろんな商工会さんとか、いろんな中で盛り上がりがあるんであれば、一緒になってやれれば非常にいいんじゃないかなというふうに私は思うんですけれども、町ばかりではなくて、いろんな団体さんも含めて、商店さんも含めて、いろいろ考えていただけると非常に盛り上がってくるんじゃないかなというふうには思っております。ただ、今は町としては今年度中に古いフラッグは取り外して新しいものをつくっていくというふうな考え方でございます。

○議長(紙井和美君) ただいま16番吉田憲市君,18番佐藤幸明君が退席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は14名です。

13番難波千香子君。

○13番(難波千香子君) 続きまして……。はい、わかりました。ぜひ、そういった連携で町の中にそういうものがにぎやかになると、また一段と活性化になるのではないかなと思います。その辺もよろしくお願いします。

あと2点だけ。霞ヶ浦からの誘客ということで、2点最後にお聞きしたいと思います。阿見 町の霞ヶ浦からのということで、サイクリングロードですよね、当然町内に来ていただけるよ うに回遊性をどう、先ほどもありますけど高めていくか。で、今回の自転車の走行環境整備ということで、181キロでしたですかね、日本一ですね。そういった、できて、阿見町にも国からのそういった補助金が出てるということでありますけれども、そういった環境基本振興計画の中で、自転車走行環境整備という、そういったことも今後取り上げていかれるのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。町長のお考えをぜひお願いいたします。

○議長(紙井和美君) 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 総合的にいろいろありますけど、まずやっぱり自転車というもの――サイクル、これはもう進めていきたいなと思います。やっぱり霞ヶ浦湖岸の、今地方創生で予算要望してて、サイクルのイベントごとやろうっていうことで、今商工観光課で一生懸命やってるところで、これが採択されれば、まず稲敷、美浦、阿見っていう形でできるのかなと思います。

またサイクルのほうは、阿見町のサイクリングロードをどういうふうに連携しながらつくっていくかということも、いろいろ考えていかないといけないなと思います。もろもろ質問あったんですけど、やっぱり3つのイベントごとありますよね、さわやかフェア、またさくらまつり、まい・あみ・まつり。非常にまい・あみ・まつりは順調に行っていますし、さわやかフェアも本当に商工会の力でよりすばらしい祭りになっております。ただ、さくらまつりがまだまだ商工会の青年部の皆さんにやっていただいてますけど、これをもう少しね、やっぱりバージョンアップしていきたい。

先ほども難波議員が言われたとおり、若い人の祭りにしたいと思ってんですよね。それには、 やっぱり商工会の青年部が中心になって、若いっていうことですから農業関係ならサンクラブ もありますし、あと茨大、あと県立医療大、霞ヶ浦高等学校、いろんな若い人を1つこう、実 行委員会か何かね、まあ来年度は難しいでしょうけど、その次の年あたりはそういう形でもっ て、それにやっぱり少しでも町が予算をつけていく。

この間も成田騒音公害の中で、協賛金をまい・あみ・まつりに30万、さくらまつりに20万というふうな話をさせていただきました。これは2月に進達すれば、大体協賛金20万はもらえるのかなということになるかなと思います。これはある程度その地域の振興の人と話してますから。そういう面でね、やっぱりさくらまつりを三大祭りの、それでも1番若い人たちがやっぱりやってくという、実行していくという、そういう祭りにしたいなと思います。

あと地域の、ほら、やっぱりそれぞれのところでイベントごとというか、お祭りがあります よね。そういうものをやっぱり、それぞれの季節ごとにより分ければわかると思います。特に 私の青宿あたりもね、これ神社みこしということで村回りをやるなんていうのは、ほかの地域 でありません。こういうものを、やはり外部の人たちにお知らせしてね、皆さんに見ていただ く。もう最初の宵祇園のお浜おりっていってね,霞ヶ浦にみこしが入っていく,清めるってい う,ああいう行事も,ほかでもありますけど,この阿見町ではないし,この近隣でも余りない と思うんでね,そういうものをやっぱり観光の1つの資源っていうか,そういうものでやれれ ばっていうようなね。こないだも,馬鹿祭りって話しました。そういうものをやっぱり連携し ながらやっていけば、いい方向に行くんじゃないかなと思います。

これだけのね、資源があるんで、それをどう活かしていくかっていうのは、やっぱり議員各位と執行部もそうですけど、町民の皆さんと一緒になって、やっぱり考えて、1人でも多くの流入人口を――来ていただくっていう、そういう施策をやっぱり積極的していかないといけないなと、そう思ってます。難波議員に御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長(紙井和美君) ただいま15番久保谷実君が出席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は15名です。

13番難波千香子君。

○13番(難波千香子君) 大変にありがとうございました。構想が頭に浮かぶようでした。 しっかりまた取り組んでまいりたいと思います。

最後の1点なんですけれども、これも町長にお聞きしたいですけれども……。町長じゃなくてもあれですけど……。済いません。先に言ってしまいました。霞ヶ浦と言えば、2つ目です。桜堤と島津の小公園に里親となった桜が植えられて、今どんどん増えているかと思うんですけれども、自治体のさまざまなパンフレット、私も見るんですけれども、やはりとにかく花を見にいくっていうだけで、何万人も行くわけですね。女性は特に花が好きなんですけど、そこにまた男性が一緒に行くというような構図になるかと思うんですけれども。

その新たな観光資源のっていうことで、そういった今後あるものと新たなものということで、フラワーパークとかお花でおもてなしという、そういったこともまちづくりについて、どうお考えでしょうか。

○議長(紙井和美君) 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 霞ヶ浦は非常に観光の大きな阿見町の資源であります。こないだも うちの町長の公室長が水上飛行機の試乗ということで乗ってきたと思います。私も水上飛行機 をやっぱり使ったまちづくりっていうか、そういうのをやっぱり海と海の駅っていうようなね。 こないだその人たちが来たときに、私は乗れなかったんです。ちょうど中国行ってたから。非 常におもしろいなと思ったんですよね。特に淡水っていうことで、やっぱり海水は、やっぱり どうしてもいろいろ汚れたり何だりするけど、淡水は飛行機はね、余り弱らせないって、そう いうあれらしい。 そうなるとね、やっぱり瀬戸内海からどう飛ばすかという、やっぱりそれこそ湖があれば十分海と海の連結ができるわけでしょう。そうすれば、こっから猪苗代行こうが、十和田湖行こうが、そういうものが非常に大きな観光媒体として……。今日も常陽新聞に出てましたけど、非常におもしろいなと思います。そういう中で、今回ほら、うちのほうも国体をやるわけですよね。そうすっと非常に、ちょっと深く掘らないとやっぱり艇が出ていけないという、そういう意味だと、これはアイリス号を使ってね、土浦、阿見、美浦、そういう周遊もできるんじゃないかとか、そして来年度には湖まちづくりで、また緩傾斜でね、掛馬下がきれいになります。

そして、国体によって堤脚水路まで相当広くあそこができるわけですから、いろんなイベントごとを考えられると思うんですよね。霞ヶ浦を媒体とした。よく私が言うんですけど、あそこでね、夏場ね、フラダンスのフェスティバルをやったり、そういうこともできんじゃないかとか、いろんなアイデアが出て、やっぱりそのアイデアをどうやって使っていくかっていうことを、やっぱり町を元気にするにはそうだと思うんですよね。だから、そういう面では、あの霞ヶ浦湖岸の大室から掛馬下、そして島津の小公園を使った中でね、どういうものができるかってことよく考えれば、非常におもしろい企画ができると、私は思ってます。

○議長(紙井和美君) 13番難波千香子君。

○13番(難波千香子君) 大変にありがとうございました。もうしっかりとその構想が現実に目に見えるようなそんなまちづくりに、ともどもにしてまいりたいなと思います。大変にありがとうございました。

次の質問に移りたいと思います。それでは……。座ってよろしいですか。

それでは、2項目めの質問をさしていただきます。

高齢者や障がい児・者が安心して外出できる取り組みについて、3点質問させていただきます。

まず1点目, 徘回による行方不明者の一助になるのではないかとの思いから, 見守りグッズの提案をさせていただきます。認知症高齢者はもとより, 外出先で高齢者が急病で倒れたりしたときに, 周囲の対処に成果を上げております。認知症で行方不明の方が全国で年間1万人, 50分に1人が警察に届けられているという, その中におひとり暮らしの方も多く, 行方がわからなくなって時間が経過してから届けられている方も多いようです。90%は発見されても連絡がわからず家に帰ることができないといいます。

認知症などによって徘回の見られる高齢者を早期発見し、安全に保護し、家族のもとに送り届けられ、また要支援者のひとり暮らしの高齢者や障がい児・者についても、安心して外出できるよう、また声かけがしやすくするためにも有効な支援の強化をお願いいたしたいと思います。

見守りキーホルダーにつきましては、平成24年8月から実施している土浦市、今年10月から始まった取手市。また見守りステッカーにつきましても取手市、つくば市。QRコード――見守りコードにつきましては、守谷市で直接御説明を伺ってまいりました。夜間・休日の問い合わせにも可能となっております。GPS機能を利用したものもございますが、さらに支援強化ということで、かさばらずに個人を判明できる見守りキーホルダー、見守りステッカー、QRコードを利用した見守りシール等の配布の取り組みについて、御所見をお伺いいたします。

2点目, 行方不明者の捜索依頼について何度か住民からも依頼をいただき, 防災行政無線からは流していただけないのかと御要望した経緯がございます。 運用について, お伺いいたします。

3点目,耳の不自由な方には筆談ができるように耳マークや老眼鏡も関係する窓口に置かれて配慮がなされております。さらに老人性難聴者や補聴器をつけていらっしゃる方の個人のプライバシーを守る観点からも,簡易磁器ループ,あるいは卓上型会話支援機器が有効と考えます。取り入れている近隣自治体にお聞きしてみましても,ループのボタンを押し,耳に当てて聞くと補聴器に達する音がクリアに聞こえ,大変重宝しているとのことでございます。卓上型につきましても話し相手と聞き手の双方に,大声で会話をするストレスを与えず,気持ちのよい円滑なコミュニケーションが可能となるとのことでございます。安心して窓口に来られるよう配慮が必要と考えます。関係窓口への設置の考えをお伺いいたします。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) それでは、高齢者や障がい児・障がい者が安心して外出できる取り 組みについて。

1点目の認知症などによって、徘回の見られる高齢者を安全に保護し、家族のもとに送り届けられ、また要支援者のひとり暮らしの高齢者や、障がい児や障がい者が安心して外出できるよう有効な支援の強化として、見守りキーホルダー、見守りステッカー、QRコードを利用した見守りシール等の配布はどうかについてであります。

町では徘回のおそれがある認知症高齢者及び知的障がい者に対する支援サービスとして、GPS端末装置の貸し出しサービスを行っておりますが、GPS端末装置を携帯しないまま外出してしまった場合には、効力がないことになります。議員提案の見守りキーホルダーやQRコードを利用した見守りシールは、身元不明者を保護した場合、連絡先がわかり身元確認が早期に行える仕組みであります。特にQRコードを利用した見守りシールは、耐水性がある素材を使い、複数の服や靴への張りつけが可能であるため、GPS端末装置とあわせて利用することが有効であると考えており、来年度より認知症高齢者に対し、QRコードを導入する計画で準備を進めているところであります。

2点目の,行方不明者の捜索依頼に防災行政無線の運用はどうかについてであります。阿見 町防災行政無線局管理運用要綱第5条第2項第2号において,人の生命等の保護に係る事項と, その他特に緊急重要であると認められる事項においては,臨時放送として放送することができ ることとしております。議員御指摘の,行方不明者の捜索依頼におきましても,警察からの放 送依頼をもとに防災行政無線において放送することになっております。

3点目の、老人性難聴者や補聴器をつけている方の個人のプライバシーを守る観点から、簡 易磁気ループあるいは卓上型会話支援機器等の窓口への設置はどうかについてであります。

窓口等では老人性難聴の方や聴覚障がい者の方も来庁されることから、その対応につきましては声がよく聞こえるように話をすることはもちろん、ゆっくり丁寧に繰り返し説明し、必要に応じて筆談や読み上げなどにより、話の聞き取りづらい方に対してわかりやすい説明を行うよう努めております。議員からの御提案いただきました、簡易磁気ループあるいは卓上型会話支援機器等についてでありますが、簡易磁気ループについては、話し手の声をマイクで集音して磁器により補聴器等に直接送るもので、補聴器や受信機等がこの方式に対応している必要がありますが、聞こえ方がよいとは言われております。また、卓上型会話支援機器については、話し手の声をマイクで集音し、小型のスピーカーから音声を発するもので、声を聞こえやすくする効果があると言われております。

窓口で個人のプライバシーを守ることは大切なことであると考えております。コミュニケーションを支援する機器等につきましては、それぞれの方式に特徴がありますので、効果や他市町村での導入事例等を調査研究し、今後聴覚障がいの方の利用の多い窓口への設置について、検討してまいりたいと思います。

- ○議長(紙井和美君) 13番難波千香子君。
- ○13番(難波千香子君) 大変にありがとうございました。

それでは、再質問をさしていただきたいと思います。

まず最初のQRコードの仕組みということでお聞きしたいんですけれども、契約会社によってはさまざまでございます。まず仕組みについて、まず具体的にお伺いしたいと思います。

- ○議長(紙井和美君) 保健福祉部長飯野利明君。
- ○保健福祉部長(飯野利明君) はい、お答えします。

今議員おっしゃられたとおり、いろいろな方式あると思います。で、今考えているのは、基本的にQRコードですと、答弁にもございましたけども、服に張ったりそれから靴とか、あとは杖ですとか、カバンですとか、常時持ち歩くものに簡単に張れるということになります。で、また耐水性があったりしますので……。あとキーホルダーとかもありますけども、キーホルダーだとそれをね、どっかにつけていかないといけないので、QRコードだと服、靴、杖、カバ

ン、いろんなとこにつけられるので、まず1番最初に有効かなということで考えられます。

で、そのQRコードにつきましては、行方不明の方を発見された場合に、連絡をくださいというようなことで表示を……。これからいろいろ検討するんですけども、表示をして発見された方がQRコード読み取ることによって、連絡先——例えば阿見町の地域包括支援センターですとか、高齢福祉課ですとか、そういう連絡先が表示できるようになってございます。で、利用を御希望の方は事前に町のほうに登録をしていただきます。それによって、その方の個人の、簡単にわかりやすいような番号をですね、QRコードと一緒にそのシールに番号を入れておきます。そうするとQRコード読み取った方が、町何なりに連絡をいただいたときに、その番号を教えていただくことによって、町としてはどこの誰さんであるということがすぐにわかるようなシステムを今考えてるところでございます。

以上です。

○議長(紙井和美君) 13番難波千香子君。

○13番(難波千香子君) この質問は、かなり近隣市町村で始まったので、何で阿見はやんないんだっていうことで、何かちょっとそういった御要望をね、いただきましたので、今回やらしていただいてるわけですけれども、いろんなところに活かして、ほとんど24時間態勢なんですね、命にかかわる大体夕方から夜にかけて、よく歩いているときもあるんですけれども、見かけますけれども、そういった阿見町は24時間体制で、昼間は役場で夜は……。その辺もこれからなんでしょうか。

いろんなところがあって、24時間体制で、もう町で全て見ていただけるところもありました。あとは、昼間だけは町で、あとは警察に全部お願いするとか、あと包括だったり高齢福祉課だったり。そういった1点は24時間体制なのか、当然だと思うんですけれど、その辺ぱっと……。その辺のことも、また広報等もしっかりまたやっていただけるものと思います。あとは、来年度ということで、光るもので反射素材かとは思うんですけれども、そういったことも丁寧に、例えば、どうしたらその人が見つけて連絡ができるのかっていうのは、ちょっと戸惑うと思いますので、QRコードをそこにかざすとしっかりそこのスマートフォンにぱっとお電話番号が出てきて、そこで電話をするという、そういった方法かと思うんですけれども、あと手続等も、もうしっかりと個人情報もありますので、写真もあって公開……。

もうね、命にかかわることですので、そういったことは書いていただけるかと思いますけれども、まず24時間体制なのか、また何人ぐらいの予定で発注するのかということと、あとはそれですね、SOSネットワーク、やっぱりそれとある程度、またそれを見守る体制が必要かと思うんですね。発信するのと見守るほうと。そういったネットワークも徘回高齢者等のSOSネットワークという連絡会も市町村によってあるし、県にもあるかと思うんですけれども、そ

ういったことをどのように、その体制になったときにやっていかれるのか、連絡をするのか、 また阿見メールとかそういったこともお聞きしたいと思います。情報をどこまで流していくの か。警察だけなのか、その辺は決めておかれたほうがいいと思います。いかがでしょうか。お 聞きしたいと思います。

○議長(紙井和美君) それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時15分といたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長(紙井和美君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま17番倉持松雄君が出席いたしました。したがいまして, ただいまの出席議員は16名です。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長(飯野利明君) はい、お答えいたします。

何点か御質問いただきました。まず24時間対応ができるのかどうかということでございますけども、緊急時に土日・祝祭日・夜間も含めまして24時間体制で受け付けができるような、連絡いただければ、当然夜間ですと町役場のほうに連絡をいただければ、警備員から担当のほうに連絡をとれる体制になってございますので、そういった意味で24時間体制は可能でございます。

それから、広報等の周知でございますけども、もちろん広報あみ、それからいろんな機会を通じまして、わかりやすい広報——周知のほうを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから、SOSのネットワークでございます。認知症の方、それからその家族の方が安心して暮らしていくためには、当然地域住民の方による見守りが必要不可欠ということになります。民間企業それから地域住民の方も含めたですね、見守りネットワーク、これ非常に重要かなというふうに考えてございます。で、民間企業との、まずネットワークに関しましては、平成27年の5月にですね、町と茨城かすみ農協さん、それから茨城コープの生活協同組合、それから生活協同組合パルシステム茨城さんとですね、見守り活動等への協力に関する協定書を締結いたしまして、高齢者・障がい者それから子供たちが安心して暮らせる地域づくりを目的として、そういう協定のほうを取り交わしてございます。

それ以外にも、やはり地域の方、それからもっとたくさんの民間企業の方とですね、そういったSOSのネットワーク——できるだけ多くの目で見守りをしたほうが当然有効でございま

すので、今後さらにですね、そういう見守りのSOSのネットワークについては、さらに拡充 するように検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、警察等との連携ということでございますが、現在も自治体同士ではそういう行方不明の方がいらっしゃった場合に、ネットワークができてございます。で、おかげさまでうちの町では、今のところそんなに事例はないんですけども、ほかの市町村とかで行方不明等が出た場合に町のほうにも連絡が来ますので、それは全職員のグループウェアにもすぐに掲示をさせていただいてるというようなことでございます。ですので、自治体間でのネットワークは既にできてございますし、警察のほうとか国のほうでもですね、身元不明の高齢者等に対する特設サイトというのが設置・運用が平成26年度ぐらいからできております。

ホームページリンクしていただきますと、各都道府県のほう、あるいはその自治体のほうのところと連携ができて、行方不明者の届けが出ている場合には、そちらでわかるようにということで連携がとれているということでございます。そのほかに、町としてはSOSのネットワークのさらなる拡充を今後図っていきたいなというふうに考えてるところでございます。

最後に来年度何人分ぐらいかということでございますが、まず当初で5名分の保護予算のほうを確保してですね、やってきたいなというふうに考えているところでございます。 以上です。

- ○議長(紙井和美君) 13番難波千香子君。
- ○13番(難波千香子君) ありがとうございました。60人分……。5人分ですね、わかりました。済みません、わかりました。でも、今後また増やしていかれるでしょうね。5人ってことはね、余りにもちょっと……。わかりました。よろしくお願いします。随時ということで。あと来年度ということで、4月からという考えでよろしいでしょうかね。よろしくお願いいたします。

それでは、最後さっきの防災無線なんですけれども、そのことについて今まで一度も流れなかったということは、警察から連絡がなかったということでしょうか。これ幸いなことなんですけれども。あと警察と協定書を交わして初めて警察からそういった連絡かとは思うんですけど、その辺のところを御説明ください。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長白石幸也君。
- ○交通防災課長(白石幸也君) はい、お答えします。

行方不明者の捜索依頼で防災行政無線で放送していただけないかということですけども、町長の御答弁にもありましたとおり、無線の管理運用要綱に基づいて、行方不明者が出た場合は臨時放送として放送することとしております。で、そのことを具体的にですね、町と警察のほうで防災行政無線を活用しての情報活動発信の相互協力に関する覚書というのを平成28年の2

月29日に覚書を交わしております。この中では、放送事項として凶悪事件それから行方不明の事案、また、にせ電話詐欺等の各種犯罪情報、こういったものがですね……。行方不明であれば、警察のほうに捜索願が出た案件、また凶悪事件であれば被害届等が出た案件に関して、警察のほうから町のほうに放送依頼をしていただきたいという——要請がありますので、そのときは流すこととしております。

ただ議員が御指摘のとおり、無線運用から2年目なんですけども、今まで行方不明の案件について放送依頼があったことはございません。警察からこの覚書に基づいて、要請があるのはほとんど阿見町内でにせ電話詐欺の実際に電話かかってきたという事案についてのみでございます。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 13番難波千香子君。
- ○13番(難波千香子君) はい、かしこまりました。わかりました。そういったあみメールも並行して、警察から来た場合はということでよろしいでしょうか。はい、わかりました。 それでは、次にループのことでお聞きしたいと思います。

全障がい者の方の対応ということで、これ検討されるということで、前向きに検討ということでよろしいでしょうか。

- ○議長(紙井和美君) 保健福祉部長飯野利明君。
- ○保健福祉部長(飯野利明君) はい。前向きに検討をさせていただきたいということでございます。差別解消法もできまして、障がい者の方に対する合理的配慮、この一環ということもございますので、まずは難聴者等の利用の多い窓口――社会福祉課等の窓口への設置について、まずはですね、検討を前向きにしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 13番難波千香子君。
- ○13番(難波千香子君) ありがとうございました。来年度,4月からということで……。 そうですね。一応2万7,000円ぐらいと,かなりお安いものではございますけれども,ちょっとそこを……。
- ○議長(紙井和美君) 保健福祉部長飯野利明君。
- ○保健福祉部長(飯野利明君) はい、お答えします。

まだ予算が確定しておりませんけども、来年度の設置に向けてですね、検討をしてまいりた いということでございます。

以上です。

○議長(紙井和美君) 13番難波千香子君。

○13番(難波千香子君) どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。 それでは、次の質問をさせていただきます。雨水の利用推進についてお伺いいたします。

平成26年5月、雨水を貴重な資源として有効利用することを促し、近年の気候変動による集中豪雨の頻発を踏まえて、下水道や河川の洪水を抑えることを目的とする雨水利用推進法が施行されました。近年予測困難なゲリラ豪雨による浸水、土砂災害に対し、雨水排水の整備が緊急の課題でもありますが、雨の降り方が局地的、集中的、激震化しているため、整備する設備能力を超えている。そのような豪雨対策に追いつかない実態があります。そこで、雨水は速やかに捨てるものとされてきましたが、ためるという発想の転換が必要になっており、雨水をためることを浸透させ、保水・遊水機能を確保することが重要になってまいります。

そこで水害から水源へと、雨水を転換するための当町の取り組みについて3点お伺いいたします。

1点目,雨水を貯留する施設を家庭や事務所,公共施設に設置して,トイレの洗浄水や散水など有効利用することが規定されていますが,雨水の利用の町の考え,また取り組み状況はどうか。

2点目は、国は雨水貯留タンクを新設する家庭などを対象に、地方自治体が実施する助成制度への財政支援を行うと聞くが、個人の設置への助成についてはどうか。

3点目、雨水利用への普及啓発など広報等への考えはどうか。 御答弁をよろしくお願いいたします。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) それでは、雨水利用促進について、1点目の雨水を貯留する施設を 家庭や事業所、公共施設に設置することを通じ、トイレの洗浄水や散水などに有効利用するこ とが規定されているが、雨水の利用の町の考え、また取り組み状況はどうかについてでありま す。

国土交通省において、雨水の利用の推進に関する法律が平成26年5月1日に施行されました。 町では、本郷ふれあいセンターに雨水貯留タンクを設置し、植栽等への散水に利用しています。 この法律は、水資源の有効利用を図り、河川への雨水の集中的な流出の抑制に寄与することを 目的とすることから、町としても目的に沿った形での取り組みを推進してまいりたいと考えて います。

2点目の、国は雨水貯留タンクを新設する家庭などを対象に、地方自治体が実施する助成制度への財政支援を行うと聞くが、個人の設置への助成についてはどうか、についてであります。 県内では、土浦市・鹿嶋市・東海村・日立市・水戸市の5市村で雨水貯留施設等設置補助金要項を定め、うち4市が国の交付金制度を活用して、個人の方が自宅に設置する雨水貯留タン クの購入に対して補助を行っております。補助の内容については、タンク及び設置費用に対し 2分の1、上限が2万5,000円から3万となっており、申請件数は市村によって異なりますが、 平成27年度実績で4件から42件となっております。町においても、近隣市町村の補助金制度導 入傾向を調査しながら検討してまいります。

3点目の、雨水利用への普及啓発などの広報の考えはどうか、についてであります。

町としても、雨水の再利用は節水対策や防災対策にも大変有効な手段であると認識しており、 広報やイベント等において、普及啓発を図ってまいります。

○議長(紙井和美君) 13番難波千香子君。

○13番(難波千香子君) 大変にいい御答弁ありがとうございました。御答弁にありました 本郷ふれあいセンターに受水槽付散水ポンプが設置してあるということで、建物の裏にございますけれども、2立米――2,000リットル、ほぼ満タン、7割から8割は満たしてるというふうに状況は伺っておりますけれども、ちなみに土浦市で設置してある小学校では東日本大震災で避難時の断水のときには、トイレ用のみとして活用されたと伺っております。

都市計画マスタープランや環境基本計画の中には、雨水流出抑制施設の整備を進めるなどの雨水対策を進めるということで記載がございます。町民、事業者、そしてまた行政、それぞれ取り組んでいくわけでございますけれども、平成12年以前の福祉施設と学校施設は開発行為の許可等が適用除外ということで、当然十分な雨水対策がされてこなかったといえます。その開発の許可が必要になった平成12年以降の施設には、雨水対策がなされているようになっておりますけれども、問題は雨水対策のない施設が課題になってきます。雨水流出抑制についても、総合的に計画の策定を検討していく必要があると思いますが、その辺のところをお伺いいたしたいと思います。

○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。 ○産業建設部長(湯原幸徳君) はい。開発行為……。都市計画法の関係からちょっとお話を させていただきます。都市計画法は平成12年に改正になって、そういったものが取り込められ たということではなくて、それ以前からも都市計画法の29条で開発行為に伴って開発基準の技 術的要項が示されてございます。その中で、周辺の水をあふれないようにするために、ある一 定の、何ていいますか、調整池ですとか、そういった放流先を一時的にとめるといいますか、 流さないような手だてをするというふうな対応の仕方の中で、対応しているというふうなこと でございます。

 整池の容量が決まってくるということでございますので、一気に水が流れないようにというふ うな手だては、都市計画法上従前から進めてきているというふうなことでございます。

- ○議長(紙井和美君) 町民生活部長篠原尚彦君。
- ○町民生活部長(篠原尚彦君) はい、お答えいたします。

この法律に基づくいろいろ施策としては、その流出抑制という部分と、それから水の有効な利用という面もあると考えています。そういうふうな法律かと思います。で、雨水の利用の面を考えますと、節水の効果ということもありますし、先ほど議員さんおっしゃられてた災害時等に断水したときの水としても、トイレとかそういった、ほかのものにもいろいろ利用できるというようなメリットの面があるかと思います。そういうことがありますので、町としても町民の方に広く啓発をしていきたいというふうに考えております。

- ○議長(紙井和美君) 13番難波千香子君。
- ○13番(難波千香子君) ありがとうございます。今後小学校はどこも……。公共施設は本郷ふれあいだけということの御答弁ですけれども、今後新設される本郷小学校につきましては、そういった考えはいかがなんでしょうか。学校関係と雨水活用ですね、そういったことはどんなふうな、今後は考えておかれるのか、よろしくお願いいたします。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい,お答え申し上げます。

まず新小学校の件でございますけども、設計段階で地下ピットを大きくして雨水貯留槽というものを、設計段階で考えてございました。ところがグラウンドがかなり大きいものですから、 それに対応するだけの雨水量をためるのには基礎工事でかなり費用がかかってきてしまうという結果が出ておりましたので、かなり全体工事費を圧迫してしまうので断念したという経緯がございます。で、グラウンド排水については、上水道対応ということにしてございます。

ほかの……。教育委員会では約20施設教育施設がございます。小学校、中学校、それから中央公民館とか、それから舟島ふれあいセンター、予科練図書館、教育センター等施設がありますけども、雨水利用については、先ほど町長答弁がありましたように本郷ふれあいセンターのみでございます。ただ、教育相談センターで先生たちが頑張ってですね、雨どいからポリタンクに水をためて、子供たちがつくっている野菜に雨水を利活用してるというような取り組み、今してございます。教育委員会としましては、先ほど町長答弁ありましたように、教育施設としても法律に沿った検討をしていきたいなと思ってございます。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 13番難波千香子君。
- ○13番(難波千香子君) ありがとうございました。小中学校でも雨活アイデアコンテスト、

毎年やっておりますけれども御存じでしょうか。かなりやっております。そういった雨水を教育で、環境教育ということをやっておりますけれども、そういったことも今後の課題かと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次の質問に行かしていただきます。

雨水貯留タンクを設置して庭の水やり等に使うと、家庭の水道代がかなり削減されますけれども、一般家庭でどのくらいの額になるかおわかりになりますでしょうか。

- ○議長(紙井和美君) 町民生活部長篠原尚彦君。
- ○町民生活部長(篠原尚彦君) はい、お答えいたします。

これ、いろいろな条件で、水やりをする御家庭もあれば、しない御家庭もあるかと思いますし、その雨水をどんなふうに集水してストックしておくかというようなこともいろいろ……。とにかくいろいろな条件があるので、一概には言えないと思うんですけれども、ネットで検索してみますと、その概算をするシステムというかね、ものがありまして、それにいろいろな条件を設定していくと、どのくらいの金額が削減できるよっていうような、そういうのがありました。で、本当にざっくりなんですけれども、それで計算してみますと水道料と下水道料一水道料に連動して下水道料ということもありますので、下水道をお使いのおたくということになりますけども、合わせて1カ月で3、000円前後っていうようなシミュレーションの結果が出ております。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 13番難波千香子君。
- ○13番(難波千香子君) はい,ありがとうございました。
- ○議長(紙井和美君) 町民生活部長篠原尚彦君。
- ○町民生活部長(篠原尚彦君) 1カ月じゃなくて、済いません。1年です。失礼しました。 びっくりさしちゃいました。1年間です。
- ○議長(紙井和美君) 13番難波千香子君。
- ○13番(難波千香子君) ありがとうございました。それも含めてメリットがあるということでありますけれども、補助金につきましては導入傾向を調査しながら検討との御答弁でありましたけれども、住民からも強い御要望がございます。前向きに、これは検討ということでよろしいでしょうか。
- ○議長(紙井和美君) 町民生活部長篠原尚彦君。
- ○町民生活部長(篠原尚彦君) お答えいたします。

今この場で補助制度を新設するということは、ちょっと申し上げられないんですけれども、 今後いろいろな状況を見きわめながら、検討さしていただければというふうに考えております。

- ○議長(紙井和美君) 13番難波千香子君。
- ○13番(難波千香子君) また、いろんなイベント等でアンケートとっていただいたりとか、そういった町民の動向をしっかり捉えていただいて、その中でしっかりね、そういった方向を住民にまた還元できるようにしていただければ幸いかなと思います。よろしくお願いいたします。

墨田区では、全国的にトップのクラスの雨水利用をしておりますので、道路に井戸のような 貯水槽を置いたり、日常的に近所の方が散水を使ってるという、そういった天水尊という、そ ういったふうに呼んでるそうですけれども、8月ちょうど1カ月は墨田打ち水強化月間という、 そういうのもあるそうなんですね。できれば、今回質問取り上げさしていただいたのも、まず 町が――庁舎ですね、町がまず前面に立って、そういった積極的に雨水利用をですね、そうい ったことをまた町民に見せていく、取り組んでいくことも大切かなと思いまして、町民と両方 取り組ま……。それも御質問さしていただきました。そういった雨水利用の普及啓発も、ぜひ ともお願いしたいと思います。また、そういう見える形で、その辺はいかがでしょうか。何か お答えできますでしょうか。急に出てきましたけど。

- ○議長(紙井和美君) 大丈夫ですか。町民生活部長篠原尚彦君。
- ○町民生活部長(篠原尚彦君) はい。いろいろと考えさしていただきたいと思いますので、 どうぞよろしくお願いいたします。
- ○議長(紙井和美君) 13番難波千香子君。
- ○13番(難波千香子君) いろいろ考えさせるような御質問させましたけれども、しっかりとまた町のためでもあり、また町民のため、そしてまたいろんな意味で今洪水とか本当にいろんな激しいそういった天候基準でありますので、こういったことも1つの対処法かなと思いますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

以上で質問を終了させていただきます。

○議長(紙井和美君) これで13番難波千香子君の質問を終わります。

次に、6番栗原宜行君の一般質問を行います。

6番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

[6番栗原官行君登壇]

○6番(栗原宜行君) 皆さん、こんにちは。

通告に従い, 一般質問をさせていただきます。

まず阿見町の防災体制や整備は整っているかということについて質問をいたします。

今年も地震や水害、台風など多くの災害が発生しました。自然の脅威を感じ、ふだんの備えの大切さを改めて痛感させられました。それでは、時系列に今年を振り返ってみます。

4月。4月は町議会選挙後の初議会が4月6日開催されました。その翌週の4月14日に熊本県を中心とする震度7の地震のニュースが入ってきました。本震と思われた地震が実は前震で、2日後の16日に発生した地震が本震だったという極めてまれな地震でございました。熊本県益城町から大分県の別府市まで発生エリアが広域で、震度3以上の地震が510回発生するなど甚大な被害をもたらした地震でした。熊本のシンボル、心の支えともいえる熊本城の石垣が崩れ、天守閣の瓦が落ちたなど、その映像はとてもショッキングでした。議会としても、少しでも熊本の復旧復興のために役立ってほしいと、議員全員が義援金を熊本に送りました。

5月。5月は、ちょうど熊本の発生から1カ月後、茨城県県南地震が発生しました。小美玉市が震度5弱ということで、地震に見舞われました。

6月です。6月は、梅雨の大雨が熊本県をまた直撃し、死者6名、全半壊147棟、床上浸水が1,362棟、4月の地震に大雨の追い打ちをかけた格好になりました。

8月です。8月は、台風10号により東北地方死者22名、全半壊2、899棟の大きな被害となりました。特に高齢者の方が20名も亡くなるというとても痛ましい、胸が痛む事故となりました。10月です。10月は記憶にも新しいと思うところですけれども、鳥取県で震度6弱の地震が発生しました。全半壊180棟、一部損壊が1万3、472棟、建物の被害が多い地震でした。

そして, 先月11月22日, 震度5弱の福島県沖地震が発生しました。津波も太平洋側が観測されて, 東日本大震災を想起させる地震となりました。

そこで阿見町の防災体制をもう一度チェックしなければなりません。

以下、3点について質問いたします。

1つ, 災害発生状況と対応についてです。

- 1, 先月11月22日発生した福島県沖地震の被害状況をお聞かせください。
- 2, 今年度設置した対策本部や警戒配備についてお伺いします。
- 3, 避難所, 避難場所の設置状況についてお聞かせください。
- 4、避難所、避難場所のチェック及び改修についてお伺いします。
- 2点目、防災センターについてお伺いします。
- 1, 防災センターとはどのような施設でしょうか。
- 2, 阿見町に防災センターの設置構想はありますか。
- 3, 現行の体制と備蓄基準はどのようになっていますか。

そして3点目です。これは先日の消防団の方々とゆっくり話をさせていただく機会がありました。そこで一番の懸案は、団員の方の新規加入でした。団の循環がうまくいかず、消防団に入って20年目、21年目の方がたくさんおられました。このままでは地域の消防団を維持できなくなるということで、早急な対応をお願いしたいという懇願でございました。そこで消防団の

現況についてお伺いいたします。

- 1,組織の種類と出動回数についてお伺いいたします。
- 2, 団員の加入状況についてお伺いいたします。
- 3,加入促進策や啓発活動はどのように実施されていますか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

- ○町長 (天田富司男君) それでは、阿見町の防災体制の整備は整っているか。
 - 1点目の, 災害発生状況と対応についてであります。

11月22日に発生した福島県沖地震の被害状況では、最大震度5弱の福島県、茨城県、栃木県内の16市町村で観測し、茨城県を含めた4県に津波注意報が発表されました。町では震度4を観測し、直ちに警戒配備体制をとりましたが、幸いにも町内での人的・物的被害はございませんでした。

今年度設置した対策本部や警戒配備については、8月の台風9号の上陸の際に、災害対策本部を設置して災害対応を行っております。また、震度4以上を観測したとき、または大雨・洪水・暴風等の警報及び竜巻注意報情報が発せられたときには、警戒配備体制をとることとしており、今年度は13回の警戒配備体制をとっております。

避難所,避難場所の設置状況については,切迫した災害から危険を回避するために一時的に避難する緊急避難場所を,災害の種類ごとに20カ所指定をしております。また,災害発生のおそれがあるときや,災害により住家が被害を受け,一定期間自宅で生活できない場合に,一時的に生活する施設として避難所を17カ所,一般の避難所で生活することが困難な要配慮者を対象とした福祉避難所を5カ所指定しております。

避難所,避難場所のチェック及び改修については,公民館や小中学校等の町の施設においては,平常時は各施設を管轄する担当部署が管理し,必要に応じて改修等を行っております。また,町の施設以外の避難場所や避難所に指定している施設においても,各施設での管理となり,町として改修等は行っておりませんが,避難所に指定している霞ヶ浦高等学校へは,町で防災備蓄倉庫を整備し,食料や日用品,資機材等の備蓄を行っているほか,災害時に無料で使用できる特設公衆電話の設置を行っております。

2点目の、防災センターについてであります。

防災センターとはどのような施設ですかについてですが、平常時は、防災に関する知識の習 得や防災意識の向上を目的とした防災学習施設のほか、災害に備えるために食料や防災用機材 等を備蓄しておく倉庫として利用し、災害時には、避難場所や避難所として使用するほか、救援物資の集積や供給拠点等として機能する施設です。

防災センターの設置構想はありますかについてですが、現在では設置する予定はございません。

現行の体制と備蓄基準はどのようになっていますかについてですが、防災拠点に関しては、 町の地域防災計画において定められております。災害対策本部は本庁舎で、本庁舎が使用でき ない場合の代替施設として水道事務所、中央公民館の順に指定しており、物資の集配拠点等に おいては、同様に計画の中で定めております。避難場所及び避難所につきましては、先ほど申 し上げましたとおり、それぞれ指定をしているところでございます。

また、食料の備蓄目標量については、東日本大震災で震度6強以上を記録した市町村における避難生活者の割合から、町における避難者数を予測し、1日2食の3日分として2万1,500食の備蓄を目標としております。現在の備蓄数ですが、今年度購入予定分を含めると約2万7,000食となります。災害に備えた備蓄品は、食料のほかに毛布やマット、トイレの処理セットや紙おむつ等を、町内の18カ所の指定避難所へ設置している防災備蓄倉庫へ保管している状況でございます。

3点目の、消防団の現況についてであります。

組織の種類と出動回数についてですが、消防団とは消防組織法に基づく、市町村に設置される非常備の消防組織であり、消火活動や救助活動を行うことを目的として組織される非常勤特別職であります。組織の種類としては、阿見町消防団の組織等に関する規則に基づき、担当区域ごとに町内1から15までの分団を定めて編成しております。また、女性消防部を本部に置いております。

消防団の出動回数については、昨年度の実績で17件の災害出動をしており、延べ369名の出場がありました。今年度は、11月末時点で16件の災害出動があり、延べ265名の出場状況であります。

団員の加入状況についてですが、現在の団員在籍状況は条例定数420名に対して、342名が在籍しております。

加入促進対策や啓発活動はどのように実施していますかについてですが、県立医療大学の入 学式等に女性団員による案内活動を行っているほか、町広報誌による加入案内、また既存団員 による地元の方へ勧誘を行っていただき、地元の仲間を増やす方法、その他、地区区長や役員 の紹介をいただいて入団につながった事例等があります。近年は、団員のサラリーマン化が進 む中、入団希望者が毎年減少しており、消防団員の増員につながるよう、今後も地域団員と協 力して入団の促進に努めてまいりたいと考えております。 以上です。

- ○議長(紙井和美君) 6番栗原宜行君。
- ○6番(栗原宜行君) 丁寧な御答弁ありがとうございました。今日私パネルをつくってまいったんですけども、よろしいでしょうか。介添えいないんですけど……。

11月のですね、10日に……。熊本に10日、11日で行ってまいりまして、そのときの生写真ですけれども、ちょっと大きくできなかったので、ちょっと見にくいかとは思うんですけども、先ほど御案内したとおり、天守閣のところについての瓦もほとんど落ちちゃってるというところの中で、あと1つこの支えとなってる下の石垣とお城との境目がですね、宙に浮いてるんですよね。今は12月に入りまして、固定する部分がかなり入ってきてるんですけども、私が行った11月10日、11日のときには、まだまだむき出しになっている状態がずっと続いていたというところです。ただ、もう7カ月、8カ月過ぎてるんですけども、まだ全然進んでないというような状況でした。

これがですね、もっと痛々しいんですけども、やぐらが城郭ずっとありまして、ほとんどの端にあるやぐらについては落ちちゃっています。それをブルーシートでやってるんですけども、ブルーシート自体がですね、やっぱりなかなか数がなくて、たまたまこのときについても1枚、2枚くらいの部分でですね、本当にこれをどうやって復元するのかという部分はですね、気が遠くなるような状況で、本当こういうところがいっぱいありました。こういう感じです。

今熊本市と熊本城総合事務所のほうで、復興城主ということで、11月の1日から1万円以上の募金を企画しています。これ一口城主っていうのが前身になったんですけども、2,000件ぐらいしか募金がなかったと。ちょっと失敗した部分をもう1回やり直した部分なんですけど、一応インターネットとかで見ると、スタートはかなりよかったらしいんですけども、実際にその復興・復旧にも大体20年以上かかるだろうと。五、六百億ぐらいかかるんじゃないかという中ではですね、なかなか先が見えない状態に熊本城も入ってしまっている状況です。

で、これを御案内するときに、熊本城と熊本市のほうからですね、前回いただいたんだけれ ど、またそういう募集の可能性があればですね、よろしくお願いしたいということでございま した。

じゃ続けて。そこでですね、再質問をさしていただきたいんですけれども、まず避難所の部分ですね、避難所のところでですね、プライバシーの保護というのは、かなり大事になってくると思うんですけれども、現在ですね、間仕切り――よくテレビなんかで見るときに、避難されてるときの間仕切り等ですね、それ確かに、何ですか、数量については確保されているんでしょうか。それについてお伺いしたいと思います。

○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長(白石幸也君) はい、お答えします。

避難所におけるプライバシー保護のための間仕切り等があるかどうかということでよろしいですかね、はい。当然ですね、かなりの避難者の方が、例えば指定避難所の体育館等に避難されたときには、プライバシーを保護するためのものが必要でございます。阿見町の場合、プライバシー保護の一環になると思うんですけども、段ボール製造会社と協定を組んでおりまして、段ボールベッド、こういったものを避難所において使うような段取りにはなってございます。その部分については、各避難所の備蓄倉庫に備えてございます。

で、かなりの人数が来たときは、かなりの数が必要になると思うんですけども、そのときは 足りない部分については協定先の事業所に、避難所のところに持ってきてもらうということに なっております。ただ、その間仕切りという部分につきまして、その段ボールで全てが、間仕 切りができればいいんですけども、当然足りないことも想定をされます。そのときは、ほかの 民間事業所と物資の協定を組んでおりますので、そういったところに必要数を避難所のほうに 持って来ていただくということになっております。

以上でございます。

○議長(紙井和美君) それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時から といたします。

午後 0時00分休憩

午後 1時00分再開

- ○議長(紙井和美君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。 6番栗原宜行君。
- ○6番(栗原宜行君) では、午前中に引き続きまして質問のほうをさせていただきます。

2問目なんですけれども、防災センターのことについて再質問いたします。防災センターはですね、東日本大震災以降ですね、新しく建てたところがかなりあります。私も1月の9日、10日でですね、京都市市民防災センター、それから大阪市阿倍野区の防災センターを予約を入れてですね、震災のほうの体験をするってことで予約を入れておりますけれども、西日本ではですね、かなり有名な、屈指のですね、防災センターになってます。

で、今の御答弁ですと、阿見町ではですね、防災センターについては設置する考えはないということでお答えをいただいたんですけれども、先ほども冒頭で御案内したとおり、茨城県、特に阿見町は、たまたま東日本についても震災はありましたけれども、いち早く復旧したというところなんですけれども、いつ熊本のようにですね、そういうことになりたくないんですけれども、そういうもっと大きなことになってしまうかもしれないので、そういった観点でです

ね、阿見町としては、単独では無理だと思うんですけれども、茨城県自体、県南・県北、そういう地区の中で、同様の防災センターというものはあるんでしょうか。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長白石幸也君。
- ○交通防災課長(白石幸也君) はい、お答えします。

防災センターにつきましては、把握してる限りですと、茨城県内は取手市の河川沿いに常総地方広域市町村圏事務組合が管理する防災センター、それから今年の5月に神栖市で市の直営で神栖市の波崎総合支所内に市の防災センター施設を設置したという情報を得ております。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 6番栗原宜行君。
- ○6番(栗原宜行君) はい,ありがとうございます。今課長から御案内いただいたですね,取手の常総センター,これは多分,たしか幾つかの市町村で合同で建てたものだと思うんですけれども,そういう例えば、県南地区で阿見町に隣接している市町村で,そういった話自体もまだないですかね。その辺まだ機運が高まってないっていうことなんでしょうか。
- ○議長(紙井和美君) 町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) 稲広でもまだまだそういう話はないんですよ。ただ、稲広の総合庁舎、これを建設するという状況も今から出てくるので、そういう中で、その中にそういうものも加味したらどうかというような、そういう提案は、今後私もしていきたいと思います。ただ、やっぱり先ほど言ったとおり、今は京都とかね、みんな大体大きな市ですよね。私も下関に行ったときもやっぱり防災センターありました。

そういう中でやっぱり阿見町単独の事業としては、非常に大きな財源が必要になりますんで ね、そういう面では、稲敷広域の新しい消防庁舎っていうかね、本部庁舎を建てかえるという ような、そういう話がありますから、そういうとことくっつけていけばできるのかなという気 はします。そういう提案は、稲広のほうでさしていただきます。

- ○議長(紙井和美君) 6番栗原宜行君。
- ○6番(栗原宜行君) 町長、ありがとうございます。前向きな御答弁いただきまして、ありがとうございます。やっぱり防災はですね、やっぱりいつも備えをしている、啓発がやっぱり大事ですので、そういう点をですね、町民の方にもわかっていただきながらですね、防災減災のほうに努めていただければというふうに思っております。

続きましてですね,消防団の件でございます。まだ私が消防団にいたときはですね,まだ潤沢に団員の方がいらっしゃって,10年でやめるということの中で,操法員,指揮者,部長,分団長,全部役やってくれるんだったら10年でやめてもいいよっていうことでですね,私の場合は10年でやめさしていただいたんです。ただ,先ほど御案内したとおり20年,21年目でもです

ね、まだ抜けられない、抜ける……。抜けるっていうか卒業できる見込みがなかなか立たない という中でですね、これはかなり厳しい状況が消防のほうにはあります。

そこでですね、定年制ということをですね、導入している消防団もあると伺っています。そ の辺の定年制についてですね、詳しくもしあれでしたらお伺いしたいんですが。

- ○議長(紙井和美君) 交通防災課長白石幸也君。
- ○交通防災課長(白石幸也君) はい、お答えします。

消防団員の定年制ということについてですけども、現在は阿見町消防団では定年制はひいてないと思います。今後どうするか、ある程度の年齢基準は必要でしょうけども、定年制自体が必要なのかどうか、今後団の幹部等と検討はしていきたいとは思っております。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 6番栗原宜行君。
- ○6番(栗原宜行君) ありがとうございます。なかなか定年制でね、高齢者の方がぼんぼん ぼんぼん出て行ってしまって、残る方がいらっしゃらない。本当にその地域消防団がもっと維持ができなくなってしまうということもあるので、定年制についてはですね、よくよく、私ももっと調べたいというふうに思っております。

あと御答弁いただいた中でですね,条例定数のことが書かれています。420名ですが現状は342名ということなんですけれども,この条例定数割れの状態が続くとですね,今後どうなってしまうのか,ちょっと教えていただきたいんですが。

- ○議長(紙井和美君) 交通防災課長白石幸也君。
- ○交通防災課長(白石幸也君) はい、お答えします。

おっしゃるとおり、現在阿見町の消防団員の条例定数にかなり届いてない数字の実員でございます。この状態が今後どうなるかということなんですけども、当然事務局としましても、団員の加入促進については、今後も継続して続けていきたいと思っておりますし、当然条例定数に近づけたいというふうな気持ちでおります。ただ、現状ですね、いろんな消防団――町内の15分団についてそれぞれのやっぱり実情がございまして、やはり団員の高齢化、それからサラリーマン化等によって、団員がだんだん減ってきているのは事実でございます。そういったところを、今後ですね、阿見町だけではないんですけども、全国的な傾向としてそうなんですけども、町としてもっと消防団の力をつけるために、必ず団員が必要でございますので、そのあたりは条例になるべく近づけるような数字を今後の目標として活動していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(紙井和美君) 6番栗原宜行君。

○6番(栗原宜行君) ありがとうございます。

それでは、最後なんですけども、女性消防部の件についてお伺いいたします。

私のときにはですね、余り女性消防部、記憶はないんですけど、もし女性消防部があればですね、私も10年と言わず30年ぐらいいたかったと思うんですけども、この女性消防部の件はどんな感じ……。もう少し詳しく教えていただきたいんですが。

- ○議長(紙井和美君) 交通防災課長白石幸也君。
- ○交通防災課長(白石幸也君) はい、お答えします。

現在阿見町消防団の中に、本部に女性本部という位置づけでおりまして、団員としては女性 団員が10名在籍しております。で、活動の内容としましては、女性ですので、原則は実際火事 現場等には、現場には行かないと。ただ、日ごろのですね、火災予防の啓発ですとか、応急手 当ての指導、こういったものを日ごろから普及啓発、また広報活動、こういったものを主に行っております。

具体的には、町内でですね、さわやかフェアですとか、まい・あみ・まつり、こういったときにですね、ブースを設けていただきまして、先ほど申し上げた普及啓発、広報活動、こういったものを行っております。当然AEDの取り扱い等についても、町の防災訓練でそういった場を使って活動していただいております。

また、女性団員につきましては、先ほど現場に行って実際の火消し等は行わないということは申し上げましたけども、来年ですね……。今年も10月に通常団員の操法大会全国大会が長野市において行われました。この場をちょっとおかりして、議員各位におかれましては、当日ですね、本当遠方にもかかわらず、朝早くから全国消防操法大会に向けて現地まで赴いていただきまして、熱い御支援・御声援をいただきました。この場をおかりしまして御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

で、女性の団員につきましては、さらに来年度9月にですね、秋田県で行われます全国女性 消防操法大会、こちらに今年と同じように茨城県代表として阿見町女性消防団が出場するとい うことが決定しております。またその節にはですね、議員各位におかれましては、ちょっと遠 方なんですけども、また御支援・御声援のほうをいただきたいと。よろしくお願したいと思い ます。で、その大会に向けまして、今月から訓練が始まっております。当初数カ月は、そんな に多い回数ではないんですけども、だんだん暖かくなるにつれて、練習も身が入ってくると思 います。

で、現在女性団員については10名なんですけども、来年のその全国大会等に向けて、さらに 女性団員の募集も広く行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思いま す。

- ○議長(紙井和美君) 6番栗原宜行君。
- ○6番(栗原宜行君) ありがとうございます。女性消防部がですね、ますます県代表として 出たりとかですね、活躍されるところを伺ってすごく明るい気持ちになりました。消防団のほ うでですね、お話をいただいた各団にはですね、そういう形でお話のほうをフィードバックさ せていただきたいと思います。1問目につきましては、これで終了いたします。
- ○議長(紙井和美君) 6番栗原宜行君。
- ○6番(栗原宜行君) それではですね、先ほど議長の御配慮をいただきまして、資料のほうを配付させていただきましたけども、それはまた後ほどお話さしていただきます。それに関連してですね、次の質問なんですけれども、新小学校の建設や次期学習指導要領の準備は進んでいるかってことについて伺います。

10月の17日,樋口議員,高野議員,石引議員,井田議員,そして私の新人5人でですね,ICT化の先進地として名高い熊本県の山江村に自主研修視察をしてまいりました。当日は,石引さんのところにですね,6時半に集合して成田発8時10分の飛行機で熊本に向かったんですけれども,雨のために出発がおくれ,山江村にぎりぎりに到着となりました。成田空港に帰ったのがですね,その日のうちの21時ごろで,日帰り弾丸視察ということでしたけども,とても有意義な研修でした。

山江村はですね、御案内のとおり熊本県の南部に位置し、鹿児島県に近く、人口が3,600人ほどの村の面積の8割以上が山林という林業が盛んな村でございます。学校は小学校2校、中学校が1校と少ないんですけれども、万江小学校については学校情報化優良校、また山田小学校と山江中学校については、学校情報化先進校として日本教育工学協会——JAETの認定を受けております。また、平成27年度と28年度に文科省のICTを活用した教育推進自治体応援事業の委託を受け、さまざまな取り組みをしている村でございます。

特筆する点はですね, ICT化4年目で平成26年度の全国学力テストで山田小学校が全国1位になったと。5年目の平成27年度も引き続き全国1位になったということで, 一気に全国的に知名度が上がったということで, さまざまな研修会等も行われているというような状況になっています。

また先月の11月11日。先ほど防災ということで熊本城の写真を出させていただきましたけども、10日と11日と熊本市と山江村のほうにですね、伺いまして、教育の情報化研究発表会があるということで、今回は私だけだったんですけども、再び山江村を訪れ授業を見学させていただくことになりました。山江村の内山村長様やですね、藤本教育長様には山江村の教育の歴史やですね、取り組みについてお伺いし、ICT化による質の高い教育成果も実感しました。それはもうまさしく、すごいの一言でした。

また、その研究発表会のときに基調講演をされた文科省生涯学習政策局の視学官にもお会いして、たくさんのことをいろいろお伺いをいたしました。教育は国家100年の大計といいますが、学習指導要領が今回7年ぶり改定され、新しい小学校が建設される今、阿見町にとっても重要なことと思い、教育に関することを今回質問させていただきます。

以下2点について質問いたします。

- 1点目,学校施設及び整備についてお伺いいたします。
- 1番, 新小学校の建設進捗状況についてお伺いいたします。
- 2番, 新小学校の額についてお伺いいたします。
- 3番, 町立小学校の再編についてお伺いいたします。
- 4番、阿見中学校の改修スケジュールについてお伺いいたします。
- 2点目,次期学習指導要領の改訂についてお伺いをいたします。

学習指導要領とはどのようなものでしょうか。

- 2番、また今回の改訂ポイントは何ですか。
- 3番、改訂スケジュールはどのようになっていますか。
- 4番、ICT化のための費用規模はどのようにお考えですか。
- 5番、今回の改訂ではインクルーシブ教育はどのように推進されていますか。
- 以上、よろしくお願いいたします。
- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君,登壇願います。

[教育長菅谷道生君登壇]

○教育長(菅谷道生君) それでは、新小学校の建設や次期学習指導要領の準備は進んでいる かについてお答えします。

1点目の、学校施設及び整備の状況についてであります。

まず、新小学校建設の進捗状況については、8月の臨時議会におきましては議会承認いただき本契約となり、9月より工事に着手しております。11月7日には、建設工事の安全祈願祭を請負業者主催によりとり行い、本格的な建設工事を現在進めている状況です。平成30年開校を目指し、安全に注意し、事故等のないように進めてまいりたいと思います。

新小学校の学区については、海野議員にお答えしたとおりであります。

町立小学校の再編については、望ましい学校規模を1学年2学級以上とした阿見町立学校再編計画を平成27年3月に策定し、学校再編を進めてまいりました。再編実施方針では、進学する中学校を基本に、小規模校を隣接校に統合するというものです。実穀小学校、吉原小学校、君原小学校、阿見第二小学校が再編対象となっております。進捗状況は、吉原小学校と阿見小

学校が平成28年6月に統合準備委員会を組織し、平成30年4月の統合に向けて通学体制やPTA関係等詳細を両校間で協議しています。実穀小学校は本郷小学校と、平成28年12月に統合準備委員会を組織し、平成30年4月の統合に向けて詳細を協議していく予定です。君原小学校、阿見第二小学校は再編に向けた協議をしておりますが、PTAや地域住民との合意形成が図られていませんので、引き続き協議をしていきます。

阿見中学校の改修のスケジュールについては、本郷小学校設備改修工事とともに国庫補助金を見込んで、教室等へのエアコン設置工事及びトイレの改修工事の実施を今年度に計画していたところです。しかしながら、国庫補助金を頂けなかったことから、町の財政状況を勘案した結果、本郷小学校設備改修工事についてのみ、町単独予算により今年度実施することとし、阿見中学校設備改修工事については、国庫補助金の動向を注視することで工事の実施を見送ってきたところです。

このような状況の中,国の平成28年度一般会計第二次補正予算の成立により,阿見中学校設備改修工事について国庫補助金の対象事業とすることができたため,これから発注に向けた手続を進めたいと考えております。スケジュールとしては、12月補正予算成立後すぐに入札,契約手続を進め,平成29年11月頃の完了を予定しております。

2点目の、次期学習指導要領の改訂についてであります。

学習指導要領とは、については、学校教育を通じて子供たちが身につけるべき資質・能力や 学ぶべき内容、学び方等を示すものです。この学習指導要領に沿って、全国の学校で教育が進 められていますので、教育の機会均衡が保たれることになります。社会の変化を考慮して定期 的に見直されています。

今回の改訂のポイントについてですが、次期学習指導要領はまだはっきりと示されていません。しかしながら、審議会の資料等で骨子が明らかになっています。現時点での情報を基にお答えします。ポイントは、グローバル化の進展や人工知能——AIの飛躍的な進化など、急激に変化し予測しがたい社会の中でも、生き抜ける資質・能力を子供たち一人ひとりに確実に育む学校教育を実現する学習とすることです。

改訂スケジュールについては、平成29年度が周知期間、平成30年度・31年度は移行期間、小学校では平成32年度、中学校では平成33年度から全面実施の予定となっています。

ICT化のための費用規模については、海野議員の一般質問でお答えしましたとおりであります。

今回の改訂ではインクルーシブ教育はどのように推進されているか、についてお答えします。 次期学習指導要領でもインクルーシブ教育は、現行の学習指導要領の取り組みの充実を図り、 障害を持った人が自立し共生できる社会を目指すこととなります。主な推進策としては、次の ようなことが盛り込まれる予定です。

1点目は,通常の学級,通級による指導,特別支援学級,特別支援学校といった,多様な教育的ニーズに対応できる学びの場の確保を推進することです。

2点目は、個別の教育支援計画や指導計画の作成により、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援ができるようにすることです。

3点目は、通常の学級においても、障害のある子供が在籍している可能性を踏まえての学習 指導法の改善を図ることです。

4点目は、多様性を尊重する態度の育成や、障害のある子供たちとの交流や共同学習を充実することです。

以上のようなインクルーシブ教育の推進策により、障害のある人、障害のない人が今まで以上に共生できる社会の実現を目指すことになります。

以上です。

○議長(紙井和美君) ただいま16番吉田憲市君が出席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は17名です。

6番栗原宜行君。

○6番(栗原宜行君) 丁寧な御答弁ありがとうございました。

それではですね、今の御答弁に対して再質問をさせていただきます。

まず新小学校の建設の進捗状況についてですが、9月から工事に入り、現在本格的な建設工事が進んでいるということがわかりまして安心いたしました。そこで開校までのスケジュールとICTの整備予定。新小学校についてはですね、既存の学校とは違いICT化設定水準まで一気に整備が始まるのか、それとも既存の学校と同レベルの進捗で進められるのか、その部分をお伺いいたします。

- ○議長(紙井和美君) 学校教育課長朝日良一君。
- ○学校教育課長兼新小学校準備室長(朝日良一君) はい、お答えいたします。

まず、新小学校の開校までのスケジュールですが、今本体と屋内運動場の建設工事を行っております。これからですね、グラウンドの外構工事、こういったものはこれから発注する予定となります。そういった工事を平成30年の4月の開校に合わせて行いまして、で、ICTの整備につきましては、30年4月に開校するので、その年度にですね、整備できるように、今のところ予算措置しようと思って考えております。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 6番栗原宜行君。
- ○6番(栗原宜行君) ありがとうございます。

続きましてですね、阿見中学校の改修スケジュールについての質問でございます。

阿見中学校の設備改修工事は、御答弁の中に、国の平成28年度の一般会計二次補正予算によって国庫助成がついたのでやりたいということでございました。いろいろ問題のないところで結構なんですけれども、どのくらいの額をですね、確保できたのか。これは当然補正予算でもですね、基本的に町の執行部の皆様、町長が実際に行かれて、それなりの実績がなければ、無条件で得られるようなものではないと思っておりますので、かなりの御努力をいただいたとは思うんですが、実際のところどのぐらいまで補助金が確保できたのかをお伺いいたします。

- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) お答え申し上げます。

先ほど議員さんがおっしゃったように、国の第二次補正予算の情報がですね、事前にありましたので、今年度の9月に町長自ら文部省と財務省、その他の財務省の大臣官房級にトップセールスに行ってまいりました。で、その文科省、それから財務省、その他に行って、官房長それから部長級、課長級、約25カ所をトップセールスをした結果からですね、こういうような補正予算が前倒しでついたということでございます。

で、阿見中学校の設備改修工事の国庫補助金の金額でございますが、予算書に出てると思うんですけども、4,246万3,000円ということになります。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 6番栗原宜行君。
- ○6番(栗原宜行君) ありがとうございます。やっぱり町の財政がなかなか厳しい中でですね、前倒しとはいえですね、確保できたということは本当にありがたいと思います。執行部の皆様の御努力について本当に敬意を表します。

それでですね、今日はちょっと気合を入れて次期学習指導要領についてですね、お伺いしたいと思います。素人の私がですね、なかなか的を得ない質問をしてしまうかもしれませんけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、今回の改訂ポイントについてお伺いいたします。

次期学習指導要領の改訂ポイントでは、具体的にどのような教科が、どのように改訂される のでしょうか。それについてお伺いいたします。

- ○議長(紙井和美君) ただいま御質問に対する答弁を求めます。指導室長前島清君。
- ○指導室長(前島清君) はい、お答えします。

先ほど教育長答弁にあったとおり、学習指導要領は昭和20年代に一番最初につくられまして、おおよそ10年ごとに見直しをされています。自分たちが小学校のころにはなかった総合的な学習の時間とか、そういうのが導入されたりとか、もう少し過去にさかのぼりますと道徳の時間

が導入されたりとか、そのときそのときで必要な――ここ10年、50年ぐらいに必要なものを今の教育に盛り込むというのが学習指導要領です。

それで現在の学習指導要領から、まもなく、先ほど教育長答弁にあったとおりのスケジュールで進むわけですが、これから10年先を見越して、主に国際化が進む――グローバル化とよく言ってますが、進むこと、それから最近のニュースでなったのは、例えばソフトバンクの孫社長ですか、が、イギリスのほうの企業を買収して今後ますますコンピューターのセンサー機能とかが登載され、いろんなところにコンピューターが導入される、などなどがありますので、そういうICT機器にAIっていうんですかね――人工知能的な、そういうところも進みますので、そういうところについても子供たちがスムーズに社会に出たときに対応できるように、主にそういうところを中心に改訂が進むということになっております。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 6番栗原宜行君。
- ○6番(栗原宜行君) ありがとうございます。今回改訂されるのがですね、今室長が言われたように、例えば道徳であったりとかですね、いろんな部分も教科化が始まる、進むということなんですけども、例えば英語についてはですね、どんな感じにこれからなっていくんでしょうか。
- ○議長(紙井和美君) 指導室長前島清君。
- ○指導室長(前島清君) はい、お答えします。

外国語活動といいまして、現在では小学校の高学年あたりでも授業を進めてるわけなんですが、これがより低学年のほうに移ってくるような感じになっております。ニュース等で……。まだ正式にはこれ告示されてませんのであれですが、小学校の3年生ぐらいから本格的な外国語の勉強を始めましょうということになっております。外国語に関しましては、当然のことながら読む・書く・聞く・話す——4領域がありますので、なかなか中学校だけでは難しいだろうというところからの流れになっているかと感じております。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 6番栗原宜行君。
- ○6番(栗原宜行君) ありがとうございます。あとですね、プログラミング教育が新たに入るんだみたいなこともうわさで聞いたんですけども、そのプログラミング教育というのはですね、これはどんなものなんでしょうか。
- ○議長(紙井和美君) 指導室長前島清君。
- ○指導室長(前島清君) はい、お答えします。

こちらについても,まだ本当に告示されたわけではないですが,情報をもとにして答えます

と、例えば洗濯機でもスイッチを入れてからお好みでとか、スピードとか、脱水の時間は何分だとか、ボタン1つでぴっぴっぴっと選ぶようになってるかと思います。こういうように、私たちの生活の中にはいろんなところにコンピューター関係のものが、知らず知らずのうちに導入され……。もちろんゲームなんかもそうだと思いますが、そういうことについて、まずプログラミングという、一くくりで言ってますけども、そういうことになれてもらおうとか……。

あるいは逆に言うと、いろんなこれから新しい職業が出るというふうに言われています。今 まではなかった職業が今後向こう何十年かの間には物すごく新しい職業が出てくる。そういう ときに、今教えてた内容だけで太刀打ちするんではなくて、この場合にはどういうふうにした らいいんだろう、そういうことを考える意味では、プログラミングていいますか、理論的な考 え方が、いろんな困難に立ち向かったときに解決する上で、重要な思考ルーチンになるかと考 えられています。そういうことを身につける意味でも、プログラミング教育というのが取り沙 汰されているわけです。

ただ、国語とか算数とか、そういうような教科になるわけではなくて、いろんな勉強の中に、そういうような思考ルーチンを入れていこうというような、一般的に言われているのは、理科であったりとか――理科のときには、課題に対してどういうふうに予想するかな、予想に対してどういうふうに確認したらいいかな、実験をしたらいいかな、その結果に基づいてどういうふうに考察したらいいかなっていうような、一般的な流れがあるかと思うんですが、そういう流れをしっかりと身につけるという意味のプログラミング教育と言われています。総合の時間とか、いろんなところに織り込むような感じになってくるかと考えております。

以上です。

○議長(紙井和美君) 6番栗原宜行君。

○6番(栗原宜行君) そすると、これはもう中学校までも入ってくる教科になるんですね。 はい、ありがとうございます。そうすると、横文字も多い中ですね、これ、横文字のまた質問 になって恐縮なんですけども、先生方がですね、いろんな形で入られ、室長が今言われたよう にいろんなことが入ってきます。で、抜けるものがなければ荷重が増えるだけですよね。荷重 が増えるっておかしいですけど。きつくなるだけですよね。

そういったところでですね、やっぱりこれは何なんだということを私たち大人もですね、わかった中で子供たちの教育を見る必要があるのかなと思うんですけども、なかなか次期学習指導要領中にはですね、横文字がかなり多くなっておりまして、私の年代ですとなかなかついていけないという中でですね、アクティブラーニングとかですね、コンピテンシーとかっていうのも出てきましたけども、これらは具体的に子供たちにどのようにですね、授業の中で影響してくるのか。そしてまた、先ほど申し上げた先生が負荷にならない——例えばこれが抜けるか

らこれが入るんだみたいなところがあればですね、教えていただきたいと思います。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長前島清君。
- ○指導室長(前島清君) はい、御質問ありがとうございます。いっぱいしゃべりたかった内容でございます。

まず,アクティブラーニングと,もう1つちょっと聞き取れなくてごめんなさい。

- ○6番(栗原宜行君) コンピテンシー。
- ○指導室長(前島清君) あ、コンピテンシー、内容ですね。わかりました。

本当,横文字がいっぱい入ってきて,英語が苦手な私も困ってるところではあるんですが,まず先ほどの答弁と似てるんですけども,とにかくこれからは,ただ単に知識を詰め込んでいただけでは太刀打ちできなくなると言われています。例えば筆算なんかをしっかりと――足し算とか引き算をやってても,ポケットの中に常に鉛筆だったり紙なんかは持ってませんので,むしろそれでしたらば,レジでこれどうやってやるんですかとか聞いたほうのが早かったり,そういうコミュニケーション能力も必要になってくると言われてますね。

そういうふうに、これから新しい職業が出てきたときに、小学校・中学校で習った内容の知識だけでは太刀打ちできない。自分らも、例えば生まれたころには携帯電話とかもなかったのを使えるようになってきてるわけですよね。そういうような新しいときに太刀打ちできるような力、それはやはり何といっても、アクティブラーニングというのは主体的に協働的な学びというふうに言われますが、わかんないときに自分から積極的に、あるいは友達と相談しながら問題を解決するという力を身につけることが、知識的な内容だけではなくて、課題を解決する力そのものを教えることが重要だろうと。

先ほど教育長答弁の中から、教える内容、それから学び方というような答弁があったかと思うんですが、今度の学習指導要領のポイントの1つとすれば、グローバル化とか人工知能以外に、この学び方――将来にわたって、ただ知識を教えるだけでなくて、どんなふうに問題があったときにそれに太刀打ちするか、そういう力を知らず知らずのうちにつけましょう。その1つの方法としてアクティブラーニングですよというような言い方をしています。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 6番栗原宜行君。
- ○6番(栗原宜行君) ちょっと時間もあれなので、コンピテンシーについてはまた、直接また伺いたいと思っております。

今回のですね、指導要領の中でかなりICT――私も資料でICTの資料お持ちしましたけども、なかなか文科省が何でそんなにICTをこんなに強力に推進するのかというのは、なかなか一般人としては理解できない部分があるんですけども、この加速化をさらに進めていきな

さいって言っている部分の、ICT化の意義というのはですね、何なんでしょうか。

- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答えいたします。

文科省がですね、4月に策定した教育の情報化加速化プランによるとですね、現代はICTを身の回りのことで当たり前のように活用されてる。これらをさらに積極的に活用することが求められていますよと言っております。その上で次世代の学校とか地域を創生し、教育の強靱化を実現するために、未来社会を見据えた教育すべき資質・能力を育むための学び舎、それを実現するための学びの場を形成するために、ICTを効果的に活用してるということで言ってございます。

意義としましては、大きくした写真や動画を見せたり、英語の発音などの音声を使ったりすることで、学習内容をわかりやすく説明ができます。また、子供たちの興味関心を高めたり、個人の能力や特性に応じて個別学習を行う場合など、非常に効果的であると言ってございます。一方、OECDが世界の15歳の子供たちを対象に学力調査をしてございます。そこでは文章や図表から情報を取り出して、それを文章などにまとめる読解力が前回よりも下げたという発表がございました。そういった面も考えていく必要はあるのではないかなと思ってございます。そうような意義でございます。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 6番栗原宜行君。
- ○6番(栗原宜行君) ありがとうございます。以上ですね、今回の改訂ポイントについては 今お伺いしましたので、次の部分に移りたいと思います。

費用規模についてはですね、答弁の中で海野議員が金曜日に御質問された部分で御答弁されてますので、重複しない部分でですね、質問のほうをさせていただきたいと思います。

海野議員の部分でですね、3年間の支出――教育情報関係費用として5,500万が支出しておりますという御答弁になっておりましたけれども、5,500万、このざっくりした内容なんですけども、どんなところで支出をしていらっしゃるのかお伺いいたします。

- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) お答え申し上げます。

年次ごとに申し上げます。平成26年度が約1,700万円でございます。で,27年度が1,300万円,28年度が約2,500万円でございます。これは平成22年契約の主に小中学校のパソコン教室等の教育用コンピューターのリース費用や保守点検費用でございます。それから25年度契約,主に教職員用の公務用パソコンのリース費用と保守点検費用となってございます。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 6番栗原宜行君。
- ○6番(栗原宜行君) ありがとうございます。そうしますとですね、かなりこれからも支出の部分を抑えるというわけにはいかず、必要最低限の部分で答えをいただいてると思うんですが、この国からのですね、阿見町への関係費用の措置額が、海野議員の御質問の中の御答弁の中で2,600万という形で出てたと思うんですね。結局マイナス2,500万。そうすると、進めろという割にはですね、これ2,600万て余りにも少なくはないですかね。これはどういうふうに措置されているんでしょうか。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答えいたします。

答弁の中にもありましたように、ICT環境整備費は普通交付税の算定における基準財政需要額のうち教育情報化関係機器に係る単価費用に含まれる形で、地方交付措置がされてございます。その額が約2,600万ということになってございます。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 6番栗原宜行君。
- 〇6番(栗原宜行君) なかなかこの2,600万—3年間で2,600万というのは、なかなか納得いく金額ではないんですけども、今次長が言われた、その基準財政需要額の部分なんですけれども、これ一般的にはですね、単位費用と測定単位、それに係る補正ケースによって、一般的には需要額というのは求められるとは思うんですけれども、今回の形がですね、その一般的なものなのかどうかというのは、なかなか見えない部分もありまして、本来でいけば測定単価と補正が変わらなければ、単位費用が変われば増減になるということになってくると思うんですけども、この単位費用とか測定単位というのは、どのような形で2,600万の数字になっているのでしょうか。
- ○議長(紙井和美君) 総務部長小口勝美君。
- ○総務部長(小口勝美君) はい、お答えいたします。

交付税関係につきましては、財政課のほうで所管しておりますので、仕組みの部分について は私のほうから答弁をさせていただきます。

で、まず単位費用でございますが、単位費用については、財政需要が地方公共団体の測定単位に単価を乗じることによって算出されるということで、この測定単位に乗ずる単価のことを単位費用と言っているということで、地方交付税法の第2条第6号では、単位費用は標準的条件を備えた地方団体が合理的かつ妥当な水準において地方行政を行う場合、または標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準としているということです。

ちなみにですね、ICT環境整備費については、普通交付税の算定における基準財政需要額

のうち、先ほど教育次長からも答弁ありましたが、教育情報化関係経費に係る単位費用に含まれる形で交付税措置されております。

で、教育費の測定単位には、小学校中学校それぞれ児童生徒数、学級数、それから学校数というものが使われております。ICT環境整備に含まれている教育情報化関係経費、こちらについては学級数と学校数を測定単位としております。ちなみに、平成28年度の測定単位、小学校については各級数106、中学校学級数42、それから学校数は小学校8校、中学校については3校という形で測定単位のほうは、そういう数字になっております。

さらに、単位費用につきましては、小学校費では、こちらも平成28年度の算定用の単位費用になりますけども、学級数で351万7,000円、学校数で108万4,000円、中学校費では学級数で330万6,000円、学校数で196万9,000円となっております。

で、海野議員の答弁にもお答えしておりますが、阿見町で措置されてる部分については、2,600万だというような答弁さしていただいております。これにつきましては、あくまで基準財政需要額は収入額との差で出てくるということで、実際に阿見町で平成28年度この教育情報化関係経費として基準財政需要額として参入されてる額というのは5,000万になっております。ただ、実際に交付税として交付される額については、阿見町全体の基準財政需要額が75億に対して、交付額が12億というような額になっております。ですから、実際に交付される割合としては約16%となっております。

ということですので、計算上は5,000万円の数字が入っておりますけども、実際に平成28年度措置されてる額というのは800万円という計算になっております。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 6番栗原宜行君。
- ○6番(栗原宜行君) 今, 部長のですね, 細かな御説明いただきまして, 私も納得しました。 実は金曜日にですね, 文科省に電話をしました。これ少ないだろうっていうことで, 一応言ったんですけども, 向こうの担当がですね, 日曜日に視学官から電話ありまして, また同じような形でいろいろ言われたんで, 私もよくわからなかったんですけど, 今, 部長に言われた部分は, 結局基本的にはそういうのはあるんだけども, 最終的には16%ぐらいに減額されてるから全体として少なくなっちゃってるってことですね。

じゃ,あとは例えばこれを,測定単位を上げるのか,単位費用を上げるのか,例えば膨らまして膨らましていけば上がるものなのか,そんなことやっても無理だよみたいな形になるのかはですね,これから私も勉強したいと思っております。ありがとうございました。

そうしますとですね、時間もあれなんですが、ICT化を進める上でですね、もう1つ答え ておかなければいけない重要なものの中に、情報モラル教育があると思います。これはもうい ろいろ情報モラルについては対応されてるとは思うんですけれども、この部分の対応についてはですね、どのようにお考えなんでしょうか。

- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。

現代社会においては、日常あらゆる場面で情報化が進展してると思いますが、情報化の影の 部分というのがあるかと思います。で、そのような影の部分からトラブルが急増してるという ことは聞いております。それで、学校においてもその影の部分がいじめの問題になりかねない ということも緊急な対応をしていかなきゃならないと思ってございます。

これに対しまして、県教育委員会においても教職員を対象にした情報モラル・情報セキュリティーなどの研修を実施してございます。さらに、町内の学校においても外部講師による研修会、教職員のほかにPTAも対象とした研修会等も実施してございます。情報セキュリティーの部分では、学校のパソコンからインターネットを利用する場合は役場のセキュリティーシステムを通して接続してるように注意をしてございます。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 6番栗原宜行君。
- ○6番(栗原宜行君) ありがとうございます。それではですね、費用についてはもう1つ最後……。済みません、2つですね、質問をさせていただいて、費用の分については終わりたいと思います。

まず概算所要額が前回の御答弁の中に入っております。約2億4,000万円という形で、かなり皆様のほうにはですね、頑張っていただいた数字だと私も思います。ただし、必要な部分は必要な部分だと思うので、この2億4,000万、これ遠慮してませんかね。まあ、遠慮してますとは言えないでしょうけども。例えば、いろんな形の中で、それは整備しなければいけない費用がかなりあると思うんです。今回のICTについては、ただでできる、根性でできるものってのはないので、お金が必ずかかってくるんですけども、どこの部分で折り合いをつけるかっていう部分はあると思います。技術については日進月歩なんですけれども、ただ2億4,000万というのは遠慮してないかなという気がしてるんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。

この2億4,000万円でありますけども、現在阿見町が導入しているICT機器を教育のIT 化に向けた環境整備4カ年計画の水準まで整備した場合の概算金額ございます。当然整備する 機器の内容や種類によってはこれ以上の所要額はなる場合があるかと考えてございます。例え ば、電子黒板ですが、阿見町では電子黒板機能つきプロジェクターを導入しておりますが、モ ニター型電子黒板のようなものでもいろいろな機種があるかと思います。これですとプロジェクター型の三,四台程度の価格となります。で,ICT等のですね,支援についても取り入れていかなきゃならないのかなと思ってございます。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 6番栗原宜行君。
- ○6番(栗原宜行君) ありがとうございます。で、財源についての最後の質問になります。 今までるる伺ってる中でですね、私は阿見町はとてもICT化についておくれてるとは思っておりません。ではですね、近隣市町村――阿見町を取り巻く近隣市町村の部分の整備状況を、もし直近の部分でおわかりになっていればですね、御案内いただきたいと思います。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。

近隣市町村でですね、進んでいるところはですね、美浦村、守谷市、古河市、五霞町などがかなり進んでございまして、県内でもかなりトップランナーでございます。ただ、県内においてもさまざま財政事情がございますので、かなり差があるとは聞いてございます。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 6番栗原宜行君。
- ○6番(栗原宜行君) もう本当今,次長も言葉を選んでいただきまして,ありがとうございます。私とすると,例えばつくばさんだとか,美浦さんだとか,やれるところは今ずっとやられたと思うんですけど,多分やってないところについてはですね,文科省の調べによると,68.1%の市町村がまだ手つかずだっていうデータもあります。34年,33年は決まったんだけれど,まだ骨子として何をやれっていうのは県からもおりてきてないし,それを見てからでもまだ費用対効果がいいものができるんじゃないかということがあって,68.1%が動いてないっていうのが現実だと思うんですね。

そういった中でですね、阿見町がとてもおくれてると――スタートダッシュに失敗してると は思っていませんので、多分他の市町村の名誉にもかかることなので、次長は阿見よりもおく れてるところについては御案内なかったと思うんですけども、基本的には68.1%が何もしてい ないという現実は、これは正しいですかね。

- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。 おっしゃるとおりでございます。
- ○議長(紙井和美君) 6番栗原宜行君。
- ○6番(栗原宜行君) ありがとうございます。

それでちょっと話題を振り返りましてですね、大事なところだと思うんですけども、先生の 負担のところをちょっとお伺いしたいと思います。

業務量の増加だとかですね、業務の質の困難化の中で、次期学習指導要領の完全実施に伴う 先生方の負担がさらに増加しているんではないかと懸念しております。先生方の負担軽減策を どのようにお考えなのでしょうか。

- ○議長(紙井和美君) 指導室長前島清君。
- ○指導室長(前島清君) はい、お答えします。

今の質問の前に、先ほどキー・コンピテンシーという言葉、こちらは先ほどの私のほうの説明の中の、これから必要とする力、そういうふうに日本語に訳して理解していただければと思います。

それから先ほどの議員の質問で、新しいプログラミング教育とか入ってきて、先生も子供たちもパンクしちゃうんじゃないかって、そちらと今回の質問は似てるかと――かぶるところがあるかと思うんですが、阿見町のほうでは校務支援システムというのを導入していただきまして、出席簿だったり、通信簿――通知表ですか、そういうものを、今まで手書きだったところをコンピューターで入力できたりとか、かなりの部分で先生の負担軽減のほうになるべくつながるようなものを導入していただいてます。

ただ、それだけでは十分ではありません。それは先ほど議員があったように、これからの学習指導要領を見据えて、子供たちにとっても、また新しいものが入ってくるとパンクしてしまいますから、現時点で去年までやってたからとか、そういうものを見直しを、ここ何年かの間にする必要があるかと思います。また先生の仕事も、今まではこうだったけどというところで、見直しを図りながら新しい学習指導要領の対応にしていきたいと思っております。いずれにしても全体的なバランスが重要かと考えております。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 6番栗原宜行君。
- ○6番(栗原宜行君) ありがとうございます。ではですね、あと残り9分でございますので、 ちょっとペースを上げまして、先ほどの、ここで資料の説明をさせていただきます。

これは山江村の11月11日にですね、山江村の研究発表会のときに伺って、いただいた資料でございます。このICT化を進める上で、先ほど御案内したとおり4年目、5年目で実績がかなり出た。本当に目を見張る驚異的な数字——成果だということになってます。で、裏面、青いほうですね。裏面だから 2° ージ目、青いほうの部分の、研究の成果と課題を見ていただきたいんですけども、これは全国学力調査の結果、上が学力調査、下のほうが学習状況の調査という形になってます。27年の小学校中学校が入ってまして、国語の $A \cdot B$ 、算数の $A \cdot B$ と国

語のA・Bと数学のA・Bとなってます。

ここで特筆されているところがですね、小学校でいくと算数B――算数Bっていうのは基本問題ではなくて活用を見ているということで、全国は75.2ですけれども、それがBでちょっと問題が活用されると45になってしまうと。それなのに、山田小学校は92.7の基本問題ができて74.6ということで、全国よりも30ポイント上だということが今回各学校が驚いてると。で、文科省がさらに驚いてるのは、国語については今回学習指導要領の中でもかなり高い位置づけとして見てるんですけども、その中で国語の数字が上がってるんですよね。今までないっていうことを言われてました。81.0が84.8と難しいほうが点数がいいっていうのが、山田小学校のICT化の5年間の結果だと。

で、中学校のほうは、まだ普通授業と、このICT化の部分であれがあったので、ばらつきについては小学校よりは出ていないというような、これが表です。で、学習状況のほうにいくと、40番のクエスチョン――自分たちで課題を立て云々とかというところが、これが基本的にアクティブラーニングになって、自分たちでどんどんやっていくというのが、山田小学校は67.7%なんです。全国32.4しかないのに、これもダブルスコアでいってるというところが、このICT化の成果と言われていて、文科省もとにかく今まで失敗続きの文科省だったんですけど、それがかなりいい政策を打てたということで自信を持って今進めてるところです。そういうところからですね、ICTについては、迷いなくいけるということが文科省のほうで言われているところでございます。

最後の締めですけれども、今ずっとるる質問させていただきました。今回のですね、部分につきましては、次期学習指導要領につきましてはですね、何を学ぶか、どのように学ぶか、そして何ができるようになるのか、社会に開かれた教育過程の実現により、よりよい学校教育がよりよい社会をつくるという強い信念が、この次期学習指導要領に深く刻まれています。私たちは、教育は学校に任せきりにしていました。毎年5,000人以上の先生が精神疾患で休職され、毎年1万2,000人以上の先生が離職されていると。こういう状況を文科省の教職員メンタルへルスの現状でも報告されています。多くの先生方に御負担をかけていたわけです。教育をですね、学校に任せきりにせず、よりよい学校教育がよりよい社会をつくるという信念を共有するため、今回一般質問でですね、かなり専門的なところまで質問させていただきました。

よりよい社会が必ず来ることを信じ、私の質問を終わります。ありがとうございました。 〇議長(紙井和美君) これで6番栗原宜行君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は2時15分といたします。

午後 2時05分休憩

-176-

午後 2時15分再開

○議長(紙井和美君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番柴原成一君の一般質問を行います。

14番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

[14番柴原成一君登壇]

○14番(柴原成一君) 事業仕分けを受けて、その結果は現在の施策にどう反映されているのか。事業仕分けとは、新人の議員さんにはわからないかと思います。これは平成24年と25年 実施されました。町民判定員、それから構想日本というコンサル会社の判定人、それからその 結果を受けて町でどうするという回答を出した事業でございました。

さて、事業仕分けは24年7月14日に実施されましたが、事業仕分けの結果についての質問は、25年の3月以来今回で2度目でございます。そのときの町長の答弁の中に、「事業仕分けの対象となった全17事業のうち、町民判定員あるいは仕分け人が再検討・不要と判定したものは12事業に及びますが、そのうち3事業については既に事業内容等の見直しを進めているところであり、今後予算の削減などの効果があらわれてくるものと考えております。事業仕分けは外部評価の一手法であり、その目的は第三者の視点で事務事業の本質を捉え、予算の歳出削減や最適化を図ることも目的の1つでありますが、事業の本質を一から見直し、事務事業の改善につなげていくことも重要であると考えております」と回答しております。

そこで、仕分け全17事業のうち、仕分け人あるいは町民判定員が再検討・不要と判断したものが12事業。まずは、仕分け人からは不要、町民判定員からは要改善と判定され、町の方針は要改善とした食生活改善推進事業。次に、仕分け人から不要、町民判定員からは再検討と判定され、町の方針は要改善とした町民活動センター事業。仕分け人からは不要、町民判定員からは要改善、町は要改善とした行政バス運行事業。以上3つを仕分け人は不要と判断いたしました。

その他, 仕分け人が再検討とした9つが, 社会福祉協議会助成事業, 農業振興推進事業, 国際交流推進事業, 中学生海外派遣事業, ふれあい地区館事業, スクールバス運行事業, 路線バス運行事業補助事業, 路線バス運行補助事業, 児童健全育成事業, 商工振興事業です。この9つです。この中で, 町が現行どおりとしたのが, スクールバス運営事業。その他の8つを町は要改善と方針を決めました。4年を経過し, 町は事業仕分けをどのように反映しているのか, お尋ねいたします。

○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君,登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長(天田富司男君) それでは、事業仕分けを受けて、その結果は現在の施策にどう反映 されているかについてお答えいたします。

事業仕分けは、町が実施している事務事業について、根本的なあり方を第三者の視点で客観的に評価する外部評価の手法であり、仕分け人や町民判定人が各自で、廃止ができるか、町が行うべきかなど、事業の必要性を根本的に見直す視点から判定を行うものであり、町はその結果を受け止め、どう対応するかを判断し、事業に反映させていくというものであります。

町においては、平成24年度に17事業、平成25年度に16事業を対象として、2カ年で実施したところです。

平成24年度の事業仕分けでは、全17事業のうち町民判定員あるいは仕分け人が再検討と判定したものが9事業、不要と判定したものが3事業、合わせて12事業となります。これらの判定結果を踏まえ、担当部局において改善、改革案を検討し、行政改革推進本部及び行政改革推進委員会において審議を行い、その結果を予算に反映することを通じて、事務事業の再編、再構築に取り組んでまいりました。

その中で、仕分け人により不要と判定された事務事業は、行政バス運行事業、食生活改善推進事業、町民活動センター事業の3事業がございましたが、町はいずれも要改善と判断した中で、行政バスの運行事業については、費用対効果の観点から利用対象団体の拡充を図り、食生活改善推進事業では委託仕様書の業務内容に関して、事業項目ごとに具体的な業務内容を明確にすること等で改善を図ってきたところであります。町民活動センター事業については、町総合計画において、目指す町の姿として町民協働のまちづくりと地域コミュニティーを育成する等の観点から、推進していく拠点施設として必要なため、事業の継続を図るとともに事業内容の見直しを進めております。

改善による事業仕分け対象年度の単年度の効果額としましては、平成24年度の対象事業で、補助金交付要綱等の見直しにより、1,050万円の減、平成25年度の対象事業で、委託費用等の見直しにより、1,749万円の減となっており、コストの削減が図られているところです。

また、対象事業における判定結果の反映については、その要・不要だけでなく、改善策、充 実・強化策についても十分検討を行い、その結果として、業務の拡充を図ったものもございま す。例として、交通安全対策事業では、町民の交通安全対策の強化・充実を図るため、交通教 化員の配置を行っております。

平成26年度以降の取り組みにつきましては、事業仕分けの成果をほかの事務事業にも波及させるため、外部評価委員会による外部評価を導入し、外部の視点を取り入れながら、各課の事務事業が行財政運営における環境の変化に的確に対応したものとなっているか、また、組織の中で有効に機能しているかなど、不断に検証を行い、継続的な改善を図っているところでござ

います。

- ○議長(紙井和美君) 14番柴原成一君。
- ○14番(柴原成一君) ありがとうございました。ただ今答弁にありました行政改革推進本部及び行政改革推進委員会のメンバー等とその構成、その作業内容についてお尋ねいたしたいと思います。
- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。
- ○総務部長(小口勝美君) はい、お答えいたします。

まず、当町のですね、行政改革の推進につきましては、社会情勢の変化に対応し簡素で効率的な行財政運営を確立するため設置しております、今御質問の行政改革推進本部を中心に、行政改革を全庁的に推進しているところでございます。また行政改革の進行管理につきましては、附属機関であります阿見町行政改革推進委員会に対して行政改革の進捗状況、それから成果を報告し、意見を求めるとともに、町広報それからホームページ等で公表のほうを行っているところでございます。

で、まず行政改革推進本部につきましては、構成は町長、教育長、それから部長級の職員、 さらには総務課長、政策秘書課長、財政課長、現在12名で構成して審議のほうを行っておりま す。

それから行政改革推進委員会,こちらにつきましては,現在10名で審議のほうを行っております。まず1号委員として学識経験を有する者――こちらが茨城大学,県立医療大学,東京医科大学茨城医療センター,そちらのほうから各1名ずつ参加いただいております。それから2号委員,こちらが企業またはこれに類する団体において組織運営の経験を有する者ということで,JA茨城かすみ,それから町商工会,それから銀行,それから地方公共団体職員経験者で構成しております。また,町民を代表する者ということで,町区長会,それから公募の委員2名,合計10名――うち3名は女性ですけども,で構成して審議のほうを行っております。

任期のほうは3年ということで、平成27年から今の任期が始まっておりまして、29年度末までいうことになっております。

各行政改革推進本部それから行政改革推進委員会の主な内容でございますけども、基本的には年2回開催しております。まず、1回目として例年7月から8月にかけて。こちらについては、前年度の行政改革大綱の実施計画、こちらの進捗状況の報告、審議を行っております。また、今年度の取り組み内容の予定を報告すると。例えば職員提案、それから行政改革の進捗状況のヒアリングのスケジュールなどを委員会のほうに報告、審議しております。で、2回目は例年年明けの1月から2月にかけて開催しておりまして、こちらについては行政改革大綱の実施計画への新たな新規追加項目の審議を行っております。

また、その年度に行った取り組みの報告、例えば最近では外部評価委員会の報告とか機構改 革の報告など。そういったものを審議しております。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 14番柴原成一君。
- ○14番(柴原成一君) 今の御説明の中に、行政改革推進本部と行政改革推進委員会との役割分担というか、その行政改革推進本部というのは庁内の町長を初め部長級でつくった本部ということ。それと行政改革推進委員会、今ちょっとお話聞いた中では行政改革推進本部で審議したものを行政改革推進委員会におろすということでよろしいんでしょうか。
- ○議長(紙井和美君) 総務部長小口勝美君。
- ○総務部長(小口勝美君) はい、お答えいたします。

行政改革推進本部は、あくまで庁内――全庁、庁内の中の行政改革推進を図る本部組織ということで、推進委員会につきましては、外部の委員さんに対して町の行政改革の進捗状況、それから取り組みについて審議いただいて、御意見をいただくという附属機関の1つとなっております。

- ○議長(紙井和美君) 14番柴原成一君。
- ○14番(柴原成一君) はい,わかりでした。

それと御答弁の中に外部評価委員会ということが出てきます。やっぱり,これのメンバー構成と内容をお願いいたします。

- ○議長(紙井和美君) 総務部長小口勝美君。
- ○総務部長(小口勝美君) はい、お答えいたします。

外部評価委員会につきましては、全部で6名で構成しております。委員は、行政に関する識見を有する者、その他町長が適当と認める者のうちから町長が委嘱するという形で組織しているものでございます。委員の構成としましては、まず学識・識見を有するということで、県立医療大学それから茨城大学農学部から、それぞれ推薦をいただいて参加していただいております。さらに町から町の監査委員にも出席いただいております。また、民間から商工会から推薦をいただいた、こちら女性になりますけども、方、それから行政改革推進委員会から出席されてる方が2名と、それから公募委員として1名の合計6名で構成しております。

で、年に5回開催しておりまして、そのうち3回につきましては、評価をするための対象事業のヒアリングということで、7月から8月にかけて集中的に行っております。で、この外部評価委員会につきましては、平成26年度——事業仕分けの次の年、平成26年度から3カ年で実施しておりまして、おおむね26年度から全部で各課1事業を目途に全部で27事業について、外部評価のほうを実施しております。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 14番柴原成一君。
- ○14番(柴原成一君) はい。今おっしゃった、行政改革推進委員会や外部評価委員会の、 その活動報告が議会に報告がなされてないようなんですが、これは何とか議会に報告していた だけるようにならないでしょうか。
- ○議長(紙井和美君) 総務部長小口勝美君。
- ○総務部長(小口勝美君) はい。それぞれ各委員会については、実施後その内容等については町広報、それからホームページ等では公表はしておるんですが、今まで議会の皆様には報告していなかったということでございますが、特に外部評価委員会につきましては、先ほども述べましたけども、平成26年から3カ年で実施しているということで、各年度報告書を作成して全庁的には共有を図っているところではございます。そして平成28年度、今年度につきましても9事業の評価を終えまして、現在報告書のほうを作成してるところでございます。

今年度、3カ年の最終総括の年度になりますので、平成28年度の9事業の評価結果に加えまして、3年間実施した総括についても触れまして、現在報告書のほうをまとめてるところでございます。ということでございますので、この報告書がまとまり次第、外部評価の3カ年の総括として、議会のほうには報告のほうをさせていただきたいと思っております。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 14番柴原成一君。
- ○14番(柴原成一君) はい,ありがとうございます。ぜひ議会に報告お願いいたします。 御答弁の最後で,「不断に検証を行い継続的な改善を図っております」と締めくくっているようです。そのように今後とも努力していただきまして,1問目の質問を終わりにしたいと思います。
- ○議長(紙井和美君) 14番柴原成一君。
- ○14番(柴原成一君) 2問目の質問。阿見町西部地区への救急・消防車両出動はどこか。 住吉区、本郷区、上本郷区、二区北、二区南は、阿見町消防本部より土浦消防南荒川沖署のほ うがかなり近いと思います。一刻を争う救急活動には、柔軟性を持って対応をしていただきた いと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) それでは、阿見町西部地区への救急・消防車両の出動はどこかについてでありますが、消防組織法第6条で、市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有すると規定されており、基本的には、稲敷広域消防本部にて対応する事案となっております。ただし、この内容を稲敷広域消防本部に確認したところ、大規模災害また

は多数の傷病者等が発生したような事案で、自らの消防力が不足する場合には、稲敷広域市町 村圏事務組合管理者と土浦市長との間で消防相互応援協定を結んでおり、これに基づき、要請 により相互の管轄内への出動を行うことになっております。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 14番柴原成一君。
- ○14番(柴原成一君) 実は先月、私ごとなんですが、夜中にうちの母のために救急車を呼びました。夜中の1時半。母とは布団隣合わせて寝てますので、うっという声を上げたとき、何か見たら硬直して、呼吸はあったんですが、要は突っ張っちゃってんですね。で、呼んでも返事がない。夜中の1時半でしたので、これはもう呼ぶしかないと思って救急車をお呼びいたしました。で、来ていただきました。それから、病院に運ばれるまでの間に意識は取り戻したんで、東京医大に4時ごろまでいましたけども、無事に帰ってこれました。

で、ふと思ったんです。阿見町消防本部と荒川沖支所、土浦消防本部の位置ですね、皆さん御存じかと思います。荒川沖消防南支所というのは、常磐線越えた陸橋――ジョイフル本田の手前の陸橋を越えて左側にあります。皆さんも御存じかと思います。というのは、ここでいくと住吉区、こんなに近いんですね、直線距離で250メートルないしもっと近いかもしれません。で、こちらの阿見消防から行くと、大体、はかりますと4.5キロかなというふうに思います。で、この都市計画図見たらば、あれっと思ったのは、この、まだ完成してません寺子飯倉線、これができると一直線で荒川沖の駅まで1本で行っちゃいますね。

それはさておいて,前から私言ってますけど,町政はサービス業,職員は町民に暮らしやすさを提供する仕事だと思ってます。消防は,特に町民の生命と財産を守るのが仕事です。

ところで、この中で、今まで救急の連絡で荒川沖支所から呼んでほしいという救急の電話は ありませんでしたでしょうか。まず1つ。

- ○議長(紙井和美君) 町民生活部長篠原尚彦君。
- ○町民生活部長(篠原尚彦君) はい、お答えいたします。

町長答弁の冒頭にもありましたけれども、こういった業務の所管が現在では稲敷広域消防本部のほうになりますので、阿見署のほうに確認をしましたところ、阿見町消防本部時代にそういった連絡はなかったというふうに聞いております。

- ○議長(紙井和美君) 14番柴原成一君。
- ○14番(柴原成一君) 先週9日の石引議員の一般質問の中にありましたAEDの話ですが、心肺停止から10分すると蘇生率は0%になるという答弁でしたかね、あったと思います。ということは、確かに町民生活部長がおっしゃる稲敷広域が全てやってるんで町はタッチできないのかもしれません。しかし、どう考えても住吉区、荒川沖南、荒川沖北は荒川沖支所土浦消防

のほうが近い。だから、この件を何とかしないと救える命も救えなくなってしまうのではない かと思ったのが、今回の質問の発端です。

例えば、ジョイフル本田へ行く、あそこの住吉交差点、陸橋の下ですね、あそこで例えば大型バス等の交通事故で10名以上の負傷者が出たという場合には、どういう対応になりますか。 〇議長(紙井和美君) 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長(篠原尚彦君) お答えします。

阿見地内ということですね。ですので、まずは稲敷広域消防本部の管轄区ですので、稲敷消防本部が対応をするということになります。それで稲敷広域消防本部だけで、手が回らないというか、十分な救急活動ができないというようなときには、土浦消防本部との協定がありまして、土浦消防本部のほうに出動を要請するということが可能です。それで、さらにということがあった場合なんですけども、かなり大きな事故の場合ですけれども、茨城県全体でですね、消防広域応援協定というのを結んでまして、随時近隣の消防本部のほうに協力を要請していくというような、そういったシステムになっているようでございます。

- ○議長(紙井和美君) 14番柴原成一君。
- ○14番(柴原成一君) 答弁聞きますと、どうしても稲敷広域だけの範囲の中での作業しかできない。特別な場合には近隣市町村等へ応援もできるということでございますが、今後はそういう町民目線に立って、いかに早く着けるかを研究していただきまして、私ども議会議員のほうでも稲敷広域の事務組合に3名ほど派遣しておりますので、そちらからも稲敷広域と他市町村の連携を働きかけてもらいたいと思います。それについては、職員の方もそうできるようにするにはどうしたらいいかというのを考えていただきたいと思います。

以上, 2点目を終わります。

- ○議長(紙井和美君) 14番柴原成一君。
- ○14番(柴原成一君) 先ほども言いましたけど、町政はサービス業だと思っております。 それで第3問目の質問なんですが、農地法第5条の届け出の事務処理期間を短縮することはできないか。市街化区域の農地は、基本的に届け出だけで済むのですが、阿見町では約1週間かかるようです。土浦市のように翌日受領証を発行できないでしょうか。本当は理想はその日にいただくのが1番よろしいと思うんですが。
- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) 農地法 5 条等の届け出の事務処理期間を短縮することはできないかについてですが、阿見町農業委員会では、市街化区域内における農地法第 5 条等の届け出については、県農地法関係事務処理の手引に基づき事務処理を行っております。

手引の内容としては、「届出書を受け付けした後、記載事項、届出者の権原、添付書類、市

街化区域内かどうかを審査し、次に専決処理により受理又は不受理の決定を行い、決定した通知書が2週間以内に届出者に到達するよう事務処理を行うこと」と示されております。

町における農地法第5条等の届出書の受付件数ですが、平成27年4月から平成28年11月まで に206件、受付から受理通知書の交付までの日数は、翌日から1週間後までと幅がありますが、 平均3.5日間となっております。

即日交付については、役職つきの職員が最低1名在席していなければ専決処理ができないことから、農業委員会事務局の職員数が3名という現状においては難しい状況でありますが、一層の事務の効率化を図り、事務処理期間を短縮する努力をしていきたいと考えております。

○議長(紙井和美君) 14番柴原成一君。

○14番(柴原成一君) 平均3.5日間と阿見町ではなってるようなんですけど、このぐらいだったら許せるかなという気持ちもあるんですが、まず、例えば町民課行くと住民票、戸籍謄本はすぐ出てきますよね。で、市街化区域の農地の届け出というのは、届ければ本当はそれで済むんです。許可じゃないんで。ただし、受理通知書がないと移転登記ができないっていうんで、その受理通知書が必要なわけです。本来だったら届けですから届け出っ放しっていうのが基本だと思うんです。でも、受理通知書をもらわないと意味がないということなんですね。

それで今言ったように、例えば戸籍謄本をとるのと届け出に対する事務処理と、その届け出 に対する事務処理の流れをもうちょっと細かく説明していただきたいんですが。

○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業委員会事務局長中村政 人君。

○農業委員会事務局長(中村政人君) はい、お答えいたします。

届書に対する受理通知書の交付につきましては、もう少し詳しく述べますと、まず窓口で届け出の受付を行います。これは受付印を押して受付するだけであります。その次に、その届出に対して受付簿への記載を行います。その後審査としまして、書類の内容の審査、また添付書類が必要となっておりますので、添付書類がついてるかどうかの確認を行います。ここでもし不足等があれば、補正の連絡をしまして、追加の書類をもらったりとか、そういう補正事項が起きます。

続きまして、受理書作成になるんですけども、こちらのほうは起案を行いまして、受理・不 受理の決定を行い、そして受理を決定した場合は、受理書の作成を行いまして、そこに農業委 員会会長決済になりますので、農業委員会会長の職印を押印しまして、受理書が作成されると いうことになります。

続きまして,これを受け取りの連絡をするんですけども,こちらは届出者に電話で連絡して おります。その後届出者に窓口に来ていただきまして,受領印を受付簿に押していただきまし て、そして受領書の交付という、こういう一連の流れになっております。

- ○議長(紙井和美君) 14番柴原成一君。
- ○14番(柴原成一君) そうすると、今おっしゃった、誰でしたっけ、役職つきの職員が判 こ押さなけりゃだめだということですね。確かに席を離れてるとか、休みだとかってあるでし ょうけども、それにかわる方をつくることはできないんでしょうかね。
- ○議長(紙井和美君) 産業建設部長湯原幸徳君。
- ○産業建設部長(湯原幸徳君) はい、お答えします。

農業委員会の事務処理規程の中で、専決をできる職員が決まっております。会長がいなければ……。局長ですね。局長がいなければ、その局長補佐、それと係長ということになってきますけれども、今現状の体制の中では局長と係長が最終的な専決を持てる職員ということになりますので、どちらも欠けたときには——不在になってしまうときには、その決済ができないというふうな状況もございます。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 14番柴原成一君。
- ○14番(柴原成一君) はい、わかりました。農業委員会もね、農業委員会の法律変わってから農業委員さんの数も変わってるし、確かに忙しいかと思います。ただ今決済できる方は2名だということで、どちらかが判こ押せばいいということなんだと思います。

さっきから言ってますように、町政はサービス業だという観点の中から、いかに早く発行できるかというのをよく考えていただいて対応していただきたいと、そういう要望をしてこの件終わります。

以上、全部終わります。

○議長(紙井和美君) これで、14番柴原成一君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後3時といたします。

午後 2時57分休憩

午後 3時00分再開

○議長(紙井和美君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま,18番佐藤幸明君が出席いたしました。したがいまして,ただいまの出席議員は18 名です。

次に、17番倉持松雄君の一般質問を行います。

17番倉持松雄君の質問を許します。登壇願います。

〔17番倉持松雄君登壇〕

○17番(倉持松雄君) 私の質問,町長にお手伝いをしていただいて,ゆっくりした気持ちでやらしていただきます。

それでは、通告に従いましてお尋ねをいたします。

東日本大震災によって東京電力福島第一原発の大事故が起き、長年住みなれた土地を追われ、 横浜に避難した家族のことが新聞に報じられました。福島で発電した電気は福島の人たちだけ が使っているわけではありません。他の地方に送電され、多くの人たちが便利な生活をしてい るのです。それにもかかわらず、避難した家族がいじめを受けることなど、とんでもないこと です。

当時小学校2年生だった子供が現在中学1年生。過去6年間の手記の中には、お金を持ってこいと言われたとか、賠償金あるだろうと言われ、ゲームセンター代などを払わされて、その金額は150万にも及んだということです。いつも蹴られたり、殴られたり、ランドセルを振り回されたり、階段で押されたり、ばい菌扱いをされたり。今までいろんなこと、話をしてきたけど、学校は信用してくれなかった。何回も先生に言おうすると無視されていた。本当にかわいそうな環境でした。今まで何回も死のうと思った。でも、震災でいっぱい死んだから、つらいけど僕は生きると決めた。ばい菌扱いされていつもつらかったなどと苦しい心境がつづられていたようです。この子供が苦しさに耐えて生きていてくれてよかった。他人であっても、本当によかったと思います。

そこで私は、このような事件がどうして6年間も放置されていて今日至ったのかであります。 最初のうちは、担任の先生が子供の様子をびっしり書き込んだ連絡帳を返してくれたとか、校 長先生も校門から手をつなぎ教室まで歩いてくれた。しかし、いじめられるようになってから は学校からの音信はなかったのでしょうか。生徒の親から、再三にわたり報告や相談を受けて いたので、金銭被害を伴ういじめの事実を学校が把握していたにもかかわらず、学校と教育委 員は、この事態を6年間も放置していたことは身寄りも頼りもない子供を粗末に扱っているの ではないかという疑問が浮かびます。

12月1日,市教育委員会は生徒の両親に初めて謝罪したとのことです。子供がいじめられているときは知らぬふりをして、自分たちの怠慢が新聞に報じられたときは、言いわけをして自分を守るのに全力を尽くす。子供のことは忘れてしまい、学校とは自分たちの職場との意識しかないのではないかと思います。11月16日の新聞でも写真を見たら……。あれ、写真持ってこなくちゃいけないのに、損なったね。見た限りでは、自分が何をすればよいのかわからない教育長、その横にいる男、俺のやっていることのどこが悪いんだというような顔に見えます。何を言われているか、さっぱりわからない顔にしてます。町長、あなただったらどう思いますか。私が横浜の教育委員会を管理する立場であったなら、教育長は即刻懲戒免職、脇にいる男、減

給100分の200。残念ながら私の手の届く範囲ではございませんので、ただじたばたするだけで 無念でございます。

ところが11月17日,またもや新聞では新潟でもいじめがあったと報道されました。担任の先生が連絡帳に、児童の名前にばい菌の菌をつけていたことであります。本人はそう思っていなかったと思いますけども、子供にすれば大きな打撃であったと思います。これを知った阿見町民は、これに類似したことが当町にあったら大変だと、不安にさらされているのではないでしょうか。

私は、菅谷教育長以下、当町の先生方については、今までの経過からして安心していますが、私1人で安心したって町内の保護者の方に通ずることではございません。家庭の心配ごとや児童生徒の悩みをどのような過程を経て教育長に届くのか、日ごろの先生方の目配りや気配りなどを町民に改めて知らせたほうが、保護者の皆様が安心して子供を学校に送り出すことができるのではないかと思います。教育長のお考えはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君,登壇願います。

[教育長菅谷道生君登壇]

○教育長(菅谷道生君) 安心できる学校生活についてお答えします。

福島第一原発事故によって横浜に避難した小学生がいじめられた問題についてですが、まことに遺憾であり、報道からの判断ですが、非常に残念な対応であったと認識しています。阿見町にも福島から避難してきた児童生徒が十数名います。非常につらい経験をしてきた震災児童生徒への対応として、教諭を増員して配置するなど、心のケアや進路相談等、適切な支援ができるように努めています。

いじめの問題については、どの学校においても、どの児童生徒にも起こり得るという認識のもと、未然防止、早期発見、早期対応に努めるよう各学校に繰り返し指導しています。6月には、いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、いじめ問題対策連絡協議会を開催し、各学校のいじめ問題への対策を確認しました。全ての学校において、実態に合わせ、学期に1回以上のアンケート調査を実施し、心配のある児童生徒には面談等を行い、いじめの早期発見ができるようにしています。

また、いじめを認知した際には、いじめ問題対策会議を開き、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な対応により解消を図ること、学校だけで解決できない事案については、 牛久警察署や土浦児童相談所等の外部機関と連携して対処することになっております。

阿見町におけるいじめの認知件数は、平成27年度が27件、今年度が10月までで26件と報告されています。ほとんどが解消されていますが、一定の解消はしたが継続して支援しているケー

スもあります。認知件数は積極的な認知を進める文部科学省の方針により,全国的に増加しています。

現場の教職員につきましては、町生徒指導主事研修会や県主催の研修会への参加を通して、いじめ対応に関する資質の向上を図っております。日ごろから、心配な児童生徒には「気をかけ、目をかけ、声をかけ」をしながら、寄り添うことがいじめ防止には最も大切であると考えます。教職員が児童生徒としっかりと向き合うことのできるように、現場の教職員の多忙化の解消等の支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 17番倉持松雄君。
- ○17番(倉持松雄君) ありがとうございました。教育長は、担任の先生方とお話をすることは余りないと思います。担任の先生が、また連絡帳に何を書いているかなんてことも見る機会がないと思います。余り目玉を大きくあけ過ぎて見ますと、自発的にやる気をなくしてしまっても困ります。心労によって休む先生が出ても困ります。教育長の対応は、非常に難しい部分もあろうかと思います。

ところで、先生が虫のいいことを言うわけじゃなくして、心労によって休養を要するなんていう先生はいるんですか。それとあと、前にもこれ聞いたんですけど、長欠児の動向は今どうなっていますか。その点をちょっとお尋ねします。

- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長前島清君。
- ○指導室長(前島清君) はい、お答えします。

現在、先生のほうで心労によって休みというような、期間とかにいろいろありますが、確か にそのような状況になってる先生もいるのは事実でございます。

それから不登校関係なんですが、こちらもいろいろな基準がありますが、やすらぎの園相談 センターがありますので、そちらの通級状況等では30名前後となっております。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 17番倉持松雄君。
- ○17番(倉持松雄君) 教育関係者の、先生方を管理する先生もまたこれ大変だと思いますが。教育長におかれましては、気力だけにもいませんし、余り見る目があり過ぎてもほかに圧力をかけても困ります。難しい対応だと思いますが、簡単に言うと、曲がった望遠鏡で真っすぐ見るというのほうかなという気もいたしますが、難しいことは先生にお願いをして、私は阿見町の子供たちと保護者の皆さんが安心して学校に通わすことができる、そんな学校の環境をずっと継続していただきたいと、こういうことをお願いして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長(紙井和美君) これで、17番倉持松雄君の質問を終わります。

次に、11番久保谷充君の一般質問を行います。

11番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

[11番久保谷充君登壇]

○11番(久保谷充君) 皆さんこんにちは。平成28年の議会一般質問も、いよいよ私が最後の質問者となります。こうしたことを肝に銘じながら質問をしたいというふうに思います。

今回の私の質問は、町施設の太陽光発電及び自然エネルギーに対する現状についての質問を いたします。

日本は、エネルギー資源に乏しい国とされてきました。戦前も、そして戦後もエネルギー資源の石油・石炭・天然ガス等の大半を輸入に頼ってきました。資源の争奪は、現在も国家の大きな戦略のもとに行われております。しかし、石炭・石油・天然ガス等の化石燃料は、地球温暖化の原因とされる CO_2 を発生させ、国際社会は CO_2 削減を共通の目標として、各国が責任を引き受けました。そういう中で、原子力発電はエネルギー CO_2 削減の大きな柱として日本も積極的に採用をしてきました。

しかし、東日本大震災に伴う福島第一原発災害により、政府は太陽光や風力・地熱・潮力など自然エネルギーに大きくかじを切りました。現在では、自然エネルギーを活用し、国家を挙げて取り組んでおります。阿見町でも町施設への太陽光発電の設置、民間の太陽光発電所が数多く設置されております。一方で、霞ヶ浦周辺の生態系の揺りかごと言われています豊かな里山を伐採して進められている太陽光発電には批判も出ております。

そうした現状の中で、1、防災施設である3中学校の太陽光発電の発電実績と利用状況について。

- 2, 給食センターの太陽光発電蓄電池式外灯エコルーナの導入経緯及び点灯状況と不点灯機 の修理状況及び今後の対応について。
- 3, 台風9号による1基落下により全基撤去した水道事務所の追尾型太陽光発電システムの 導入から,不具合・破損・撤去に至る全行程の原因究明と今後の対応について。
 - 4, 町施設の太陽光発電の状況と今後の展開について。

以上4点について、よろしくお願いいたします。

○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、教育長菅谷道生君、 登壇願います。

[教育長菅谷道生君登壇]

○教育長(菅谷道生君) 町施設の太陽光発電及び自然エネルギーに対する現状についてお答えします。

1点目の、防災施設である3中学校の太陽光発電実績と利用状況についてであります。

発電実績は、3校合わせて平成27年度が3万8,334キロワット・アワー、平成28年度が10月時点で2万6,750キロワット・アワーとなっております。設置後、避難所としての利用実績はありませんが、再生可能エネルギーを活用した自立分散型電源を導入することにより、防災機能の強化と電力供給不足問題の解消が図られ、地球温暖化防止に貢献しています。

2点目の,給食センターの太陽光発電蓄電池式外灯の導入経緯及び点灯状況と不点灯機の修理及び今後の対応については,永井議員へお答えしたとおりであります。

3点目, 4点目については, 町長から答弁していただきます。 以上です。

○議長(紙井和美君) 次に,町長天田富司男君,登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) それでは3点目の、台風9号による1機落下により全機撤去した水道事務所の追尾式太陽光発電システムの導入から不具合、破損、撤去に至る全過程の原因究明と今後の対応についてであります。

平成24年度に策定しました再生可能エネルギー導入事業基本計画において, 追尾式太陽光発電が最も効率のよい発電方法であったことからそれを採用し施工しました。竣工して約1カ月後から追尾装置の不具合が生じ, 製造業者による修理・調整を何度も繰り返してきましたが, 製造業者との連絡がとれなくなり, しばらくの間修理されない状態が続いておりました。

追尾式の発電設備は、強風のときなどある一定の風速を感知すると、安全対策として風の受風面積が最小となるようパネルを水平に維持する制御機能を備えておりました。しかし、台風9号が来たときには水平になっていなかった3基のうち1基が強風を受け倒壊したものであります。残りの7基につきましても強風による倒壊の恐れがあったことと、フレーム等の破損状況を確認するため取り外しを行いました。水平になっていた5基についてはフレーム等異常ありませんでしたが、水平になっていなかった残りの2基につきましては受け台のねじれや変形が確認されたことから、追尾式での復旧は危険と判断し、固定式での復旧の検討を行いました。

今後の対応につきましては、先日の全員協議会で説明しましたとおり、太陽光発電設備を早期に固定式により復旧するとともに、売電収益を上げ、損失を少しでも改善できるよう努めていきたいと考えております。

4点目の、町施設の太陽光発電の状況と今後の展開についてであります。

現在、町施設における1キロワット以上の太陽光発電施設は、土地貸し事業1カ所、屋根貸し事業5施設のほか、町で設置している施設が5カ所あります。

土地貸し事業では,香澄の里工業団地内調整池太陽光発電所です。発電量は704.8キロワッ

トとなっています。屋根貸し事業では、役場車庫・朝日中学校・阿見第一小学校が各49.5キロワット、竹来中学校が40キロワット、舟島小学校が19.8キロワットの発電量となっております。また、阿見町で設置している5施設は町内3中学校の発電量が各11キロワット、給食センターが20キロワット、水道事務所が29.2キロワットです。これらの施設は、平成25年度より順次整備されており、水道事務所の設備を除く10施設については、順調に稼働しているところです。

現時点では、現状の運営を維持していく予定で、新小学校を除く、新たな発電施設設置の予定はございませんが、今後も再生可能エネルギーの導入に向けた調査・検討を行ってまいりたいと思います。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) それでは、まず1点目の件なんですが、3中学校の導入金額についてちょっと伺います。
- ○議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。

3中学校で、まず阿見中学校でございますが、総事業費が2,133万5,000円でございます。それから朝日中学校でございますが2,010万7,000円、竹来中学校ですけども1,984万5,000円となってございます。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) 結構値段の開きがあるというふうに思いますが、これ、どういうことなのか、ちょっと伺います。
- ○議長(紙井和美君) 学校教育課長朝日良一君。
- ○学校教育課長兼新小学校準備室長(朝日良一君) はい、お答えします。

この設備はですね、学校の屋上に太陽光パネルを設置しまして、そこから体育館等とか中の 教室のほうに電気を供給するようになっております。で、若干建物の配置場所とかですね、そ ういったことで延長が変わるんで、若干工事費が変わるようになっております。機具とか、そ ういうものは全て同じです。そのほかの手間の工事ですね、その部分の違いです。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) それからすると、私はちょっと高いのかなと思うんですが、それはあれとしまして、自立分散型電源を導入することにより防災機能の強化と電力供給不足の問題が解決解消されるということなんですが、この分散型というのはどういう能力っていうか、そのちょっと内容のほうをちょっと教えていただけますか。
- ○議長(紙井和美君) 学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長兼新小学校準備室長(朝日良一君) はい、お答えいたします。

今回の中学校に設置してます太陽光パネル,全部で容量が,先ほど言いましたけど11キロワット。そのうちの10キロワットはですね,そのまま学校で使用しております。11キロワットのうちの1キロワットについては蓄電池を介しまして,それを災害時に避難所となります体育館等で使うようになっていると。そういったことで,分散して使うと。その太陽光パネルをですね,目的に応じて分散して使うということでございます。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) じゃあ、わかりました。それとですね、中学校の、何ですか、その 畜電池で使ってる分の利用状況は、どういう形で今使ってるのかについて伺います。
- ○議長(紙井和美君) 学校教育課長朝日良一君。
- ○学校教育課長兼新小学校準備室長(朝日良一君) はい、お答えいたします。

蓄電池1キロワットですけれども、そちらのパネルを蓄電池のほうは2.4キロワット・アワーのものが2台あります。で、そちらの蓄電したものをですね、体育館の中にLED照明灯が2基ございます。で、災害時には体育館は避難場所になりますので、その照明灯2基がですね、電力が停電したと同時に自動的につく仕組みになっております。それ以外に、体育館の入り口付近にですね、その稼働状況を確認する意味も含めて、夜間日が暮れてから夜明けるまで夜中中ですね、点灯するような仕組みが、LED灯が2本ついてます。それを使って今の状況を確認してるという状況でございます。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) そうすると体育館の中っていうのは、9時までとか8時までとかって、決まった時間ではないわけですね。
- ○議長(紙井和美君) 学校教育課長朝日良一君。
- ○学校教育課長兼新小学校準備室長(朝日良一君) はい、体育館のLED照明はですね、通常は商用電源を使って点灯するようになっております。ですから、通常の学校で体育館を使うとき、もしくは社会体育施設として夜間利用していただくときには、その商用電源をもとにした照明用LEDがつくと。それはスイッチでつけたり消したりできますので、必要があればつけていただくということになります。

で、実際には、その防災用のものは、自動的にですね、その蓄電池から停電が発生したときに自動でつくようになります。それは実際問題として、使うことが――確認はなかなかできませんけれども、商用電源で買ってるものにつきましては、その社会体育施設として使ってる10時とか9時とか、そういった時間まで利用可能になっております。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) そうすると、ふだん例えば防災でね、何かあった場合に、じゃあ、朝までつくとかっていう確認はしてないっちゅうことですよね。
- ○議長(紙井和美君) 学校教育課長朝日良一君。
- ○学校教育課長兼新小学校準備室長(朝日良一君) はい。この使途につきましては、町のほうでも保守点検をやっております。そのときに、一応停電状態を点検業者さんのほうに起こしていただいて、自動で停電が起こるとつくという確認をしております。ただ、その保守点検時間をですね、一晩中置いとくわけにはいかないんで、朝までつくという状況の確認は今できておりません。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) 1年に1回ぐらいはね、それ確認するような作業は、もしものときにきちっとできるのかどうかね、1回そういう形でやったほうがいいというふうに私は思うんですが、その辺はどういうふうに思いますか。
- ○議長(紙井和美君) 学校教育課長朝日良一君。
- ○学校教育課長兼新小学校準備室長(朝日良一君) はい、お答えいたします。

計算上はですね、蓄電池のほう8時間程度もつということで、一晩大体過ごせるのかと思うんですけれども、点検業者さんのほうに、そこら辺相談しながらですね、検討してみたいと思います。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) じゃあ、わかりました。

それでは、2点目の給食センターの外灯の件で、ちょっと再質問をいたします。

まずですね,最初に10日付の茨城新聞によりますと,学校教育課は給食センター外灯の不点 灯の現状について,「冬の一時期を除き職員は夜外灯が点灯する前に帰る。外灯がつかないこ とで影響が出ていることはない」とコメントをしたと報道されております。どのような意味で, このコメントをしたのか聞きたいというふうに思います。

報道を受けた町民の皆さんの声は、そもそも外灯など要らないということなのか、問題になっている高額なエコルーナを導入する必要はなかったのではないかという多数の意見でした。 問題に対する認識が私は甘いのではないかと思いますが、その辺のところはどうなんですか。 〇議長(紙井和美君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長朝日良一君。 ○学校教育課長兼新小学校準備室長(朝日良一君) はい。私のほうからお答えさせていただきます。

こちらはですね、このお話は、実際給食センターの勤務時間等新聞社の方から聞かれまして、 給食センターは御存じのとおり給食をつくる関係から、通常の職員よりは早目に出勤して、そ の結果早く帰るという勤務体制をとります。そういったことから、冬場のですね、日が暮れる 時間帯については外灯がついてる、ついてないということは現実的に確認できるんですけれど も、それ以外の時期については帰ってから外灯がつくということで、確認はできていないとい うことで、そういった内容をこちらでお話したつもりです。

○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。

以上です。

○11番(久保谷充君) だからね、結局ね、この冬場だけの一時期の問題であれば、再三私は、いろいろな、永井議員とかね、一般質問等でも話はされたと私は思いますが、やはりね、朝まで何でつかないのかというふうな話をした中で、公共施設は9時までだというふうな形なんですよ。認識がやっぱりね、そういう形の認識だから、そういう、何ですか、記者の方にそういう話をするんじゃないですか。違いますか。実際にこれだけの大きな金額で、やはりね、執行部の皆さんは高いというふうに思ってるか思ってないかわかりませんが、ただね、防犯灯だけであれば、こういうことは必要なかったんですよ。そこにあるというふうに私は思うんですが、その辺の考え方をちょっとお願いします。

○議長(紙井和美君) 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) これは金曜日の永井議員の質問にもお答えしましたけど、あくまでもエコルーナはシンボルマークというもので町が設置したわけであります。そういう中でね、やはりシンボルマークというのは、それは外灯のやっぱり役目もしていただくのは、これは当たり前ですけど、やはり日常にね、300人から500人来る町民の皆さんが、やはり食の安全というような形で、あそこで講義をしていたということ、そういう中でやっぱり、あそこを見に来たときにやっぱりエコルーナを見ていただければ、それだけの、なかなかいいものついてるなという、私はそう思います。

そういう中で、やっぱりシンボルというもののほうが非常に大きな視点になってると私思います。大体7割がシンボルで3割が外灯という感じを私は受けておりますし、そしてまた高いというのも、それぞれの考え方です。神栖では175万で入れてて阿見町では120万ですから、それこそ3分の2で入れてるっていうことは、職員がそれだけのことをやっぱりきちんとやってたんだということだと思います。今回の3基の問題においても、やはり事業者がこれはきれいにしてくれるっていう。向こうではやっぱり自分で——その神栖市でそれだけの財源を通して

修理をするというそういう状況も踏まえた中で、やはり考え方がやっぱりそれだけ全然違うわけですから、幾ら話をしててもそこにはなかなか一致点は見つからないです。私は永井議員とも久保谷充議員とも、そういう話の中ではなかなか一致点は見つからないと、そう思ってます。 〇議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。

- ○11番(久保谷充君) 七三で、何ですか、デザインだというふうに話しておりますが、やはり……。
- ○町長(天田富司男君) 私はデザインって言ってない。
- ○11番(久保谷充君) デザインって言ったんじゃないの。まあ、いいや。

そういう中でね、私はやっぱり外灯っていうのはちゃんと明るさがあって、照度があって、初めてそういうものをつけるっていうことじゃないかと私は思います。まあ町長はね、9月の決算特別委員会の答弁で、「私が提案してやったわけですから、切れたというのは機械のことだがらどうしようもないと思います」と答弁してます。改めて聞きますが、私が提案してやったとは、教育次長以下3名が神栖市の学校教育共同調理場に視察に行ったのは、町長が教育委員会に情報を提供して、そして指示で行ったのかについて伺います。

- ○議長(紙井和美君) 町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) 私は情報を提供……。永井議員のときも言ったとおり、最後の判こ 私が押すから私の責任でありますよという、そういう答弁をしております。

あとね、7割は何だというのは、7割っていうのは、エコルーナっていうあの物――品物が やはりそれだけのシンボルマークでありますよと。それだけやっぱり町民の皆さんに見てもら うのに、それだけの率なんだと。10のうち7はそのシンボルマークの中でね、やっぱりやって いくんだというそういう意識です。3割は外灯という思いの中で考えてます。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) これ私が提案してやったっていうのは、どういうことを言ってんですか、これ。
- ○議長(紙井和美君) 町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) エコルーナを提案するっていうあれじゃなく……。まあエコルーナというものは——品物はありますよという話は……。ただ私がね、神栖に行ってどうのこうのという、そういう指令を出したことはない。それはね。ただエコルーナっていう、そういう品物っていうのは、それはもうああやって見てもらえば、ちゃんとそういう形でこういうものがあると見てもらえば、これはいいね。そういう中で、私はあの物をやっぱり設置することは、町にとって非常に悪いことじゃないと思ってるから、それで判こを押したっていうことです。

最終的には、全て私の判この中で事業が行われるわけだから、責任は私に最後はついてくる

ってことは、これは当たり前のことです。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) 町長はシンボルが7でね,外灯のね,そういうやつは3だって言ってますが,これは今新聞等でいろいろ報道されてる中で,町民の方がそれでつかなくてもシンボルだというふうに判断するのは,町民の方が多分判断すると私は思いますが。

それではですね、視察の件なんですが、9日の永井議員に対する答弁では、当時の竿留教育 次長、黒井学校教育課長、田﨑主任が行ったとの答弁をしております。3人は、神栖市第三学 校給食共同調理場にある神栖市教育委員会職員と面談して説明を受けたのかどうか伺います。 面談していれば、先方の誰と会ったかについて説明をお願いします。

- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) 先日の永井議員の御質問には、神栖市の視察に職員と打ち合わせをしたとお答え申し上げましたが、事実と異なった答弁でございました。正確には視察時に神栖市に連絡を入れましたが、神栖市職員が立ち会ってはいませんでした。で、阿見町職員単独で日没を待って視察したということでございます。後日電話連絡でいろいろヒアリングをして聞いたということでございます。まことに申しわけございませんでした。訂正をお願いします。○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) 次長,あのね,私も向こうの教育委員からいろいろと聞いてますから。ね,ほんでヒアリングしたっていう話は全然出てこないんですよ。向こうからの情報――教育委員会からのやつを持ってますよ,これ。だから,そんないい加減な話しちゃだめですよ,はっきり言って,これ。ね,ヒアリングしたなんちゅう話で。そんな答弁していいんですか,本当に。聞きますよ,じゃあ。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) 調査不足で申しわけございませんでした。ヒアリングはしてございません。後日の電話ヒアリングでございました。まことに申しわけございません。
- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) よく行ってればね、こういうこともなかったかもわからないんですよ。ね、だから、これからいろいろ話しますが。だから、これね、よその自治体の施設を視察に行くのに、いつもこういうふうな、担当者にね、連絡もしないで、これ阿見町は、いつもこういうことは慣例的に行われてるんですか、これ。次長に聞いてもしょうがねえや。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。

普通は相手がいることでございますので、まず相手にアポをとって、それで時間指定をして

行くというのが普通だと思ってございます。先ほど御答弁申し上げましたように、連絡は入れ たんですけども、立ち会っていただけなかったと。ですので、町職員単独で日没を待って確認 をしてきたということでございます。申しわけございません。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) だからこれね、昨日じゃなくて永井議員のときもね、話はしたというふうに思いますが、これ復命書を見るとね、本当に視察の内容も書いてあります。当時の竿留次長の報告では、木星のように、金星のように光ってたという表現がありますが、この報告受けた教育長はどのように受けとめたのかね、ちょっと伺います。まあ、いないからしょうがないけど。まあ、言って。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) 復命書,旅行命令簿でございますが,今見てございます。おっしゃるとおり水星や金星のように光っていたというふうに確認してございます。

以上でございます。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) 通常ね、木星・金星っつったら遠くのほうにぴかっと光ってたっちゅう話で、そういう話を大体復命書に報告して、ね、当時の教育長も町長もそういうふうに話聞いたんだかどうか、私もわかりませんがね、こんな大体、ね、報告は普通しないというふうに思います。それで報告書もないっていう話ですよね。この前の話からすれば。そうですよね。はい。だから、それはやはりきちんと何しに行ったか、私からしたらわかんないのかなというふうに思います。

行って、これ話を聞いてればね、神栖市の教育委員会及び第三給食共同調理職員の照会した 回答によるとね、神栖市のエコルーナは導入直後から照度が不足しているという指摘が私のほ うは報告を受けてます。だから、そういうことを、証言をね、聞いてれば、ね。それでね、こ ういうことで、今のような状況だったら本当に重大な、やっぱり私は責任だというふうに思い ますよ。このような情報で、確認できなかったのは、やっぱりね、本当にね、もらった、何で すか、神栖市に行ったときのね、撮影した写真もね、これ見ましたけども、周りの防犯灯がつ いてんのについてないとか、ぼやっとついてたり、これ誰が見れば私はわかるんじゃないかな というふうに思いますよ。

だから、そういう中でやっぱり、この3人のね、行った3人の責任は私は重いというふうに 思いますが、それはどのように考えておりますか。

- ○議長(紙井和美君) 町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) 答えられないような……。これはやっぱりそれなりにね、向こう行

って見てきて、それなりに金星だったか木星だったかわかんないけど、それはやっぱりその人 その人の感じ方だから。エコルーナにしても何にしても、やっぱりその人がどういう感じるか という話であって、やっぱりそれはきちんと3人で見てきてそれなりの答えを出したと。それ を判こを押したのは私だっていうだけの話でね、それが全てが何が悪いのかっていうことは、 やっぱりただ早目に切れたり何だりした、その不具合がちょっと悪いんじゃないかっていうこ とは、これはまあ機械だから、どういう状況になるかわかりません。

ただ、それを設置したことが本当に悪いのかということになれば、それは私は違うなと思ってます。それは、だから先ほども言ったとおり、こんなに平行線があって、幾ら話したって交わらないっていう、そこはそうだと思いますよ。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) 向こうのね、神栖市とやっぱり接触して、きちっと説明を受けてれば、私はこういう状況はなかったと。町長がどう言おうとね。私はそういうふうに感じております。

そういう中でね、阿見町では給食センター外灯設備工事の発注に際して、ソーラー発電LE D一体照明器具本体という名称で、内容をエコルーナ(ソーラー発電同等品以上)という発注を行っております。デザインを重視してる中で、先ほどもね、町長はデザインだというふうな、これが、そういうのが一番重要視してんだということをさっきから話をしておりますが、これで同等品以上のものは何かあったんですか。これ、同じものの形だからね、これ。そういう中であったのかどうか、ちょっと聞きます。

- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) まず、私建築技術者なもんですから、一般的な設計の段階のお話を申し上げますけども、普通はコンセプトということを重視して設計を始めるわけでございます。仕様書あるいは発注するときの特記仕様書等々も当然設計の中に含まれる。で、その中で同等品以上というものの書き方をするのも通常やってることでございます。先日も申し上げたように、記録がございませんので、同等品とかその他のを探したかどうかについては存じ上げません。
- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) 結局同等品以上っていうか、同等品――形も含めて、これは形の話 してるわけですから、そうすると、同等品以上っていうのはないっていうことで理解していい んですか、これは。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。

そういう設計書の段階の特記仕様書の中で普通はですね、そのエコルーナという言葉を使いますけど、エコルーナ以上という、そういう機能以上のものをということは通常は特記仕様書には書いてございます。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) だからね、デザイン重視って言ってんですから、これ以上のものはないっていうふうに、ですよ。ね、そしたらこれ、町のほうが機種をね、指定して発注しているというふうにこれ、私は理解するんですが、違いますか。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。

いわゆるそのエコルーナと同等ぐらいの品物は、私は済みません、ネットではまだ見てないんですけども、あるとは思います。そのデザインも同等以上の物ということの仕様ということで私は考えてます。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) じゃあ、デザインで同じような形はあるっていうことですね。理解 してるのは。あると思いますじゃなくてあるっていうことですよね。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) 済みません、今の段階では確認はできておりません。
- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) 要は、これはないんですよ、多分。ね、そうしたら、これははっきり言って町のほうで指定して発注したことになりますよ、これ。私はそういうふうに理解します。そうであればね、このエコルーナの不具合に関する責任はどこにあんですか、これ。阿見町にあんの、それとも元請業者にあんですか、これ。どっちなのかちょっと伺います。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい。これもですね、永井議員さんに御答弁したようにですね、竣工直後に早く切れてしまった6号基なんですけども、これについては修理を行っていただいたと。これはメーカーさんで修理をやっていただいた。それから2年以上たって残りの2基と6号基も一緒に不点灯になってしまったということでございます。この3基につきましては、瑕疵担保責任者である最終納品者の請負業者が、好意で直していただけるということになってございます。残りの4基は現在点灯しておりますので、それも含めて町の責任ということになると思います。

以上です。

○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。

- ○11番(久保谷充君) あとですね、今6号基の話ですよね。そしたら、これ学校給食センター長の報告によればね、エコルーナの不具合、不点灯の経緯で26年の10月からね、28年の2月2日まで不具合や不点灯という経緯がないんですが、その間は、これ全灯点灯してたんですか。
- ○議長(紙井和美君) 学校給食センター所長吉田恭久君。
- ○学校給食センター所長(吉田恭久君) はい、お答えします。 私が帰るときには、全て点灯しておりました。
- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) いや、だから吉田所長の前の話ですよ、これ。だからそれ、やはりついてたのか照度不足があったのかどうか。私はね、ね、いろいろな人からちょっと話を聞くと、ね、照度不足のやつがいろいろ、かなりあったよという話を聞いてるんですよ。そしたら、この報告が全然ないんですが、これはやっぱり今は誰ですか、これやってたのは。遠藤センター長かな、聞けばわかるでしょう、これ。違いますか。ついてたか、つかないか。照度不足のやつがあったのか、ないのか。聞いてもらえますか、今。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答えします。

前もって聞いてございます。27年度,二十……。遠藤所長のころは点灯してたということで聞いてございます。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) 間違いないですね、これ。
- ○教育次長(大野利明君) はい。
- ○11番(久保谷充君) ああ、そう。じゃ、また、そうですね、それが正確かどうかは、やはりいろんな人にちょっと情報をいただければわかりますので、そうであるんならばそうだというふうに理解はしますが、経緯書によるとね、これ28年9月27日から請負業者が2年も経過していないため修理すると申し出たが、製造元がなくなってしまったため今日に至り、現在点灯基が3基、不点灯基が1基、不点灯により3基取り外しの状況で、12月に3灯再点灯・納品、残り4灯取り外し予定で29年3月に4灯再納品ということが記載されておりますが、29年3月に全灯性能どおりの照度となり正常に点灯できるかどうかにちょっと伺います。
- ○議長(紙井和美君) 学校給食センター所長吉田恭久君。
- ○学校給食センター所長(吉田恭久君) はい、お答えします。

先ほど一番下の2つほどなんですが、29年の3月までということですが、これはちょっと私のほうの業者とのちょっと行き違いによりまして、この辺申しわけございません、誤ったちょ

- っと情報が出てしまいました。申しわけございませんでした。
- ○11番(久保谷充君) いや、どういうことなの、じゃあ。 [「情報公開出さなくちゃならないよ。まずいですよ。公開しないと」と呼ぶ者あり]
- ○11番(久保谷充君) 俺の時間損しちゃうからさ。
- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) だから、もう1回どのような状況なのか、もう1回最初から説明してください。
- ○議長(紙井和美君) 学校給食センター所長吉田恭久君。
- ○学校給食センター所長(吉田恭久君) はい,大変失礼いたしました。

えっとですね、ここに書いてあるものなんですが、先日永井議員さんのほうにお答えしたとおり、取り外してる3基、これは今年の12月までに修理して納品ということになります。そのあとの4基というふうに書いてあるんですが、この4基については、今現在点灯しておりますので、そのままという形になります。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) だからこれ,私もね、情報公開の中でね、そういう中でこれ、私も情報をもらってやってるわけですから、そしたら情報公開はころころね……。これいつのやつがあれして、これ後でも改ざんできるって話になっちゃいますよ、これ。そういうことやってたら。だから、そういうやつは、やはりね、きちんと、出したものをまたこうですよって話にに何でひっくり返るっていうか、そういう形になるのか、ちょっと、その辺のところちょっと説明をお願いします。
- ○議長(紙井和美君) 9番海野隆君,不規則発言は控えてください。 それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は4時15分といたします。

午後 3時59分休憩

午後 4時15分再開

○議長(紙井和美君) それでは、休憩前に引き続き、久保谷充君の一般質問を再開いたします。よろしいですか。

学校給食センター所長吉田恭久君。

○学校給食センター所長(吉田恭久君) はい,お答えします。はい,大変失礼いたしました。お手元にあるのは今年の12月と,あと29年の3月というふうに書いてあるかと思います。この資料につきましては、情報公開請求いただいたときに参考ということで、予定まで29年の3月ですので、予定のものまで書いてお渡しした経緯がございます。このときに業者等の打ち合

わせがわかるものということで請求されてたんですが、実際にそういう書類がございませんので、私のほうで渡す際にも後でつくりましたということでちょっとお話しして参考にお渡ししたところでございます。

それで、10月以降なんですが、この間ですね、請負業者との打ち合わせなんですけども、電話等で主にやっていたところなんですが、請負業者との私のほうでちょっと、双方ともちょっと行き違いというのがございまして、それで内容的には、先日お答えしたとおり取り外してる3灯は、これは今年中に直ってくる。そして残り4灯は町のほうで管理すると、そういうことになります。

以上です。配付した内容にちょっと誤りがあったことは大変申しわけございませんでした。 〇議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。

○11番(久保谷充君) そうすると、3基は修理するが4基はしないということですよね。 そうですよね。後でまたちょっと話しますが。

あとですね、先ほどの次長の話にちょっと戻りますが、神栖市に連絡をとったけども、来られなかったっちゅうか、そういう中で電話で連絡とったっていうことなんですが、神栖市の誰と連絡をとって、どういう話の内容だったか、ちょっとお答えいただいていいですか。

- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。

当時の所長さんの名前は、済みません、私は存じ上げません。で、連絡をとって見さしていただきたいということでアポをとったんですが、立ち会えないということで、町単独で行って確認をしてきたと。で、その後、所長に電話をしまして、不具合があるのか、ないのか等々についてヒアリングをしたそうです。そのときには導入から3年を経過していましたが、何ら不具合はございませんというような回答であったと聞いております。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) そうなるとね、私はこれ、神栖各市の教育委員会からもらったやつでは、当初からね、照度不足だという話を、これしてるわけですよ。そういう中で、ね、阿見町さんそういう連絡っていうかね、問い合わせがあったというこれ、話が1つも出てこないですよね。本当にそうなんですか、これ。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答えします。

直接私が聞いたわけではございませんので、まことに申しわけないんですが、そういうふう に当時の担当から聞いております。

○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。

○11番(久保谷充君) 今ね,今担当者が……。本当はね,後でこれもう1回よく聞いてください。誰だか。担当者今みんな再任用とかさ,別な部署にいるわけですから,1回ヒアリングして,後でまた報告してください。ここでやったって長くなっちゃいますんで。

それではですね、9日のね、永井議員の質問ではね、神栖市の市立第三中学校の給食共同調理場ではね、外灯設置工事ですか、7灯一式で1,230万――税別。1灯当たり175万8,000円と、神栖市のほうでは、これ回答書が来てます。そういう中でね、平成26年6月当時ね、永井議員の質問に対する答弁では、給食センターの外構工事の追加工事として840万円でしたが、エコルーナ7基で一体これ工事費は幾らだったんですか、これ。

- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) 平成26年に御答弁したとおりでございまして、その金額そのもの がエコルーナの工事費だというふうに思ってございます。
- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) 業者からの見積書っていうか、これあるよね。情報公開で出てくんですか、これ。これ神栖市だって全部これ、1基幾らまでこれ、出してきてるんですよ。阿見町で出ないっていうことなんですか、これ。その辺のところを伺います。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。 設計費については非公開でございます。
- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) それはね、今後そういうことにつなが……。あのね、いろいろ値段がね、開示される分についてはそうかもわかりません。潰れちゃって、これ倒産してなくなってるような状況の中で、それを何で開示できないの。それ以上してっからというふうに、これ疑われてもしょうがないよ。ということですか。これみんな黒塗りしてますけど。伺います。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) 同じ答弁になってしまいますけども、設計金額については非公開 ということございます。そのように御理解願いたいと思います。
- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) それであれば、それ以上のね、金額だと私は理解しております。 そういう中でね、この緑洲製造のエコルーナの購入ルートというか、これは元請業者の丸隆 建設が購入したのか、また電気工事ですから体系図にすると。そこが丸隆建設から依頼を受け て購入したんですか、これ。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。

- ○教育次長(大野利明君) はい。下請人通知書というのがございまして、丸隆建設の下請の 電気屋さんが購入してるということでございます。
- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) 先ほどの話に戻りますが、下請ということはやっぱり見積書というか、出てますよね、本当は。出てるか、出てないかだけちょっと伺います。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい。存在しておりませんでした。 以上でございます。
- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) 存在してないちゅうことは、とらなかった、なくなっちゃった、どっちなの。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。 現在教育委員会に残ってる工事関係の書類の中にはなかったということでございます。
- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) 本来であれば、やはりきちんといろいろなものが――書類がね、そろってるわけですよ、本当は。工事体系台帳とかね。そういう中でとればみんな出てるわけでしょう。私は出てるというふうに思いますんでね。

そういう中でね、町に今もね、本当の今のやつもそうです。保証書も説明書もない。このような状況で瑕疵担保責任っていうのはこれ、何ですか、元請業者にはこれないっちゅうことなんですか、これ。

- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。 先ほど元請業者っておっしゃいましたか。
- ○11番(久保谷充君) 何。
- ○教育次長(大野利明君) 元請業者っておっしゃいましたか。はい。

工事の契約をするときには、契約約款がいる。いわゆる契約書、こういうもので契約をする わけですね。ですから、瑕疵担保責任については元請が責任をとるということになってござい ます。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) それは工事だとね、製品にこうやって、今言いますが、これ保証書 ね、製品の保証書、これ丸隆建設が持ってこなかったの。それとも町のほうでなくしちゃった

- の。これ、どっちなんですか。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) 持ってこなかったと聞いております。
- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) これね,元請業者が持ってこないということなるとね,瑕疵担保も何もないですよ,これ実際に。こんなね,電気の製品で,電気でね,1年保証なんちゅうのないですよ,これ。テレビ買ったって,何買ったって,そんな1年保証なんかないというふうに私は思いますよ。それで持ってこないっつったら,これ,持ってこなかった責任はないの,これ。ね,ちょっとその辺お願いします。
- ○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。
- ○教育次長(大野利明君) はい、お答え申し上げます。

先ほど1年ておっしゃってました。そのとおりでございまして、約款の44条、瑕疵担保という欄がございまして、その中で設備工事等については1年というふうにうたわれております。 当時の担当も、その保証書とかというものがあるのかどうか確認はしたかと思います。でも持ってこなかったというふうに聞いてございます。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) これね、はっきり言ってこれ、重大なことですよ、本当に。保証書もない。ね、それで持ってこない。だってこれ、元請業者の責任でしょうよ、これ。元請業者は下請に話すんだかわかりませんけど、ね、実際にこういうふうな状況になってね、そういう中で、あれじゃないけど、さっきから次長はね、工事の話ばっかしてますが、製品の話じゃないよ、これ。物だから、これ。物をつけて瑕疵担保とかどうのこうの、1年の保証とか。それは工事に対しては1年かもわかりませんよ。私は違うというふうに思いますよ。まあ、ね、あれなんで、そういうふうに思います。

今のほれ、先ほどから話しておりますのがね、神栖市の稼働状況なんですが、全7基中3基不点灯。残り4基についても規定性能の照度が不足してるということですが、原因としては畜電池の経年劣化による充電不足、電圧低下が考えられると報告書を私もらっております。そういう中でね、これ12月に3灯再納品ですか、して、残り4灯とりはずしで、先ほどはまた、これ向こうでは責任持たないで町のほうだっていう話ですが、仮に7灯点灯してもね、神栖市の状況からしたら、阿見町でこのような状況……。神栖市の状況の中でね、これ経年劣化等をこれ、考えられなければ、また同じような状況に私は、なるんじゃないかというふうに思いますが、ね、同じような対応すんの、これ。その辺のところをお願いします。

○議長(紙井和美君) 教育次長大野利明君。

○教育次長(大野利明君) はい。まず一般的な、そういうような蓄電池を持つ機器でございますけども、大体電池というものは、そう長くはもちません。 5年から10年ぐらいだと思いますので、そうなった場合には蓄電池の交換は必要になってくると思います。じゃあ、12月に納品されて7基全部そろったときに、その後どうすんだっていう話ですけども、これについては、町のほうで状況を見ながら調査をして、必要があれば町のほうで直すしかないというふうに思ってございます。

○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。

○11番(久保谷充君) 永井議員もね,この前質問で言ってましたがね,神栖市のほうでは,やっぱりLEDのやつを入れてやるんだという話しておりますがね,その辺のところもね,これ今後阿見町でも考えていくほかないというふうに思います。はっきり言ってね,これ,なぜこういうふうないろいろな質問をしているかというと,書類がない,見にいった,ね,そういうやつが物すごくこれ,みんな不審に思ってるわけですよ。私はね,含め,いるというふうに思います。不点灯になっても何も思わない人もいるかわかりませんが,私はおかしいというふうに思って話をしてるわけです。

報告書がない、保証書もない、何もない。そんなことは普通あり得るわけないから、もう。 ね、ないんだよ、そんなの。あったら本当におかしい話だから、これ。まして、やっぱりね、 電気製品とかそういうものについては、こういう故障があるわけですから、それはやっぱりき ちんとしたところを、行政だから、ね、そういうところを導入すんですよ。私はそういうふう に思います。

それでは、3問目の追尾型のほうに移ります。それで……。いいですか。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) それではですね、町長はね、去る9月5日の全員協議会の際に、「アイデアは出したのは私です。太陽光の問題は、特に自然エネルギーに対しては、阿見町で進めていくということで、私自身の考えであり、大きな風によって破損したことは非常に残念だと思ってるし、1つの責任論は出てくるかもわかりませんけど、私の提案をしたということだけはお話をしときます」と述べています。水道事務所の追尾式太陽発電システムは、町長が提案をしたということでいいんですか。
- ○議長(紙井和美君) 町長天田富司男君。
- ○町長(天田富司男君) 追尾型を、やっぱり今後あそこでやりたいなという意識はありました。そして、やはり今までと違った形で8基でしたっけか、8基がきちんと動くということは、やっぱり町民にとっても非常にいい方向に行くんじゃないかなと、そういう思いをしていましたけど、やっぱりほら、機械がああいう形になってしまったっていうのはね、非常に残念だな

と。こないだも、どこだ、あそこは……。霞台の公聴会でもそういう形で、皆さんには謝りま したけど。

ただ、それがきちんと動いていたらどうだったっていうものもありますけど、結果がああいう状況になったわけですから、それ、最終的には先ほども言ったとおり、判こ押すのは私ですから、これは責任は何にましても自分があるということです。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) わかりました。

それではね、水道会計の責任者というのは、課長、部長、町長の3人しかいないというふうに思います。それぞれの印鑑が押してあるようですがですね、誰が議会に説明しないまま追尾型太陽光発電システムの総事業費2,425万円を水道会計の不用額から支出し、整備しようと判断したのは誰ですか。

- ○議長(紙井和美君) 産業建設部長湯原幸徳君。
- ○産業建設部長(湯原幸徳君) はい、お答えします。

そもそも今までの説明の中で、今回予算、不用額といいますか、差金で設置をしたというふうなことでございます。そもそも議会に説明をするというふうなことの考えが、そのときには 希薄だったというふうなことなので、希薄だったということなので、それは決裁も何もとって はいない、議会のほうに説明はしなくてもいいですかというふうな決裁をとっているということではないということ。

ただ、本来であれば……。前にも私、この前もお話したとおり、本来であれば、これだけの金額であれば、当然設置する以前に議会のほうには説明をするしかなかったんじゃないかなというふうには思ってます。その点は、水道事務所長も町長も私もそれは問題があって遺憾だというふうには思っております。ただ、それ以降ですね、議会のほうには常に、2月に設置して5月の、何だ、繰越明許の部分のときの説明、それ以後の全協のときにも、ある程度説明をしているところではございます。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) だからね、不用額の件も、私らは後からみんなこれ、聞いた話ですよね。やはり、この辺のところはね、今、あらゆることに対してね、やはり水道事務所……。今回こういう形でなりましたがね、やはりこれは議会に対して丁寧に、何でも説明していかなくちゃ私はいけない事例かなというふうに思いますよ、これ。だから、そういう、これね、いろいろほれ、議会の中で議論しながらそういうものを設置してたらまだね、私らにも責任あるかもわかりません。そういう中で、不用額でこういう形で強引にやった、進めたっちゅう話に

なっちゃいますよね、誰が考えたって。だから、その辺のところはね、今後ね、今回のことがあって、こういうことは今後はないというふうに思いますがね、その辺のところはよろしくお願いします。

それではですね、パネル落下により全基撤去した太陽光パネルを固定式で再利用すると考えていると、全協でも今日も話し、またマスコミでもコメントしております。しかし、普通、ね、私たちがね、テレビとかそういうものを買ったときに、ね、映んないとか、縦に線入るとか、いろいろな部分で、ね、直してもらう。直んなかった、普通交換してもらう。そしたら、その交換するもの、もしないとすれば、それは同等品以上の物――さっき話しておりますが、同等品以上の物と交換するわけですよ。そういう中でね、結局今回のやつはね、私からすれば、これ同じ物を、ね、設置し直してもらうか、またそれ動かないっちゅうんであれば、違うものを設置してもらうのが、私は取りかえてもらうのが、これは普通だというふうに思いますが、どうなんですか、これ。

- ○議長(紙井和美君) 上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) はい、お答えいたします。

確かに久保谷さんがおっしゃるとおりだと思います。ただ、前回もお話ししたとおり、2軸式の追尾式という方式が、果たしてじゃあ、ほかのものと取りかえて、それがちゃん動くんだろうかというような部分から、もう町サイドとしては不信感がありまして、2軸式追尾式で復旧をした、それが動かないでまた落下事故等があったということになれば、町は何をやってるんだと、同じ失敗を二度も繰り返してどういうつもりなんだということにもなりかねません。

ですので、今あちこちにソーラーパネルが設置をされていると思うんですが、その中で2軸式の追尾式というのがほとんど見当たりません。ということは、やっぱりいまだに技術的に確立されてないのかなというような思いもございまして、2軸式の追尾式での復旧というのは諦めたということでございます。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) まあね、やっぱり最初から課長が言ってたようにね、これ何か見本かなというふうに思ってたっなんちゅう話を前にしてましたがね、やっぱりこれは最初から無理があったと私は思っております。でもね、ああいう形になったんだからしょうがないですよね。そういう中で、本当に質問は私は粛々とやっておりますが。

それではね、この前の海野議員の一般質問でね、工事の一括下請業者であるラッサムの建設業の無許可登録を見逃したと説明をしております。通常、工事に際して施工体制台帳というものがあるはずだというふうに思います。ね、そういう中で、この施工台帳に記載されてるよう

なことは、どういうやつが入ってんですか、これ。

- ○議長(紙井和美君) 上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) はい、お答えいたします。

施工体系図ですので、元請があって、次にどこが下請に来て、下請からさらに孫請というか協力会社が、というようなことが体系づけ化されておりまして、で、そこにそれぞれの――土木なら土木、電気なら電気の許可番号が入ってくるというところを見逃したということでございます。これについても大変申しわけございませんでした。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) 私はね、見逃すっていうか、きちんと、きちんとっちゅうか、書類 そろってなかったんじゃないの。これ指定を受けるのは、建設業の許可書必要だよね。必要じゃないですか。まあ、いいや。それと、その主任技術者。誰でしたっけな、がいますよね。それの免許、また社会保険証等の写しっちゅうのは、これ必要じゃないんですか。
- ○議長(紙井和美君) 上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) はい、お答えいたします。

大変申しわけないことなんですが、25年度当初はそこまで行っては――書類関係を出させてはおりませんでした。許可番号とかが書いてあれば、もうよしというような形でした。 以上です。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) いや、許可番号を書いてればよかったっちゅう、そのやつまで見逃しちゃったんでしょう、じゃあ。本来はだって、こんだけの書類必要だよね。必要だったのをとってないっちゅうことですよ。とってなかったっちゅうことだよね。
- ○議長(紙井和美君) 上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) はい、下請の許可書までは、今もとってはおりません。ただ、 許可番号とかそういうのはチェックはしますけど。ですから、その当時も下請の許可の書類を 出せというのはありません。元請は当然もらいますけど、下請に関してはありません。
- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) じゃあ、今も、現在もとってないっちゅうことだね。ああ、そう。 建築も土木も全部。
- ○議長(紙井和美君) 上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) 下請に関しては、ということになります。
- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) わかりました。

それではですね、先ほど議員の皆さんには配ったんですが、水道事務所の発電設備設置工事の竣工検査表がありますが、これ採点基準が50点満点または出来映えかな……。出来形、出来映え、品質、いずれかがeの評点の場合は不合格になります。eの評点はいい点数ではなく、abcdの中では1番悪い。なので1番な難点が見られるっちゅうことなんですが。これ課長はですね、55点中25点。それで監督員である補佐が45点のうち25点。こういう中で、課長はこれ55点のうち半分以下、そして100点のうち50点、両方足してね。こういうふうなことを、これ阿見町で、工事の中でこういうこと今まであり得るんですか、これ。その件について、課長に聞いてもしょうがないんで、管財課だか誰か答えてください。

- ○議長(紙井和美君) 上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) 管財課長がいらっしゃいませんので、私のほうで答弁さしていただきたいと思います。

過去にはe判定というものもあって、で、やり直しをして1つ上げてd判定にして竣工検査を終えたという事例もございます。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) それでは、今現在の大体平均点は何点ぐらいなんですか、全体的な やつからすれば。
- ○議長(紙井和美君) 上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) はい。それに関しては、今ここに資料ございませんので、大変申しわけありませんが、後でよろしいでしょうか。
- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) はい。課長が答える話じゃないんで、全体って言ってますんで、出 してもらってください、今ね。

それで、課長はこのとき半数以下なんですが、そのときの感想はどういうふうに思ったんで すか、これ。

- ○議長(紙井和美君) 上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) はい。前にもお話したとおり、なかなか、何ていうんですかね、機械的なセッティングが合わなかったという部分もございまして、点数的にはかなり辛くつけております。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) 課長1人だったら、これ、はっきり言って不合格だよね。これは理

解してますけど、だからもう1人の監督が、何だ、45点のうち25点つけたから、辛うじて50点確保したっちゅう話ですから。ね、それはやはり、もうもともと工事が不備だったっていうことなんですよ。

それで,固定式で再利用の場合のですね,太陽光発電設備の売電の試算表について,ちょっと説明をお願いします。

- ○議長(紙井和美君) 上下水道課長坪田博君。
- ○上下水道課長(坪田博君) はい、この間全協で使ったものでよろしいでしょうか。

試算表なんですが、305ワットで96枚、29.2キロワットで税抜きで売電価格が36円。で、日照時間は直近のものを使っておりますので、当初経済比較をしたものとは若干違っております。で、効率が53%のものと58%のものをつくりました。で、年間収益、あとマイナスの部分として保険料、あと維持管理費――パワコンの交換費とかその他の維持管理費、あと撤去処分料、それまで入れて53%の場合、初期投資から600万弱欠損になる。58%の場合は400万弱欠損になるという試算表ができております。

以上です。

○議長(紙井和美君) ここで、本日の会議時間は、阿見町議会会議規則第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ延長いたします。

11番久保谷充君。

- ○11番(久保谷充君) それではですね,試算の発電効率53%の場合はマイナス600万円弱, 58%の場合はマイナス400万弱,これはあくまで、どっちかっちゅうと、この前私も言いまし たが、ね、また壊れるっちゅうか、何ですか、部分ちゅうか、そういういろいろな部分がある んで、これは最低に近い金額だというふうに思いますが、これだけの税金の無駄遣いというこ となんですが、この辺についてはどのように思っておりますか。
- ○議長(紙井和美君) 上下水道課長坪田博君。
- 〇上下水道課長(坪田博君) はい。追尾式を選択をしてということで、全量売電が可能になったことで、追尾式を選択すれば収益事業になるということで、追尾式を選択して行ったわけです。で、追尾式というものがあって、それの試算で収益事業になるということで行ったわけなんですが、追尾式の設置費用が大体80万強で、その当時の固定式のものとほぼ同じ値段ということになっております。

ですので、当初は収益事業にになるはずだったものが、600万もマイナスになるということに関しては、これはもう大変申しわけないことなんですが、当時固定式でやっても1キロワット当たり八十数万、場合によって100万かかってるところもございますので、一概に税金の無駄だったということ……。まあ、こういうようになってみれば無駄だったじゃないのと言われ

れば、そうではないですとは胸を張っては言えませんが、ただ、ただ単にやんなくてもいい事業をやって無駄に使っちゃったということではないんじゃないかなということで考えております。

以上です。

- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) 私はね、町民の税金を使って、水道料金の中から収益の中から出したわけですから、それは無駄なんですよ。ね、そういう認識がなくちゃ、私はだめだというふうに思います。ね、こんなマイナスじゃないけどなっちゃって。ね、大体町が売電事業なんかやった結果がこんな形だと私は思います。

そういう中でね,10日付のね,朝日新聞の報道によればね,11月下旬に元請業者からパネルを固定式でつくり直し,旧施設の撤去を賠償すると町に伝えたとしておりますが,正確にはいつ,誰が,どのような内容を伝えられたのか,また伺います。そして,この内容は元請業者からの工事の不備を認めて,契約上の賠償責任が生じると判断して賠償するということになったのかについて伺います。

- ○議長(紙井和美君) 産業建設部長湯原幸徳君。
- ○産業建設部長(湯原幸徳君) はい。株式会社ナカジマから11月25日に申し出がございました。内容につきましては、太陽光発電の固定式の復旧工事と撤去した費用、77万7,600円については、ナカジマのほうで負担したいというふうなことでございます。その理由としましては、これまでにも課長が説明してきたとおり、太陽光発電の設備につきましては、設備の不具合に対しまして下請業者の保証で対応していただいてくれるということですけれども、倒産に伴いまして、これらの対応ができないということで、今回このような太陽光発電が台風によって落下したというふうなことで、町とナカジマとの話し合いの中で、ナカジマのほうでその固定式――町としては固定式にするというふうな方針の中で、ナカジマさんが固定式を設置させてもらいたいということと、取り外す費用についてはナカジマが支出したいというふうな申し出があったというふうなことでございます。
- ○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。
- ○11番(久保谷充君) そうすると、ナカジマと……。固定式で提案したのがナカジマのほうなんですか。それとも、ナカジマのほうでは工事の責任というのはないっちゅう話で言ってんですか、それ。
- ○議長(紙井和美君) 産業建設部長湯原幸徳君。
- ○産業建設部長(湯原幸徳君) はい。落下した後ですね、ナカジマさんともいろいろと協議をした中で、もうこの追尾式型太陽光発電については、ちょっと限界だろうというふうな町の

判断があって、設置に向けてどうだろうというふうな話し合いはナカジマさんとさせていただきました。で、一応そういった方向性の中で、地上設置……。まだ地上のほうに設置をするということで、それならナカジマさんのほうが私のほうで設置しますよというふうな申し出があったものですから、それを受け入れるというふうな形にさせていただいたというふうなことでございます。ですので、ナカジマの提案で地上設置型でやるとかっていうことではなくて、ナカジマさんと話し合いの中で、町としてはもう既に、さっき課長が言われたとおり2軸の追尾式については非常にもう限界だろうということで、地上設置型を模索していたというふうなことでございます。

○議長(紙井和美君) 11番久保谷充君。

○11番(久保谷充君) これ設置費用と撤去費用幾らかわかりませんがね、今までやっぱり 売電効率の低下の部分、それと8月以降、いつだかわかりませんが、それまでのやつの補償金、 ね、あとそういうやつのやっぱり、何ですか、補償金とかそういうものは、私は、何ですか、 生じてくんじゃないかなというふうに思います。時間もないのでね、あれしますが。

あとですね、これ今日ね、私も給食センターと、あとね、水道事務所のほうね、質問しましたがね、平成25年11月に給食センターに設置した太陽光発電電池式外灯エコルーナはね、神栖市は当初から照度不足なのに報告書がない、阿見町でも保証書もない、照度も不足をしてる、現在7基中4基が不点灯、全基点灯というのはいつだかもわからない。水道事務所の太陽光発電システムは、全基撤去。導入時よりまともに稼働したことがなかったために、保険にも加入できなかった。

庁舎前の風力発電及び太陽光発電システムのLED外灯を寄贈した有限会社ラッサムが水道 事務所の追尾型太陽光発電システムを、なぜ建設業無許可業者なのに工事一括下請を受注でき たのか。自分では全く工事もしないで、2次下請に丸投げをしたのか。議会に説明もなく入札 差金で設置したのか。給食センターに設置したエコルーナも、水道事務所に設置した追尾型太 陽光発電システムも倒産した緑洲及び緑洲インターナショナルの製造であります。

給食センターの決算特別委員会の答弁で、町長は先ほども話しましたが、私が手配してやった、切れた、切れないは機械だからしょうがないとさっきも話しておりましたがね、追尾型のほうも同じような大体ね、アイデアを出したのは私ですよという話をしておりましたがね、最後に町長のこれまでの2つに対して、どういうふうに思ってんのかだけ、ちょっとお伺いして終わりたいというふうに思います。

○議長(紙井和美君) 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) まずエコルーナの場合は、もう確かに切れた物に対してはね、業者がやっていただけると、3基ね。これはもう非常に業者の責任でやってくれるっていうことは、

非常にいい方向に行ったなと、そう思います。やっぱり、先ほども言ったとおり、エコルーナはあくまでもシンボルマークという形の中で私は考えておりますし、15時間あれば、そこで日中ならずっと見られるわけですから。だから、先ほども言ったとおり、7割はやっぱりシンボルマークの中で、あと3割はね、これは外灯というね、そういう私は考えを持ってます。私非常にエコルーナはいい形じゃないかなと、そう思います。

あと追尾式のやつはね、やっぱり、それはああいう形になってしまって、この間も……。先ほども言いましたけど、霞台の町民の皆さん、区民の皆様にも本当に申しわけなかったということであります。ただ、先ほど久保谷議員が言ったね、売電事業なんて町がやるべきじゃないっていう、それはちょっとおかしい。ね、今ね、美浦だって2メガやって年間1億以上の売り上げがあって、そして5,000万以上のやっぱり自己資金になってるっていう。あんときどうだったんだって、私はその思いが1番します。

やはり町が、やっぱりできること、今やっぱり前向きに考えてできることをやらなければ、 ただただ後ろ向きでこれもだめあれもだめではなくてね、それが1つの失敗を糧して、やっぱりそれをやっぱり糧にして、町は前に進まなけりゃいけないと思います。特にやはり今の時代は、地方自治体の格差が非常に大きくなるという、そういう状況でありますから、そういう意味ではやっぱり議員各位と一緒になってね、職員もそうですけど、やっぱり前向きな形で町をやはり皆さんと一緒にいい方向に活かしていきたい、そう思ってます。

○11番(久保谷充君) さっきほれ、何だか……。議運委員長、ちょっとほれ、さっきいろいろな、ね、執行部とやっぱりいろいろなものがダブって答弁してんで、ちょっと時間なくなったんで、一、二分だけいただきたいというふうに思うんですが、議運の委員長どうですか。ただほれ、質問するわけじゃないから。いや……。

○議長(紙井和美君) 18番佐藤幸明君。

○18番(佐藤幸明君) はい。やりとりの中で、確かに執行部の方々が明快な答弁をしなかったために、再度質問したという部分はございました。そういう中で、もうちょっと時間を認めてほしいということでありますが、今の発言の中で質問じゃないという内容でしたので、認めないことにしたいと思います。質問であれば認めます。一般質問の時間が、答弁によって少なくなってしまったということですから、この先も質問であるということであれば認めます。質問じゃないという言い方でしたから、認めることはできません。一般質問の時間なんですから。あとは議長の判断。

○議長(紙井和美君) 久保谷充議員、じゃあ30秒でお願いします。

○11番(久保谷充君) 最後にね,一言ね,今年の干支はさる年でしたのでね,さまざまな 今年もね,ことがいろいろとありましたのでね,全ての災難が去るということで,そういう年 をね,あれしたんで、来年はね、来年の干支はとりなんで、とり年はですね、商売繁盛の縁起がいい年ということで、皆さんもいろいろなとり年にちなんでね、いろいろな情報を取り込みながら、そして来年みんなで一生懸命頑張っていきたいというように思います。

以上、今日は質問ありがとうございました。

○議長(紙井和美君) これで、11番久保谷充君の質問を終わります。

休会の件

○議長(紙井和美君) 次に、日程第4、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、12月13日から12月21日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長(紙井和美君) 以上で本日の日程は全て終了しました。 本日はこれで散会します。大変に御苦労さまでした。

午後 5時03分散会

第 4 号

[12月22日]

平成28年第4回阿見町議会定例会会議録(第4号)

平成28年12月22日(第4日)

○出席議員

1番 紙 井 和 美 君 2番 石 引 大 介 君 3番 井 田 真 一 君 野 好 央 君 4番 高 5番 口達哉君 樋 6番 栗原宜行君 7番 口雅弘君 野 永 井 義 一 君 8番 9番 海 野 隆 君 10番 平岡 博 君 久保谷 充 君 11番 川畑秀慈君 12番 難 波 千香子 君 13番 14番 柴 原 成 一 君 15番 久保谷 実 君 16番 吉田憲市君 17番 倉 持 松 雄 君 18番 佐藤幸明 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

 町
 長
 天
 田
 富司男
 君

 教
 育
 長
 菅
 谷
 道
 生
 君

 町
 長
 公
 室
 長
 篠
 崎
 慎
 一
 君

 総
 務
 部
 長
 小
 口
 勝
 美
 君

町民生活部長 篠原尚彦君 保健福祉部長 野 利 明 君 飯 產業建設部長 湯 原 幸 徳 君 教育委員会教育次長 大 野 利 明 君 会計管理者兼 佐 藤 吉 君 会 計 課 長 政策秘書課長 佐 藤 哲 朗 君 総 務 課 長 青 公 雄 君 山 財 政 課 長 大 塚 芳 夫 君 税 務 課 長 菊 池 彰 君 納 課 収 長 村 田 敦 志 君 高齢福祉課長兼 湯 原 勝 行 君 福祉センター所長 国保年金課長 柴 義 君 山 道路公園課長 大 塚 康 夫 君 上下水道課長 坪 田 博 君

○議会事務局出席者

 事 務 局 長 吉 田 衛

 書 記 大 竹 久

平成28年第4回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成28年12月22日 午前10時開議

- 日程第1 行政報告
- 日程第2 議員提出議案第2号 阿見町議会会議規則の一部改正について
- 日程第3 議案第107号 阿見町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の 制定について
- 日程第4 議案第108号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 議案第109号 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 の一部改正について
 - 議案第110号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条 例の一部改正について
 - 議案第111号 阿見町税条例等の一部改正について
 - 議案第112号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第113号 平成28年度阿見町一般会計補正予算(第3号)
 - 議案第114号 平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
 - 議案第115号 平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3 号)
 - 議案第116号 平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3 号)
 - 議案第117号 平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)
 - 議案第118号 平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2 号)
 - 議案第119号 平成28年度阿見町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第120号 阿水新工第17号福田工業団地内浄水場新設工事請負契約について
- 日程第7 議案第121号 町道路線の廃止について
- 日程第8 議案第122号 阿見町職員の勤務時間,休暇等に関する条例の一部改正につい て
 - 議案第123号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第9 請願第5号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を 求める請願

日程第10 意見書案第3号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書(案)

日程第11 水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査について

日程第12 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長(紙井和美君) おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、 御了承願います。

これより、議事に入ります。

行政報告

○議長(紙井和美君) 日程第1,行政報告を行います。町長より報告事項の申し入れがありましたので、これを許します。

町長天田富司男君, 登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) 皆さん、おはようございます。2016年最後の本会議ということで、 1年間、議員各位には大変お世話になりました。ありがとうございます。

報告事項でございますが、皆さんも御存じのとおり、前議員でありました、またオンブスマン阿見町の代表であります藤井孝幸氏からの裁判の報告であります。

平成28年6月28日,第2回定例会最終日に報告いたしました,当町を被告とする平成28年 (ネ)第3473号損害賠償等請求控訴事件について,昨日,判決言い渡しがありました。現時点でございますが,判決文の送達を受けておりませんので詳細は不明でありますが,判決は主文,本件控訴をいずれも棄却する,控訴費用は控訴人の負担とする,というものです。一審同様,当町の勝訴でありました。これは柴原議員もそのような勝訴だったと思います。

今後,原告側の判決文受理から14日間の上告期間の期間が経過し,上告等の提起がなければ, この判決が確定することになります。

以上で、報告を終わります。

○議長(紙井和美君) 以上で、行政報告を終わります。

議員提出議案第2号 阿見町議会会議規則の一部改正について

次に日程第2,議員提出議案第2号,阿見町議会会議規則の一部改正についてを議題といた します。 本案に対する趣旨説明を求めます。

18番佐藤幸明君,登壇願います。

[18番佐藤幸明君登壇]

○18番(佐藤幸明君) 皆さん、おはようございます。議員提出議案第2号、阿見町議会会議規則の一部改正についての提案理由を申し上げます。

本案は、委員会における請願の審査において、委員会がその審査のために必要があると認めるときは、請願者に委員会への出席及び請願の趣旨等の説明を求めることができるとする旨の改正を行うものであります。提出者、阿見町議会議員佐藤幸明。 賛成者、阿見町議会議員倉持松雄、同じく久保谷実、同じく柴原成一、同じく川畑秀慈、同じく野口雅弘、以上であります。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(紙井和美君) 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。 ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、会議規則第39条第2項の規定により、 委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。 これより、討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより、採決いたします。

議員提出議案第2号は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認めます。 よって、議員提出議案第2号は原案どおり可決することに決しました。

> 議案第107号 阿見町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の制 定について

○議長(紙井和美君) 次に、日程第3、議案第107号、阿見町介護予防・日常生活支援総合

事業の実施に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る12月8日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長(川畑秀慈君) 皆さん,おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査 の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、去る12月13日午後1時57分に開会し、午後2時57分まで慎重審議を行いました。 出席委員は6名全員で、議長の出席をいただきました。議案説明のため、執行部より天田町長 を初め関係職員18名、議会事務局より2名の出席をいただきました。

初めに、議案第107号、阿見町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の制定について申し上げます。

質疑を許しましたところ,医療介護総合推進法案の中で,要支援1,2の方は介護給付から訪問介護と通所介護を外されるが,今後,町としてどのような受け皿をつくるのかとの質疑に対しまして,要支援1,2の方の介護予防,通所介護と訪問介護予防が外されて,こちらの地域支援事業のほうに移行するという形になりました。今回,その受け皿として,この介護予防・日常生活支援総合事業が対象になってきます。この介護予防・日常生活総合支援総合事業の第1号事業の中で,通所事業と訪問事業というのが設けられています。その中で,従前のとおり行っていた介護予防の通所介護事業と訪問介護事業はそのまま事業を実施していきます。

この事業の中で、要支援1,2の方が今まで認定期間を受けている最中については、従前のとおり、介護予防、訪問介護、介護予防、通所介護を従前どおり受けていただく。認定期間が切れたときにこの総合事業に移行するか、それかもしくは他の訪問看護とか居宅のレンタルサービス、福祉用具のレンタルサービス、これを受けたい場合には続けて認定を受ける必要があります。引き続き認定を受ける、もしくは総合事業の中で通所介護、訪問介護だけを受けたい方については、事業の対象となるかならないかというリストがあり、その判定を受けて介護予防ケアマネジメントの、いわゆる通所介護と訪問介護を引き続き受ける形になります。いずれにしても従前の方はそのまま受けられるように考えております。と答弁がありました。

次に質疑を許しましたところ、今後利用者の費用負担はどのようになっていくのかとの質疑に対して、ほとんどの市町村は、例えば、デイサービス、ヘルパーさんを利用していた金額については、従前のとおりの単価設定で考えています。ただ、ボランティア、NPOを使うとい

った場合については違うサービス体系という形で、地域住民の支え合いのシステムをつくると いう形になりますので、単価自体は安く設定する形になるかと思います。

ただ、町のほうでは、そこまでサービスの裾野を広げておりません。こちらについては、来 年以降、検討を進めてまいりますので、まだ詳しいことはお答えできないのが現状です。と答 弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、反対討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第107号、阿見町介護予防・日常生活総合支援事業の実施 に関する条例の制定については、賛成多数により、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長(紙井和美君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番永井義一君。

○8番(永井義一君) 私はこの議案第107号,阿見町介護予防・日常生活総合支援事業の実施に関する条例の制定について、反対をいたします。

まず、民生教育常任委員会でもお話ししたように、この条例案のもととなる医療介護総合推進法では、新たに特別養護老人ホームに入所する場合、入所予定者が要介護3以上でなければならず、今まで入所できた要介護1や2の人が入所できなくなります。そのことにより在宅などで介護するケースが増え、要介護者や要介助者の負担が増えることが容易に予想されます。

また、要支援1,2の人についても、介護保険本体の給付、予防給付から訪問介護と通所介護を外され、市町村による地域支援事業に移行することになります。そのことにより介護サービスに地域格差が生じ、また、要支援者の重症化なども進むことが予想され、その結果として保険財政を圧迫することも考えられます。

よって、この議案第107号に反対をいたします。

○議長(紙井和美君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第107号ついての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長(紙井和美君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。 議案第107号を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

[替成者起立]

○議長(紙井和美君) 起立多数であります。 よって、議案第107号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第108号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第109号 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の 一部改正について

議案第110号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 の一部改正について

議案第111号 阿見町税条例等の一部改正について

議案第112号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長(紙井和美君) 次に、日程第4、議案第108号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第109号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第110号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、議案第111号、阿見町税条例等の一部改正について、議案第112号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、以上5件を一括議題といたします。

本案については、去る12月8日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長吉田憲一君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長(吉田憲市君) 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、12月の13日午前9時55分に開会し、午前10時14分まで慎重審議を行いました。 出席委員は6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員20名、議会事務局2 名の出席をいただきました。ほかに一般傍聴者2名がありました。

はじめに議案第108号,阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について,議案第109号, 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について,議案第 110号, 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について, 議案第111号, 阿見町税条例等の一部改正についてを御報告申し上げます。

以上4議案は、いずれも質疑討論なし、採決に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決しま した。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(紙井和美君) 次に、民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

〇民生教育常任委員会委員長(川畑秀慈君) それでは、続きまして議案第112号、阿見町国 民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ,議案の説明資料の中に「日本と台湾との間で」というような形で書かれていますが,わかりやすい説明をお願いしたいとの質疑に対して,これは,この特例リスト,特例配当金というのは町内に住所を有する個人が外国の金融機関から受ける利子及び配当という意味です。利子所得,配当所得,譲渡所得,一時所得等をこの国保税に課税するための所得とみなすということになります。それに伴い,議案の第111号の税務課でもあったと思いますが,同様の改正がなされたため,国保税のほうも同様の改正を行うというような形になります。と答弁がありました。

質疑に終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第112号、阿見町 国民健康保険税条例の一部改正については全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長(紙井和美君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第108号から議案第112号までの5件についての委員長報告は、原案可決であります。 本案5件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第108号から議案第112号までの5件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第113号 平成28年度阿見町一般会計補正予算(第3号)

議案第114号 平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第115号 平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第116号 平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3 号)

議案第117号 平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第118号 平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第119号 平成28年度阿見町水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(紙井和美君) 次に,日程第5,議案第113号,平成28年度阿見町一般会計補正予算 (第3号),議案第114号,平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号),議 案第115号,平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号),議案第116号,平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号),議案第117号,平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算 (第3号),議案第118号,平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号),議案第119号,平成28年度阿見町水道事業会計補正予算 (第2号),以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る12月8日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長報告より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲一君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長(吉田憲市君) それでは、先ほどに引き続きまして、議案第113号、 平成28年度阿見町一般会計補正予算(第3号)のうち、総務常任委員会所管事項についての御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、地域安全対策費として200万円補正予算がありますが、説明をお願いします、との質疑があり、それに対する回答として、今回198万5,000円の補正予算を組ませていただきました。内容といたしましては、10月に行いました総合防災訓練に係る交通防災課以外の職員の方々への時間外手当でございます。それと、10月に阿見町の消防団が茨城県代表として全国大会に出場しました。それに伴う夜間訓練、休祭日の選手の練習に交通防災課全員体制で随行した時間外手当と、これから年度末に向けての災害対応、防災業務に関する時間外を見込んでトータルで今回198万5,000円という補正予算を組ませていただきました。という

答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第113号、平成28年度阿見町一般会計補正予算(第3号)うち、総務常任委員会所管事項は全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決議に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(紙井和美君) 次に、民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長(川畑秀慈君) 続きまして,議案第113号,平成28年度阿見町 一般会計補正予算(第3号)うち,民生教育常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ,訪問入浴サービスの事業委託料の165万6,000円の増額の理由は, との質疑に対して,平成27年度は当初3名いましたが,途中で利用者が施設の入所ですとか転 出等があり,減少いたしました。現在は4名の方が利用されている状況です。また,今年の夏 場などは,基本的に訪問入浴というのは週に2回というのが原則的な回数ですが,個人差があ り,住まわれている住居の環境などの違いもあり,利用回数を増やしてほしいというような要 望もありました。最終的に4名の方の利用で,かつその利用回数の見込みとしましては,全体 として380回ほど見込んでいることから,増額の予算補正を計上させていただきました。と答 弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、学校施設整備事業の2億9,300万の補正の内容について質 疑がありました。学校施設整備事業の工事請負費の維持補修工事、これは阿見町小学校のトイ レエアコンの設備改修の予算になります、と答弁がありました。

次に、以前耐震工事をやりましたが体育館の落下防止工事は入っていなかったのですか、との質疑に対して、今回は天井落下防止対策工事というのを、これは非構造物と呼ばれる体育館の中にある上からつり下がっている照明とかバスケットボールのコート、またゴールが落下しないように対策をする工事になります、と答弁がありました。

次に、すこやか保育応援事業補助金と多子世帯保育料軽減事業補助金の内容についてとの質疑に対して、すこやか保育応援事業補助金は、2人以上の子供を持つ世帯の同時入所における保育料を軽減するもので、入所児童の世帯に対して補助をするものです。多子世帯保育料軽減事業補助金は、保育所入所児童で第3子以降の3歳児未満児の世帯に対する保育料の無償化に対する補助金です。すこやか保育応援事業補助金につきましては、当初予算額をそのまま皆減ということになりました。こちらの補助金については、県の当該補助金が廃止されたことにより皆減になりました。それから、多子世帯保育料軽減事業補助金は、先ほどのすこやか保育応援事業補助金にかわり、今年度から新たにつくられた県の補助制度で、今回725万4、000円を増

額しています。対象としては延べ人数で282名を予定しています。実人数にしますと32名を想定して計上しています。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第113号、平成28年度阿見町一般会計補正予算(第3号)のうち、民生教育常任委員会所管事項については全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に,議案第114号,平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について 申し上げます。

質疑を許しましたところ,一般被保険者高額医療費の内容についてとの質疑に対して,高額 医療というのは,大きな病気をし高額な医療費がかかったときに,1カ月間に自己負担の限度 額は基準として8万100円です。それ以上の医療費を支払った場合,その超過分をこの高額医療費で負担することになります。昨年に比べて高額医療費が伸びておりますが,これは今年度 のレセプト件数と高額医療費等を月報データを用いて精査しました。前年度と比較すると国保加入者全体の高額医療費のレセプト件数については5.9%伸びております。また,高額医療費も17.8%伸びております。65歳以上も前年度と比較するとレセプト件数が4.8%増,それから高額医療費についても15.9%増と増えております。高額医療費の当初予算は3億8,000万円,これを本年度前期分の給付費としましては,既に2億571万4,000円を高額医療費に充てております。これを前年度の前期分の給付費と比較するとやはり17.8%の増となり,前年度の給付費、前期分の給付費に対する同じく前年度の後期分の伸び率で,前年度は後期分は1.8%増加しました。それを今年度の前期分の2億571万4,000円に掛けますと,おおむね5,000万円が不足するというように試算されましたので,今回の補正に計上させていただきました。と答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第114号、平成28 年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については全委員が賛成し、原案どおり 可決いたしました。

次に,議案第117号,平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。

質疑を許しましたところ、保険給付費の中の高額介護サービス費700万2,000円の増額の理由を説明してください、との質疑に対して、高額介護サービス費については、月ごとに利用者の負担上限額というのが決まっています。その負担上限額を超えた部分について一回支払うんですが、その部分について上限額を超えたものについては、後から還付されるのが高額介護サービス費になります。昨年度に比べて月々の件数が増えています。12月支払い延べ件数では3,544件を支払っており、決算見込みでは5,000件を想定しております。平成27年は4,095件で

すので、約1,000件多く見込まれております。3月までの決算をすると700万2,000円足りない と推測されるので増額になっております。と答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第117号、平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)については全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第118号,平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、 採決に入り、議案第118号、平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に ついては全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長(紙井和美君) 次に、産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕 5月長(食塩松雄尹) それでは、命によりまして、産業

○産業建設常任委員会委員長(倉持松雄君) それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、平成28年12月14日午前10時に開会し、午前10時31分まで慎重審議を行いました。 出席委員は全員の6名で、議案説明のため執行部より天田町長を初め8名、議会事務局から2 名の出席をいただきました。なお、傍聴者は2名でした。

まず初めに、議案第113号、平成28年度阿見町一般会計補正予算(第3号)のうち、産業建設常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ、農業振興費の産地改革チャレンジ事業補助金の内容及び観光費の町観光協会補助金の内容を教えてもらいたい、との質疑があり、執行部からはまず産地改革チャレンジ事業補助金については、県の補助金で、農業者等の組織する団体が自ら行う強みをつくり、高める革新的な取り組みへチャレンジする場合に支援するもので、今回の事業はJA茨城かすみ馬鈴薯部会による馬鈴薯の生産拡大と品質向上に向けた取り組みで、現在、全農茨城本部を通して青森に馬鈴薯を出荷し、高い評価を得ており、市場より出荷量の倍増を要望されていることから、今回の補助金で、機械、ロータリー、カルス、栽培器を購入して、作業の効率化を図り、栽培面積の拡大と収量増加をはかるものです。との答弁がありました。

次に、観光費297万円は、自転車イベント事業を開催するための調査委託費用で、内容は企画・現場構成委託料として240万円、これは運営のための企画及び実施計画策定業務で、もう

1つが、会場調査委託料として35万円、イベント実施のための会場及びコース設定のための現地調査業務などです。

サイクルスポーツイベントを阿見町で開催することによる,観光流入,人口の獲得,スポーツツーリズムによる経済効果,継続的な事業とするとのことで,都心から近く,魅力的でサイクルスポットの町として認知を高め,サイクリストのメッカとなれば地域ブランドに成長するのではないかと期待がされ,現在,個人またはグループで周遊コースを規定時間内に何週できるかを競うエンデューロという競技と,阿見町,美浦村,稲敷市,近隣市町村を広域的に使うゆっくり走るポタリングの2つの競技を開催できないかということで,調査検討を進めているところであります。との答弁がありました。

次に、農地集積総合支援事業119万9,000円の補助金が増えたのはどういう理由なのかとの質疑があり、執行部からはこの機構集積協力金119万9,000円の内容は、地域集積協力金として、清明川土地改良区の中の塙地区の田んぼ8.99~クタールにおいて、貸している農地について10年間、農地中間管理機構を通して担い手に貸し付けることがまとまり、10アール当たり1万円として、89万9,000円の協力金になります。あともう1つは、経営転換協力金で、荒川本郷地内の貸し手の所有する畑1.8~クタールについて、その全部を担い手に貸し付ける、つまり貸し手から担い手に農業経営が転換されるということで、同じく10年間、機構が中間に入り管理するという事業がまとまり、0.5~クタール超から2~クタール以下については1戸当たり30万円の協力金が補助金して交付され、合計で119万9,000円となります。との答弁がありました。次に、土木費の道路橋梁維持補修事業と、道路新設改良事業と、特定地区の道路整備事業の内容は、との質疑があり、執行部からは道路橋梁維持補修事業の工事費は、上郷地内、上長地

内容は、との質疑があり、執行部からは道路橋梁維持補修事業の工事費は、上郷地内、上長地内、若栗地内、中央北地内の4路線を行うものと、橋梁の修繕工事、これは柿の木橋の修繕工事を行うことがメインとなっております。道路新設改良事業は、下本郷地内、実穀地内、中央東地内の排水整備を行うものです。特定地区道路の測量設計ですけれども、荒川本郷地内の南大通りから本郷小学校へ通ずる道を整備するところで、交差点の改良、それと本郷小学校の北側の現在丁字路になっている交差点の2カ所について、警察と協議を行うための資料として測量設計を行うものです。との答弁がありました。

次に、公園緑地整備事業の内容について質疑があり、執行部からは、公園緑地整備事業の委託料で、現在吉原地内の土地区画整理が行われており、この事業は県で整備を進めているところです。そのうち、公園については町のほうの事業で実施し、整備とあわせて県のほうで工事は実施していただくことから、その整備にかかわる委託を県のほうで行ってまいります。との答弁がありました。

その他,質疑がなく,質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、

議案第113号,平成28年度阿見町一般会計補正予算(第3号)のうち,産業建設常任委員会所管事項については全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案115号、成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について質疑を許しましたところ、公共下水道整備事業はどの辺のところを整備するのかとの質疑があり、執行部からは、場所的には荒川本郷地内で、舗装工事が本郷テニスクラブの通り、それと焼き鳥くらもちの通り。あと荒寺線、焼き鳥くらもちの交差点のところからカスミに向かって両側の舗装復旧。それと管渠工事が荒寺線と平行して一本奥に入る道があるんですが、そこの部分と、焼き鳥くらもちの荒寺線を挟んで反対側、中村興業さんがある通りの管渠工事ということになります。との答弁がありました。

その他、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、 議案115号、平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)については全委員 が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案116号、平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について質疑を許しましたところ、農集の加入状況はどのような状況になっているのかとの質疑があり、執行部からは、接続率ですが、小池地区が95.4%、福田地区が63.5%、実穀・上長地区が63.4%、君島・大形地区が92.9%で、全体で75.7%ということになります。との答弁がありました。

その他,質疑がなく,質疑を終結し,討論に入り,討論なし。討論を終結し,採決に入り, 議案116号,平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)については全委 員が賛成し,原案どおり可決しました。

続きまして,議案119号,平成28年度阿見町水道事業会計補正予算(第2号)について質疑を許しましたところ,質疑なし。質疑を終結し,討論に入り,討論なし。討論を終結し,採決に入り,議案119号,平成28年度阿見町水道事業会計補正予算(第2号)については全委員が賛成し,原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(紙井和美君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第113号から議案第119号までの7件についての委員長報告は原案どおり可決であります。 本案7件については、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第113号から議案第119号までの7件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第120号 阿水新工第17号福田工業団地内浄水場新設工事請負契約につい て

○議長(紙井和美君) 次に、日程第6、議案第120号、阿水新工第17号福田工業団地内浄水 場新設工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る12月8日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(倉持松雄君) それでは、先ほどに続きまして、議案第120号、阿水新工第17号福田工業団地内浄水場新設工事請負契約について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第120号、阿水新工第17号福田工業団地内浄水場新設工事請負契約については全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(紙井和美君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第120号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第120号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第121号 町道路線の廃止について

○議長(紙井和美君) 次に、日程第7、議案第121号、町道路線の廃止についてを議題といたします。

本案については、去る12月8日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

[產業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(倉持松雄君) それでは、先ほどに続きまして、議案第121号、 町道路線の廃止について質疑を許しましたところ、何のために廃止するのか、その価格はどの くらいになるのか、との質疑があり、執行部からは民間の事業者がソーラー発電のパネルを設 置する敷地の一部として利用したいということから、払い下げの申請が出ております。そのた めに、この道路につきましては行きどまりの道路ということで、現況は未供用の道路になって おり、これを払い下げするために廃止するということです。不動産鑑定を行って価格を決めて いくということになり、現在価格は出ておりません。との答弁がありました。

次に、不動産鑑定士に掛けることになると鑑定料が高く、この土地代がなくなるっていうことも想定されるわけですか、との質疑があり、執行部からは不動産鑑定の鑑定料は申請者の負担になりますので、町の負担がないことから、マイナスになるという現象は起きないということになります、との答弁がありました。

次に、町道路線の廃止、民間業者への払い下げることに対して、町では何か規定は定められているのかとの質疑があり、執行部からは、道路認定・廃止等は、道路法の中でもうたってはいるが、町としても道路に隣接している土地の所有者の方の全員の同意、それと地元の代表者の同意、そういうものが整っておれば払い下げは可能という形になっております、との答弁がありました。

その他,質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議 案第121号、町道路線の廃止については全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。 〇議長(紙井和美君) 以上で委員長報告は終わりました。 これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第121号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第121号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第122号 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について 議案第123号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長(紙井和美君) 次に、日程第8、議案第122号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第123号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

本案については、去る12月12日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

〇総務常任委員会委員長(吉田憲市君) それでは、先ほどに引き続きまして、議案第122号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第123号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

以上2議案はいずれも質疑及び討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(紙井和美君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第122号から議案第123号までの2件についての委員長報告は原案可決であります。

本案2件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第122号から議案第123号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

請願第5号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願

○議長(紙井和美君) 次に、日程第9、請願第5号、奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願を議題といたします。

本案については、去る12月8日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきまして、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

○議長(紙井和美君) 民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君,登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇]

○民生教育常任委員会委員長(川畑秀慈君) それでは請願第5号,奨学金制度の改善と教育 費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願について,御報告申し上げます。

紹介議員の趣旨説明があり、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、請願第5号、奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願は、全委員が賛成し、原案どおり採択いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長(紙井和美君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

請願第5号についての委員長報告は採択であります。

本案は、委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認めます。

よって、請願第5号は、委員長報告どおり採択することに決しました。

意見書案第3号 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書(案)

○議長(紙井和美君) 次に、日程第10、意見書案第3号、奨学金制度の改善と教育費負担の 軽減に関する意見書(案)を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

12番川畑秀慈君, 登壇願います。

[12番川畑秀慈君登壇]

○12番(川畑秀慈君) 意見書案第3号,奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書(案),朗読を以って説明にかえさせていただきます。

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

平成28年12月22日,提出者,阿見町議会議員川畑秀慈。賛成者,同じく永井義一,同じく柴原成一,同じく栗原宜行,同じく高野好央,同じく石引大介。

提案理由。別紙意見書(案)のとおり。

意見書の提出先。衆議院議長,参議院議長,内閣総理大臣,文部科学大臣。

奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書(案)。

我が国では、1998年以降、下がり続ける保護者の賃金収入と相反して上がり続ける大学の学費により、学生は奨学金を借りなければ大学に通うことが困難になっています。奨学金制度を運営する独立行政法人日本学生支援機構によれば、2014年度実績では135万人(無利子奨学金47万人、有利子奨学金88万人)が同機構の奨学金を利用しています。これは、全国の大学生のほぼ2人に1人に当たります。他方で、大学卒業後には3人に1人の学生が非正規雇用となっており、2015年4月には返還猶予期間が5年から10年に延長されたものの、奨学金を借りた8人に1人が返済の滞納や猶予の状態にあるとされています。

このような状況にあるにもかかわらず、政府は国立大学の授業料、2015年度約54万円をさらに値上げすることを検討しています。こうした実態は、学ぶ意欲と能力を持った貧困世帯の子供が高等教育を受けることにより相対的に高い職業能力を身につけたとしても、貧困から脱することができない状況を生む可能性を示唆しています。

こうした状況に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記。1,貸与型から給付型へ奨学金制度を抜本的に転換し、大学等において国の給付型奨学金制度を導入するとともに、高校を含めて拡充すること。2,貸与型奨学金は無利子とし、延滞金を廃止。廃止までの間、返済金は元金、利息、延滞金の順に充当すること。また、所得に応じた無理のない返済制度をつくり、返済困難者の実情に即して適切な救済を行うこと、3、大学等の学費の引き下げや授業料免除の拡充等を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成28年12月22日。茨城県阿見町議会。

以上です。

○議長(紙井和美君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第3号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第3号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって可決された意見書の配付といたします。「案」の文字の 削除を願いいたします。

水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査について

○議長(紙井和美君) 次に、日程第11、水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システム の調査について。

本案につきましては、水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会に付議されている案件であります。

委員会の審査経過につきまして、委員長より報告を求めます。

水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会委員長倉持松 雄君、登壇願います。

[水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会委員長倉持松 雄君登壇]

○水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会委員長(倉持 松雄君) 水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査について。それでは水道 事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査について御報告を申し上げます。

水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会は、平成28年第4回定例会第1日目の12月8日に設置され、12月20日に第1回特別委員会を開催し、水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムに関する資料について執行部より説明を受け、その後質疑を行い、調査をしました。しかし、引き続き調査が必要なため、この特別委員会の調査期間を調査事項の終了するまでとし、議会の閉会中でもなお調査研究を行うこととしましたので、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上、委員長報告といたします。

○議長(紙井和美君) 以上で委員長報告は終わりました。

水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員長から、閉会中 における継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長(紙井和美君) 次に、日程第12、議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出が

あります。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(紙井和美君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

閉会の宣告

○議長(紙井和美君) これで本定例会に予定されました日程は全て終了いたしました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長を初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上御自愛、御健勝を祈念いたしております。

これをもちまして、平成28年第4回阿見町議会定例会を閉会といたします。大変に御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後11時04分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 紙井和美

署 名 員 佐藤幸明

署名員 石引大介

参考資料

平成28年第4回定例会 議案付託表

	議案第108号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
	議案第109号	阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
		条例の一部改正について
	議案第110号	阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関す
		る条例の一部改正について
総務常任委員会	議案第111号	阿見町税条例等の一部改正について
	議案第113号	平成28年度阿見町一般会計補正予算(第3号)
		内 総務常任委員会所管事項
	議案第122号	阿見町職員の勤務時間,休暇等に関する条例の一部改正に
		ついて
	議案第123号	阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
	議案第107号	阿見町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条
		例の制定について
	議案第112号	阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
	議案第113号	平成28年度阿見町一般会計補正予算(第3号)
		内 民生教育常任委員会所管事項
民 生 教 育	議案第114号	平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第3
常任委員会		号)
	議案第117号	平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)
	議案第118号	平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2
		号)
	請願第5号	奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採
		択を求める請願
	議案第113号	平成28年度阿見町一般会計補正予算(第3号)
産業建設		内 産業建設常任委員会所管事項
常任委員会	議案第115号	平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3
		号)

	議案第116号	平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
産業建設	議案第119号	平成28年度阿見町水道事業会計補正予算(第2号)
常任委員会	議案第120号 阿水新工第17号福田工業団地内浄水場新設工事請負契約に	
		ついて
	議案第121号	町道路線の廃止について

閉会中における委員会(協議会)の活動

平成28年9月~平成28年12月

1. 委員会(協議会)の活動

委員会名	月 日	場所	事件	
議会運営委員会	11月22日	第2委員会室	・地方議会議員の厚生年金制度への加 を求める意見書について・請願の委員会審査における請願者本 の出席について・その他	
	12月1日	第2委員会室	・平成28年第4回定例会会期日程等について ・その他	
議会報告運営委員会	11月12日	取手市	・平成28年第2回取手市議会報告会及び 意見交換会	
総 務 住 委 員 会	11月10日 ~ 11月11日	滋賀県大津市	・プラスチック製容器包装類の資源化について(大津市北部クリーンセンター)	
		大阪府枚方市	・焼却排ガスの廃熱利用発電及び希少金 属等の資源回収並びに灰の溶融処理・ 固化による焼却残渣の減容化等につい て (枚方市東部清掃工場)	
民 生 教 育 常任委員会	11月16日 ~ 11月17日	石川県七尾市	・地域に根差した障がい者福祉サービス 事業所の取り組みについて (障がい福祉サービス事業所(就労継続	

民 生 教 育 常任委員会	11月16日 ~	石川県七尾市	支援B型)ゆうの丘)
	11月17日	石川県金沢市	・高齢者・若者・病気の人・障害のある 人がつながり、支えあい、共に暮らす 街づくりと日常のコミュニティー活動 について (シェア金沢(福祉・児童入所施設,サ ービス付高齢者向け住宅))
産 業 建 設 常任委員会	11月24日 ~	栃木県塩谷町	・地域産業の活性化(地産地消)の取り組みについて
	11月25日	福島県白河市	・白河市農産物ブランド事業の取り組み について
議会だより編集委員会	10月7日	第2委員会室	・議会だより第150号の発行について・その他
	10月20日	第2委員会室	・議会だより第150号の発行について・その他
	10月25日	東京都千代田区	· 平成28年度町村議会広報研修会
	10月26日	第2委員会室	・議会だより第150号の発行について・その他
全員協議会	10月28日	全員協議会室	・平成29年度3か年実施計画について ・平成29年度町行政施策及び予算要望に おける回答ついて ・その他

全員協議会	11月30日	全員協議会室	・阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について ・臨時福祉給付金(経済対策分)の支給について ・阿見町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の制定について ・荒川本郷地区における町有地活用について ・ 公共交通について ・ 水道事務所太陽光発電設備の復旧について ・ 本道事務所太陽光発電設備の復旧について ・ 福田工業団地内浄水場新設工事について ・ 議会運営員会からの報告について ・ その他
-------	--------	--------	--

2. 一部事務組合議員活動状況

組合名	月日	事件	議決結果等	出席者
龍ヶ崎地方衛生 組合	10月19日	全員協議会 ・平成28年第2回組合議会定例 会提出予定案件		久保谷充 永井義一
	11月1日	第2回定例会 ・龍ヶ崎地方衛生組合行政不服 審査に関する条例について	原案可決	久保谷充 永井義一
		・龍ヶ崎地方衛生組合情報公開 条例の一部を改正する条例に ついて	原案可決	
		・龍ヶ崎地方衛生組合職員の勤 務時間,休暇等に関する条例 等の一部を改正する条例につ いて	原案可決	
		・龍ヶ崎地方衛生組合特別職の 職員の報酬及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条 例について	原案可決	
		・平成27年度龍ヶ崎地方衛生組 合一般会計歳入歳出決算につ いて	原案認定	
		・平成28年度龍ヶ崎地方衛生組 合一般会計補正予算(第1 号)	原案可決	
		・平成29年度龍ヶ崎地方衛生組 合分賦金割合について	原案可決	
		・専決処分の承認を求めること	原案承認	

龍ヶ崎地方衛生組合	11月1日	について(龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について) ・専決処分の承認を求めることについて(平成27年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算(第2号)) ・専決処分の承認を求めることについて(和解に関することについて) ・平成27年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計繰越明許費繰越計算書について	原案承認原案承認	
	11月9日 ~ 11月11日	研修視察 ・視察先 宮古島次世代エネル ギーパーク関連施設・東部清 掃施設組合汚泥再生処理セン ター		久保谷充
牛久市・阿見町斎場組合	10月6日	第2回定例会 ・平成28年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算(第1号) ・平成27年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計歳入歳出決算認定について	原案可決原案認定	難波千香子 海野 隆 野口雅弘
稲敷地方広域市 町村圏事務組合	11月14日	第2回定例会 ·稲敷地方広域市町村圏事務組	原案可決	佐藤幸明 平岡 博

稲敷地方広域市 町村圏事務組合	11月14日	合火災予防条例の一部を改正 する条例について		佐藤幸明 平岡 博
· 1 1 Ea 구 3기까다 []		・平成27年度稲敷地方広域市町 村圏事務組合一般会計歳入歳	原案認定	. 1 M
		出決算について ・平成27年度稲敷地方広域市町 村圏事務組合立養護老人ホー ム松風園特別会計歳入歳出決	原案認定	
		算について ・平成27年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計歳入歳出決算について ・平成29年度稲敷地方広域市町村圏事務組合関係市町村の分賦金割合について	原案認定原案可決	
	11月17日 ~ 11月18日	研修視察 ・視察先 伊達地方消防組合・ 相馬市防災備蓄倉庫・顕彰碑		佐藤幸明 平岡 博

請願文書表

平成28年第4回定例会

整理番号	受年 月 理日	件名および要旨	提 出 者	紹介 議 員名	議決結果
5	平成28年11月7日	1.件 名 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の 採択を求める請願 2. 主 旨 我が国では、1998年以降下がり続ける保護者の賃金収入と、相反して上がり続ける大学の学費により、学生は奨学金を借りなければ大学に通うことが困難になっています。 奨学金制度を運営する「独立行政法人日本学生支援機構」によれば、2014年度実績では135万人(無利子奨学金47万人、有利子奨学金88万人)が同機構の奨学金を利用しています。	茨城県牛久市中央2‐2‐18)自治労茨城県南会館内日本労働組合総連合会茨城県連合会 県南地域協議会 議長 木村 太一	井田 真一	